

東京財団研究報告書

2005-4

日欧における対米観の変質と 安全保障政策に関する研究

佐瀬昌盛 拓殖大学海外事情研究所教授

東京財団研究推進部は、社会、経済、政治、国際関係等の分野における国や社会の根本に係る諸課題について問題の本質に迫り、その解決のための方策を提示するために研究プロジェクトを実施しています。

「東京財団研究報告書」は、そうした研究活動の成果をとりまとめ周知・広報（ディセミネート）することにより、広く国民や政策担当者に関わり、政策論議を喚起して、日本の政策研究の深化・発展に寄与するために発表するものです。

本報告書は、「日欧における対米観の変質と安全保障政策に関する研究」（2004年4月～2005年3月）の研究成果をまとめたものです。ただし、報告書の内容や意見は、すべて執筆者個人に属し、東京財団の公式見解を示すものではありません。報告書に対するご意見・ご質問は、執筆者までお寄せください。

2005年10月

東京財団 研究推進部

日欧における対米観の変質と安全保障政策に関する研究
研究体制

- プロジェクト・リーダー 佐瀬昌盛 拓殖大学海外事情研究教授
- プロジェクト・メンバー 片岡貞治 早稲田大学国際教養学部客員助教授
- 木村 汎 拓殖大学海外事情研究教授
- 鈴木祐二 拓殖大学海外事情研究教授
- 細谷雄一 慶応義塾大学法学部専任講師

目 次

第1章 イギリスにおける対米観の変遷とイラク戦争	1
1 イギリスの対米観—アンビバレントな関係	1
2 ブレア労働党政権の対米観の変遷	3
3 イギリス世論における対米観の変遷	8
4 結論	10
第2章 ドイツの対米姿勢の変化とそのゆくえ	17
はじめに	17
1 ドイツの世論と言論—それはどう変化したか	18
2 シュレーダー政権と米国	29
第3章 イラク戦争と対仏関係、フランスの米国観	44
はじめに	44
1 イラク戦争を巡る米仏対立	44
2 対米世論の動向	52
3 フランスにおける反米主義	66
4 第二次ブッシュ政権と今後の米仏関係	68
おわりに	69
第4章 ロシアにおける米国のイメージ—プーチンのブッシュ観—	85
1 パセプション—本論の狙いと限界	85
2 3つのブッシュ支持発言	86
3 なぜ、ブッシュの再選を望むのか？	90
4 再選後—歓迎と懸念	92
第5章 日本の対米観と日米同盟の拡大	99
はじめに	99
1 日米の「同盟」関係	100
2 近年の対米観の動向と特徴	100
3 日米同盟と米欧同盟：条約文言上の共通点と相違点	100

4	日米同盟の多機能性	102
5	米国側の対日要請と日本の対応	104
6	日米同盟の拡大	106
7	日米の戦略的対話	106
第6章	政策提言 日米安保体制をどう強化するか	109
	はじめに	109
1	今日の日米安保体制の役割を明確に認識せよ	109
2	日米安保条約の独特の「領域」構造を再認識せよ	111
3	わが国にとっての「新しい脅威」の2義を識別せよ	113
4	自衛隊任務の「複線化」に適切対処せよ	116
5	日米同盟協力の強化を目指し、認識ギャップの回避に努めよ	117
6	北朝鮮からの「更新」された脅威への対処を真剣に考えよ	118
7	中国への対応では「日米デカプリング」回避に努めよ	120
8	「新顔」の脅威への対処で、新発想の安全保障戦略を構築せよ	122
9	国際的視野に立つ「対国際テロ国家戦略」を策定せよ	123
10	集団的自衛権に関する従来の憲法解釈を是正せよ	126
11	定義の曖昧な「専守防衛」論からの脱却を目指せ	131
12	防衛・安全保障面での情報能力（収集・分析・評価）を強化し、かつ「秘密保護法」を制定せよ	132

第1章 イギリスにおける対米観の変遷とイラク戦争

慶應義塾大学法学部専任講師

細谷 雄一

1. イギリスの対米観—アンビバレントな関係

(1) イギリス人は「親米的」か？

2003年3月20日にはじまったイラク戦争を前後して、歴史上稀に見る大規模な反戦デモがイギリス国内の各地で行われた。これは、トニー・ブレア首相率いる労働党政権のイラクでの武力行使の決断をめぐって、イギリス国内に亀裂が生じたことを示していた。ブレアは、3月20日のイラク戦争開戦の日にテレビ放送で自らの信念を語る演説を行い、その中でイギリス国内に「深い見解の分裂」が存在することを理解していると述べ、それにも拘わらずアメリカとともに戦争へと踏み切った理由を語った。¹ その「分裂」とはまた、イギリスにとってのアメリカ観をめぐる分裂でもあった。

イラク戦争はイギリス国内で、かつて見られぬほどの深刻な「反米主義 (Anti-Americanism)」感情をひきおこした。² ピュー・リサーチ・センターの世論調査では、1999年度には「アメリカについての好意的な見方」が83%に及んでいたのに、2002年にはこれが75%に降下して、さらには2003年には48%という過半数を割る数値まで下がっている。³ 他の欧州諸国と比較すればそれでお数値は高い方だがイギリス国内で対米感情が悪化していることには変わりない。イギリス国内では、ブッシュ政権の3年間で、アメリカについての「好意的な見方」が約半減しているのだ。

この時代のイギリスの対米観を語ることは、決して容易ではない。グローバル化が進み、以前では考えられぬほどイギリス人の生活文化に「アメリカナイゼーション (Americanization)」が浸透する中にも拘わらず、逆説的にイギリス世論はかつてない規模の「反米主義」的な感情を吐露した。他方で、ヒース元首相と並び戦後で最も「親欧州的 (Pro-Europe)」な首相とみなされ、それまで積極的な欧州統合への関与を続けてきたブレア首相が、閣内や議会内の囂々たる批判を受け止めながら、フランスやドイツと敵対するという代償をともなって、対米協調の道を進んだ。イギリス議会では、イギリスがアメリカとともに戦争に踏み切るか否かで、歴史的にも稀な与党議員の「造反」が生じた。はたしてイギリス人は総じて、親米的なのであろうか、それとも反米的なのであろうか。

これまで通常は、イギリス人は世界でも例外的に「親米的」な国民であると語られてきた。それは後に示すように、多くの世論調査を見る限り大きな誤りではないが、より動態的にそして多面的に理解することもまた必要であろう。本稿では、このような困難な時期におけるイギリスの対米観を可能な限り多面的に検討することになる。扱う時期としては、1997年5月のブレア労働党政権成立以降、とりわけイラク戦争によるイギリス人の対米観の変化に注目して、論じることになる。

(2) イギリス人の対米観の原型

このように現代におけるイギリスの対米観を論じる前提として、まず歴史的にイギリス人がこれまでアメリカをどのように見てきたのかの、その原型を理解する必要があるだろう。⁴

多くの二国間関係と同様に、イギリスとアメリカとの関係もまた、歴史的に「対立」の側面と「協調」の側面の双方が見られた。イギリスとアメリカとの「対立」としての関係の原型を規定したのは、1775年に始まるアメリカ独立戦争、そして1812年の第二次米英戦争であった。とりわけ後者の戦争では、イギリス軍はアメリカの首都ワシントンの大統領府を攻撃して、深刻な恐怖心を植え付けた。その後のアメリカの外交は、イギリスをはじめとするヨーロッパの大国の脅威を以下に排除して、自国の安全を保持するかに会った。⁵ イギリスは建国期のアメリカにとっての最大の脅威であり、敵国であり、真珠湾攻撃に至るまで唯一アメリカの国土を本格的に攻撃した国だったのだ。

しかしその後、19世紀半ば以降に国力を増強するアメリカに対して、次第にイギリスは妥協を続けるようになる。それは一つには、アメリカが独立戦争以来フランスとの同盟関係を維持して、最先端の科学技術を有するフランスからさまざまな軍事技術を学んでいたからであり、またフランスやドイツやロシアといったヨーロッパの大国が次第に力を増しつつある中で、イギリスが軍事的に北米大陸を押さえつけることができなかったからである。南北戦争後のアメリカは、イギリスが無視できぬほどに強大化して、圧力を増してきたのだ。それゆえに、イギリス外交史の大家であるケネス・バーンは、イギリスが北米でアメリカに妥協を続けたのは、「友情からではなくて、リアリズムからだ」と論じている。⁶

20世紀も半ばとなりアメリカが世界最大の「超大国」となると、イギリスはそのような「リアリズム」を深く実感して、アメリカとの協調を前提に自らの外交を考えるようになる。そのような中でイギリス国内では、衰退しつつあるが叡智を持つ老大国イギリスが、野蛮な新興大国であるアメリカを「躰る」というようなイメージで、英米関係を語るようになった。それは、長期間首相を務めたハロルド・マクミランが用いた「ローマ帝国のギリシャ人」のアナロジーで、端的に示されていた。マクミランは、次のように語っている。「あのアメリカ人たちは、新しいローマ帝国を意味しており、われわれイギリス人は、古代のギリシャ人同様に、彼らにどこに進んだらよいかを教えねばならないのだ。」つまりはイギリス人であるゆえに、「かろうじてアメリカ人を文明化して、ときには影響力を行使することが出来るのだ。⁷」かつて国務長官を務めたヘンリー・キッシンジャーは、ある程度イギリスのこのような役割を受け入れていた。それゆえキッシンジャーは自著の中で、イギリスのことを、「名誉ある相談相手 (an honorary consultant)」と呼んでいる。⁸

イギリスがアメリカを「文明化」して、「影響力を行使する」という認識は、イラク戦争時においても見られた。例えばブレア首相は、イラク戦争の始まる2カ月前に次のようにイギリスの在外大使に伝えていた。「影響力の本当の意義とは、非常に厄介な問題においてわれわれが、アメリカを単独で行動させないようにするということなのだ。」つまりは、「この問題においてアメリカを単独で解決させないようにする必要があるのだ。も

もちろんそれは、国連を通じて扱うべきだという意味であり、それはこれまでアメリカが行ってきたことなのだ。⁹⁾

以上のような意味で、イギリス人の中ではアメリカに対する不信感や反感が、対米協調するということと両立しているのだ。これは、フランスなどではなかなか見られぬ発想であろう。しかしながら誰もが、マクミランやブレアのように考えているわけではないし、そもそもマクミランやブレアがイギリスの首相として、いつもうまく対米関係を運営しているわけではない。イラク戦争でのブレア首相のそのような発想については、イギリス政府内からも強い反発が起こっていた。この点を理解するために、以下において、ブレア首相、労働党政権、そしてイギリス世論という三つのレベルでの対米観について、それぞれのイメージと認識を整理することにしたい。

2. ブレア労働党政権の対米観の変遷

(1) トニー・ブレアの対米政策の変遷

1997年5月の総選挙に勝利したトニー・ブレア労働党党首は、2003年3月に始まったイラク戦争では、国民の批判や巨大な規模の反戦デモにも動じることなく、確固とした態度で対米協調姿勢を貫き、アメリカとともに武力行使を決断した。しかしそのブレアはそもそも当初から、親米的な人物として知られていたわけではない。若き日にはバリのバーでアルバイトをしており、フランス語に堪能であると同時に親仏家として知られていたのだ。他方でブレアは、一世代上の労働党左派の政治家に見られるような、イデオロギー的な反米感情を持っていたわけではない。その点で、イラク戦争の際に見られた労働党内の左派系議員の猛烈な反米姿勢とは一線を画していた。極めてプラグマティックで、バランスのとれた思想の持ち主であったのだ。

その意味では、すでに述べたハロルド・マクミランの「ローマ帝国のギリシャ人」のイメージのように、イギリスの首相に伝統的な、アメリカの対外政策に影響力を行使してよりよい方向へと進ませようとする立場にあったといえる。ジャーナリストのピーター・リデルは、その優れた著書の中で、そのようなブレアのアプローチを、『「強く抱擁する」アプローチ（‘hug them close’ approach）』と呼んでいる。¹⁰⁾ それは必ずしも友好的感情や、思想的同一性から「抱擁」を行うのではなくて、影響力行使のためのプラグマティックな理由からの「抱擁」でもあった。

トニー・ブレアの親米主義は、1980年代の野党時代の労働党の対外姿勢の反省に由来していた。¹¹⁾ 1980年代の労働党は、反米主義的なアメリカへの敵対姿勢を強めると同時に、欧州大陸へも批判的立場を強めていた。したがって、EC（欧州共同体）を批判すると同時に、NATO（北大西洋条約機構）からの離脱も示唆するという破滅的な対外姿勢を示していたのだ。そのことに、プラグマティックなブレアは懐疑的であった。

しかしブレアが親米的な感情を強めたのには、何よりも、1992年のアメリカ大統領選挙で勝利を収めたビル・クリントンの影響があった。1993年1月、クリントンの大統領就任直後のホワイトハウスを野党労働党のブレアは訪問した。そこでクリントンと会談をしたブレアは、クリントンの選挙戦略、政治理念、人間的魅力の全てに圧倒された。¹²⁾ ブレ

アはクリントンについて、かつて会った中でも最も聡明な政治家だ、と答えている。¹³ とはいえブレアはサッチャーとは異なっていた。サッチャーがアメリカとの関係を何より優先して、欧州大陸と敵対していたのに対して、ブレアはアメリカともヨーロッパとも友好関係を強化しようとしていた。

総選挙で勝利する一年半前の1995年11月に、ブレアは演説の中で次のように述べていた。

「アメリカは、欧州安全保障にとって死活的に重要であり、今後もそうであり続けるだろう。イギリスとアメリカは、危機のときにはいつも、お互いに手を取り合うであろう。イギリスは、湾岸戦争時のように軍事的支援が必要なきにはいつでも、アメリカが協力を求める国であるだろう。イギリスとアメリカの関係は、いつでも特別な信頼に基づくものであるだろう。そしてわが国は、ヨーロッパとアメリカを結びつける上で、決定的な役割を担うべきなのだ。¹⁴」

まさにこの言葉に、イラク戦争時のブレアの態度が暗示されているといえる。さらには、1996年4月に野党党首としてアメリカに訪問したときに、ブレアは次のように述べていた。この言葉は、後に首相に就任してからも幾度となく繰り返すことになる。「イギリスにとって、ヨーロッパとの関係と、アメリカとの関係と、いずれかを選択せねばならないと想定するのは、ばかげたことだ。反対にアメリカにとっての、ヨーロッパにおけるイギリスの役割の本来の価値とは、防衛面においてヨーロッパをしっかりとアメリカに結びつけて、外向きにさせ、貿易と投資で開放的にさせて、中・東欧の新興民主主義諸国へと扉を開けてそれらを包み込むように、影響力を行使することなのだ。¹⁵」

他方で、ブレアは首相就任以後、第一期目政権においては徹底した親欧州的な態度を示してきた。¹⁶ とりわけ1998年以降には欧州防衛統合をめぐるイニシアティブを発揮して、1999年以降には「ヨーロッパの中のイギリス (Britain in Europe)」キャンペーンによってイギリス世論を動かそうと試みていた。¹⁷ その背景として、外務省高官のロバート・クーパーや、イギリスのパブリック・ディプロマシーを展開する上で重要な役割を担ったフォーリン・ポリシー・センターのマーク・レナードなどの親欧州的なブレアの側近の影響力が重要な意味を持っていた。とりわけ、欧州改革センター所長のチャールズ・グラントは、ブレア首相が親欧州的な政策へと傾倒する上で、極めて重要な役割を担っていた。

ところが、2001年に始まる政権二期目のブレア首相は、そのような自らの親欧州的な外交路線を少しずつ修正するようになる。それにはいくつかの理由があったが、決定的に大きな理由は、9.11テロの勃発である。2001年5月の総選挙でふたたび圧倒的な勝利を収めたブレアの労働党は、その4カ月後に歴史的なテロ攻撃に直面する。その重大性を知ったブレアは、欧州防衛統合を重視するそれまでの路線を改めて、アメリカとのグローバルなパートナーシップを優先するようになる。それは希望からではなくて、必要からの選択でもあった。

その背景として、1999年のコソボ紛争での経験が大きな意味を持っていた。ブレア首相はそのときに、アメリカの大統領に対して自らが影響力を行使する重要性を自覚した。¹⁸ アメリカが単独で行動することによって、その軍事行動が国際社会の中で摩擦を生じさせて、国際世論からの批判を浴びるかもしれない。それをイギリスの首相が、和らげること

が不可欠であろう。他方でブレア首相は、コソボ紛争時の米軍による空爆を見て、その精密誘導ミサイルの軍事技術の水準に改めて衝撃を受ける。このときにアメリカとヨーロッパとで、確実な防衛能力格差が生じていたのだ。つまりは、世界における様々な困難や問題を解決する上で、もしも軍事力行使が必要となるとすれば、イギリスはアメリカの力に依存せざるを得ないのだ。そのような認識は、自らが進めようと試みていた欧州防衛イニシアティブに対する情熱の低下にも帰結することになる。

2000年12月に、大統領の二期目の任期を終えようとしていたクリントンが訪英してブレアと会談した際に、クリントンは次のようにブレアに助言を与えた。「私に対してと同様に、ジョージ・ブッシュに対しても可能な限り親密な関係をつくるべきだ。¹⁹」翌年2月、大統領に就任した直後のジョージ・W・ブッシュとキャンプ・デーヴィッドで会談したブレアは、思いの外、ブッシュに対して好印象を抱くことになった。そのときのことを、次のように語っている。「彼は屈強で、率直で、根本的にまじめである。彼と一緒にいるときには、自分自身がどこにいるのか知ることが出来る。私は彼を気に入っている。²⁰」

記者会見で、ブッシュ大統領とブレア首相との間で何か共有しているものはあるかと訊かれて、ブッシュ大統領は「コールゲートの歯磨きだ」と語った。²¹ これによって、この英米首脳会談は、「コールゲート・サミット」と揶揄されるようになった。さらにブッシュ大統領は、このとき、「これがアメリカとイギリスとの間の特別な関係 (a special relationship) であり、われわれはこのようにして、それを維持していく」と述べた。通常アメリカの大統領は、イギリス以外の友好国との関係を考慮して、あまり「特別な関係」という言葉を使わないが、この個人的友好関係はその例外であった。

その後のブレアは、ブッシュ大統領と個人的な友好関係を深めながら、英米協調関係を緊密化していくことになる。確かにブレアは社会民主主義者であり、ブッシュは右派的な保守主義者である。しかしブレアは、フランス社会党のジョスパン前首相のような社会主義者とは良い関係を築くことが出来なかった。²² むしろシラク仏大統領のような保守主義者や、プーチン露大統領のようなプラグマティストとの関係の方が友好的であった。また、ブレアとブッシュは敬虔なキリスト教徒であり、政治においても道徳的な観点を失わないという点でも、世界観を大きく共有していた。ブレアにとって、ブッシュ大統領と個人的な友好関係を維持することは、それほど不自然でも難しくもなかった。

他方でブレア首相は、ヨーロッパとの協力関係を必ずしも無視していたわけではなかった。ブレアの中での優先順位は9、11テロ以降は低下するが、やはりイギリスが欧州統合に積極的に貢献するべきだという点で情熱を失ったわけではなかった。とはいえ、9、11テロ以降、アフガニスタン戦争や、アフガニスタン復興会議、そしてイラク戦争をめぐる国際的対立などと外交問題が肥大化する中で、目前の課題に対処することに追われるようになる。そしてその上で、ジョナサン・パウエルやデヴィッド・マニングという首相官邸の外務省出身の首相補佐官たちの助言に多大な影響を受けるようになる。この二人とも、かつて駐米大使館で勤務していた対米協調論者であり、アメリカに幅広い人的ネットワークを有する官僚であった。²³

親欧州的な姿勢を維持しながら、対米協調の重要性を説くブレアの議論は、米欧対立が進行していく中でより困難なものとなっていった。2002年4月に、ブッシュ大統領がイラク攻撃への決断に傾きつつある中で、「アメリカとEUが協力したときに、世界はより良く

機能するのだ」と訴えた。²⁴ これは、イラクへの武力攻撃へと、EU加盟諸国が協力する必要性を求めることでもあった。しかし後の歴史は、ブレアの期待するようには進まなかった。米欧対立が深刻化することによって、米欧間の架橋的役割を自負するブレアの世界観は、崩壊するのである。

イラク戦争終結後のブレアは、再度、アメリカとヨーロッパが協調する重要性を説いている。2003年10月10日の外交演説では、「今日の世界でイギリスの地位を支える二つの柱」として、「アメリカとの同盟関係」と「EUへの加盟」を指摘している。²⁵ ブレアはイラク戦争という困難を経験しながらも、このような外交姿勢を崩してはいない。しかし一方で、ブレアはイラク戦争へ至る過程であまりにもアメリカとの関係に傾倒しすぎたことから、イラク戦争後にはむしろフランスやドイツなどの欧州諸国との関係を再活性化させつつあるように思える。

このようにして、ブレア首相はアメリカとの協調関係を極めて重要視して、国民の間に高まる反米主義的な感情に怯むことなく、ブッシュ大統領と手を取り合う決断をした。そしてイラク戦争後も、仏独などの欧州諸国との関係を修復しながらも、やはりアメリカとの関係が重要であることを国民に訴えた。

それは、ブッシュ大統領との友情を維持すること自体が目的であるわけでもないし、英米間の「特別な関係」を保つこと自体が目的であるわけでもない。あくまでも、世界秩序全体を考慮に入れての選択であり、プラグマティックな選択であった。新しい世界秩序を構築しようとするブレアの試みは、1999年4月のシカゴでの「国際共同体のドクトリン (doctrine of international community)」演説で端的に示されている。²⁶ またそれは、学者外交官のロバート・クーパーの生み出した政治理念でもあった。

ブレアは、サッチャー元首相とは異なり、対米関係を排他的に優先することによって、欧州大陸との関係を悪化させることを望んでいなかった。それを二者択一として考えることを、回避していたのだ。ブレアにとっては、「アメリカ」と「ヨーロッパ」の「二つの柱」こそが、その外交戦略の根幹に位置していた。しかしその「二つの柱」が常に安定しているわけでもなければ、両立しているわけでもなかった。そこにブレアの対米観の、困難が見られたのだ。

ブレア労働党政権の中で誰もがブレア首相同様の対米観、世界秩序観を持っていたわけではない。とりわけ、イラク戦争をめぐってブレア首相の路線と対立したロビン・クック前外相に注目して、ブレア以外の対米観を見ることにしたい。

(2) ロビン・クックのアメリカ観

ロビン・クックは、労働党内では左派系議員と目されているが、基本的にはバランス感覚のある政治家と見なされていた。政権一期目には外相という重要な役割を担っていた。クックはプラグマティックなブレアと比べても、より理想主義的な対外姿勢が見られて、「倫理的対外政策 (ethical foreign policy)」を提唱し実現しようと試みていた。²⁷ 結局、ブレアのようなよりプラグマティックな外交路線と、クックのようなより理想主義的な外交路線が対立した結果、政権二期目のはじまる2001年にはクックが外相から外されて、ジャック・ストローが後任の外相となった。ストローは政権一期目には党内右派の実務家

肌の内相であり、有能でバランスのとれた政治指導者であった。

クック前外相はそもそも、ブレア首相があまりにもアメリカとの協力を優先しすぎていることに批判的であった。イラク戦争開始後の2003年4月には、『ガーディアン』紙の中でクックは、ブレアのブッシュとの結びつきを「ダメージの大きな戦略的誤り (damaging strategic error)」と批判した。²⁸ クックは、ブレアのイラクへの武力行使の決断に抗議して、3月にはすでに議院内総務という閣僚職を辞任していた。クックはイラク戦争後に刊行した自らの回顧録の中で、次のように述べている。

「私自身、そして多くの労働党支持者にとって、アメリカのイラク侵攻でのジュニア・パートナーとしてのイギリスのコミットメントによって、危機が浮上したのだ。しかしトニー・ブレアとジョージ・ブッシュとの結びつきは、ニュー・レイバーのイデオロギー的な重石の欠如という、より大きな問題のシンボルでもあったのだ。トニーは、パワー・ポリティクスの問題として、アメリカの新しい政権に近づいていったのだ。²⁹」

このようなクックの評価は、確かに正しかった。ブレアは、世界秩序を新しくつくるためには、アメリカの力を借りねばならないと考えていた。同時に、ヨーロッパの力を過小評価していた。だとすれば、ブレアにとってパワー・ポリティカルな理由からも、アメリカとの関係を重視することは、自明であったのだ。それを重要な根拠として、ブレアにとってはアメリカとの関係が最重要であった。クックによれば、「われわれがアメリカのナンバーワンの同盟国であるということが、世界の中でのイギリスの位置についてのトニー・ブレアの見方での、動じることのない極であった。³⁰」

クックは、ブッシュ政権とアメリカとを分けて考えていた。というのも、クックは自らの外相在任中に、クリントン政権のアメリカと友好関係を維持していたことを強調しているのである。クックによれば、「アメリカの人々への愛着を全く失うことなく、ブッシュ大統領の対外政策が根本的な誤りで、アメリカ人も含めてわれわれ全員にとってそれが危険であるとみなすことは、可能であろう」という。³¹ クックは自らが「反米的」ではないという。そのクックにとって、盲目的にイギリスがブッシュ大統領の政策に追随することは、受け入れ難かった。おそらくは、クックのこのようなアメリカ観は、労働党議員の大半、そしてイギリス国民の大半の感情を代弁するものであろう。

ブレア首相とクック外相が二人で支えた政権一期目の労働党政府は、いかなる一国とも排他的な関係を結ぶことなく、幅広く国際社会での自国の役割を規定していた。ケンブリッジ大学のクリストファー・ヒルは、「ニュー・レイバーは、あらゆる国と友好関係を模索していたのだ」と指摘するが、妥当な表現であろう。³² クックを継いで外相となったジャック・ストローも、国連やEUとの関係をもまた重視して、幅広い国際協調枠組みの構築に努めた。³³ ストローは、ブレアのように情熱的にアメリカとの関係を強化することを求めていたわけでもなければ、英米協調の重要性を最優先していたわけでもなかった。したがって、イラク戦争が始まる直前には、武力行使参加への疑問をブレア首相に伝えたと報じられている。³⁴

つまりは、政権内ではアメリカとの協力を優先する姿勢において、ブレアは突出した立場にあったといえる。他の閣僚は対米協力姿勢についてはより慎重であり、とりわけクック院内総務や、クレア・ショート国際開発相はブッシュ政権の対外政策について極めて批判的であった。イラク戦争に徹底して反対してきたクレアは、イラク戦争終結後に英米両

国が国連を通じた占領政策に抵抗する姿勢に抗議して、国際開発相を辞任した。また、バックベンチャーとしての平議員も、イラクへの武力行使の可否をめぐる議会での決議において、労働党下院議員の約三割に相当する 122 人が造反した。³⁵ それはブレア首相に対する批判であると同時に、ブッシュ大統領のアメリカに対する批判でもあったのであろう。

3. イギリス世論における対米観の変遷

(1) メディア

ブレアがイラク戦争時に徹底して対米協調姿勢を続けたのとは対照的に、とりわけ中道系の『インデペンデント』や左派系の『ガーディアン』など的高级紙は徹底してブッシュ政権のアメリカのイラク政策を批判していた。例えば、より右派的で親米的ともみられる『タイムズ』紙でも、作家のジョン・ルカレが、「アメリカは歴史的な狂気の時代に突入し、それは私が覚えている限り最悪の狂気であり、マッカーシズムよりも悪く、ピッグス湾事件よりも悪く、長期的にはベトナム戦争よりも破滅的である可能性がある。³⁶」

比較的一貫して親米的な態度を維持して、アメリカとの協力の必要性を訴えていたのは、『エコノミスト』誌であった。ただし『エコノミスト』誌は、イギリスの高級紙とは異なり、記者の多くがアメリカ人であり、またイギリス国内よりもアメリカでの販売部数の方が多いことを考慮すれば、多少は理解できることであった。保守系の『タイムズ』や『デイリー・テレグラフ』は、基本的には、イラク戦争はやむを得ない、あるいは必要な戦争だという姿勢を示していた。

他方で、大衆向けのタブロイド紙では、最大の発行部数を誇り、またメディア王のルバート・マードックが率いる『サン』紙は、過激な言葉を用いながらイラク戦争の賛美を続けて、アメリカと行動をともにする選択を賞賛していた。これはマードック氏がオーストラリア出身であると同時に個人的に反欧州的な感情を持ち、また親米的な感情を有していたことと無関係ではなかった。³⁷ 最大の発行部数を有する『サン』紙が、イラク戦争支持を明言した影響は小さくはなかった。高級紙の大半がイラク戦争を批判することによって知識人階層の多くがイラク戦争批判を繰り広げる一方で、文化の「アメリカ化」の影響を多大に受けて『サン』紙を読む大衆層が、ジンゴイズム的な愛国主義からイラク戦争を支持するという、イギリス国内ではねじれた現象が存在していた。

イラク戦争は、アメリカの戦争であると同時に、イギリスの戦争でもあった。それゆえに、イギリス国民が戦争勃発後にイラク戦争をある程度支持していたのは理解できる。しかし、イギリスのメディアを代表するBBC（イギリス放送協会）は、政府と真っ向から対抗して、イラク戦争を批判する姿勢を明らかにしていた。その結果生じたのが、イラクでの大量破壊兵器保有をめぐる情報操作疑惑に関しての、英国防省顧問であったケリー博士の自殺事件であった。³⁸ 政府からの圧力などもあり十分に報道をしつづけなかった点について、BBCはその報道を詳細に一冊の著書としてまとめあげた。³⁹ BBCの姿勢は、『インデペンデント』や『ガーディアン』の社説ほどは感情的ではないが、それでもきわめてアメリカの政策に懐疑的な立場を見せていた。

イラク戦争を前後するこの時期において、イギリス世論の対米観と対ブッシュ観とを区

別するのは容易ではないし、またどの程度がイラク戦争に対する批判であって、どの程度がアメリカの対外政策一般に対する批判なのかも区別しにくい。また、2001年のブッシュ政権成立後にはきわめて悪化した対米観がみられた一方、9.11テロ後には再び対米感情が好転し、対米協調を求める声が強まったが、イラク戦争へ進む過程でまたもや対米感情は悪化する。それでは次に、欧米の世論調査機関が公表する調査結果をもとにして、イギリス世論の対米観の変遷をみることにしたい。

(2) 世論

すでに指摘したように、世論調査の結果としてブッシュ政権下のアメリカに対してのイメージが、イギリスでは決定的に悪化していることが分かる(表1参照)。それでは、それは「アメリカ」に対する否定的なイメージなのであろうか、それとも「ブッシュ政権」に対する否定的なイメージなのであろうか。表3を見ると、イギリスの場合には「問題はブッシュにある」という答えが、56%であり、「アメリカ」と答えた31%よりもはるかに大きい。つまりは、イギリス国内でアメリカのイメージが悪化している主たる要因は、ブッシュ大統領にあると答えることが出来る。実際に、イギリスではブッシュ大統領の国際的な政策を「とても望ましい」と答えたのはわずかに9%であり、「あまり望ましくない」と「とても望ましくない」を合計すると、57%にのぼっている(表8)。さらにはこの数値はイラク戦争があった2003年の統計であるが、2002年では「望ましくない」の合計は、66%となっている。イギリス人のおよそ三人に二人は、ブッシュ大統領を否定的に見ているのだ。

また、イラク戦争への支持についても、イギリスでは支持が39%で、51%の不支持の方がはるかに大きい(表2)。イギリス国内でも過半数が不支持を表明しているのだ。また、イラク戦争を「正当化されない」と答えている人の割合は合計で51%であり、「正当化される」と答えた合計の44%よりも高い(表14)。戦争に参加したイギリスにおいても、それは正当化されないと答える人が半数を超えているのだ。とはいえこの数値は、欧州の平均よりはだいぶ低い。やはりイギリスでは、他の欧州諸国よりも、イラク戦争へは好意的といえる。しかしそれは突出した数値ではない。

以上の二つの要素に見るように、イギリス国内でアメリカのイメージが悪化したのは、ブッシュ大統領個人と、イラク戦争の影響が大きいことが分かる。だとすれば、将来的に新しい大統領が誕生して、イラク情勢が安定化すれば、イギリス国内のアメリカイメージが好転することも予想される。しかしより構造的な問題も存在する。例えば、「今後の十年間で、アメリカの単独行動主義は、重要な脅威であるか」、という質問に対して、イギリスでも合計で68%の人が「脅威」と答えている(表13)。つまりは、長期的にアメリカの対外政策が世界で否定的な影響を及ぼすと見通しているのだ。この数値は、欧州の平均とそれほど大きく変わらない。また、米欧関係が「より緊密になっている」と答えた人は24%で、「離れつつある」と答えた38%よりもだいぶ小さい。イラク戦争で、ブッシュ大統領とブレア首相が緊密な友好関係と協力姿勢を示しながらこのような結果が出るということは、やはり米欧関係については否定的な見方が強いことが分かる。

つまりは、イギリスにとってはアメリカが以前ほどは緊密ではなく、重要ではなくなり

つつあることが見て取れる。例えば、「欧州連合とアメリカと、どちらがより重要か？」という質問に対して、53%の人が欧州連合と答え、アメリカと答えた36%よりもはるかに大きい。さらには、「EUは、アメリカ同様に超大国となるべき」と答えたイギリス人は52%であり、89%のフランスや70%のドイツよりは小さい数字だが、イギリス人のEUへの期待が見て取れる。

以上を総合すると、イギリスの対米観の変遷には、ブッシュ大統領個人やイラク戦争によって影響を受けた短期的な要素と、国際体制などを視野に入れた長期的な要素と、両側面があることが理解できるだろう。イギリス人は、ブレア首相が繰り返し訴えているほど、アメリカとの関係を絶対的に重視しているわけでもないし、信頼しているわけでもない。とはいえ、他の欧州諸国と比べれば、「反米主義」的な感情は強いわけではなく、改善の余地も少なくない。現在は重要な過渡期にあると言うべきであろう。それがどのような方向へ動くのが、イギリスの世論は見定めていると言えるかもしれない。

4. 結論

これまで見てきたような、イギリスの対米観は「アンビバレント」なものであった。つまりは、一方でプラグマティックにアメリカとの協力関係の重要性を認識しながらも、他方で感情的にはブッシュ大統領や単独行動主義的なイラク戦争への決断への反感を強めている。ブレア首相はその前者を強調して、反戦デモや労働党議員の一部は後者を優先した。また、より長期的な傾向として、冷戦時代のようなアメリカに対する信頼と期待感が、現在のイギリス国内では失われつつあることもまた指摘せねばならない。

その一方で、イギリス国内でもEUに対する期待は高まっている。その傾向は、EUの無力と分裂状況を露呈させたイラク戦争によって、皮肉にも加速している。より強大で責任感のあるEUこそが、世界政治にとって必要であると認識しているのである。しかしながらまだその段階には至っておらず、実際的にはアメリカの力に頼って世界をよりよい方向へと変革することが不可欠だと考えているのだろう。

ブレア首相は、「アメリカ」と「EU」というイギリス外交にとっての「二つの柱」が重要であるという姿勢を、政権就任後一貫してかえていない。したがって、今後いかなる政策をアメリカがとろうとも、いかなる人物が大統領となろうとも、イギリス政府がこの方針を大きく変えることはないであろう。しかしながらより小さなレベルでは、イギリスは「EU」との関係を強化しつつあると評価可能であろう。ブレア首相はイラク戦争終結後の、2003年9月以降、フランスのシラク大統領とドイツのシュレーダー首相との個人的な関係を強化しており、EUの中での「三頭支配」を試みている。EUがより強固な結束を示すことで、アメリカとの関係も健全化すると見なしているであろう。そのような姿勢は、2001年から2003年の間には、あまり見られなかった。長期的にイギリス政府は、この「二つの柱」のうちで、「EU」との関係を優先的に考えるようになる可能性は高く、それはブレア首相個人の理念であると同時に、イギリス世論の一般的傾向でもある。

以上のような問題意識は、日本の対米観を見る場合にも有益であろう。つまりは、必要性としての、プラグマティックな理由からの対米協力論と、より感情的で道義的な観点からの反米主義論である。イギリスの場合は、イラク戦争をめぐってこの両側面が顕著に噴

出した一方で、日本ではそのどちらも十分に強い論拠から議論されたわけではなかった。この両側面を考慮に入れて、アンビバレントな世論にも十分な配慮をして、対米関係を運営していくことが必要となる。

その上で、イギリスの経験と政策は大きな示唆を与えることであろう。可能な限り感情的反発を抑えて、国民世論を説得して、実際的な理由から対米協力が不可欠であることを説くことは決して容易ではない。しかしながら、怠惰な反米主義の潮流のみこまれることなく、むしろ自ら新しい潮流を生み出すと同時に、アメリカの政策に一定の働きかけをしていくことで、このアンビバレントな苦悩を緩和することが可能になるかもしれない。

付属資料 一世論調査結果

表1 アメリカへの好意的イメージ (%)

	英	仏	独	伊	スペイン	ポーランド
1999-2000年	83	62	78	76	50	86
2002年	75	63	61	70	--	79
2003年	48	31	25	34	14	50

出典：Pew Research Center, March 2003.

表2 イラク戦争の支持 (%)

	英	仏	独	伊	スペイン	ポーランド	米
支持	39	20	27	17	13	21	59
不支持	51	75	69	81	81	73	30
分からない	10	6	4	2	7	6	11

出典：Pew Research Center, March 2003.

表3 ブッシュ大統領かアメリカか? (%)

	英	仏	独	伊	スペイン	ポーランド
問題はブッシュにある	56	76	68	52	53	44
問題はアメリカにある	31	15	30	36	33	40
両方にある	11	7	1	7	10	10
分からない	2	1	0	5	5	6

出典：Pew Research Center, March 2003.

* 仏、独、スペインについては、合計が100ではなくて、各々、99, 99, 101となっている。

表4 アメリカの政策への支持 (%)

	英	仏	独	伊	米
ブッシュの国際政策を支持	40(17)	32(16)	35(23)	44(29)	69(45)
ブッシュの決定は主として自国利益のため	80(79)	85(85)	69(73)	71(74)	--
「悪の枢軸」のレトリックを不支持	55	62	74	60	34
米の中東政策を不支持	39	63	63	51	26

出典：Pew Research Center, April 2002.

* () 内の数字は2001年8月のもの。

表5 アメリカの同盟国への配慮 (%)

	英	仏	独	伊	米
対テロ戦争においてアメリカは主として自国利益のために行動する	73	80	85	68	41
アメリカは同盟国の観点も考慮する	22	17	12	28	48
分からない	5	3	3	4	11

出典：Pew Research Center, April 2002

表6 欧州のアメリカからの自立 (%)

	英	仏	独	伊
西欧はより自立すべき	47	60	51	59
今後もアメリカと緊密な関係を維持すべき	48	33	44	36
分からない	5	7	5	5

出典：Pew Research Center, April 2002

表7 アメリカのリーダーシップへの支持「質問：世界の諸問題でアメリカが強力なリーダーシップを発揮することは、どの程度望ましいか？（アメリカ国内の調査では、「ヨーロッパ」のリーダーシップの発揮について）（％）」

	英	仏	独	欧州	米
とても望ましい	15 (28)	2 (10)	4 (11)	8 (17)	43 (31)
ある程度望ましい	40 (44)	25 (38)	41 (57)	37 (47)	37 (48)
あまり望ましくない	24 (18)	43 (33)	37 (21)	33 (22)	7 (10)
とても望ましくない	14 (7)	27 (15)	13 (6)	16 (9)	6 (7)
どちらともいえない	3 (1)	* (*)	3 (3)	2 (2)	(*) *
わからない	4 (2)	3 (4)	2 (2)	4 (3)	7 (4)

出典：TNS(2003). * () 内の数字は、2002年調査の結果

* 「欧州」は、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ポルトガル、ポーランド、の合計。

表8 ジョージ・ブッシュ大統領への支持

「質問：ジョージ・ブッシュ米大統領の国際的な政策を、受け入れるか、受け入れないか？（％）」

	英	仏	独	欧州	米
とても望ましい	9 (3)	3(1)	4(3)	6(4)	38(13)
ある程度望ましい	26(27)	12(20)	12(33)	24(34)	22(40)
あまり望ましくない	30(44)	41(53)	49(50)	36(42)	11(31)
とても望ましくない	27(22)	41(21)	32(12)	28(14)	23(13)
わからない	8(4)	3(4)	3(3)	6(5)	6(3)

出典：TNS(2003).

* () 内の数字は、2002年調査の結果

表9 「超大国」としてのアメリカとEU

「質問：国際問題について考える場合に、アメリカと欧州連合についての次の記述について、いずれが一番近いか？（％）」

	英	仏	独	欧州	米
アメリカのみが唯一の超大国であるべき	22(20)	5(3)	8(22)	10(14)	42(52)
EUは、アメリカ同様に超大国となるべき	52(56)	89(91)	70(48)	71(65)	37(33)
いずれも超大国となるべきではない	17(17)	4(4)	16(25)	14(17)	5(7)
わからない	9(5)	2(1)	6(4)	5(4)	16(8)

出典：TNS(2003).

* () 内の数字は、2002年調査の結果

表10 米欧対立への認識（％）

「質問：近年、ヨーロッパとアメリカは緊密になっているか、離れつつあるか、あるいはこれまでと同様か？」

	英	仏	独	欧州	米
より緊密になっている	24	17	18	27	21
離れつつある	38	29	50	36	34
これまで同様	36	53	30	34	41
わからない	2	1	2	3	4

出典：TNS(2003).

表11 EUとアメリカ

「質問：現時点で、自国の死活的な利益に対して、欧州連合とアメリカと、どちらがより重要か？（％）」

	英	仏	独	欧州
欧州連合	53(56)	95(93)	81(55)	77(70)
アメリカ	36(37)	3(4)	9(20)	13(17)
同様に重要	7(5)	1(1)	8(22)	7(10)
わからない	4(3)	1(1)	2(3)	3(3)

出典：TNS(2003).

* () 内の数字は、2002年調査の結果

表12 経済的脅威としてのアメリカ

「質問：今後の十年間で、アメリカとの経済的な競争は、重要な脅威であるか？（アメリカの場合は「ヨーロッパ」との競争）（％）」

	英	仏	独	欧州	米
極めて重要な脅威	15(18)	18(26)	11(10)	14(18)	12(13)
重要な脅威	47(54)	63(62)	53(52)	51(53)	37(63)
あまり重要な脅威でない	32(26)	18(11)	33(35)	30(27)	47(22)
わからない	6(1)	1(1)	3(3)	5(3)	4(2)

出典：TNS(2003). * () 内の数字は、2002年調査の結果

表13 欧州各国におけるアメリカ単独行動主義の脅威認識

「質問：今後の十年間で、アメリカの単独行動主義は、重要な脅威であるか？（％）」

	英	仏	独	欧州	米
極めて重要な脅威	25	34	40	31	21
重要な脅威	43	54	48	47	46
あまり重要な脅威でない	26	11	11	17	24
わからない	6	1	1	5	9

出典：TNS(2003).

表14 イラク攻撃の正当性

「質問：現時点で、アメリカとその同盟国のイラクへの軍事介入は、正当化されるか？（％）」

	英	仏	独	欧州
完全に正当化される	15	3	4	7
ある程度正当化される	29	15	21	22
あまり正当化されない	22	26	37	27
全く正当化されない	29	55	35	41
わからない	6	1	3	4
正当化される（合計）	44	18	25	29
正当化されない（合計）	51	81	72	68

出典：Eurobarometer Oct. 2003.

表15 イラク復興の主体

「質問：イラク復興の推進は、誰が信頼されて行うべきか？（％）」

	英	仏	独	欧州
米国	20	10	23	18
EUとその加盟国	29	24	43	25
国連	72	53	69	58
イラク暫定政権	59	39	57	44
いずれでもない	2	1	0	2
わからない	1	2	1	2

出典：Eurobarometer Oct. 2003. * 「欧州」は、EU加盟15カ国（2003年当時）

1 ブレア首相がイラク戦争の決断を行ったその論理については、細谷雄一「トニー・ブレアとイラク戦争 —国際政治における力と正義」『創文』2003年7月号でかつて論じたことがある。邦語での研究として、山本浩『決断の代償 —ブレアのイラク戦争』（講談社、2004年）、梅川正美・阪野智一編『ブレアのイラク戦争 —イギリスの世界戦略』（朝日新聞社、2004年）、小川浩之「イギリスの対応政策」櫻田大造・伊藤剛編『比較外交政策—イラク戦争への対応政策』（明石書店、2004年）がある。

2 「反米主義」という言葉は、一般市民の感情的な起伏に関係する問題だけに、的確に理解することが難しい。現代世界での「反米主義」に関する学問的研究成果として、Andrew Ross and Kristin Ross (eds.), *Anti-Americanism* (New York: New York University

Press, 2004), and Russell A. Berman, *Anti-Americanism in Europe: A Cultural Problem* (Stanford: Hoover Institute Press, 2004)を参照。

³ The Pew Global Attitudes Projects, *America's Image Further Erodes, Europeans Want Weaker Ties: A Nine-Country Survey* (The Pew Research Center for the People & the Press, March 18, 2003).

⁴すでに著者は、歴史的な視座からイギリスの対米観を論じたことがある。細谷雄一「アンビバレントな関係 —英米関係の百年と歴史の教訓」『アステイオン』第59号、2003年、及び、同「パートナーとしてのアメリカ —イギリス外交の中で」押村高編『帝国アメリカのイメージ —国際社会との広がるギャップ』（早稲田大学出版部、2004年）を参照。

⁵この時期の英米関係の概説として、例えば、David Dimbleby and David Reynolds, *An Ocean Apart: the Relationship between Britain and America in the Twentieth Century* (London: Hodder & Stoughton, 1988)が優れている。

⁶ Cited in C.J. Bartlett, *Defence and Diplomacy: Britain and the Great Powers 1815-1914* (London: Longman, 1993) p.72

⁷ Alex Danchev, "Greeks and Romans: Anglo-American Relations after 9/11", *RUSI Journal*, vol.148, no.2, April 2003, p.16. 細谷「パートナーとしてのアメリカ」76頁参照。

⁸ Cited in Peter Riddell, *Hug Them Close: Blair, Clinton, Bush and the 'Special Relationship'* (London: Politico's, 2003) p.25.

⁹ Blair's speech at the Foreign Office Conference, London, 7 January 2003.

¹⁰ Riddell, *Hug Them Close*, p.viii.

¹¹ Ibid., p.64.

¹² Ibid., pp.66-7.

¹³ Philip Stephens, *Tony Blair: the Making of a World Leader* (London: Viking, 2004) p.xiii; and also p.122.

¹⁴ Tony Blair, *New Britain: My Vision of a Young Country* (London: Fourth Estate, 1996)pp.266-7.

¹⁵ Riddell, *Hug Them Close*, p.71.

¹⁶この点については、細谷雄一「イギリスのEU政策と市民 —首相・政府・世論—」田中俊郎編『EUと市民』（慶應義塾大学出版会、近刊予定）で詳しく論じている。

¹⁷ 欧州防衛統合へのイニシアティブについては、「ブレア労働党政権と欧州安全保障の変容」平成12年度外務省委託研究報告書『欧州安全保障体制の変容からの米欧同盟の考察』（日本国際問題研究所、2001年）参照。

¹⁸ Riddell, *Hug Them Close*, p.118.

¹⁹ Ibid., p.2; Stephens, *Tony Blair*, p.187.

²⁰ Riddell, *Hug Them Close*, p.123.

²¹ Riddell, *Hug Them Close*, p.137; Stephens, *Tony Blair*, p.193.

²² Riddell, *Hug Them Close*, p.84; Stephens, *Tony Blair*, p.xiv.

²³ パウエルとマニングの対外政策における影響力の大きさについては、John Kampfner, *Blair's Wars* (London: Free Press, 2003)や、山本浩『決断の代償 —ブレアとイラク戦争』（講談社、2004年）などに詳しい。なお、ジョン・ソアーズ元外交問題首相補佐官に、彼らの首相官邸での影響力の大きさについて訊いた際には、ソアーズはそれについては否定的な返答をしている。ジョン・ソアーズ/細谷雄一「現代英国外交の世界観 —ブレア政権の外交政策をめぐる対話」『外交フォーラム』2004年11月号。

²⁴ Riddell, *Hug Them Close*, p.193.

²⁵ Tony Blair's speech at the Lord Mayor's Banquet, 10 October 2003.

²⁶ Tony Blair, "The Doctrine of International Community, April 1999", in Andrew Chadwick and Richard Heffernan (eds.), *The New Labour Reader* (Cambridge: Polity, 2003) pp.263-6.

²⁷ この問題については、例えば、Mark Wickham-Jones, “Labour party politics and foreign policy”, in Richard Little and Mark Wickham-Jones (eds.), *New Labour’s foreign policy: A new moral crusade?* (Manchester: Manchester University Press, 2000) pp.93-111 を参照。

²⁸ Robin Cook, “Blair’s alliance with Bush is a damaging strategic error”, *The Guardian*, April 17, 2003.

²⁹ Robin Cook, *The Point of Departure* (London: Simon & Schuster, 2004) p.2.

³⁰ *Ibid.*, p.102.

³¹ *Ibid.*, p.104.

³² Christopher Hill, “Foreign Policy”, in Anthony Sheldon (ed.), *The Blair Effect: The Blair Government 1997-2001* (London: Little, Brown, 2001) p.347.

³³ Riddell, *Hug Them Close*, p.16.

³⁴ Kampfner, *Blair’s Wars*, pp.302-3.

³⁵ 山本『決断の代償』299頁。

³⁶ *The Times*, January 24, 2003.

³⁷ Andrew Geddes, *The European Union and British Politics* (Basingstoke: Palgrave, 2004) p.212; 細谷「イギリスのEU政策と市民」; Raymond Kuhn, “The Media and Politics”, in Patrick Dunleavy et al (eds.), *Developments in British Politics 7* (Basingstoke: Palgrave, 2004) p.154.

³⁸ この問題については、箕葉信弘『ケリー博士の死をめぐるBBCと英政府の確執 — イラク文書疑惑の顛末』(東信堂、2004年)を参照。

³⁹ 邦訳は、BBC特報班編『イラク戦争は終わったか!』(河出書房新社、2004年)。原著は、2003年に刊行。

第2章 ドイツの対米姿勢の変化とそのゆくえ

拓殖大学海外事情研究所教授

佐瀬 昌盛

はじめに

2003年3、4月のイラク戦争によって米欧関係、つまり大西洋関係には前例のない深刻な亀裂が生まれたと言われている。いや、大西洋関係の亀裂だけでなく、欧州内部にも米国の対イラク強行策をめぐって賛否両論があり、EU（欧州連合）の共通外交安全保障政策（CFSP）が見失われたという事実がある。

その象徴として、対イラク開戦直前にトルコが NATO（北大西洋条約機構）に――イラクからの武力攻撃ある場合に備えて――共同防衛の保証を求めたとき、開戦反対の仏、独、ベルギーが NATO 理事会での問題協議を拒否したという事実を挙げることができる。条約規定を根拠とする同盟国の保証要請を他の一部の同盟国グループが認めなかったという事態は、NATO 史上前例がない。ただ、同盟立往生の事態だけは、ロバートソン事務総長（当時）の「機転」によって避けられた。同事務総長は問題討議の場を NATO 理事会から――フランスの参加しない――NATO 軍事委員会へと移し、そこでトルコ支援決議を成立させることには成功したからである。ただ、この1件で、「古いヨーロッパ」と「新しいヨーロッパ」が米国支持か不支持かをめぐって一致できず、NATO の通常の政策決定プロセスが機能しないという異常事態が生まれた。EU は EU で、それまで自負してきた CFSP の有名無実ぶりを暴露してしまったのであった。

欧州諸国にとり、イラク戦争がきっかけで表面化した親米か反米かという問題は、それから2年後の今でもなおくすぶりつづけている。そのくすぶりは、今後もなお続くであろう。ただ、新しいと見られるこの現象にも、少し目を凝らすと、つぎのような興味深い構造があることが分かる。つまり、イラク戦争を契機に欧州諸国は親米派と反米派に2分されたとは言えるものの、その際の去就で意外性を感じさせたのは、ほとんどドイツ1国だったと言える。対イラク開戦問題で反米派の旗頭となったフランスは、実はドゴール時代から米国とはつねに一線を画してきた。それがいわば国家としてのフランスの生き甲斐であった。米国とともに対イラク開戦に踏み切った英国は、言わずと知れた「特別の関係 (special relationship)」をワシントンとの間にもつ国である。米国を支持した「新しいヨーロッパ」、つまり、NATO の2回にわたる東方拡大（1999年および2003年）で米欧同盟の一員となった東中欧諸国は、そもそも欧州のいずれかの大国をではなく、米国を慕って NATO の扉を叩いたのであった。ベルギーとルクセンブルグは反米に走ったとは言えるものの、その国家的力量は小さく、他の中小国およびアズナール首相（当時）のスペインがそれを圧倒するほどの親米性を示したことによって、そのショックは簡単に相殺されていた。

ドイツだけは例外であった。以下の論述でも見るように、第2次大戦後のドイツ（1990年のドイツ統一以前は西ドイツ）の政権は、基本的に親米であった⁽¹⁾。しかも、ドイツは単に基本的に親米であるだけでなく、ときとしてその合わない米仏の間の仲介役をもって任じてきた。そのドイツのシュレーダー政権が2002年8月、連邦議会選挙戦のさなか、

突如としてブッシュ米政権の対イラク強硬姿勢の公然批判に転じた。それは、米国にとっても欧州諸国にとってもまさに晴天の霹靂であった。欧州の主要国中で、イラク戦争を契機にその対米姿勢をドイツの政権ほどに劇的に変更した例は、ほかにない。今日、米欧間亀裂とか欧欧内分裂とか呼ばれる現象は、実はドイツの一見するところ突然変異的な立場変更に由来するところが大きい。

シュレーダー首相がブッシュ米政権を公然と批判したことで、それまでは必ずしも呼吸の合っていなかったパリとベルリンはいっきに意気投合し会う関係となった。代りにベルリンは、それまでのワシントン・パリ関係を仲介してきた機能を喪失した。他方、シュレーダー首相の個人的資質も作用して、欧州諸国としてドイツはブーチン露政権との間に最も緊密な関係を保つ国となった。今日、仏独露はときとして対米枢軸の雰囲気醸し出す。ライス米国務長官が大統領補佐官時代に、国連安保理でのイラク問題討議で米英に楯突いたこの3国について、「フランスを罰し、ドイツを無視し、ロシアを怒す」と秀逸な一句を語ったのは、この対米枢軸を嫌ってのことである。

そのうえ、シュレーダー首相は近年、北京との緊密な関係の構築に執念を燃やしている。それは主として同首相なりの経済的国益計算に基づいているが、在任6年で6回訪中という事実が物語るように、この面での執念でもまた同政権は世界の主要政権中で突出している。ベルリン・北京関係の緊密化は、それ自体ではベルリン・ワシントン関係を攪乱する要因だとは言えない。しかし、シュレーダー首相は中国との関係緊密化に熱心なあまり、北京・天安門事件（1989年）以来のEUによる対中武器禁輸の解除に向けて、シラク仏政権と共同でEU全体を牽引している。米国が中国の人権状況のみならず、台湾海峡の平和・安定の見地からして、欧州の武器・軍事技術が北京に流れることを極度に嫌っていることは明白であるのに。

イラク問題が契機でブッシュ米政権を公然批判してから2年半、シュレーダー政権が今日誇示するような対仏、対露、対中姿勢は、当然のことながらドイツの対米関係改善の促進剤としては作用しない。シュレーダー政権が対米関係改善の必要性をも認識していることは明らかだが、しかし、かりにそれに成功するとしても、それに要するエネルギー、忍耐心、時間は、対米関係ぶち壊しに要したそれを桁違いに上回るものとなろう。

2002年以降の独米関係の激変は、そもそもどうして起こり得たのか。変化したベルリン・ワシントン関係は最早、元には戻らないのか。戻らないとすれば、それは今後どう動くか予想されるか。それは、いわゆる大西洋関係（米欧関係）にどう影響するか。それらを考察するに当たって、本稿の第I部ではドイツと欧州の対米関係意識調査とドイツの主要な言論とを重要な手掛りとして活用する。そのうえに立って第II部では、ドイツ人の対米世論とドイツの政権の対米姿勢との関係を読み解き、今後の独米関係のゆくえの予測につなげていくこととする。

1. ドイツの世論と言論—それはどう変化したか

(1) 世論の3相とドイツ人対米観の時系列変化

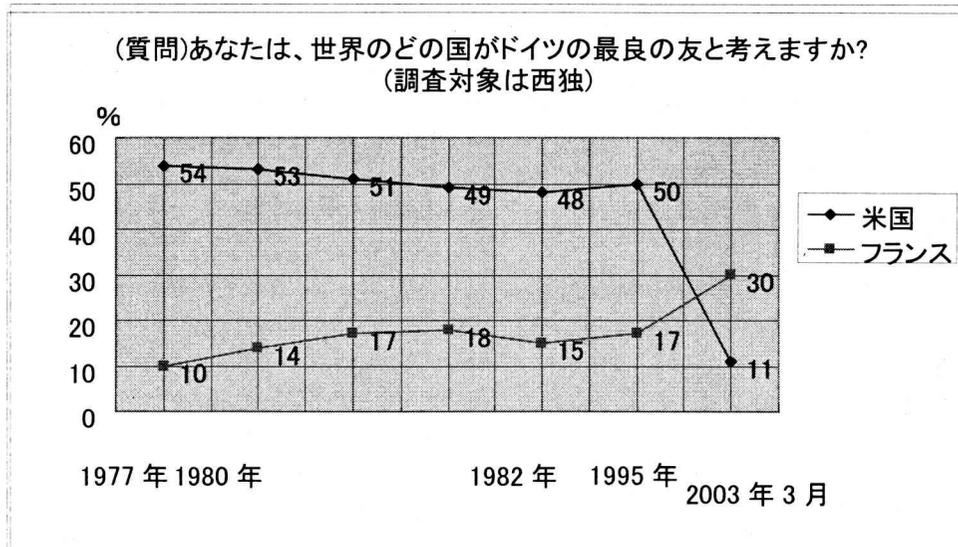
イラク戦争の前夜から戦後にかけて、米欧諸国では開戦の是非および米国・ブッシュ政

権の対イラク強硬政策をめぐって、数多くの世論調査結果が発表された。無論、ドイツもその例外ではなかった。また、一部では同じ設問を使って多国間比較が可能であるような、多国を対象とする意識調査も行われた。それらの結果を用いて、つぎの三つの事情を眺めてみよう。すなわち、(イ) ドイツ人の対米観は、時系列でみた場合、どのように変化したか。(ロ) ドイツ人の対米観と対ブッシュ政権観の関係はどうか。(ハ) 今日のドイツ人の対米観、ないし対ブッシュ政権観は、他の欧州諸国と比較してどのような位置づけとなるか、である。

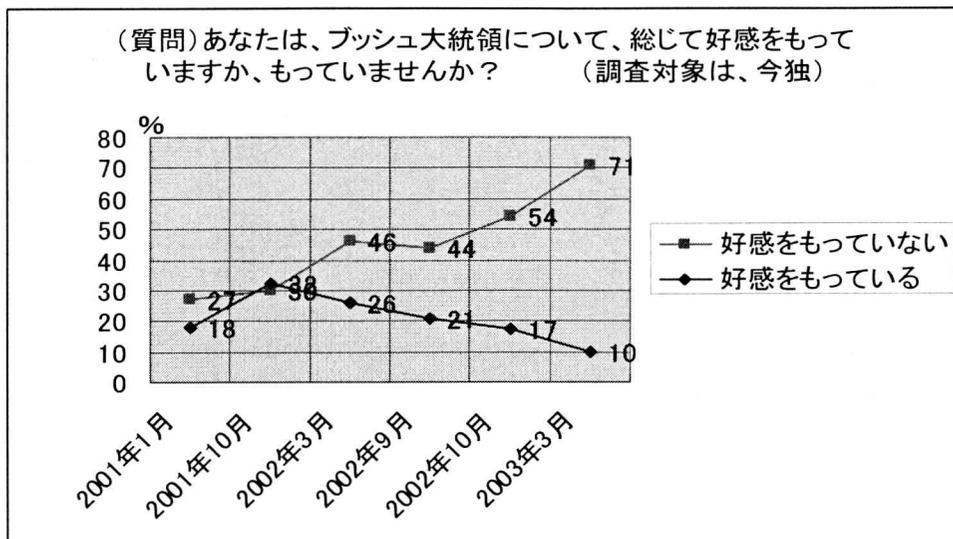
今日のドイツには多くの世論調査機関があるが、ここでは歴史も長く、経験豊かな「アレンスバッハ世論研究所 (Institut für Demoskopie Allensbach)」の調査結果を中心に据える。なお、同研究所は数年単位で「世論調査年鑑」を出して、そこに各種調査の詳細な結果を収録しているし、各調査毎の集計結果を求めに応じて研究者に提供している。だが、それらはあまりにも詳しすぎるので、ここでは同研究所と特約関係にある「フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトンク」紙 (以下では FAZ 紙と略記する) 掲載の要約を主として利用する。

そこでまず、(イ) の「ドイツ人の対米観の時系列変化」は 1977 年以降、米英の対イラク開戦時期である 2003 年 3 月までに、図表 1 に見るとおりであった。この調査では、「あなたは世界のどの国がドイツの最良の友だとみていますか」の設問の下、いくつもの国名中から 1 国名だけを挙げさせる形式が採られている (2)。折線グラフが示すところ、一目瞭然、1995 年までは「米国が最良の友」だとする見解が断トツであった。おおむね 2 人に 1 人のドイツ人がこの設問に「米国」と答えているからである。詳細は省くが、「フランス」を「最良の友」とする意見は、この時期についてつねに第 2 位であった。それでも米国とフランスにはおおむね 3 倍弱の格差がついていた。

図表 1



図表 2



反面、対イラク開戦時には米仏の位置づけが逆転した。米国を「最良の友」視するドイツ人は9人中わずか1人にすぎなくなり、パリを「最良の友」とする声は10人中3人に達して、両国間に逆の3倍弱の格差が生まれた。ただ、ドイツ人の親米感情は、折線が想像させるように95年から03年まで一直線で下降したと考えるべきではない。この8年間に同種の世論調査が行われていなかったので断定は避けるべきであるが、後述するように、2001年9月11日の対米同時多発テロの直後にはシュレーダー首相が米国との「限りない連帯」を唱えたこともあって、ドイツ人の米国との連帯感は損なわれてはいなかったと断定できる。米国の不人気は昂じたのはそれ以後の時期、つまりブッシュ政権の対イラク強硬姿勢がドイツ人の目に焼きつくことになった2002年のことであった。それを教えたのが、図表2の「ブッシュ米大統領に対する好感度、嫌悪度」の調査結果である(3)。

繰り返すが(西)ドイツは第2次大戦後、長年にわたり欧州諸国中でも際立った親米色を示す国であった。無論、ドイツのような大きな国が親米一色に染められるはずはなく、ユダヤ系の碩学、ダン・ダイナーがその著『ドイツ人の目に映ったアメリカ—反米主義に関するエッセー』(4)で論議しているように、米国が欧州の観察眼にとまるようになった18世紀中期以降、現代に至るまでドイツに反米主義の系譜が存在したことは明らかである。しかし、それは概して精神史上の問題であり、とりわけ第2次大戦後の実際政治の領域で、反米主義が親米路線と力を競い合うといった事態はまるであり得なかった。

理由は簡単であった。東西冷戦体制の下、西側最前線国である西ドイツの自由民主主義の安全を保障してくれる究極の拠りどころは、米国の力であった。冷戦末期の1980年代後半においてさえ、米国は海外駐留兵力中で最大の24万強を西独領に置いていた。西ベルリンの地位を維持できたのも、米国の西ベルリン不放棄政策のおかげであった。冷戦がかなり唐突に終って、欧州中でドイツ統一の是非が白熱の議論を呼び、ほとんど欧州全体が統一ドイツ案に難色を示したときにも、米国のブッシュ(父)政権だけはときのコール首相を支持して、その統一政策を強力に後押しした(5)。それなくしては、ドイツ統一は実現困

難であったであろう。このような 1990 年までの歴史に照らせば、ドイツが欧州主要国中で際立った親米国家であったことは、なんら不思議でなかった。

かと言って、政府をも含めて、ドイツの親米姿勢に時代によるゆらぎがなかったわけではない。詳述は避けるが、「分裂国家」として西ドイツだけがもっていた特殊な要求——「統一問題を忘れないでほしい」「ボンの東方外交を理解してほしい」——が米国によって十分に顧みられていないと感じる場合には、ボン政府はワシントンを半ば不信の目をもって眺めた。また、世論レベルでも類似のゆらぎがあった。先掲の図表 1 からは、1980 年代に入ると米国を「最良の友」とする声が数ポイント低下していたことが読み取れるが、これは、当時の東西関係を揺さぶった米ソ INF（中距離核）問題でレーガン大統領が——もとはと言えば西ドイツの要望を容れて——西ドイツ領に米中距離核を配備し、もってソ連の譲歩を勝ち取ろうとした方針に対して、新たな核配備を嫌った西ドイツの世論が反発したことの痕跡である⁽⁶⁾。ただ、時間が経過した今日から回顧すれば、レーガン米政権が西ドイツの反核運動に動揺せず、いわゆる NATO「2 重決議」どおりに西ドイツをはじめとする西欧諸国への INF 配備を実行したからこそ、ソ連のゴルバチョフ政権が INF 削減交渉に応じ、ひいては 1987 年の米ソ INF 全廃条約への道、さらにはその 2 年後の冷戦終結へ、ドイツ統一への道が開かれたのであった。

これらの事例では、ドイツ人の対米観のいずれのゆらぎも、ドイツの政権が NATO 条約を基本的枠組みとする米国との緊密な結びつきを根本から見直すような契機とはならなかった。ゆらぎのあと、ドイツの親米姿勢は徐々に回復した。図表 1 に見るように、冷戦終了から 5 年を経た 1995 年においても米国を「最良の友」とみるドイツ人の比率は 2 人に 1 人であって、フランスを「最良の友」とする声を 3 倍も上回ったのである。これは、つぎの意味で驚くべきことであった。すなわち、ポスト冷戦期のドイツは、たとえ米国の庇護がなくても対外的安全を確保できる境遇となった。1994 年にドイツ外務省が刊行した「統一以後のドイツ外交政策——1990 年～1993 年」の序文に、当時のキンケル外相はいみじくもこう記した。「ドイツは今日、幸福な状態にある。われわれは最早、分断された大陸を走る分界線に沿って暮らしているのではなく、開かれ、自由でかつ民主主義のヨーロッパの中央にいる。近代史上はじめて、われわれを取り囲んでいるのは、東でも西でも同盟国と友好国ばかりとなった」⁽⁷⁾。

近代史上最も安全、かつ幸福な境遇と自認するドイツ人が圧倒的大差で米国を「最良の友」と見ていたとすれば、ドイツ人のこの親米性はほとんど「自然状態」の域に入ったと判断されてもおかしくはなかった。しかし、結果的にそれは「自然状態」ではなかった。イラク戦争を契機に、きわめて短日時のあいだに米国を「最良の友」とする声は最盛期の 5 分の 1 程度に激減してしまったからである。差し当たりこの激変は二つのことを示している。第一には、ドイツ人がイラク戦争を強く嫌ったということ、第二は、その戦争指導者をもって任じたブッシュ大統領がドイツ人の間ではなはだ不人気であったこと、である。

(2) ドイツ人の対米観と対ブッシュ政権観の乖離^(ドイツ)

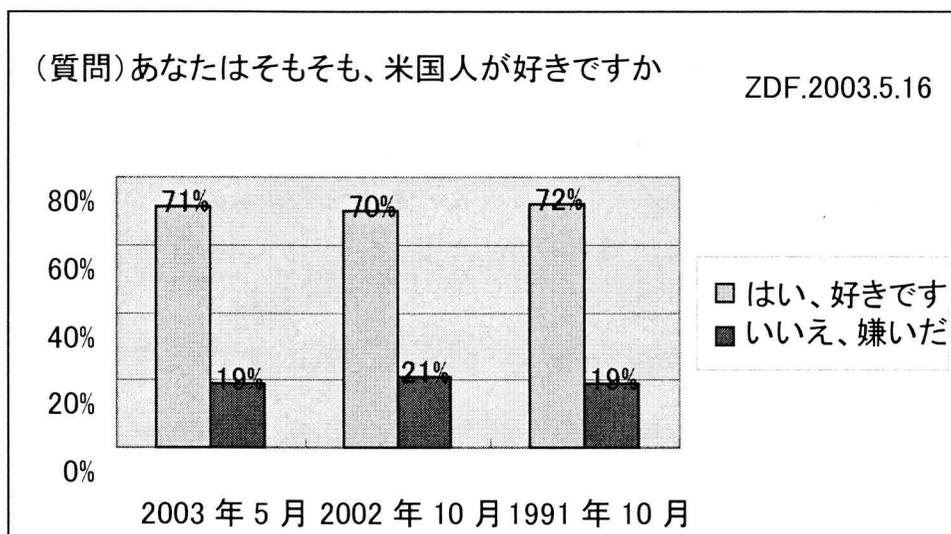
そこで次に、前出の (ロ)、すなわち「ドイツ人の対米観と対ブッシュ政権観の関係はど

うか」の考察に移る。

一言で要約するならば、イラク戦争が国際政治の日程にのぼって以後の時期については両者の間にはかなりの乖離がある。図表 2 が示すように、ブッシュ政権は 2001 年 1 月の登場時点ではドイツ人の間で人気が高いと言うよりはむしろ低い政権であったが、翌年の「9.11」以後にはその不人気度と人気度が僅差とはいえ逆転した。つまり、人気の不人気を上回ったのである。この現象は、シュレーダー首相が国際テロリズムに対する戦いで米国との「限らない連帯」を表明したことに見合うものであったと言える。が、それも束の間、翌 02 年 3 月にはブッシュ大統領は、ドイツ人の目には明白にいやな指導者と映るようになった。当時の状況に照らして推測するに、そこにはつぎのような複合的原因を指摘できよう。ブッシュ政権は京都議定書にも背を向けたし、国際刑事裁判所問題でも不参加姿勢を貫いた。また、欧州勢が核軍縮の基本的枠組としてその存続にこだわった米ソ間 ABM 条約（対弾道ミサイルシステム制限条約、1992 年）の米露間の延長にもブッシュ政権は応じず、それを一方的に破棄した（2002 年 11 月）。なかんづくドイツ人にとり屈辱的だったのは、国際テロに対する戦いで同盟国としてドイツが史上初めて集団的自衛権の発動に踏みきり、クウェートへ NBC（核、生物、化学兵器）対応装甲車を派遣するなど、対米協力に勵んだつもりであるのに、その貢献がブッシュ政権により十分に評価されなかった事実であろう。

2002 年夏以後は、対イラク強硬姿勢のブッシュ政権とそれを批判するシュレーダー政権の相性の悪さが、国際的に露呈してしまって、ドイツにおけるブッシュ政権の不人気度は募る一方であった。2004 年度に入っても、その不人気度と人気度の差は拡大しつづけ、ついには 74 : 7 という記録的大差がつく始末であった。付言すると、2004 年は米国大統領選の年であったが、同年夏の「アレンスバッハ」調査では、「ブッシュとケリーのどちらかが次期米大統領として好ましいか」との問いに対して、「ケリー」とする声の 68% に対し、「ブッシュ」と答えた声は 4% でしかなかった (8)。

図表 3



他方、図表 1 の調査とは異なる問いかけをする場合、すなわち「独米関係は良いと感じるか、悪いと感じるか」とか、「あなたは米国が好きか」とか問いかける場合、ドイツ人の答えはまったく変わる。それを示すのが図表 3 である。この調査は「ドイツ第 2 テレビ (ZDF)」(2003 年 5 月 16 日発表)によるもので、以下にその解説を直接に引用する。「独米関係をどちらかと言えば悪いと感じているドイツ人は現在、62%で、どちらかと言えばよいと判断する声は 36%である。2003 年 2、3 月には『どちらかと言えば悪い』が 65%だったのに比較すると、ごくわずかの好転だが、2002 年 5 月の 9%に比べると顕著な悪化である。だが、これらの数字にも拘らず、米国人に対するドイツ人の基本的に肯定的な姿勢には変化がなかった。『あなたはそもそも、米国人が好きですか』との問いに『はい』と答える声は、コンスタントに 71%である。これは、2002 年 12 月にも、2003 年 1 月にも同じ数値だった。『いいえ、私は米国人が嫌いだ』の答は、わずか 19%である。イラク戦争と独米関係悪化という感情とは、けっして反米主義に行きついたわけではない」(9)。

こうして、ドイツ人の対ブッシュ政権観と対米観とは著しく乖離したものとなった。すぐ後にも見るように、この現象はなにもドイツに限られるものではなく、他の欧州諸国についても程度の差こそあれ確認できる。それでもドイツ人のブッシュ政権嫌いには、他の欧州主要国に抜きんでた一つの特徴があった。それはドイツの世論が国連安保理決議の有無に関係なくイラク戦争反対に傾斜したことである。EOS ギャラップ・ユーロップの 2003 年 2 月の世論調査に、ドイツ人のこの特徴は歴然としている。この世論調査を掲載していた週刊誌『シュピーゲル』に依拠して主要国の世論の反応を比較してみよう (10)。

図表 4 米国の対イラク (軍事) 介入に反対

国名	国連による委任(安保理決議)が	
	<u>ない場合(には反対)</u>	<u>ある場合(でも反対)</u>
ドイツ	87%	52%
英国	68%	15%
フランス	86%	29%
イタリア	79%	33%
スペイン	77%	43%
ポーランド	63%	42%

ここに明らかなように、かりに国連安保理が最後の段階で米英が提出した開戦是認決議案を通していたとしても (実際には、仏露が拒否権行使の可能性まで示唆したので、米英は決議案を撤回した)、つまりは対イラク武力行使が国際法上合法化されていたとしても、ドイツ人の過半数は「イラク戦争にノー」だったのである。いわんや、安保理決議が欠けている場合においておや。このドイツ的特徴の深刻な意味は、フランス世論の反応と比較

してみると一層はつきりする。安保理決議なき場合の開戦反対という世論の強さは、独仏ほぼ同程度である。ただ、安保理決議がある場合でも反対という声は、フランスでは3割に満たない。フランス世論は、安保理決議があってもなくても開戦反対というのではなかった。ドイツのように、安保理決議がある場合でも開戦反対の声が5割を超えたのは、スウェーデン(53%)、フィンランド(66%)、オーストリア(73%)、など非同盟中立の中小国であるか、地域的にイラクにぐっと近いギリシャ(71%)であるかのほかは、ハンガリー(56%)あるのみだった。

ドイツは2003年1月から非常任理事国として安保理の構成メンバーであった。たとえ決議案に反対票を投じたとしても、いったん武力行使は認決議が成立したあかつきには、自ら参戦はしないまでも決議擁護の姿勢をとるのが安保理構成国の常識と言うべきであろう。しかし、ドイツの世論の反応はそうではなかった。やや強めに表現すれば、「国際法上正当な理由があるとなかろうと、ブッシュのイラク戦争には反対」というのがドイツ世論の反応であった。欧州の主要国でそういう体質の世論をもつ国は、ほかにはなかった。いずれにせよ、ドイツ世論のこの特徴を指摘することで、本稿の分析は前述の(ハ)、すなわち、「今日のドイツ対米観、ないしは対ブッシュ政権観は、他の欧州諸国と比較してどのような位置づけとなるか」の考察に半ば移行していることになる。

(3) ドイツ人の対米観、対ブッシュ政権観は欧州内でどのような位置を占めるか

イラク戦争は欧米関係に「2重の分裂」⁽¹¹⁾をもたらしたため、2003年、04年には米欧の多数国を対象とする大型の世論調査がいくつも実施された。なかで重視されるべきは、「米国ジャーマン・マーシャル・ファンド」のプロジェクトとして実施された「トランスアトランティック・トレンドズ」2003年版(以下ではTAT03)、同2004年版(TAT04)、およびEU委員会の世論調査部門による「フラッシュ・ユーロバロメーター151」(調査表題「イラクと世界の平和」、以下ではEurobaro151)である⁽¹²⁾。それらを通覧すると、大要、つぎのように言える。ドイツは、①嫌米(ないし反米)度に関してEU諸国中でほぼ中位に位置する。②ブッシュ政権に対する嫌悪(反対)度に関しても同様であるし、また③「イラク戦争は正当化できない」との見解支持率という点でも、ほぼEU平均と同じ(換言すればEU諸国中で中位)であった。

図表5 設問「米国が世界の諸問題で強い指導性を発揮することは、どの程度に望ましいか」

	大いに望ましい (%)	ある程度望ましい (%)	ある程度望ましくない (%)	大いに望ましくない (%)	どちらとも言えない、または五分五分 (%)	わからない (%)
英国	15	40	24	14	3	4
フランス	2	25	43	27	—	3
ドイツ	4	41	32	13	3	2
オランダ	8	49	24	17	1	1
イタリア	12	34	34	16	2	2
ポーランド	10	43	27	7	2	11
ポルトガル	9	34	28	16	2	11
欧州全体	8	37	33	16	2	4

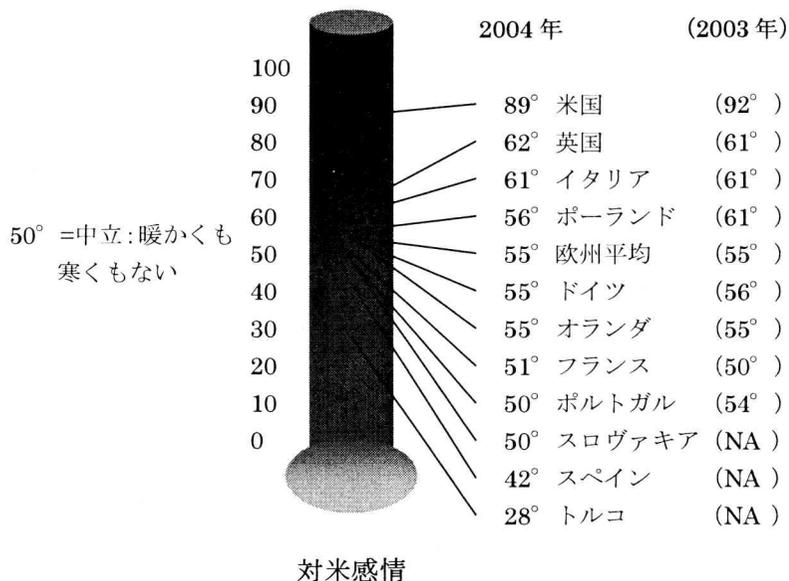
(TAT03、Q2)

図表6 設問「ブッシュ米大統領が国際政治問題を取り扱うやり方を是認できるか、是認できないか」

	大いに是認できる (%)	ある程度是認できる (%)	ある程度是認できない (%)	大いに是認できない (%)	わからない (%)
英国	9	26	30	27	8
フランス	3	12	41	41	3
ドイツ	4	12	49	32	3
オランダ	4	33	30	31	2
イタリア	8	32	33	24	3
ポーランド	10	48	22	8	12
ポルトガル	7	34	26	25	8
欧州全体	6	24	36	28	6

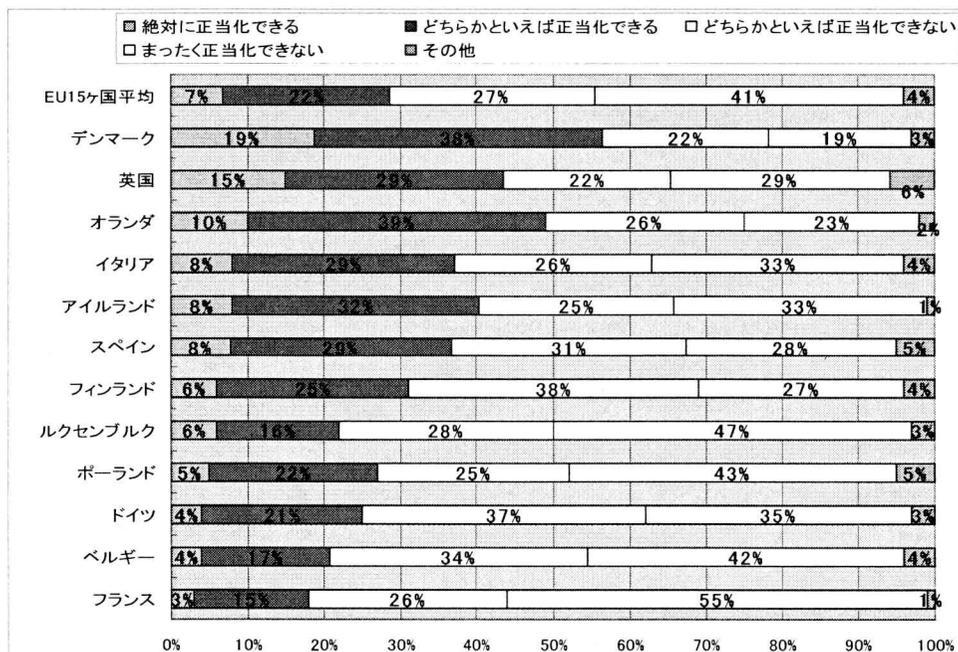
(TAT03、Q3)

図表7 「欧州諸国の対米感情」寒暖計



(TAT04)

図表8 設問「今日、あなたは米国とその同盟国の対イラク軍事介入をどう見ていますか」



(Eurobarol151、P. 7)

上述の①を裏付けるデータとしては、図表 5、図表 7 を挙げるができる。同様に、②の裏づけデータとしては、図表 6 があるし、③については図表 8 を参照するのがよい。

いずれの設問の場合でも、ドイツは欧州諸国中で最も先鋭な反応を示す国ではなかった。先鋭か、穏健かのいずれの側面でもほぼ中位の反応を示すというのがドイツ世論の重要な特徴であるが、さらにつぎのことも指摘しておくべきであろう。すなわち、先述したように、イラク危機を契機にドイツ政府は長期にわたって担ってきた米仏間の仲介者という役割を意図的に放棄、パリと密着してワシントンに楯つく存在となったと言われる。しかし、ここに挙げた世論調査データが示すように、国民の対米観、対ブッシュ政権観については独仏間にはかなりの差がある。国際政治における米国の指導性を認めるか、米国に対して温かい感情を抱いているか、ブッシュ政権を許容するか、などの点で、フランスの世論はドイツのそれよりもかなり明瞭に厳しい反応を示す。単純化して言うと、ドイツ人よりフランス人の米国嫌い、ブッシュ嫌いの方が徹底しているのである。

ただし、少なくともある一点でドイツの方がフランス人よりも明白な拒否姿勢を示すという事実がある。それは、戦争を拒否するという一点においてである。すでに見たように（図表 4）、自国が安保理に非常任理事国として議席をもっているというのに、ドイツ国民の過半数が、「安保理決議があろうと、なかろうと」対イラク武力介入に反対を唱えたのであった。これは、「理由のいかんを問わず戦争拒否」の態度に近い。「安保理決議なき場合」については、仏独国民はほぼ同じ程度に明瞭に戦争反対であった。だが、「安保理決議ある場合」にも戦争に反対かどうかでは、仏独間に 29%対 52%という大差が開いたのである。フランス国民の大勢は、「安保理決議ある場合」には対イラク開戦を認めるというのであった。

シラク仏大統領は米英による対イラク開戦がカウントダウン段階に入ったと見られた 2003 年 1 月、軍指導部に対する年頭訓辞で対イラク武力行使には安保理による容認決議が必要だと繰り返して強調しつつも、同年中には戦端が開かれるかもしれないから、「あらゆる事態に対応できるように備えるのが軍人の務めだ」と論じていた。それだけではなく同大統領は米英による開戦直前にフランスの不参戦方針を語る場合にも、「フランスはパシフィストの国ではない」と釘を差すことを忘れなかった⁽¹³⁾。言うまでもなくパシフィストとは、「何が何でも平和」の徒を指す。シラク大統領は暗にドイツ人の反応を念頭に置いていたのかもしれない。と言うのも、シュレーダー首相の口からはこの種の発言がいちども出なかったからである。

(4) ドイツ出版言論界の反米

2002 年から 2003 年にかけてドイツの出版言論界では注目すべき新しい現象が起きた。それは、第 2 次大戦でドイツ国民の側にも被害者の側面があるという——ある意味では当然の——事実に集中的に照明が当てられたことであった。ドイツでは長年、第 2 次大戦の戦争責任がドイツ側にあることは広く承認される一方で、戦争犯罪の問題については突っこんだ議論がなされていない憾みがあった。戦争原因、戦争責任の問題とは別に、国家どうしが武力をもって争うという闘争の側面についていえば、サッカー試合で勝者側にも敗者側にも反則があり得ることは明白であるように、戦勝国側、敗戦国側のいずれにも国際

法上の戦争犯罪（ルール違反）があり得ることはなんら不思議ではない。だが、ドイツでは戦勝国側の戦争犯罪を究明する動きは散発的であり、現代史学界においてさえ専門的研究は乏しかった。戦争犯罪の究明は、主としてドイツの内部に向けられていた。

だが、2002年になると事情は一変した。戦勝国側の戦争犯罪に対する追及が直接に声高に始まったのではないが、戦争被害者としてのドイツ人の運命がにわかにクローズアップされ初めたのである。これは、それまでドイツ人の戦争加害者としての側面の究明に力点を置いてきたドイツ出版言論界に見られた一大異変であった。ドイツ人の戦争被害、戦争犠牲者に関する報道、情報が甚に氾濫した。その多くは煽情性の強い代物であったが、緻密な実証に基く著述、あるいはフィクションの体裁をとりながら従来はタブーとされた領域にメスを入れた文学作品の登場も見逃せなかった。その代表的な例として、歴史家イエルク・フリードリヒの著作『火災——1940年～1945年の空爆戦争のなかのドイツ』（2002年出版）、ノーベル文学賞受賞作家ギュンター・グラスの小説『蟹の横歩き』（同）がある（14）。

前者は一切の政治的主張を意図的に断念、第2次大戦中の連合国によるドイツ各都市への焼夷弾攻撃（非戦闘員攻撃）の実情のみを精密描写した著作である。後者は、従来は「ドイツ人の責任」、「ドイツ人の過去」の追求に執念を燃やした著者が一転して、大戦末期に東プロイセンからの避難民輸送船がソ連海軍により撃沈された史実の情景描写およびその後日譚をフィクションとして書きあげたものである。両者に政治的プロパガンダはない。だが、ドイツ人の被害者側面に照明を当てた両者は大ベストセラーとなり、その非プロパガンダ性のゆえにかえってドイツ人の政治的思考を強く刺激した。従来の加害者意識過剰の思考が一気に「戦勝国側の非」をも強調する方向への傾斜したのである。たとえばそれは「チャーチル英首相の戦争犯罪」論にまで飛び火する気配をみせ、英国で激しい反発を呼び起こした。

このような「過去の見直し」の空気が眼前の米英によるイラク戦争へのドイツ人の判断に影響を与えないはずはなかった。言論界に米国批判があることは言論の自由がある国として当然であったが、それが米国罵倒の域にまで達したことは、過去のドイツでは、まずなかった。だが、イラク情勢が緊迫化すると、有力週刊誌メディアは米国罵倒を始めるようになった。例えば、影響力の大ききで知られる大型グラフ週刊誌『シュテルン』は2002年11月末、「NATOを廃止せよ」との論説を掲げ、ブッシュ大統領のやり方は米国の意思に従うか、否かを高飛車に欧州に迫るものだと決めつけ、「こういう強すぎて高慢な米国との間に共通の同盟を保つことなど、できない。・・・バイ、バイ、NATO」と煽った（15）。

もう一つの例として、ドイツを代表する週刊誌『シュピーゲル』の論調を挙げることができる。一般知識層に広く読まれる同誌は、ほとんどあらゆる事象について辛辣、かつ批判的な報道、論説を掲載することで知られる。しかし、同誌には外部の有識者による執筆論説が掲載されることも少なくなく、全体として同誌を反米色の出版物と見るのは適当ではない。たとえばイラク戦争開始直前に掲載されたヘルムート・シュミット元首相のインタビュー記事はその好例である。シュミット発言は豊かな外交経験と深い歴史知識に裏打ちされていて、米国への偏好も嫌悪も感じさせない中正なものである。米国外交の帝國的傾向への評価を訊ねられると、米国にはかねてから孤立主義、国際主義的伝統および帝国志向の三種があったと説き、「欧州が米国の帝国志向を変えてやろうと思っても、できること

ではない。欧州は尊厳をもってそれに耐えるべきなのだ」と語る元首相の言葉⁽¹⁶⁾は、反米か、親米かのカテゴリーでは扱えるものではない。

だが、『シュピーゲル』誌編集スタッフによる報道となると趣を一変する。同誌はすでに1997年9月——つまりクリントン政権時代——に星条旗模様の大きな長靴が小さな地球を組み敷いている表紙で、「米国——世界のご主人たち」と題する特集を組み、その米国批判の露骨さで世間を驚かせていたが、イラク戦争前後となると、その報道内容をはるかに上回る激しい反米批判の表紙構成の特集を連載した。たとえば2003年3月17日号の特集は「思いあがりの世界大国——アメリカは行きすぎ?」、ついで3月24日号は「自由のための爆弾テロ——米国の反サダム戦争」と通題されているという有様だった⁽¹⁷⁾。

2002年から03年にかけてドイツの言論界全体がこのような反米色に染まっていたわけではない。しかし、上述した「過去の見直し」機運とも共鳴して、この種の反米論調がドイツ人の政治思考をつぎのような方向へ誘ううえで決定的役割を果たしたことは、疑えないであろう。すなわち、「シュピーゲル」誌2003年2月24日号には、つぎのようなきわめて意味深長な設問に対する世論調査結果が発表された。設問は、「米国は(第2次)大戦後、西ドイツの復興を援助してくれたし、ワルシャワ条約機構に対抗して民主主義と自由を保証してくれました。だから今日でもなお、ドイツ人は米国に対して感謝すべきだと考えますか」というものであった。ドイツ人の回答は、「はい、感謝すべきです」が34%に対して、「いいえ」は実に62%を占めた⁽¹⁸⁾。ドイツ人は大差をもって、「もはや米国に感謝すべき必要はない」と答えたのである。

米国がドイツの戦後復興を強力に援助し、東からの脅威に対してドイツ人の安全を保障してくれたという事実を実感をもって想起できるドイツ人口——つまり高齢者層——は今後、確実に減っていく。ゆえに、これから先、米独関係に波風が立ち、同趣旨の設問が発せられるとき、「感謝すべきだ」の声が増加に転じることはほとんど期待できない。第2次大戦後のドイツ世論に見られた基本的な親米性は、戦勝国米国のドイツ庇護策への感謝の念に由来していた。しかし、この構造はほぼ失われつつある。今後も「米国が好き」の世論が強まる局面はあろう。だがそれは、米国の長年のドイツ庇護に対する感謝に根差したものであるまい。ドイツ人の対米感情がウェットだった時代は、イラク戦争をもってほぼ確実に終わった。

2. シュレーダー政権と米国

(1) シュレーダー首相の「NATOは時代不適合」論

まず、直近のひとつのエピソードから始めよう。

2005年2月12日、国際的フォーラムとしてつねに注視を浴びる「ミュンヘン安全保障会議」の席上、シュレーダー首相の演説文がシュトルック国防相によって代読された。シュレーダー首相が風邪をこじらせたとの理由で会議を欠席したからである。結論から言うと、このシュレーダー演説は当初、ドイツ国内でも国際的にも大いに物議を醸した。やや誇張して言えば、それはNATOの存在そのものに対して疑問を投げかけた内容だと受けとめられたからである。とりわけ、同演説の趣旨は、やはり同日に登壇したラムズフェルド

米国防長官の NATO 重視、NATO 擁護の論調とは大きくかけ離れていた。両スピーチの NATO 評価に差があると言うことは、とりもなおさず米欧関係の評価、ひいては米独関係の評価についてドイツ首相と米国防長官の間に差があると言うに等しい。シュレーダー演説文⁽¹⁹⁾を眺めてみよう。

シュレーダー演説でまず目につくのは、理念としては緊密な大西洋関係の重要さが強調されていることである。いわく、「大西洋両岸関係 (transatlantische Verhältnisse、英文では transatlantic relation)、すなわち欧州、カナダおよび米合衆国間の関係が申し分のない状態であり、またそうでありつづける場合にのみ、われわれは 21 世紀の幾多の挑戦に打ち勝つことができる」。「原則は依然としてこうである。大西洋両岸の緊密な結びつきは、ドイツ、欧州、そして米国の利益に適う」。しかし、これは——それに先立つブッシュ政権への若干のリップサービスめいた言辞を合わせて——本来の主張のための枕言葉的な意味合いをもつものでしかない。なぜなら、上の 2 番目の引用文に直接繋がって、こう述べられているからである。「しかし、この原則を実際政治に変換するに当っては、大西洋両岸の忠誠の誓いがしばしばそうであったのだが、過去が基準点になることはできない。そうではない。われわれは新しい状況に適応しなければならない」。

これは、一般論としては当り前のことを述べているだけと響く。だが、今日のドイツ人の大半が、過去の NATO を通じての米軍によるドイツ庇護にもはや「感謝」するには及ばないと考えている事実と重ね合わせてみると、単なる一般論と読むことはできない。過去への感謝を引きずらないというのは、今日のドイツ国民の大半同様、シュレーダー首相の対米姿勢の重要特徴であるからである⁽²⁰⁾。ところが、それだけではない。大西洋関係の過去は美化されがちなので、それに捉われてはならないと説いたうえで、シュレーダー首相はさらに一步を進めて、こう述べる。「過去の歳月には大西洋をまたいで、随所に誤解、責任転換、不信、いや緊張までもがあった」。

ここで、つぎの疑問が湧く。大西洋関係の過去は美化されがちであったので、その将来を構想するうえでの「基準点」にしてはならないのか。それとも、それには美化しようもない「誤解、責任転換、不信、いや緊張」が随所にあったのか。どちらが真実なのか。

言うまでもないが、その両面があったと言うのが真実であり、誰もがそれを知っている。シュレーダー首相自身もそれを知っている。とすれば、大西洋関係の将来を議論するためには「過去」と「新しい状況」の双方を踏まえるべきなのであって、「過去が基準点になってはならない」と断定的に主張するシュレーダー首相演説に同調する声は、大西洋の両岸に多くはあるまい。いずれにせよ、同演説の大西洋関係についての基本認識には多くの疑問符がつく。

だが、より大きな問題はその先にある。つまり、大西洋関係、換言すれば NATO が「新しい状況に適応する」ためには何が必要かについてのシュレーダー首相の主張にある。同首相は、ポスト冷戦期の NATO の 2 回にわたる東方拡大は同盟の魅力を証明し、アフガニスタンでの NATO のプレゼンスもこの軍事同盟の効用を物語ると一応は前置きしておいたうえで、またしても一転、こう述べる。「しかし、NATO は最早、大西洋両岸のパートナーがその戦略観を協議し、調整する第一義的な場所 (独 = der primäre Ort, 英 = primary venue) ではない。同じことは、EU・米国間の対話についても言える。すなわち、「その対話の今日の形態は、EU の重要性の高まりに照らしても、大西洋両岸協力を寄せられる新し

い期待に照らしても、ふさわしいものとは言えない」。では、どうするというのか。

シュレーダー首相の答はこうである。まず、ブッシュ大統領の 2 期目で初の欧州訪問の際に、新しい動きが見られるだろう。だが、より具体的には国連改革論議の中でアナン事務総長が採用したハイレベル・パネルが参考になる。「EU 各国政府と米国政府とが、大西洋両岸からの独立の人材で構成されるハイレベル・パネルを設置し、このパネルがこの問題解決でわれわれを助ける。・・・このパネルが 2006 年初頭までは、NATO および EU の国家・政府首長に対して報告書を提出する。その分析および提案を踏まえて、必要な議論をひき出すことができるであろう」。

以上が、大西洋関係、つまりは NATO の将来につきシュレーダー首相が語ったところの大要である。ところが、シュトルック国防相による代読が終わるやいやな、会場には憶測、疑問、批判の声が渦巻くことになった。このミュンヘン安全保障政策会議は別名称の前身から通算して 41 回を数えるが、今日ではその出席者、報告者の顔ぶれよりして世界第一級の安保政策フォーラムとして定着している。わけても米国からはラムズフェルド国防長官、共和、民主両党の複数の上院議員（ヒラリー・クリントン議員も出席し、スピーチを行って感銘を与えた）以下、戦略コミュニティの代表的論客が出席した。シュレーダー首相はそのことを十分に計算に入れ、演説テキスト中には米国からの出席者に対する特別の呼び掛けまで書き込まれていたのだが、その演説内容に対する評価たるや——少なくとも演説直後には——惨憺をきわめたのであった。しかも、厳しい評価は米国側からというよりむしろ欧州側から生まれたのである。

（2）欧州内部からの批判

ラムズフェルド米国防長官は「安保政策会議」への不参加が伝えられていたが、直前になり出席を通告、バグダットからミュンヘン入りした。スピーチに立った同長官は、ほぼ 2 年前に仏独を「古いヨーロッパ」呼ばわりして物議を醸したのは「古いラムズフェルド」なのだどジョークを飛ばして会議の笑いを誘ったうえで、1960 年代から NATO 議員集会のメンバーであった自分の経験から説き起こして、この米欧軍事同盟がいかにも有用な存在であったかを語った。そのうえで質疑応答の中で、今日の複雑きわまりない世界において「NATO はすごい (terrific) 機構だ。それはおそらく、人類史上で最も印象深い軍事同盟である。だが、現にあるのがまさにそれなのであり、われわれは NATO を通じて仕事をしていくのを大いによしとしている。われわれはそうしつづける」と力説した。この発言はそれ自体でシュレーダー首相の NATO 現状観に一致しないことは明白であるが、敢えてシュレーダー提案に関するコメントを求められると、ラムズフェルド長官は、「そのテキストをまず読んでから」と述べて、直接に深入りするのを避けた (21)。

NATO のデホープ・スヘッヘル事務総長もやはりこの会議に出席、みずからもスピーチを行った。同事務総長は、NATO が近年に力点を置くようになった「地中海対話」に詳しく言及したうえで、アラファト死亡後のイスラエル・パレスティナ関係、および「より広域の中東 (the broader Middle East)」において NATO がいかなる役割を果たそうとするのかを論じて、注目を浴びた。この論点自体、「新しい NATO」の役割を肯定的に述べたものにほかならないから、穏便に評しても NATO に抜本的改革が必要と説くに近かったシュレ

ーダー首相演説とは大いに趣を異にしていた⁽²²⁾。しかし、同事務総長はラムズフェルド演説後の質疑応答中でも発言に立ち、誰の耳にもシュレーダー演説に対する批判と聞こえる長いコメントを行ったことで、むしろ注目された。すなわち、「新しい脅威と新しい挑発の今日的枠組みの下、われわれは米国の全面的かつ積極的な参加がなくても、安定的で安全な世界秩序が可能だと考えるのか。この問いに対する答えは否である、と私は考える。これが NATO のユニークな性格なのだ」と力説した。明らかに米国擁護論である。そしてドイツ国防相により代読されたシュレーダー演説を名指しして、「われわれは大西洋両岸関係を『論じる』よりは、それを『実行』すべきなのだ」、「われわれはなにができるかを語るべきなのだ」と述べた⁽²³⁾。

オランダ出身の NATO 事務総長が満場の聴衆を前にこのようなドイツ首相批判を語ったのは、多くの報道が一致して指摘するところ、つぎの事情に基づいてとる。すなわち、ドイツ側はシュレーダー演説の内容について NATO になんら事前説明も行わず、また事前の諒解取りつけもしていなかった。NATO 事務総長にとっては、文字どおりの不意打ちであり、NATO が同盟国間での戦略の協議、調整の「第一義的な場」とはなっていないかのような一方的主張が——こともあろうに代読のかたちで——罷り通ったのである。しかも、NATO には事前内報がなかったのに、同演説全文は「南ドイツ新聞」には事前提供されていて、当日朝には抜粋のかたちで紙面化されていたのである。

欧州側でシュレーダー首相演説に否定的な反応を示したもう一人の重要人物に、ハヴィエル・ソラナ EU 共通外交安全保障上級代表がいる。ソラナは EU 外交の顔とも言うべき存在であり、会議には無出席していた。が、やはりシュレーダー演説の内容につき事前内報を受けていなかった。同演説の翌日、「ベルリン新聞」は、ソラナ上級代表によるシュレーダー演説批判の言葉をこう直接引用して伝えた。「NATO はその重要性をなんら失っていない」。「われわれはドラマティックでない事柄をドラマタイズすべきでない」⁽²⁴⁾。

シュレーダー首相がシラク仏大統領と組み、欧州の安全保障に関して NATO よりも EU に軸足を置こうとしているのは、よく知られた事実である。それだけに、NATO 事務総長がシュレーダー提案に警戒の色を示したのは、さほど異とするには当たらない。だが、肝心の EU の共通外交安全保障上級代表からまで冷たい論評を受けたことは、シュレーダー首相にとり腹立たしいことであつたに違いない。

(3) ドイツ内部での不評

ドイツの報道機関がシュレーダー首相演説につけた点数は、当初、きわめて辛かった。まずドイツで最大の部数を誇る大衆紙『ビルト』はその論説を「首相は失敗をやらかしている」と題し、シュトゥルック国防相は自分でもびっくりするような原稿を代読させられたのだとして、「シュレーダーは NATO を葬りたいのかとの質問に、自分は首相ではないし、首相を代弁する権限をもたないと答えた」と書いた。他のメディアが報じたところからしても、代読した同国防相が困惑していたことは歴然としている。『ビルト』論説の結びはこうであった。「NATO の欧州側最重要パートナー(=ドイツ)が同盟に疑問符を付けるなら、大西洋の両岸で新たな危機が燃えあがる。そんなことがわれわれの関心であるわけではない」⁽²⁵⁾。

同紙はさらに、野党 CDU/CSU (キリスト教民主・社会同盟) で最も優れた外交センスの持主と定評のあるシヨイブレ院内副総務のインタビューを掲げた。シヨイブレ議員は、同盟は損なわれていないのだから、NATO に関する議論はなくもがなのだと述べ、にもかかわらずそれをやってしまった首相演説は、「まさにわれわれが全然必要としないものを取り次いでしまった。つまり、心の中では同盟に対して距離を置いているのだということ」と分析した (26)。つまり、シュレーダー首相は表向きは大西洋関係の重要性を唱えはするが、心中では NATO 同盟に距離を置いているのだ。しかも、それがミュンヘン演説で表に出てしまった、と言うのである。

他方、高級紙「フランクフルター・アルゲマイネ (FAZ)」は週明けの第一報で二つの大型報道記事を掲げたが、第一面のそれには「ニュー-NATO の『壮大なデザイン』に対する乏しい熱狂」という見出しを、第二面のそれには『『コミュニケーションの失敗』が残った——安保会議で首相の言葉は欧州側にも立腹を呼んだ』との見出しを打った (27)。いずれにせよ不評だったと言うのである。ただ、それは報道記事であって、同紙自身の論評ではなかった。FAZ 自身の長文の論評は翌 2 月 15 日に掲載されたが、それを大胆に要約すると、こうなる。シュレーダー首相自身が会議を欠席したので、演説テキストに対する質問には直接の答えがなかった。ゆえに巷間、一方では「コミュニケーションの失敗」説が、他方では「手づくりのディレタントイズム」説が渦巻き、首相の真意については多くを推測するほかない。ただ、首相のつぎの点の指定は正しい。すなわち、重要な戦略問題が同盟機構内で討議されることはなかった。「米欧間でいさかきの種となったイラク問題は、同盟内で語り合われたことがなかった。米国は安全保障上憂慮している問題を同盟内に持ち込み、同盟諸国の納得を得ようと努めたことがなかった。イランの核プログラム問題についても意見の交換はないし、アジアで興隆する中国についてもそうだ」(28)。

以上を要するに、シュレーダー首相演説は少なくとも「安全保障会議」会場の内外にあっては、欧州側勢の間でおおむね不評であった。ただ、「フランクフルター・アルゲマイネ」の上述の論評が示唆するように、それは必ずしも全面的な不評を博したのではなかった。会場で同演説に対する意義申し立てとも言えるコメントを加えたデホープ・スヘッヘル NATO 事務総長でさえ、「(NATO 理事会で) イラク問題が議題にされることがなかったのは誤りだった」と発言し (29)、この点に関連するシュレーダー首相の指摘の正しさを間接的に認めたほどであった。とすれば問題は、シュレーダー首相の NATO 「改革」提案が今後の米欧関係、わけても今後の米独関係にどう影響するかである。その点については後述するが、ここではまずつぎの事実を確認しておかなければならない。

「ミュンヘン安全保障会議」から数日が過ぎると、シュレーダー演説に対する評価は微妙に変化した。その好例が EU のソラナ上級代表であった。同上級代表は独週刊誌『シュピーゲル』に、「(シュレーダー) イニシアティブの狙いは、大西洋関係をより効率化することにある。それは、われわれの誰もが望むところだ」と語った。米国もまた、それに関心をもっている。と言うのである。同誌の記事自体が、「NATO と EU、シュレーダー路線になびく」と題されていた (30)。どうしてこのような評価の転換が、わずか数日で起きたのか。それは、なにを意味するのか。

まず指摘しなければならないのは、先述したように、シュトゥルック国防相によって代読されたシュレーダー演説は、事前にその内容が関係筋に通知されていなかった。テキス

トの配布も遅れた。ただ『南ドイツ新聞』のみが事前に全文の提供を受け、当日の朝刊でその内容を凝縮して伝えた。記事の表題および副題は、こうである。「首相、新しい姿の対米関係に意欲—シュレーダー「NATO は変化した世界情勢に適合せず」／「専門家（グループ）が新しい提案を行うべきだ」／ミュンヘン安保会議でのスピーチ」（31）。ここから容易に想像できるであろうが、出席者はこの新聞記事による要約を手掛りにして、シュレーダー演説に反応したのであった。ラムズフェルド米国防長官のように、「まず全文を読んでから」評価を下すと語った声は、まず聴こえてこなかった。否定的な反応に驚いた一らしい—シュレーダー首相が弁解したあと、ようやく全文が読まれた模様で、その結果、評価を変更した向きもあると見るべきであろう。

再選を果たしたブッシュ米大統領の西欧訪問は旬日に迫っていた。だから下手をすれば米独関係は険悪化するおそれさえあった。その事態は避けられたが、そもそもこの一件は何を教えているか。重要なのは、かりにシュレーダー演説の実際の内容が、『南ドイツ新聞』によるバランスを欠いた抜粋・要約どおりのものであったとしても、それを意外とする声はほとんどでなかったであろうと見られることである。やや誇張して言えば、「あのシュレーダーにして、この内容あり」と受け止められたのである。だからこそ、誰もバランスを欠く要約記事そのものを怪しまなかったし、そもそも『南ドイツ新聞』にはシュレーダー首相の真意を報道しているとの自負さえあったのかもしれない。

確かに改めてシュレーダー演説全文を読み返してみると、大西洋関係、つまりは NATO による米欧間の結びつきの重要性についての言及はある。しかし、同政権の場合、それが「口先での信奉」にすぎないのではないかとの疑念が絶えずつきまとう。先述したように、野党の有力政治家シミイブレ議員が「心の中」では首相は米国および NATO に「距離」を置いているのだと指摘したのは、シュレーダー首相の政敵、政友のいずれの側でも同意を見出す分析だと言えるであろう。

そもそもシュレーダー提案が出てきたのは、イラク問題緊迫化以後の米欧、米独関係が——小さな一進一退はあるものの——良好とは呼べない状態を続けてきたからこそである。それが良好であるならば、この種の提案が改めてなされる理由はなかった。それがなされてしまったいま、今後の米欧、米独関係が——あたかもシュレーダー提案がなかったかのよう——推移することはあり得ない。単純化して言えば、シュレーダー提案は今後の大西洋兩岸関係、あるいはベルリン・ワシントン関係に吉、凶いずれの効果も及ぼすのか。それを予測するためには、近年の米欧、米独関係がなぜ良好ならざる状態を続けてきたのかを考察してみる必要がある。その際、しばしば試みられるつぎのような説明で満足することはできない。

ブッシュ大統領の米国は単独主義、つまりユニラテラリズムの信奉者であるのに対して、欧州は概して、またシュレーダー政権のドイツは殊に、マルチラテラリズム、つまり多国間主義を信奉している。両者の性格にこのような基本的な差がある以上、世界の安全保障環境が複雑化するの避けられない。生起する難題にそのいずれの手法で対処すべきかで議論が沸騰することの多い今日、両者の関係を円く収めるのは至難のわざである。ユニラテラリズムかマルチラテラリズムかの基本的不一致がある以上、米独は早晚、別々の道を歩むしかない。

なぜ、この種の性格不一致説に基づく説明をもって満足すべきではないのか。なぜなら

米欧、ないしは米独の性格の相違は先天的なものではなく、言ってみれば今日的なものであり、その背後には今日の性格を決定することになった今日的な因子を突きとめることができるし、ゆえに全面的ではないにせよ、ある程度まではこの因子を操作することによって性格に変化をもたらすことも可能だと考えられるからである。ゆえに、時間を逆にさかのぼって今日の性格の不一致の由来を探ってみる必要がある。

(4) 米独関係悪化の発端

2期目に入ったブッシュ米政権との関係をベルリンがどう構築しようとするのかは、全体としての米欧関係の今後を読むうえで重要な部分要素である。今日のベルリン・ワシントン関係を良好と評価する声は、大西洋の両岸にまずない。ただ、イラク戦争で冷却した両国関係は、今日まで一貫して冷え通しだったわけではない。双方が――より詳しく言えばベルリン側からより頻繁に――関係改善を探る動きがあった。しかし、2年半近くにわたり一進一退の状況が続いてきた。そのうえで、以上に述べたように、ブッシュ第2期政権発足早々、2005年2月に至ってベルリンの側から先制的な対米ジャブが繰り返された。これを契機に米独関係は再びかなり長く、かつ深刻な冷却期を迎えるのか。それとも、ミュンヘンでシュレーダー首相が投じた一石はさほど大きな波紋とはならず、比較的短いサイクルでの一進一退の米独関係に落ち着くのであろうか。それを考察するためには、両国関係の冷却化が国際的耳目を集めることとなった2002年夏以降の経緯を簡単に再吟味してみる必要がある。

米独の政府間関係は視覚上は、あるいは表面的には、2002年夏のドイツの連邦会議選挙戦中に文字どおり突如悪化した。その間の事情はこうであった。当時の各種の世論調査結果から判断する限り、シュレーダー首相の率いる「赤緑連合」の劣勢は明白であり、9月22日の投票でベルリンの政権交代は確実と見られていた。しかし、選挙戦最後の3週間で世論調査に表われた与野党人気度には大逆転が起こり、投票結果はシュレーダー政権に紙一重の差での勝利をプレゼントした。選挙戦最終段落で大逆転をもたらした要因がなんであるかについては、すでに定説がある。それは、①8月上、中旬にドイツ東部を襲ったエルベ川の大洪水を奇貨として、シュレーダー首相が「危機の宰相」の姿を有権者の脳裏に焼付けることに成功した、②8月上旬に突如、シュレーダー首相が選挙演説の中でブッシュ米政権の対イラク戦争政策を公然批判しはじめた、の2点である。

①は本稿の対象とするところではない。②については、なおつぎの二つの補足が必要である。第一には、有権者向けの演説でシュレーダー首相がブッシュ政権批判のために用いた用語の問題がある。一方で同首相は、ドイツは最早「小切手外交」をやる気はないと述べ、他方でブッシュ政権の対イラク強硬姿勢を、新しい戦争に導きかねない「冒険」とか、「戦争や軍事行動を并ぶ」行為といった言葉で批判した。それは対米忠告と呼べるものでは到底なく、米国罵倒で有権者を煽動するに近い言辞であった。第二には、そのような選挙戦の雰囲気の中で女性の司法相が、内政上の困難から有権者の目をそらすとするブッシュ大統領のやり方は、「ヒトラーがやった」それに似ている旨を発言し、それが報道されてしまったことである。これらは、選挙戦の中での得票目当ての多少の誇張は許される発言と言えるものではなく、同盟国の指導者を念頭に置いたものとしては、余りにもどぎつ

過ぎるものであった。米政権が怒りの表情を見せたのは、無理からぬところがある。だが、より大きな問題は、この反ブッシュ政権の荒っぽい言辞がドイツ社会に根を張りつつあった反米世論と共鳴現象を起こしたことである⁽³²⁾。

シュレーダー政権のこのようなブッシュ政権批判はあまりに唐突であり、それだけに選挙戦が終わればこの厳しい対米姿勢は修正され、速やかに関係改善の動きがベルリンの側から出てくるのではないかとの観測が少なくなかった。しかし、爾後の経過が示すように、ベルリンは2003年1月に国連安保理メンバーとなった後も、安保理を舞台としてブッシュ政権の対イラク強硬方針に対する反対姿勢を継続し、それどころか、拒否権をもつ仏露両国と語らって米国批判の急先鋒の役割を演じた。とすれば、ドイツ総選挙戦さえ終われば米独関係は一時の混乱を抜け出して早晩、改善に向かうだろうとの、誤った予測がなぜ有力であったのかとの疑問が残ろう。この疑問に対しては、つぎのように答えるのがおそらく正しいであろう。

(5) 先行した潜在的な相互不信

ベルリン・ワシントン関係は、表面上はそう見えようとも、2002年夏までは順調であり、ドイツ連邦議会選挙戦を境に「突如」悪化したというのではない。それ以前に両国関係の悪化は水面下では進行していた。では、水面下では悪化しつつあったものが、表面上はなぜ順調であるかのように見えたのか。この疑問を解く重要な鍵の一つはおそらく、2001年の「9.11」直後にシュレーダー政権が対テロ戦争での米国との協力、連帯を過剰な表現をもって唱えたことに求められるであろう。2001年9月19日、シュレーダー首相は連邦議会での所信表明で、対テロ戦争で米国との「際限なき連帯」を語った。この修辞は、同盟国首脳が語った「米国との連帯」の中でも一頭地を抜いていた。この修辞に人々は酔ったが、しかし、では連帯のあかしとしてドイツが対テロ戦争でどれだけの実際行動をとれるかを考えるならば、「際限なき」という修辞はどう見ても過剰過ぎみであり、ブッシュ政権を満足させ得るはずがなかった。

なかんずく重要なのは、米国側に同盟諸国の対テロ戦争連帯度をもっぱら軍事的貢献能力の見地から評価しようとする傾向が強かった点である。9.11からほどなく、NATOはロバートソン事務総長(当時)の大車輪の活躍で52年の歴史上初めて北大西洋条約第5条(共同防衛条項)の発動に踏み切り、少なくとも欧州側NATO主要国はドイツをも含めてすべて、国連憲章第5条に基づく「自衛権行使」の行動をとる旨を国連安保理に通告した(わが国ではそれを「集団的自衛権行使」の通告と解釈される傾向が強いが、各国が安保理に通告したのは「自衛権の行使」の措置であり、「個別」「集団」の区別をしていない)。こうして大西洋の兩岸で対テロ軍事的措置で呼吸が一致したかに見えたが、実際にはそれは政治的連帯の意志声明の範囲をいくばくも出るものではなかった。

ために、現実には奇妙な光景が生まれた。対テロ戦争で政治的結束を固めつつあるはずの大西洋兩岸では、仲違いが進行したのである。とくにベルリン・ワシントン関係でそれが顕著であった。シュレーダー政権で「ドイツ外務省・独米協力調整官」の称号をもって活動するカルステン・D・フォークト(元連邦議会議員、SPD外交スポークスマン経験者)は2002年4月発表の論文でこう書いた。「(2001年9月11日から数えて)ものの6ヶ月と

経っていないのに、大西洋兩岸の同盟国関係は仲違い状態にある。火が付いた核心の問題とは、反テロという一般的闘争をどのような方法でもって継続すべきかというものである⁽³³⁾。ポスト冷戦期の「新しい脅威」を念頭に軍事力の変革を推し進め、軍事的対応を重視する米国流か、軍事的対応への偏重を嫌う欧州流かで仲違いが始まっていると言うのである。加えて、ポスト冷戦期の NATO は「領域外」危機対処・管理を重視するようになっていたと言うものの、欧州側の目線はいわば「欧州内の領域外」に限られがちである。他方、米国のそれは「グローバルな領域外」に向いている。この目線の高さの差が「大西洋内の不機嫌」の原因であり、欧州は米国の軍事偏重主義をたしなめる役割を果たすべきであるが、同時に米国とともに「グローバルに思考する」必要がある、と言うのである。

米国の軍事偏重主義に対し諫言することは、それはそれでドイツにとっては正しいとして、ドイツ側にも弱みがあった。それは、持てる軍事的手段が冷戦対応型の時代遅れである点であった。ドイツ統一に資源の優先配分が必要との名目の下、軍事力の変革努力はなおざりにされたのである。いまから3年前、2002年2月の第38回「ミュンヘン安全保障政策会議」でシャルピング国防相（当時）は、ウォルフオヴィッツ米国国防副長官（当時）らが居並ぶ前でこう語った。それは、ドイツの立場からする反省の告白にはかならなかった。「有効な危機管理とは軍事の優越を意味しない。とは言え、危機管理プロセスの全局面について、実行能力ある軍隊の潜在的役割は承認されなければならない。軍事的手段をもってのみ、NATO はミロシェヴィッチをコソヴォから追い出すことができた。軍事的手段をもってのみ、アフガニスタンにおけるオサマ・ビンラデンとアルカーイダのテロ構造を打倒することができた。また、多次元性をもつ国際戦略の構成部分である軍隊をもってしてのみ、われわれは東南欧やアフガニスタンで政治的再建、経済復興、人びとの平和的共生にとっての安全な環境を保証することができる。そして、予防と対応について語る場合、もう一つ重要なことがある。それはすなわち、有効に危機を防止しようとするのであれば、これに必要な手段に、たとえば近代的な早期識別・偵察能力に投資する用意がなければならない。それらがあってこそ、政治は適時に行動することができるのである」⁽³⁴⁾。

(6) ドイツの軍事能力改善意図

以上の事実を知れば、イラク問題の尖鋭化を待たずして、換言すれば米国流の単独行動癖と欧州流の多国間主義尊重との対立が表面化するのを待たずして、シュレーダー政権内には自国の時代不適合な軍事能力に関する一種のコンプレックスが働いていたことが理解されるであろう。このコンプレックスが誰の目にも分かるようになったのは、9.11以後、シュレーダー政権が対テロ戦争で米国との「際限なき連帯」を実践しようとしたときのことであった。いかに気持ちにははやるうとも、ドイツ連邦軍には「欧州外の NATO 領域外」に出て軍事的貢献を果たす能力、わけても長距離戦略輸送能力が欠けていた。ゆえに、ドイツ連邦軍虎の子 ABC 汚染洗滌能力をもつ装甲車をクウェートへ派遣するに当たっても、ウクライナの所有する旧ソ連製アントノフ輸送機をチャーターしなければならなかった。このことは、知る人ぞ知る事実であった。だが、シュレーダー政権が自国軍事能力の問題でコンプレックスを感じたのは、それが最初のことでなかった。それは、遅くとも1999年春の「コソヴォ戦争」まで遡る。シュレーダー政権はその前年9月の総選挙でコール首相

を破って誕生、その直後、同盟の方針に忠実にミロシェヴィッチ新ユーゴ政権に対する NATO の武力行使への参加を決定した。これは「欧州内での NATO 領域外」での軍事作戦であったが、このとき米欧間の軍事能力格差が、また欧州主要国間の軍事能力格差までもがあぶり出されたのである (35)。

ドイツの場合、対米軍事能力格差の問題は英仏におけるよりも深刻である。英国は「コソヴォ戦争」においても、アフガニスタンでの「対タリバン、対アルカーイダ作戦」においても、またイラク戦争においても、ある程度まで米軍と軍事的共同行動をとる能力をもっていることを立証した。フランスは米国と軍事行動を共にすることが少ないが、自国を遠く離れた地域での作戦展開能力の強化に熱心である。だが、ドイツはそうではない。その必要性は認識されていても、いまだに自国領土を遠く離れて、NATO 領域外で英仏なみに危機対処行動をとる能力を備えるにいたっていない。そのことがシュレーダー政権にとり大きな心理的負担になっていることは、シュトルック国防相が 2004 年 1 月に発表した連邦軍改革構想「新しい進路のための道標」を読むと、誰にでも理解できる。

その大要を述べると、ドイツは連邦軍の本来の任務であった国土防衛を今日では最劣後任務に位置づけている。ドイツにとって外敵による侵略という伝統的脅威は今日、存在しないも同然だからである。他方、上記改革構想では、将来的にドイツの兵力がつぎの 3 種のカテゴリーからなる「全く新しい一つの体系」に向けて発展してゆく旨が述べられている。それは、①「(共同) 介入兵力」、②「安定化兵力」、③「支援兵力」の 3 種である。①の「(共同) 介入兵力」とは、国際的な高烈度作戦への参加能力をも備え、全世界での紛争で平和強制活動を共同で担うための兵力である (36)。これを過去の事例に当てはめてみれば、「コソヴォ紛争」でも「アフガニスタンでの対国際テロ軍事作戦」でも英仏軍なみにある程度まで米軍に伍して共同作戦に参加するという意味になろう。そうなるあかつきには、ドイツは現代的な軍事能力の面での非力さからくるコンプレックスから解放されることになろう。ただ問題は、構想は書けても、その実現は至難と診断されていることである。

シュレーダー政権の名誉のために弁じておくと、3 年半前に明言した対テロ戦争での米国との「際限なき連帯」のあかしとして、ドイツは今日、アフガニスタンで活動する ISAF に 2000 を超える兵力を提供して、その中核を形成している。これは実質的に上記②の「安定化兵力」カテゴリーに相当する兵力である。これをも含めて、2005 年 2 月段階でドイツが各種の国際的枠組の下で国外および NATO 領域外に派遣している事例および兵員数は次の表に見るとおりである (37)。

ドイツ連邦軍の外国派遣		
(枠組名称)	(派遣地域)	(派遣兵員数)
・ ISAF (=International Security Assistance Force)	アフガニスタン・ウズベキスタン	約 2,130
・KFOR(=Kosovo Force)	コソヴォ	約 2,600
・EUFOR(=European Force)	ボスニア・ヘルツェゴビナ	約 1,050
・ UNOMIG (=United Nations Mission in Georgia)	グルジア	12
・EF(=Enduring Freedom)	アフリカの角	約 310
・UNMEE(=United Nations Mission in Ethiopia and Eritorea)	エチオピア・エリトリア	2
・東南アジア人道支援	主としてインドネシア	385
・Active Endeavor		190

これにドイツ国内で医療救急目的で常時待機する兵員数を加えると、総数は約 6,740 と発表されており、派遣兵員規模では英仏に比べてさほどの遜色はない。1999/91年の湾岸危機、湾岸戦争当時に憲法（基本法）解釈上の理由から極端な内向き姿勢をとり、兵員派遣にはひどく消極的で、もっぱら「小切手外交」に頼ろうとしたことが同盟諸国から厳しく批判された過去を想起すると、イラク戦争の場合を例外として、その他の場合には連邦軍派遣を伴う国際的危機管理への参加を躊躇しなくなったドイツは、やはり正当な評価を受けてしかるべきである。

(7) 残されている問題

ただ、これを対米関係の文脈で見ると、2つの問題がある。第一には、「ミッションがコアリションを決める」との考えが依然として強いブッシュ米政権の目には、国際的「安定化兵力」レベルどまりのドイツのこれまでの貢献は、同盟国のそれとしては相対的に価値の低いものと映りがちだという点である。新保守主義の論客・ロバート・ケーガンは、「米国が料理の種類を決め、料理をつくり、欧州は食後の後片付けをする」という有名な比喻でこの関係を論じたが⁽³⁸⁾、米国側には「食後の後片付け」そのものを蔑視する意図がかりにまったくないとしても、「後片付け」しかやれない欧州、とりわけドイツとの間の心理的なミゾは解消されない。先述したように、シュレーダー政権は連邦軍改組により「(国際的)介入兵力」を保有したいとの意欲をもってはいる。それは「食後の後片付け」専念から脱却する必要を認識していることの証拠であるが、上述のようにその構想が画餅に終わる場合には、米独間の相互不満の構造が存続するであろう。

第二には、シュレーダー政権が言葉の上ではいかに大西洋同盟への信奉の念を表明しよ

うとも、NATO よりも EU の CFSP（共通外交安保政策）および ESDP（欧州安保防衛政策）により大きな親近感を抱いているのは明白、という事情がある。それを証拠立てたのは、イラクでの主要戦闘終結直後に当時の「負け組」たる仏独、ベルギー、ルクセンブルク首脳が発表した「欧州安全保障防衛共同宣言」であった⁽³⁹⁾。米国は、ドイツの言葉の上での忠誠と、心の中で愛情が向かうところとは別だということを先刻察知している。ゆえに、忠誠と愛情のくい違いが表面化する場合には、そのつど米独関係には悶着が生じよう。それは、ただ繰り返されるだけでは済まなくなるかもしれない。しかも、「欧州独自の安全保障防衛政策」とは言っても、見渡しうるかなり遠い将来にまでわたって、EU の国際的危機対処行動は米国が NATO に提供している通信、情報、偵察、運輸面での軍事的能力に依存せざるを得ない。「ベルリン・プラス」通称で知られるこの方式を NATO と EU は 2002 年に協定化し、EU が「独自」の国際危機対処活動を手掛けるケースごとにこの方式の適用で合意する⁽⁴⁰⁾。この方式に頼ることなくしては、EU の ESDP は良好に機能しない。

これまでのところ、「ベルリン・プラス」方式適用下で EU の危機管理活動はますます良好に進められてきた。しかし、米独関係に今後、深刻なこじれが生じる場合には、その円滑な適用が望めない事態もあり得る。本稿で眺めたように、EU 諸国の中でもドイツがどのような対米スタンスをとるかは、全体としての米欧関係を動かす最重要因子の一つである。

それは、とりもなおさずドイツが人口面、経済規模の面で欧州一の大国であることからきている。

-
- (1) 「基本的に親米」とする理由は、時代により、また国際政治の「大気象状況」により、ドイツの米国信頼にいくどか揺らぎがあったことも事実だからである。この点については、拙稿「米欧関係の中のドイツ——歴史的な文脈で考える」、日本国際問題研究所報告『新しい米欧関係と日本（欧州の自立と矜持）』（平成 16 年 3 月）所収、をみよ。
 - (2) Frankfurter Allgemeine Zeitung (=FAZ), 19, März 2003. S.5. このグラフは、アレンスバハ世論研究所スタッフの執筆した大型分析記事「危機に曝された友好——ドイツ人は米国に対して距離を置きはじめている」に添えられたもの。ただし、このグラフに関わる調査対象は、1990 年まではドイツが分裂国家であったため、調査全時期を通じて対象は「西ドイツ」地域住民に限られている。
 - (3) 前註(2)に同じ。ただし、図表 1 とは違って、図表 2 では、統一後の「全ドイツ」領域の住民が調査対象であった。また、「アレンスバハ」は 2004 年 1 月にも同じ設問で調査を行ったので<http://www.ifd-allensbach.de/news/prd_0416.html>、このグラフにはそれも追加してある。
 - (4) Dan Diner, *America in the Eyes of the Germans - An Essay on Anti-Americanism*. Princeton, 1996.
 - (5) この過程につき詳しくは、拙稿「ドイツ統一と『2+4』交渉」、防衛大学校紀要（社会科学編）、第 75 輯（1995. 9）1～82 ページを参照のこと。
 - (6) 1960 年代から 80 年代中期までのドイツ人の対米観、対 NATO 観の微妙なゆらぎを多くの世論調査結果を駆使して詳細に分析したものとして、つぎをみよ。
Hans Rattinger, *The Federal Republic of Germany : Much Ado About (Almost) Nothing*. (in : Gregory Flyum / Hans Rattinger, *The Public and Atlantic Defense*. London 1985. pp.101-174)

-
- なお同書は、当時の NATO 加盟 7 ヶ国についての世論分析論文を含んでいる。
- (7) Deutsche Aussenpolitik nach der Einheit 1990-1993 - Eine Dokumentation. Herausgegeben vom Auswärtigen Amt. 1994. S.7.
- (8) この「アレンスバッハ」調査結果は FAZ には掲載されなかった。Allensbacher Archiv. Ifd-Umfrage7059 <http://www.ifd-allensbach.de/news/prd_0416.html>
- (9) この直接引用および図表 3 は、ZDF・Archiv, 16, 05, 2003. <<http://www.heute.de/ZDFde/imhalt/19/0,1872,2046291,00.html>>
- (10) Der Spiegel, 6/2003. S.29
- (11) Across the Atlantic and the Political Aisle : The Double Divide in U.S - European Relations. By Ronald D Asmus, Phillip P Everts, and Pierangelo Isernia. <<http://www.transatlantictrends.org/apps/gmt/ttweb2004.nsf/sitepages/B2C237D75A27A3A785256D7900C49D?OpenDocument&Start=18Court=30&Expand=7>>
- (12) この 3 種の世論調査は、次のとおり。
Transatlantic Trends 2003 - Topline Data, July 2003
Transatlantic Trends 2004
Flash Eurobarometer151, "Iraq and Peace in the World, published in November 2003.
- (13) これらのシラク大統領発言については、拙稿『『古いヨーロッパ』と『新しいヨーロッパ』——変容する米欧関係(Ⅲ)』、「海外事情」、2003年11月号、とくに74ページおよび83ページを参照のこと。
- (14) これらの著書の原題はつぎのとおり。
Jörg Friedrich, Der Brand - Deutschland in Bombenkrieg 1940-1945, München 2002 (邦訳なし)
Günthe Grass, Der Krabgang, Göttingen 2002 (邦訳「蟹の横歩き」)
- (15) "Schafft die NATO ab !", Der Stern, 48/2002.S.64
- (16) シュミット・インタヴューは、Der Spiegel, 6/2003. S.36-S.38
- (17) シュピーゲル誌の3特集はそれぞれつぎのとおり。
USA — Die Herren der Welt, Der Spiegel, Nr.36/1.9. 1997.
Die eingebildete Weltmacht, Nr.12/17. 3. 2003
Bombenterror für die Freiheit, Nr.13/24. 3. 2003
- (18) Der Spiegel, Nr.8/24. 2. 2003,S.23
- (19) 同演説原文はドイツ語であるが、英訳も入手可能。
Speech by Federal Chancellor Gerhard Schroeder at the opening of the Munich Conference on Security Policy 12, Feb, 2005
<<http://www.bundeskanzler.de/Anlage787209/Anlage787209>>
- (20) この点につき詳しくは、前出の注(1)に示した拙稿、20ページ以下を参照のこと。
- (21) ラムズフェルド米国防長官のミュンヘン安全保障政策会議スピーチおよび関連質疑応答の全文(英文)は、
<<http://www.defenselink.mil/cgi-bin/dlprint.cgi?>>
<<http://www.defenselink.mil/transcripts/2005/tr200..>>
なお、2年前に仏独を「古いヨーロッパ」と呼んだ点については、前出の注(13)に示した拙稿を参照のこと。
- (22) デホープ・スヘッヘル NATO 事務総長の会議スピーチの全文は、
Speech by NATO Secretary General, Jeap de Hoop Scheffer at the Munich Security Conference, 12 Feb 2005.
<<http://www.nato.int/docu/speech/2005/s05021a.htm>>

- (23) この NATO 事務総長コメントは、前出の注 (21) に示したラムズフェルド演説をめぐり質疑応答中に含まれている。
- (24) ここでは、「ベルリン新聞」(Berliner Zeitung) に掲載される発言を伝えた「ドイツ第 2 テレビ (ZDF)」報道による。
Solena kritisiert Schröder. Vorschlag zur NATO – Reform
(ソラナ・シュレーダーの NATO 改革提案を批判)
<<http://www.heute.de/ZDFheute/drucken/1,3733,2261208,00.html>>
- (25) 05 年 2 月 11 日の『ビルト』紙論説は、
<
[http://www.bild.t-online.de/BTO/news/2005/02/14/kom/kom.templateId=render...>](http://www.bild.t-online.de/BTO/news/2005/02/14/kom/kom.templateId=render...)
- (26) 『ビルト』紙のシヨイブレ議員インタビューは、
“Will der Kanzler die NATO beerdigen, Herr Schauble?”
(「シヨイブレさん、首相は NATO を葬りたがっているのでしょうか?」) は、
<<http://www.bild.t-online.de/BTO/index.html>>
- (27) “Wenig Begeisterung für das <Grand Design> einer neuen NATO”,
“Zurück bleibt <Kommunikationsdesaster> — Auf der Sicherheitskonferenz rufe die Worte des Kanzlers auch bei European Verdross hezvor“,
FAZ, 14, Februar 2005. S.1 und S.2
- (28) “Shröders Ballon“, FAZ. Februar 2005. S.1
- (29) 前出の注 (23) に同じ。
- (30) “ NATO und EU schwenken auf Schröder-Kurs ein “.
<<http://www.spiegel.de/politik/ausland/0,1518,druck-341939.00.html>>
- (31) “ Kanzler will Verhältnis zu der USA new gestaller — Schröder: NATO wird utränkender Weltlage nicht mehr gerecht/ Expertes sollen Vorschläge machen: Rode für die Münchner Sicherheits Konferenz. “ Süddeutsche Zeitung, 12. Februar 2005.
- (32) 以上の経緯についてより詳しくは、拙稿「ドイツ連邦議会選挙と米独関係悪化の発端」、拓殖大学海外事情研究所報告、第 37 号、平成 15 年 3 月、125 ページを参照のこと。
- (33) Karsten D. Voigt, “Global denken! — Nene Themen für die deutsche Amerika – Politik“, Internationale Politik, April 2002. Nr.4, S.20
- (34) このシャルピング国防相演説は、
<
http://www.securityconference.de/konferenzen/veda.php?menu.2002=menu_konferenzen=&spache=de&id=88&>
- (35) 拙稿「米欧間の軍事能力拡大——変容する欧米関係 (II)」、『海外事情』2003 年 9 月号および拙稿「欧州自身の安全保障? ——変容する国際関係」同、2005 年 2 月号、を参照のこと。
- (36) より詳細には、拙稿「ドイツの連邦軍改革」、拓殖大学海外事情研究所報告、第 38 号、平成 16 年 3 月に所収、を参照のこと。
- (37) ドイツ連邦軍の「派遣任務」の過去・現在の事例および派遣兵員などに関しては、
<<http://www.bundeswehr.de/forces/einsatzzahlen.php>> および、
<http://einsatz.bundeswehr.de/einsatz-abgeshl/abgeecins_start.php>
- (38) Robert Kagan, Paradise & Power — America and Europe in the New World Order, London, 2003 (邦題「ネオコンの論理」)
- (39) 同「宣言」の意味については、拙稿「欧州独自の安全保障? (上) ——変質する米独関係 (IV)」、『海外事情』2004 年 2 月号所収、のとくに 80 ページ以下を参照のこと。

と。

(40) NATO・EU間の「ベルリン・プラス」方式については、前注(39)に挙げた拙稿の88ページ以下を参照のこと。

第3章 イラク戦争と米仏関係、フランスの米国観

早稲田大学国際教養学部客員助教授

片岡 貞治

はじめに

イラク戦争を巡って、大西洋を跨ぐ、大西洋間関係 (Transatlantic Relations)、いわゆる米欧関係は、動揺した。第二次世界大戦後、現代の国際社会の基盤を形成してきた、米国と欧州との同盟関係は、嘗て経験したことのないほどの危機に瀕した。とりわけ、米国とフランスは、国連安全保障理事会を舞台に、イラク戦争の是非を巡って、激しく対峙し、最後まで互いに歩み寄ることはなかった。この米仏の緊迫した対立は、国連安保理を分断し、EU内の結束をも乱した。

そのイラク戦争から、2年、また、世界を震撼させた9.11テロ攻撃から3年半が経過した今日、米欧、米仏を取り巻く環境は、若干変化してきている。2003年におけるエヴィアン・サミット、2004年のシーアイランド・サミットと奇しくも、フランスと米国がそれぞれ議長国を務め、何れの舞台においても、関係の修復が演出された。しかしながら、国際情勢に対する関与のあり方に関しては、未だに価値観の相違が存在しているようである。

その間、2004年11月の大統領選挙で、ブッシュ大統領は、国民の審判を受け、4年前の選挙では、接戦の末の勝利であったが、今回は全体の得票率でも過半数を獲得し、文句なしの勝利で再任を果たした。しかし、欧州では、欧州における各種世論調査によれば、欧州人の多くが、民主党のケリー候補の勝利を望んでいた¹。つまり、米国人は、ブッシュを選出し、欧州人は、ケリーを選出したということである。フランスでは、反ブッシュということで、ケリー候補の人気は極めて高かった。

今後、第二次ブッシュ政権を迎えて、米欧及び米仏関係は如何なる形で展開していくのであろうか。第二次ブッシュ政権は、米仏関係に如何なる影響を与えるのであろうか。米国とフランスは、共通の価値観をもはや共有してはいないのであろうか。

本稿は、こうした問題提起を踏まえ、イラク戦争における米仏対立の根本的な原因を探り、イラク戦争により深刻な亀裂の走った米仏関係の現状を精査し、最近の世論調査からフランスの米国観、米国人観、米仏関係及びブッシュ政権に対する世論の動向や特徴を捉えつつ、第二次ブッシュ政権と米仏関係の今後の展望を分析していくことを目的とする。

1. イラク戦争を巡る米仏対立

(1) 米国の変容

米仏対立及び米欧関係の動揺の原因となったのは、米国の急激な変化であった。ブッシュ政権の外交は、基本的には反クリントンであった。ブッシュ派は、政権に就く前から、クリントン政権によるイラクに対する国連中心の「Containment」政策の失敗を殊更に強調していた。ブッシュ派は、クリントン政権の犯したイラクにおける失敗、中東和平プロセ

スの頓挫といった外交上の停滞を容認し続けることは出来なかった。バグダッドにおける軍事的圧力の停止、国際社会に対して挑戦し続ける独裁政権の存在、非効果的な国連査察など、イラクにおける現状 (status quo) ²は、クリントンの行っていたマルチラテラル外交の失敗のせいであり、この現状を打破する必要性があると認識していたのである。

固より、ユニラテラルな傾向があった中で、9.11 テロ攻撃によって、ブッシュ政権の外交政策は急激に変化していった。この非国家主体による見えざる脅威によって、米国は大きく変貌を遂げた。米国自身の大きな変貌によって、米欧関係及び米仏関係も大きく動揺した。

フランスを始めとした欧州を動揺させたこの米国の変容は、大きく分けて三つの点によって特徴付けられると考えられる。

一つは、強者の論理とも言うべき、「力」の優位の強調である。2002年夏に「Policy Review」誌に発表されたケーガンの「Power and Weakness」と題した論文³は、この米国の変容と米欧関係の変質を見事に説明した。同論文は、ブッシュ政権の中枢を引っ張る新保守主義者の思想の教科書の如く喧伝された。

「米国と欧州は、もはや共通の価値観を有しておらず、別の世界に住んでいる。米国は力を必要とするホップズの世界に住んでいるのに対し、欧州は、法の優位を絶対視するカント的世界に生息する。力ある強者（米国）は、力を行使して行動し、力を持たない弱者（欧州）は、力ではなく、法や交渉を頼りにする。」と力説するケーガンの主張は、米国と欧州の間の脅威に対する価値観の相違の本質に関して、正鵠を射たものであった。

ケーガンを始めとする、「力」の「法」に対する優位を主張する新保守主義者の考え方は、9.11 テロ攻撃によって、急激に力を伸ばした。9.11こそが、ブッシュ大統領の政策に最も劇的な影響を与え、ケーガンらの主張に正統性を与えたのである。9.11 テロ攻撃の惨劇は、こうした新保守主義者の主張を後押しする絶大の効果をも発揮した。9.11 は、新たな敵と脅威の存在を米国に認識せしめた。即ち、9.11 を引き起こした新たな敵こそは、グローバル化した国際テロリズムであり、無作為に且つ無差別に攻撃を仕掛けてくる、予測が困難な且つ非国家主体の見えざる敵である。

チェイニー副大統領、ライス補佐官（当時）、ラムズフェルド国防長官、ウォルホヴィッツ国防副長官といったブッシュ政権の中枢部に君臨する新保守主義者達の面々は、米国は、この見えざる敵の存在によって、前代未聞の脅威及び危機に曝されていると真剣に感じ、伝統的な個別的且つ集団的自衛権や集団安全保障では、米国の安全はもはや保障され得ないと確信し、力によって未然に脅威を防ぐという先制攻撃論を打ち出して行った。ブッシュ政権を支えるこうした新保守主義者にとっては、冷戦時代の安全保障のモデルはもはや時代遅れであり、国際テロリズムという脅威に応じた安全保障のモデルを作り出す必要があったのであった。このモデルこそが、国際テロリズムを支援している国家或いは国際テロリズムの巣窟に対して、予防的な先制攻撃を仕掛けるという先制攻撃論である。この先制攻撃論が、米国の変容を特徴付ける二つ目の要素である。先制攻撃論とケーガンらの強者の論理の主張は表裏一体の関係にあり、互いを正当化しているのである。

三つ目の要素は、民主主義的な価値観を世界に広めていくという普遍主義的な理想と現状を打破しようという改革的な思考との結合である。

米国は、民主主義国家のリーダーとして、民主主義と人権というその普遍的価値を世界

中に積極的に広めていくという使命を有しており、その理想の追求の為には、具体的に行動に移して、現状 (status quo) を打破していかなければならないし、米国の国力と影響力、米国の誇る軍事力をも惜みなく使用することも辞さないという実践的なアプローチである。米国の有する力によって、破綻国家や独裁国家が跋扈しているという現状を変革し、民主主義国家を建設し、理想を成し遂げようとするものである。

この様に変容した米国ブッシュ政権の外交は、「ナイーブな理想主義」と「軍事的なリアリズム」のカクテルとして特徴付けられる。フランスの著名な国際政治学者ピエール・アスネールは、ブッシュ政権の外交政策を「軍靴を履いたウイルソン主義」⁵と巧みに形容している。

こうした米国の変容を特徴付ける新保守主義者の思想は、国際紛争の解決における軍事力への重要性を強調したものであり、彼らにとっては、国際法、国際機関やマルチラテラリズムを、弱者が強者である米国に対して抵抗する為の道具と捉え、軽視していった。国連のような多国間の組織は、道徳的且つ民主主義的な正統性も有していないし、世界の秩序を維持し、自由と民主主義を守る為に必要な力も有していないし、時には、米国の国益を阻害する。国際機関は、米国が自国の国益の為に活動することを妨害する存在であるとも見做された。それ故、新保守主義者達は、国連を軽視し、ユニラテラルな傾向で、ブッシュ政権の外交をリードしようとしたのである。

「力」や軍事力が、「国際法」、国際的な協調及び交渉に対して優先し、先制的な攻撃も許されるという考え方に、フランスを始めとした多くの欧州諸国がアレルギーを感じた。フランスを始めとした欧州諸国は、9.11 が米国に引き起こしたテロの対する恐怖及び変化の大きさを理解できなかったのであろうし、その変化を過小に認識していたのであろう。それ故、欧州は、米国の急激な変化に驚愕し、動揺したのである。

(2) 米仏対立の先鋭化

(イ) ハード・パワー対ソフト・パワー

イラクへの査察問題と大量破壊兵器の廃棄問題が国連安保理の場で、議論され始めた2002年夏より、米国とフランスは、イラク問題への対応の方法論を巡って激しく対立し、米仏関係は大きく揺らいだ。フランスは、米国の「始めに戦争ありき」という考え方及び「サダム・フセイン政権の交代」という目的のすり替えに疑義を呈し、「戦争は最後のオプションであるべきである。」と、武力行使に逸る米国を牽制しつつ、首尾一貫して、査察の継続、査察による武装解除を主張し、米国と対立していた。

皮肉にもこの対立の図式は、ケーガンがいみじくも主張してきた様な「力」対「法」、「強者」対「弱者」の対立構図となっていた。

しかし、ケーガン論文に代表されるブッシュ政権の外交ドクトリンは、余りにも、軍事力、つまり、ハード・パワーにのみ焦点を合わせ、他の形の「力」、軍事力を使用しない外交影響力などの、「ソフト・パワー」を無視し過ぎている傾向があった。フランスは、冷戦時代、米国とソ連の間で、その存在感を発揮するために、国際社会における自らの「格」を維持していくために、こうした外交影響力、ソフト・パワーを駆使してきた。

ド・ゴールは、誰よりもフランスの「ハード・パワー」の限界を熟知しており、他国を

説得したり、魅了したりする能力、より強大な国に対してフランスの考えを主張したり、率直に真実を述べたりする能力とその意思もフランスのソフト・パワーの貴重な要素の一つであると認識していた⁶。事実、ド・ゴールは、ヴェトナム戦争や第二次中東戦争において、フランスの率直な考えを主張したり、1962年以降ソ連との対話を推進したりしていった。

この種の「力」は、目に見えないものであるが、軽視できないものである。他国に対して影響を及ぼす力というのは、時には計り知れない力を発揮したりするものである。パパ・ブッシュは、このソフト・パワーを使うことによって、1991年の湾岸戦争の際には、マルチラテラルな一枚岩の連合である多国籍軍を組織することが出来たのである。しかし、ジュニア・ブッシュは、このソフト・パワーを明らかに軽視していた。

ド・ゴール以降のフランスの外交政策も、ド・ゴール路線を基本的に踏襲し、国連（ド・ゴール自身は国連を軽視していた⁷）及びマルチラテラルの場で、このソフト・パワーを巧みに行使し、外交イニシアティブを発揮していくことに機軸を置いていた。

米国の特別な同盟国という地位は、もうずっと以前から既にイギリスによって占められていたということから、フランスは、別のポジションを探したということも多分にあるかも知れないが、それだけでなく、大国に対して、多くの人が考えていても、なかなか言い出せないことを敢えて率直に述べることの出来る、自立した同盟国という地位も、全く同様に重要であるとフランスは認識していたのである⁸。

このフランスの基本姿勢は、「フランスの自立を確立し、国際社会におけるフランスの「格」を維持し、フランスの責務を引き受け、フランスの信念を提示し、妥協を拒んでいくという意思⁹」にド・ゴール流の着想に裏打ちされたものであった。こうしたフランスの「格」と「地位」に対する徹底した固執は、時には米国を苛立たせることも多々あったが。

このイラク問題を巡るフランスと米国の対立の中で、見逃してはならない多くの側面がある。世界的には、フランスは、ソフト・パワーで米国のハード・パワーに対抗したという善玉のイメージを世界で売ることに成功した感がある。

しかし、実際には、シラク大統領とドゥ・ヴィルパン外相率いるフランスは、ソフト・パワーを駆使して、米国のハード・パワーに対抗しようとしたのではなく、イラク問題の解決に、ソフト・パワー（マルチラテラルの枠組み）の使用を主張しただけなのであり、米国と直接対決する意思は毛頭なかったということである。米国との直接に対峙する事を望んだわけではなかったし、米国と対立しようとしたわけでもなかったというこのフランスの本意は、米国では、大きく誤解されていたようである。結果的にそれが米仏の直接対決のような形となってしまったが、それはフランスの本意ではなかった。

事実、米国では、米国の指導者によるフランス及びフランスの指導者に対する批判や感情的な発言がしばしば繰り返され、報道されたり、マス・メディアによる「French Bashing」が大々的に展開されたりした。それに対して、フランスの指導者の口からは、米国の指導者に対する批判的な罵詈雑言は一度として聞かれることはなかったし、フランスは米国との関係の重要性を度々強調する一方で、米仏関係における一定の節度と礼儀を守ろうとし、将来における米仏関係を救おうとした。その為、米国とフランスの意見の食い違いが、罵り合いに発展することはなかった。

(ロ)「査察」を巡る意見の不一致

イラク危機の元々の出発点は、湾岸戦争以来、数々の国連安保理決議を無視し、国連の査察に非協力的であり、大量破壊兵器保有の保有及び隠匿の嫌疑がかけられているサダム・フセインに対して、改めて、大量破壊兵器保有の試みを諦めさせ、査察への全面的な協力を命じ、国際社会の命令を守らせることにあった。サダム・フセインに対して、国際社会が断固たる且つ毅然とした厳格な態度を取ると言うことであり、その点では、米国とフランスの間には不一致はなかった。

査察による大量破壊兵器の武装解除を終始主張してきたフランスも、仮に査察による武装解除が失敗に終わった場合には、軍事行動への参加を排除しない旨を一貫して伝えていた¹⁰。また、湾岸地域での米国とイギリスの軍事的な活動や動きが、サダム・フセインに対する国際社会としての効果的な圧力となっており、サダム・フセインを封じ込めているということもフランスは認めていたし、理解を示していた。

しかし、米国とフランス間の意見の相違は、実は、査察そのものにあったのである。「始めに戦争ありき¹¹」の米国にとって、査察は、サダム・フセインに対して時間の猶予を与えているだけに過ぎず、査察の継続を望まなかった。フランスや国連安保理の多くの諸国は、軍事介入の危険性を危惧し、査察に最後のチャンスを与えようとした¹²。2002年11月に全会一致で採択された国連安保理決議1441は、査察の継続をエンドースし、国際社会全体で圧力をかけ、強化した査察によって、イラクの即時武装解除を要請したものであり、査察に最後のチャンスを与えようとする主張し続けたフランスの意向が十分に反映されており、フランスにとっては、イラク問題解決の基軸となるものであった。また、フランスは、国連安保理決議1441は、イラク問題解決のための集団的安全保障を適用する必要性を進めたものであるとも認識していた¹³。国連安保理決議1441こそが、国連安保理の厳格な最終メッセージであると考えたのである。それ故、フランスは国連安保理決議1441の徹底的な履行を主張した。1441による査察の最終結果を待ち、その結果に基づき、再度国連安保理で、武力を行使するか否かを議論するというのがフランスの想定したシナリオであり、他の国連安保理のメンバーにも共有されたものであった。しかし、米国は、同決議は、米国が国連査察というマルチラテラルなゲームに付き合う最後の妥協点に過ぎないものとして認識していた。

ドゥ・ヴィルパン外相は、国連安保理決議1441によって再開された査察が成果を出し始めているというのに、それを中断し、武力行使に踏み切るという考え方に懸念を表し、「力の使用は、恨みや憎しみの種を増やし、アイデンティティの衝突、文化の衝突を助長するもの」「理解されない苦しみ、緊張、屈辱を与えるもの」「戦争は、テロを助長することしか出来ないもの」として、武力を使わない武装解除が実現するよう、全身全霊の外交努力を行った¹⁴。武力行使の代案として、フランスは、人員や予算を増強し、査察の更なる強化を提案し、予算を拠出する用意がある旨述べた¹⁵。

「もし、戦争が唯一の解決策であれば、我々は直ぐに袋小路に陥るであろう。軍事介入は、強者の論理の勝利、法の優位性及び国際的なモラルへの攻撃として認識されるであろう¹⁶。平和的方法で、イラクを武装解除する可能性を有しているのに、無辜の一般市民、兵士の生命を危険に曝し、地域の安定を脅かし、文化やアイデンティティの亀裂を拡げ、テロを増強するリスクを冒すべきではない¹⁷。戦争のオプションは、最も速い解決策かもしれ

ない。しかし、戦争に勝利した後は、平和を構築しなければならない。平和の構築は、より時間がかかるし、困難である。なぜなら、イラクの一体性を守り、長続きのする方法で、力によって破壊された国と地域において、安定を再構築していかなければならないからである。力の使用は現時点では正当化されない。戦争の代案として査察による大量破壊兵器の武装解除が可能である。時期尚早の軍事介入は、重大な結果を招くであろう¹⁸。」ドゥ・ヴィルバン外相は、国連安保理の場で、このように再三再四に亙って、戦争が地域にもたらす危険性を指摘していた。中東和平プロセスが停滞している中で、中東地域にまた別の戦争が起これば、イラクのみならず中東地域の人々の不正に対する憤り、憎しみ、不公平感は更に増し、中東地域は、危険な状態に陥るであろうとの考えもあった。

シラク大統領も同様に様々な機会に、先制攻撃論による「力の使用」に深刻な懸念を表明し、諫めていた。既に2002年8月の時点で「一方的且つ予防的に力を使用することを正当化する試みが見られるが、こうした動きは、懸念される。これは、フランスの考える集団的安全保障の概念、即ち、国家間の協調、法の尊重、国連安保理の権威などを基軸とする概念の対極に位置する¹⁹。」と述べている。

(ハ) 国際社会の目的の変更

二つ目の大きな相違点は、目的の確固たる定義であった。そもそも、国連安保理1441にしても、サダム・フセインの大量破壊兵器の隠匿疑惑及びそれがもたらす危険から生じるイラク危機に対処するものであった。しかし、米国の主たる目的は、固より他にあった。サダム・フセインを政権から引きずり下ろし、イラクに米国に友好的な政権を立ち上げ、中東地域の勢力分布図を大幅に塗り変えていくことが米国の主要な目的であった。この考え方は、現状を打破するという改革思考に特徴付けられたブッシュ政権の外交政策を如実に表していたが、余りにも短絡的且つ単純化した理想であり、幻想であった。フランスが指摘していたように、武力によって体制を変革すれば、必ず新たな危機や紛争の火種が生じる可能性が高くなることは火を見るより明らかなことであった。

フランスは、サダム・フセイン体制を変えることは、国際社会によって策定された目的ではなく、イラクの大量破壊兵器の武装解除こそが唯一の国際社会の目的であると強調していた²⁰。

先制攻撃論を実践する為に、大量破壊兵器の保有疑惑、アル・カイダとの関係という証拠不十分の難癖をつけて、法を無視して、武力で自国と非友好的な政治体制を変えようということを国際社会が承認することは、時代の流れの逆行となり、21世紀の国際社会における極めて危険な前例となるとフランスは考え、節度ある「力の使用」、法のための「力の使用」を訴え続けた。

実際に、例えば、現在、コートディヴォワール情勢は深刻な内戦状況にあり、旧宗主国であるフランスは、反仏的な言動や挑発を繰り返すバグボ政権と、緊張した関係にある。仮に、嘗てのように、フランスが難癖をつけて軍事介入し、武力で、バグボ政権を倒した場合、如何なる結果を招くことになるかをフランスは十分に理解していた。嘗ての植民地帝国であったフランスは、インドシナ、アルジェリア、レバノン、シリア、アフリカなどで、多くの歴史的経験を有していた。武力による体制の変化、武力による占領や支配がもたらす、現地での人々の屈辱感、不公平感、怒り、憎しみ、恨みなどのコントロールの困

難さ、武力制圧後の安定化や占領政策の複雑さや困難さを熟知していた。

力を有するものこそ、その有り余る力を「法」に従属させ、抑制的に使用することが、賢明なのであると考えていた。また、短絡的な「先制攻撃論」は、フランスにとって、ニールンベルグでナチスが主張したことを想起させていた。

しかし、「法の優先」「法の尊重と正統性」「力より法」を強調し、占領政策や平和構築の困難さを並べ立てるフランスの主張は、ブッシュ政権の一部を形成する新保守主義者の目には、弱さの自白としてしか写らず、脆弱性、弱者の能力のなさのカモフラージュであるとして全く取り合わなかった。

(二) フランスの守ろうとした諸価値

ドゥ・ヴィルパンは、イラク戦争後に著したその著書「Le requin et la mouette」（「鯨とカモメ」²¹）の中で、フランスが、イラク危機の間、守ろうとした価値と原理原則について巧みに説明している。

「フランスは、幾つかの価値を守るために戦った。一つは、国際的な正統性である。効果的な行動を行うためには、国際的な正統性より有効な保証は存在しない。二つ目は公平性である。公平性がなければ、長続きする結果は得られない。ある国に適用されることは、他の国にも適用されなければならない。大量破壊兵器の拡散問題に関しては、同じ規則が、至るところで、あらゆる国に適用されなければならない。二重基準（*deux poids, deux mesures*²²）が認められると、とりわけ、中東には深い恨みを残すことになる。フランスが守ろうとした三つ目の原則は、責任である。それは、各国が、建設的且つ開放的な考え方で、世界の問題に対処していくことを約束することが求められている。単独行動は、世界の安全保障の為の戦いの実効性を損なう。世界全体が、如何なる規則も尊重しないテロリズム、増長する犯罪ネットワーク、拒絶や憎しみによって過激化した武装集団などに脅かされているのである。こうした危険に対しては、国際的な動員が、必要不可欠である²³。」

更に、ドゥ・ヴィルパンは、力の論理によって支配される世界の登場を懸念し、イラク戦争とナポレオンによるスペイン遠征の失敗を比較したり、「何人も武装した伝道師は好まない²⁴」というロベスピエールの言葉を引用したりしながら、米国の力による民主主義国家の構築や押し付けという軍事的理想主義に釘をさした²⁵。

このイラク危機を通じて、フランスは、国連の査察や検査のメカニズムを強化することによって、北朝鮮や他の疑惑国にも適用できる大量破壊兵器拡散問題に対する国際的な対応及びレジームを構築していくことを考えていた。それ故、国連安保理全体の協力、一体性や全体性を確保し、疑惑国に国際社会全体からの集団的な圧力をかける為の、安保理決議の採択に腐心したのである。無論、サダム・フセインを当時の時点で封じ込めている米国やイギリスの軍事的圧力を評価しつつ、軍事力の必要性も認識し、査察が失敗に終わった場合の軍事力行使、戦争への参加も全く排除していなかった。

大量破壊兵器拡散問題に対する国際レジームを形成しようとしていたフランスと、先制攻撃論を実施するに当たって国際社会の見せ掛けだけのお墨付きを貰うために国連安保理での議論の場につき、査察の実効性に懐疑的であった米国との間には、目的も、方法論も異なり、そもそも初めから意見が衝突するのは目に見えていたのであった。

査察の有効性が確認されれば、その結果や報告は、逆説的に、武力によるサダム・フセ

インの駆逐という米国の真の目的の実現を危うくする。それ故、米国は武力行使の準備を急いでいった。必然的に、国連の目的とは異なる目的を有する米国にとっては、国連は米国の国益遂行を妨げるものに過ぎなかった。結局、米国は国連安保理を無視し、安保理決議なしで武力行使に踏み切った。国連安保理決議 1441 を援用しながらも。

(ホ) 戦争後の教訓とフランスの失策

戦争後、2000 人以上の人員を使っても、大量破壊兵器は見つからず、また、アル・カイダとサダム・フセイン政権との関係に関する証拠も発見されなかった。テロも跋扈し、占領組織から、イラク人による暫定政権に移行した今日でも、テロは続いている。戦争前に激しくフランスが強調し続けた主張は、結局正しいこととなった。

戦争で米国に追従した国々は、大量破壊兵器拡散問題による国際レジームの構築より、米国に協力することが何よりも大事であると考えていた。仮に米国とフランスが互いに歩み寄り、米国がフランスの主張に与したとすれば、こうした国々は、異口同音に同様に米国に与していたであろう。米国の意向を無視して、イギリスやスペインが軍事行動を始めることなどは固よりあり得なかった。これらの国々では、イラク戦争に追従した代償を夫々払われている。スペインでは、政権が交替し、「対米追従派」から、「イラク戦争反対派」に転じた。ザパテロ政権は、スペイン兵も引き上げ、戦後復興ではフランスやドイツと足並みを揃え始めている。イギリスでは、ブレア政権は、剣が峰に立たされている。ポーランドでは、米国に協力した報奨が何も得られず、国民より非難を受けている。イタリアでも、ベルルスコーニ首相への批判は、日に日に高まっている。

フランスは戦争後も、査察の継続と国連の積極的な関与を主張し、国連のみがイラク復興の管理に正統性を有すると強調する。米国主導の CPA の有効性と正統性に疑義を呈し、一刻も早くイラク人による政権の樹立と主権の回復を実施すべきと主張していった²⁶。

結果は、全てフランスの主張どおりとなった。米国に追従せず、査察の継続を主張し、原理原則を振りかざし、正論を述べて対立し、国際的な反戦世論をリードしたフランスには、一見したところ、外交的な失策はないように見える。もし、フランスの失策があるとすれば、それは、一体何であったのであろうか。まず、フランスは、原理原則や正論を並べ立てることによっても、結局米国を説得出来ず、国連安保理の正統性を主張していたが、皮肉にも国連安保理を分裂させ、その権威を失墜させた。次に、EU を分断させ、EU の結束を乱し、EU の権威も失墜させたし、EU 内におけるフランスの影響力や権威、仏独のパワーも貶めた。

しかし、イラク戦争から二年が経過し、それらは、然程大きな問題とはならなかった。何れも、一時的な問題に過ぎなかったのである。

EU は、ESDP を更に強化し、ソラナ・ペーパーに基づく安全保障戦略を採択し、EU 独自の作戦司令部を創設することにも合意し、25 カ国への拡大を成し遂げ、EU 憲法にも調印した。また、イランに対するフランス・ドイツ・イギリスの三カ国イニシアティブも奏功しつつある。国連も、戦争後のイラク復興支援や国連の役割に関する幾つかの決議を全員一致で採択し、国際協調と一体性を再び見出すことが出来た。

フランスの最大の失策は、米国の面子を潰し、米国を世界的に孤立化させたことである。特に、米国が武力行使を可能ならしめる二つ目の決議を提出しようとしたときに、フラン

スの有する歴史的な外交的影響力、特にアフリカ諸国に対する影響力、つまりソフト・パワーを使って、米国を妨害した²⁷。これは明らかに同盟国として、冒してはならない罪ではなかったか。同盟国が、苦境に立たされているときに助けるのが同盟国の役割ではなかったのか。

フランスの分析や主張は確かに正しかった。フランスの強調していた通り、戦争後、テロは爆発的に増長した。フランスの主張していた、一刻も早いイラク人による政権の樹立と主権の回復も、実現した。しかし、米国を世界的に孤立化させ、国際社会の「悪役」にすることは、固よりフランスの目的ではなかったはずである。米国に率直な意見を述べるといふフランスが有する独特のポジションを守りながらも、イラク戦争に参加せずとも、歩み寄ることは出来たのではなからうか。

2. 対米世論の動向

(1) EUの世論調査²⁸

EU委員会が、世界的な世論調査会社、ギャラップ社に委託して行ったイラク問題に関する世論調査の報告書²⁹「Flash Eurobarometer N° 151: Iraq and Peace in the world³⁰」（「イラクと世界における平和」）の内容は衝撃的なものであった。イラク戦争における米仏対立、米欧対立の深刻な影響が色濃く反映されるものとなった。

この報告書は、当初、2003年10月23-24日にマドリッドにおいて行われたイラク復興支援会議のタイミングに合わせて発表される予定であったが、内容が余りにもデリケートであったことを考慮して、EU委員会は、調査結果の公表を遅らせ、10月31日と11月3日と二段階に分けて発表した。

(イ) 米国＝世界平和に対する脅威？

このEUの世論調査によれば、EU全体で53%の人々が、イスラエルの59%に序で、米国を「世界平和に対する脅威」と認識しているという衝撃的な結果が明らかになった。この53%という数値は、イラン、北朝鮮と同率であり、イラクは、それらを若干下回り52%であった。つまり、欧州の世論の中では、皮肉にも、米国自身が「悪の枢軸」「ならず者国家」の範疇に入れられているのである。

米国を「世界平和に対する脅威」（表1及び表2）との回答をEU加盟各国別に見ていくと、ギリシャが88%と首位で、次いでオランダが64%、フィンランド、オーストリアが63%と続いた。米国と共に対イラク戦争をリードしたイギリスでも55%が米国を「脅威」と感じ、「有志連合」の一員として対イラク戦争に積極的に参加したスペインに至っては61%と高い数値を記録し、イラク戦争を巡って、米国と対立したフランスの52%やドイツの45%を上回った。スペインにあっては、スペイン国民の米国に対するこうした拒絶が、2004年3月11日のテロと共に、米国を支持したマリア・アスナール政権の選挙での敗戦に大きな影響を与えたことは間違いない。

更に、ギリシャ（88%）、フィンランド（63%）、スペイン（61%）、スウェーデン（54%）においては、イスラエルや「悪の枢軸」諸国を差し置いて、米国がトップとなった。言い換えれば、米国はイスラエルと並んで世界の嫌われ者となってしまったということである。

この調査に先立って、イスラエルのオルマート副首相（前エルサレム市長）が「世界全体が、我々と米国を嫌っている。私は、米国との同じ側にいられることを誇りに思う³¹。」と述べたことは、皮肉にも象徴的ですからある。

米国のエアリー副報道官は「実態と異なる」と世論調査そのものに疑義を呈し、トーマスEU委員会報道官は、今回の世論調査が混乱を招いたことを認め、世論調査の方法を問題視し、「将来的には、この種の質問方法を廃止することも検討せざるを得ない」と述べたが、当惑を隠しきれなかった。EU議長国を務めるイタリアのフラッティニー外相は、「この誤った兆候に対する驚きと怒り」を表明し、同世論調査が「EUの外交政策を反映しているわけではない」と述べている。EU委員会のプロディ委員長（当時）も、「欧州における反ユダヤ主義的な偏見の存在」への懸念を表明し、殊更に大きな問題にしないようにした。

表 1 世界平和に対する脅威

	EU	フランス	イギリス	ドイツ
イスラエル	59	55	60	65
イラン	53	55	54	65
北朝鮮	53	49	59	57
米国	53	52	55	45
イラク	52	50	54	57
アフガニスタン	50	50	49	54
パキスタン	48	38	44	52
ロシア	21	20	27	19

（出典：Eurobarometer 2003年10月）

表 2

米国＝世界平和に対する脅威	
ギリシャ	88
オランダ	64
フィンランド	63
オーストリア	63
アイルランド	60
スペイン	61
イギリス	55
フランス	52
ドイツ	45
デンマーク	52
ベルギー	59
イタリア	43
ルクセンブルグ	55
EU	53

(出典：Eurobarometer 2003年10月)

(ロ) 欧州で不人気＝イラク戦争

イラク問題に関しては、このEUの世論調査によると、EU全体で68%が「米国のイラクへの軍事介入は正当化されない」、29%が「正当化される」と考えていることが明らかになった。米国の対イラク政策に真っ向から反対したフランスとドイツでは、約8割が「正当化されない」と考えている一方で、米国の対イラク戦争に積極的に参加したイギリスにおいても51%が「正当化されない」と考え、「正当化される」と表明したのは41%に過ぎなかった。EU15カ国の中で「正当化される」という意見が、「正当化されない」との意見を上回ったのは、デンマークのみ(57%対41%)であった。米国の仕掛けた対イラク戦争が、欧州の一般国民の中で、如何に不人気であったかが窺い知れる。

表 3 米国と同盟国のイラクへの軍事介入は正当化されるか

	EU	フランス	イギリス	ドイツ	デンマーク
全く正当化される	7	3	15	4	19
ある程度正当化される	22	15	29	21	38
余り正当化されない	27	26	22	37	22
全く正当化されない	41	55	29	35	19
正当化される	29	18	44	25	57
正当化されない	68	81	51	72	41

(出典：Eurobarometer 2003年10月)

欧州においては、イラク戦争を巡って、欧州各国は、分裂した。イラク戦争支持派と反対派に分断されたのである。政府レベルでは、米国を支持し、米国に追従した諸国の方が、フランスやドイツのように反旗を翻した国よりも数の上では、勝っていた。一方、このEUの世論調査結果では、欧州の一般国民は、米国を脅威と捉え、反米主義的な潮流が反映された。力で平和をもたらそうとする米国の外交政策とユニラテラリズムも、国際社会の平和と安定に対する脅威であるとの認識を表したものであった。実際に、欧州諸国の多くでは、「イラク戦争反対」を主張したデモや大衆示威行動が繰り広げられ、多くの人々が参加した。

しかし、このEUの世論調査は、必ずしも欧州の一般国民の、歴史や伝統を有さない米国への蔑視感、反米主義、伝統的な反ユダヤ主義等の感情を表象したものではない。何故なら、イギリスと並んで伝統的な対米追従派で、更にユダヤ系住民が多く、適切に社会に統合しているオランダにおいて、イスラエルと米国を脅威と見做す人々の割合が他国よりも高かったのは、イラク戦争や暴力に対する忌避や嫌悪からであろう。

(2) フランスの国内世論と米仏関係

(イ) ifop による調査³²「フランス人とノルマンディ上陸作戦 60 周年」

第二次世界大戦が終了してから、60 年が経過し、史上初めて、フランスの世論は、嘗ての敵国ドイツを「最も信頼できる同盟国」として選んだ。最も信頼できる国は、ドイツ 82%、イギリス 63%、米国 55%、ロシア 38%、日本 37%の順であり、1994 年の同調査では、米国が首位 (70%) でドイツ 65%であった (表 4)。イラク戦争による米国のイメージの悪化とイラク戦争における仏独連帯という二つの要素が、大きく影響していることは明らかである。

「ノルマンディ上陸作戦 60 周年」というタイトルの世論調査であるにも拘わらず、当時フランスを占領していたドイツが、「最も信頼できる同盟国」の地位に就き、フランスを解放した米国がその後塵を拝する結果となったのは、イラク戦争の影響であるにせよ、歴史の皮肉と言わざるを得ない。

表 4 フランスの信頼できる同盟国

	2004 年	1994 年
ドイツ	82	65
イギリス	63	65
米国	55	70
ロシア	38	13
日本	37	21

出典：IFOP³³、2004 年 6 月

表 5 フランスの信頼できない国

	2004年	1994年
日本	62	70
ロシア	61	83
米国	45	28
イギリス	37	33
ドイツ	18	33

出典：IFOP

表 6 フランスの安全保障にとっての脅威

	2004年	1994年
イラク	37	32
イラン	17	26
北朝鮮	14	3
中国	10	8
リビア	7	7
ロシア	3	11
日本	2	4
インド	2	0
ドイツ	1	2
他	7	7

出典：IFOP

(ロ) ipsos による調査³⁴「フランスと米国：共通の価値観は依然として存在しているであろうか？」

同様に、「ノルマンディ上陸作戦 60 周年」を前に、ipsos によって行われた米仏関係全般にわたる調査では、フランス人と米国人が、もはや価値観を共有しなくなっているのか否かの検証がなされた。

フランス人も米国人も、互いに対して、ある程度の親近感を懐いてきていたが、その親近感のパーセンテージは減少してきている（表 7）。

ここでもイラク戦争の際の対立の影響が色濃く反映されている。また、共通の価値観を共有していないと考えている人と共有していると考えている人の割合は、夫々五割弱で、同数であるにも拘わらず（表 8）、より特別な問題では、大抵の場合、意見の相違が見られる。特にグローバリゼーション（表 9）、米仏同盟（表 10）、イラク関連項目（表 11-15）及び宗教的な問題（アネックス参照）では、多くの意見の不一致が確認されている。

イラク戦争に関しては、本稿の第一部で説明された、イラク戦争の是非を巡っての米仏の政治的衝突が、明確に世論調査にも表れている格好となっている。圧倒的な数のフランス人が、シラク大統領とドゥ・ヴィルパン外相の行った外交的選択を支持しているという

ことである。他方で、米国人の 40%が「フランスは正しかった」と判断し、46%が「米国は間違っていた」と判断しているのも興味深い。

最も重要な点は、表 11 にあるように、米仏の長い二国間関係において、イラク戦争が例外であるか否かという問題提起である。イラク戦争開始直後では、「イラク戦争は例外である」と考えるフランス人は、41%であったのに対して、1 年近く経過しても、その数は 31%に減少している。イラク戦争時より更に、米国と価値観を共有できなくなっているということである。こうした数値は、フランスと米国が次第に価値観を共有できなくなってきたということの現れなのであろう。

つまり、たとえ、今後、米仏関係が修復され、様々な国際問題に共同で対処するようになったとしても、米国人とフランス人の価値観の根底には、相違が存在しているということを確認していかなければならないということである。

(a) 米国或いは仏に対して親近感或いは嫌悪感を懐くか？

表 7 米国或いは仏に対して親近感或いは嫌悪感を懐くか？

	フランス人の回答	米国人の回答
親近感	33	42
2002 年 9 月	39	50
2000 年 5 月	41	45
嫌悪感	15	15
2002 年 9 月	16	10
2000 年 5 月	10	7
どちらでもない	50	42
2002 年 9 月	44	34
2000 年 5 月	48	41
分からない	2	1

出典：IPSOS

(b) 共通の価値観に関して、米国或いはフランスは大変近い、ある程度近い、ある程度離れているか、相当離れているか。

表 8 共通の価値観に関して、米国或いはフランスは大変近い、ある程度近い、ある程度離れているか、相当離れているか。

	フランス人の回答	米国人の回答
大変近い	4	7
かなり近い	45	38
かなり離れている	42	34
大変離れている	6	15
分からない	3	6

出典：IPSOS

(c) 誰がグローバリゼーションの恩恵に浴しているか。

表 9 誰がグローバリゼーションの恩恵に浴しているか

	フランス人	米国人
主に米国	14	13
主に米仏のような先進国	51	18
あらゆる諸国	19	45
如何なる国も浴していない	8	17
分からない	8	7

出典：IPSOS

(d) フランスは米国の忠実な同盟国として行動しているか。

表 10 フランスは米国の忠実な同盟国として行動しているか

	フランス人	米国人
忠実な同盟国	20	13
2002年9月	34	41
2000年5月	34	43
いつも忠実とは限らない同盟国	64	58
2002年9月	57	41
2000年5月	54	36
敵国	12	24
2002年9月	3	9
2000年5月	6	7
分からない	4	5
2002年9月	6	9
2000年5月	9	14

出典：IPSOS

(e) イラク戦争

表 11 イラク戦争に関する質問

	フランス人	米国人
イラク戦争は例外、米仏は大抵の場合価値観を共有する。	31	48
2003年3月	41	
イラク戦争は例外ではない、米仏は次第に価値観を異にする。	60	47
2003年3月	49	
分からない	9	5
2003年3月	10	

出典：IPSOS

(f) 有効な国際安全保障システム

表 12 有効な国際安全保障システム

	フランス人	米国人
米国から完全に独立した欧州安全保障システム	60	26
米欧共同の安全保障システム	34	69
分からない	6	5

出典：IPSOS

(g) 国連安保理決議なしのユニラテラルな軍事介入

表 13 国連安保理決議なしのユニラテラルな軍事介入

	フランス人	米国人
全く同意する	7	19
ある程度同意する	11	34
あまり同意できない	18	21
全然同意できない	60	25
分からない	4	1

出典：IPSOS

(h) イラク戦争

①イラク戦争に参加しなかったフランスは正しかったか？

表 14 イラク戦争に参加しなかったフランスは正しかったか？

	フランス人	米国人
フランスは正しかった	93	40
フランスは間違っていた	5	55
分からない	2	5

出典：IPSOS

②米国のイラクへの軍事介入は正しかったか？

表 15 米国のイラクへの軍事介入は正しかったか？

	フランス人	米国人
米国は正しかった	15	50
米国は間違っていた	80	46
分からない	5	4

出典：IPSOS

(i) ブッシュの再選を願うか？

表 16 ブッシュの再選を願うか？

	フランス人	米国人
全面的に願う	3	31
ある程度願う	4	15
あまり願っていない	16	9
全然願っていない	68	42
分からない	9	3

出典：IPSOS

(ハ) Le Monde 調査³⁵

Le Monde 紙が、米国の大統領選挙を前に、朝日新聞やEL Pais 等外国（日本、スペイン、カナダ、メキシコ、イギリス、ロシア、イスラエル、オーストラリア、韓国）の主要メディア 9 紙と共同で行った「米国のイメージと大統領選挙」と題した共同世論調査の結果が、2004 年 10 月 16 日に各紙で公表された。

「Le Monde」紙の調査で明らかになっているのは、フランスにおける圧倒的な多数派が、ブッシュに対して好感を持っていないと同時に対立候補であるケリー候補の勝利を願っていたということである（表 17-18）。ケリー候補の勝利を望んだフランス人とブッシュを選んだ米国人との間には、必然的に、価値観の相違があるであろうし、意見の不一致が存在するということであろう。

また、欧州におけるブッシュの不人気は、目新しいことでもなんでもないが、イスラエルを除く各国がブッシュ政権に「NO」を付き付けている。

イラク戦争に関しては、戦争から 1 年半が経過してもなお、77%のフランス人が「正当化されない」（表 25）と考えており、2003 年の EU の調査や ipsos などの調査と殆ど同数の結果が確認される。また、フランス人の 80%が、「米国と同盟国によるイラク戦争は、国際テロリズムに対する戦いに貢献したと思っていない」と答えている（表 23）。こうした数値は、イラク戦争を通じて、シラク大統領とドゥ・ヴィルパン外相のタンデムが繰り広げてきた戦いが、引き続き多くのフランス人の支持を得ているということの証左でもある。

また、70%のフランス人が、各々の米国に対する意見が、ここ 2-3 年で悪化したと考えている（表 22）。これも、イラク戦争を始めとしたブッシュ政権の外交に対するフランス一般国民の嫌悪と拒絶から由来している。

しかし、フランスにおいては、とりわけ、ブッシュ大統領及びブッシュ政権への判断は厳しいものとなっているのにも拘わらず、米国国民に対しては 72%のフランス人が、依然として好意的な印象を持っている（表 21）。フランスは、歴史的にしばしば反米主義のレッテルを貼られ、イラク戦争を巡った政治対立の際にも、反米主義の現れと当然のごとく短絡的に説明された。しかし、この結果は、短絡的な反米主義のレッテルを貼ることを戒め、フランス人が米国人を嫌っているわけではないことを証明した。

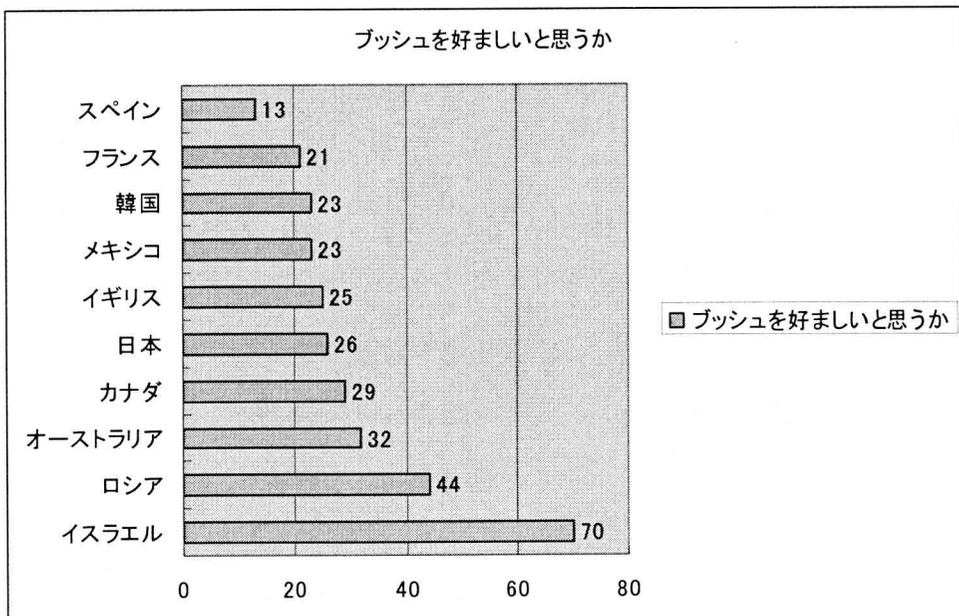
イラク戦争を巡る先鋭化した政治対立の際にも、フランス政府は、米仏関係の将来を救うために、米国と対峙することを望んでいるわけではない、フランスと米国の友好関係は変わらない、同盟関係は不変であると説明するという努力を払い続けた³⁶。世論調査におけ

るこの数値は、こうしたフランス政府の努力が若干報われたことを意味するのかも知れない。

事実、90%のフランス人が、フランスが米国と良い関係を保つことは重要なことであると考えている（表 20）。イラク戦争での意見の不一致があったものの。フランスにとって、米国との関係は依然として重要であると考えている人が大多数であるということを証明している。

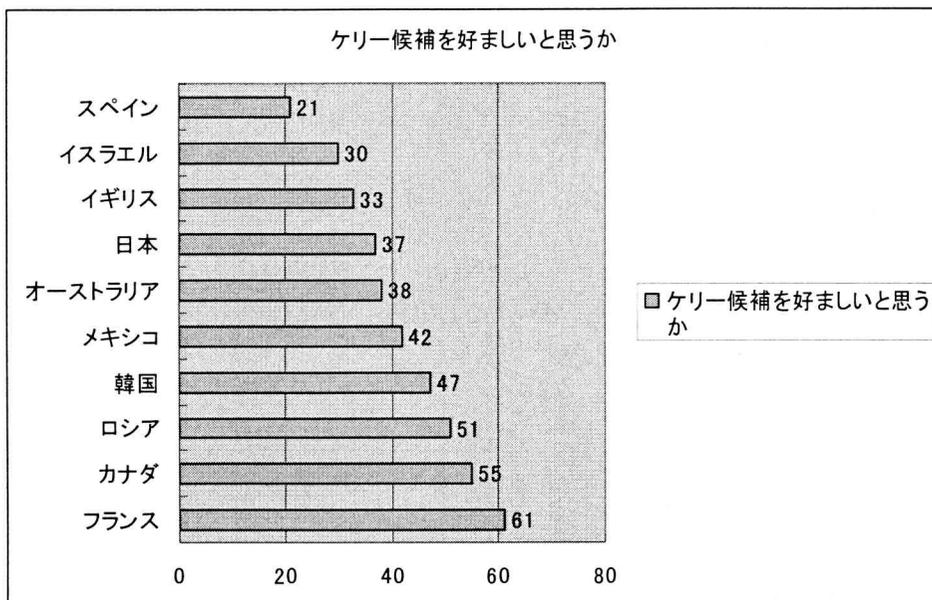
他方で、「米国が世界でリーダーシップを発揮することが重要である」と考えるフランス人は 49%しかおらず、48%が「重要ではない」と認識している（表 19）。ここでも、フランス政府の推し進める外交政策、対米政策と一般世論の動向との一致が見られる³⁷。フランスは「率直な意見を述べる同盟国」であって、決して「追従する同盟国」ではないとの認識をフランスの一般国民も有しているということである。

表 17 ブッシュ大統領を好ましいと思うか。



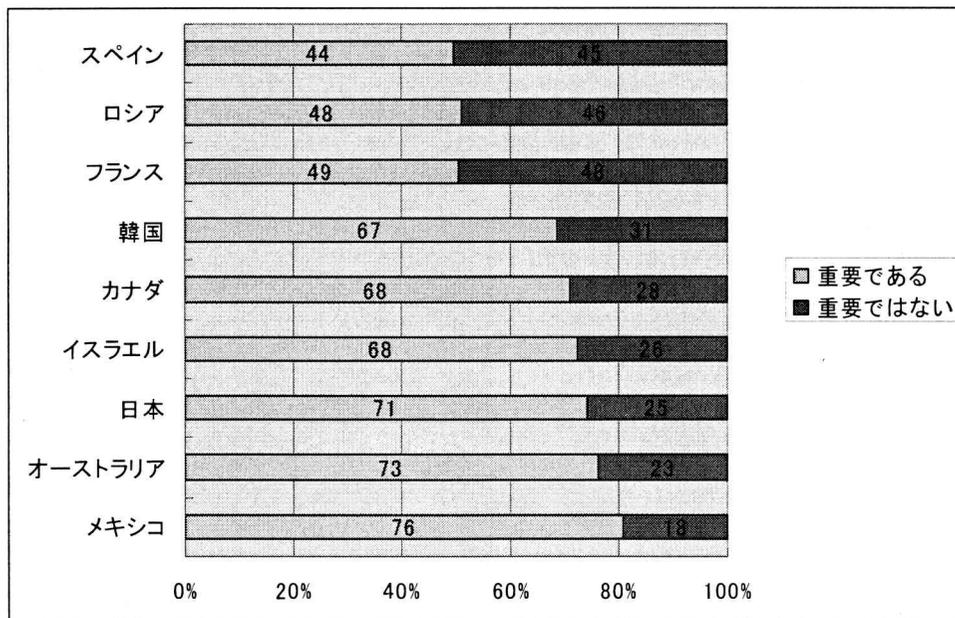
出典：Le Monde, 16 octobre 2004

表 18 ケリー候補を好ましいと思うか。



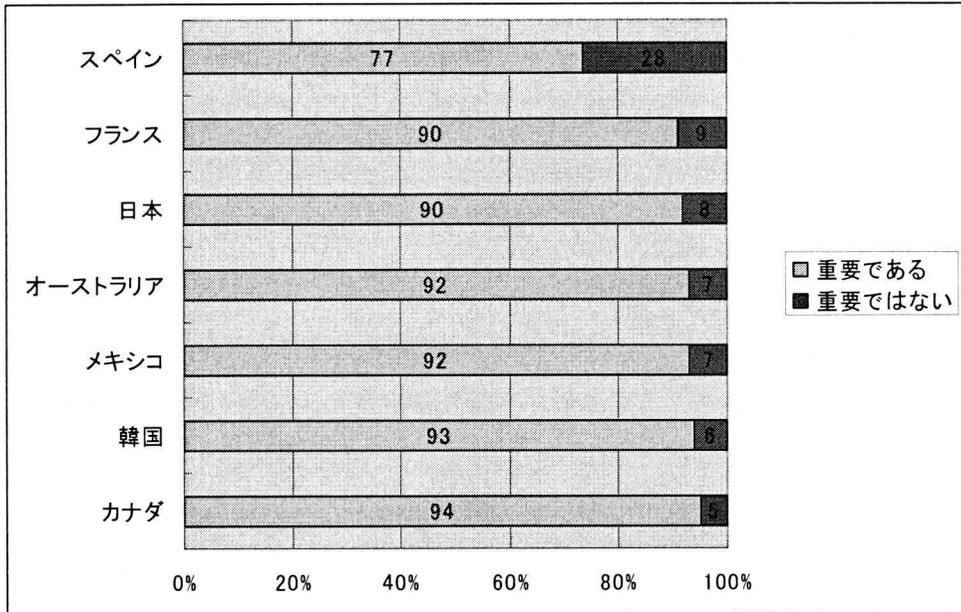
出典：Le Monde, 16 octobre 2004

表 19 米国が世界におけるリーダーシップを取ることは重要であるか？



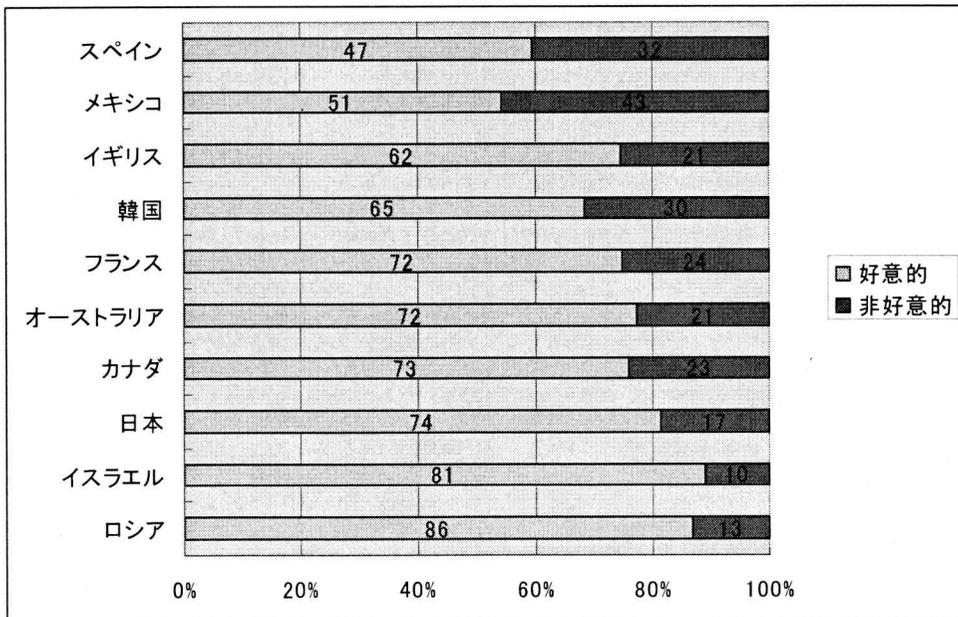
出典：Le Monde, 16 octobre 2004

表 20 米国と良好な関係を保つことは重要であるか？



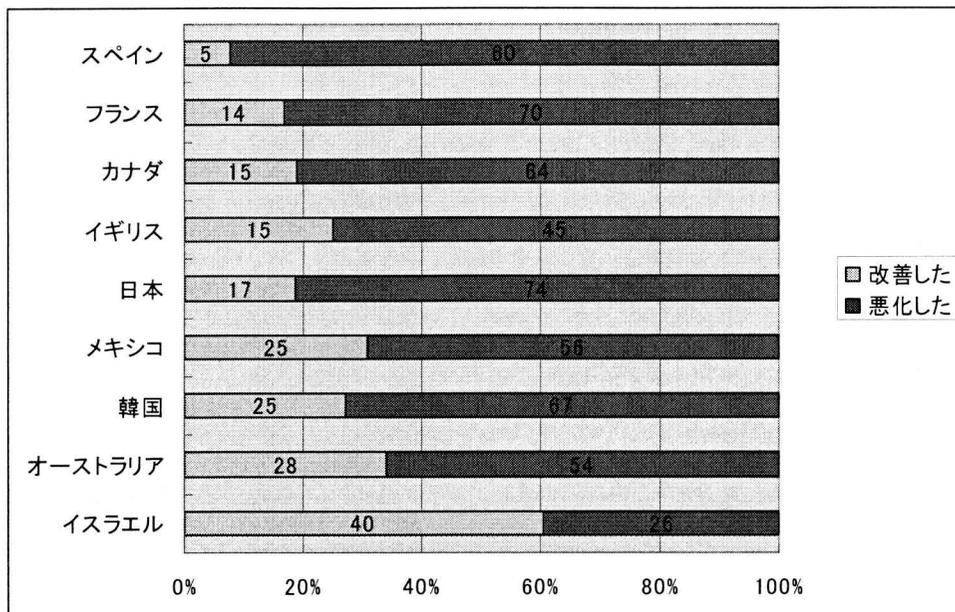
出典：Le Monde, 16 octobre 2004

表 21 米国人に関して如何思うか。



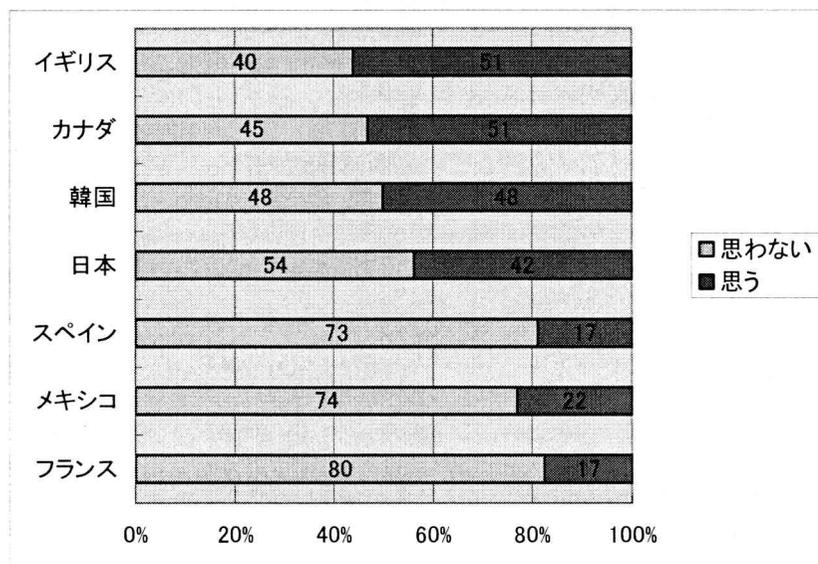
出典：Le Monde, 16 octobre 2004

表 22 この2-3年で米国に対するあなたの意見は改善したか。



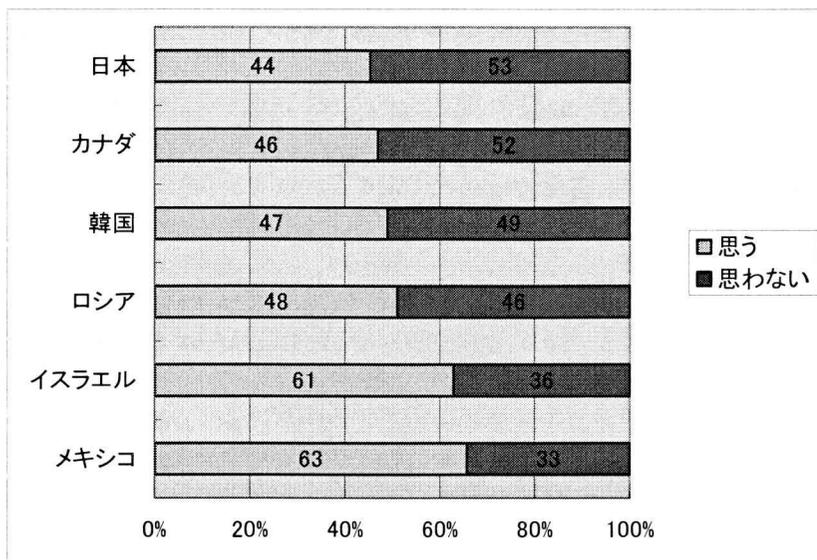
出典：Le Monde, 16 octobre 2004

表 23 米国と同盟国によるイラク戦争は、国際テロリズムに対する戦いに貢献したと思うか。



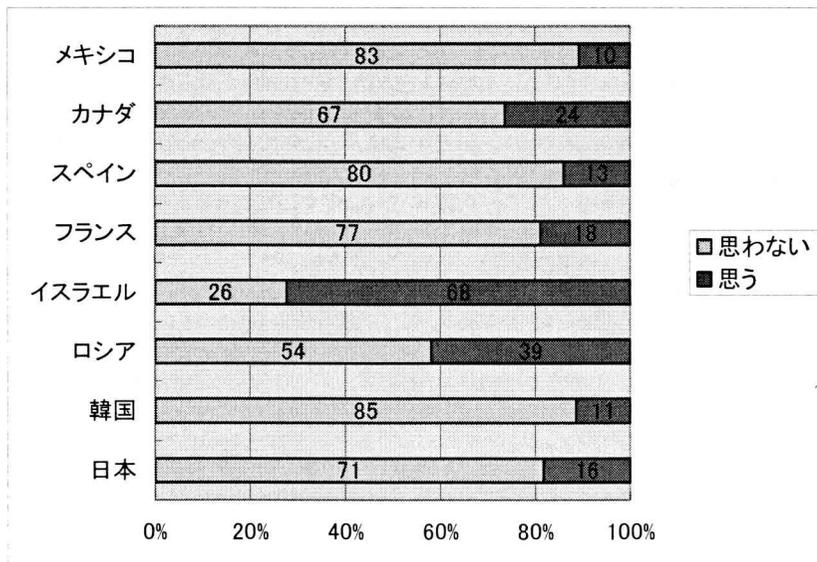
出典：Le Monde, 16 octobre 2004

表 24 米国の行動は世界の平和の維持に貢献していると思うか。



出典：Le Monde, 16 octobre 2004

表 25 米国のイラク戦争を行うことは正しかったと思うか。



出典：Le Monde, 16 octobre 2004

(二) イラク戦争とブッシュ政権への拒絶

こうした一連の世論調査において見られるのは、嘗て西側同盟と謳われた一枚岩の米国と欧州の関係に一般国民レベルでも深い亀裂が生じ始めているということであり、米国と欧州間の亀裂は、意識の中のことでなく、もはや現実であるということなのである。EUの調査では、53%の欧州人が、米国を国際社会の平和にとって、危険な存在であると見做している。半世紀前には、西欧における平和の番人と見做されていたにもかかわらず、大西洋の向う岸に対する疑念と無理解が深まっている。フランスを始めとした欧州の一般国民は、米国のイラク介入に厳しい判断を下しているということである。

しかし、その亀裂は普遍的なものではなく、イラク戦争及びブッシュ政権の外交政策に対する拒絶から由来するものであると考えられる。欧州の一般国民のブッシュ政権に対するアレルギーと嫌悪は未だに強い。したがって、欧州の一般国民は、反米主義になったのではなく、米国のユニラテラリズムに対して嫌悪感を懐いているのである。欧州においては、イラク戦争終了後も、米国のユニラテラリズムのイメージが未だに払拭しきれていないということである。欧州の一般国民は、いわゆるネオコンと俗称される新保守主義的イデオロギー集団に囲まれるブッシュ政権に未だにアレルギーを懐いているのである。

3. フランスにおける反米主義

フランス人は、反米主義者なのであろうか。反米主義の潮流は確かに存在するし、歴史的に存在する³⁸。それは18世紀に遡るもので、決して、ド・ゴールによって始まったものではない。フランスにおける反米主義は、政治及び文化の中核に位置していた。それは、党派性とは関係のないものである。なぜなら、左派においても、右派においても、一定の反米主義が存在するからである。そしてこの反米主義は、欧州の他の如何なる国よりも強烈なものであった。そこには、フランスと米国が一戦を交えたことが一度もないという歴史上のパラドックスが存在する。しかし、反米主義の妄想は、必ずしもフランス社会の多数派に見出される現象ではなかった。反米主義の流れは、歴史的に存在するものの、事象に応じて拡大したり、縮小したりするものであった。フランスの反米主義は、決して憎しみではなく、嫌米でもなかった。

9.11テロ攻撃の直後に「我々は皆アメリカ人。」と巧みな筆致でフランス人の同情心を表現した「Le Monde」紙の編集長であるジャン・マリ・コロバンによれば、現代フランスの反米主義は、大きく分けて三つの流れから形成されていると指摘する³⁹。

まず、第一の流れは、1930年代の極右による反米主義であった。民主主義を忌避した極右は、民主主義のモデルとしての米国を批判した⁴⁰。

第二の流れは、ド・ゴール派、ド・ゴール式の反米主義である。ド・ゴールの反米主義は、第二次世界大戦中のローズヴェルトのフランスに対する蔑視に対するアンチテーゼであった。フランス解放時に連合軍による占領政府AMGOT⁴¹を押し付けようとしたローズヴェルトの不器用な政治手法に対して、ド・ゴールは怒り、米国に対する不信を募らせた。固より、ローズヴェルト政権は、参戦までは、ヴィシー政府を支持し、ド・ゴールの「自由フランス」を軽視し、更にナチス・ドイツと1941年末まで普通的外交関係を維持していたこともあり、ド・ゴールの目には、信用できない存在と映っていた。ローズヴェルトが、

ド・ゴールをヤルタ会談、ポツダム会談から排除することを決定したときに、ド・ゴールの不信感は増長され、米国に対するポジションは決定的となる⁴²。しかし、ローズヴェルトを嫌っていたド・ゴールは、アイゼンハワー、ケネディとは良好な関係を保ち、キューバ危機の際には、アチソン国務長官が持ってきた証拠を見ずに、米国への全面的な支援を打ち出している。その一方で、ド・ゴールはヴェトナム戦争への米国の対応を非難していた。

第三の流れは、極左による反米主義であった。モスクワ寄りの極左は、ヴェトナム戦争の際に、徹底的な反米主義を掲げた。

フランスにおける反米主義は、こうした三つの流れにより形成されている複合体である故、党派性に関係なく、層状の重なりを持って、米国に対峙する言説として存在している。この層化は、伝統としてフランスで形成され、ある世代からまたある世代へと受け継がれる過程で、濃縮し、イデオロギー的に分化したフランス人の中でも、一定の紐帯を作り上げているのである⁴³。

党派性を問わず、連綿と続くこうしたフランスにおける反米主義は、一種の流れの如きものであるが故に、様々な事象に応じてアドホックに揺れ動くものであり、米国そのものへの拒絶、嫌悪、憎しみ、蔑視や差別に繋がることはなかった。

冷戦後、米国はしばしば、フランスにおける批判の対象となっていた。特に、覇権主義的な色彩を持ったユニラテリズムが米国の政策の前面に出てくるたびに。こうした批判は、ブッシュ政権の始めたイラク戦争と共に勢力を増し、普遍化していった。ブッシュの存在は、伝統的な反米主義に最良の口実を与えたのである。ブッシュ政権が行う全ての事に対して、フランス国民は、異議を唱え、普遍的な懐疑主義へと繋がった。

しかし、これが「嫌米」に発展することはなかった。米国が行うことが非難されても、米国そのもの、米国文化、米国人が嫌がられるわけではなかったからである。「Le Monde」の世論調査結果がそれを証明している。伝統的な反米主義が、米国そのものを忌避する嫌米に発展しなかったからこそ、逆説的に、ブッシュ大統領及びブッシュ政権に対する嫌悪と拒絶は圧倒的なものとなったのであろう。

米仏関係の重要性を指摘し、米国に対して節度ある対応を主張した一部の知識人（ルーシユ議員⁴⁴、モンブリアル ifri 所長⁴⁵、ゾルビーブ・パリ第一大学教授⁴⁶等）や先制攻撃論に理解を示す極右を除いて、政府を批判することも多いボニファス、エイズブル⁴⁷、アスネール、ニュゾット⁴⁸などの多くの著名な論客が、フランスの対応を支持した。元来、政府を批判する傾向にあるマス・メディアも、フランスの立場に理解を示した。社会党も、イラク危機が始まった当初より、シラク大統領の対応を支持し、米国のユニラテラな外交を非難し、イラク戦争は全く正当化されないとしていた。

特に、ボニファスは、元々は、政府の政策をレトリックを駆使して非難する傾向を持っていたが、今次イラク戦争の際は、率先してフランス支持を打ち出した。2002年夏より、フランスの対応を支持する夥しい数の論文や寄稿を書き上げ、2003年夏には、「La France contre l' empire」という著作を刊行し、シラク・ドゥ・ヴィルパンの政策を徹頭徹尾擁護し、ブッシュ政権の外交政策とケーガンやフクヤマなどを一刀両断し、フランス政府擁護派の論陣をリードした⁴⁹。こうした挙国一致の反米一色ムードを醸し出して、一般国内世論もフランスの対応を支持した。それは、一連の世論調査の結果にも如実に反映されていることである。フランス政府と国内世論は、見事に一致したケースとなった。

4. 第二次ブッシュ政権と今後の米仏関係

ケリー候補の勝利を願っていたフランスの一般世論の期待を裏切って、ブッシュ大統領が選挙戦を制し、第二次ブッシュ政権が成立した。国務長官には、数少ない国際協調派であったパウエルが退き、「フランスを罰する」と言ったとされるコンドレーザ・ライス補佐官が就任した。フランスを始めとした欧州諸国の第二次ブッシュ政権成立に対する関心は、2002年以來、多くのパートナー諸国を仰天させ、失望させた、力が法より勝るという信念に基づきつつ、他国の意見に全く耳を貸さないというあのユニラテラルな外交が継続していくのかどうかという一点に凝縮されていた。

しかしながら、第二次ブッシュ政権は、ブッシュ大統領の一般教書演説（Inaugural Address）でも、国際社会との協調、特に、欧州諸国との協調関係の必要性と再構築について強調⁵⁰しており、第一次ブッシュ政権とは些か様相を異にするようである。そうした中で、2005年2月末に予定されたブッシュ大統領の欧州訪問の「露払い」として、ライス長官が、2月8日より欧州を訪問した。ライスは、最初の訪問地として敢えてフランスを選び、パリで、米欧関係再構築に関するスピーチをパリ政治学院で行った。フランス独自のデカルト式（cartesian）思考法⁵¹や方法論を用いて、フランスの政財界、学界の金の卵に理論を教え、方法論に基づいた議論を行わせるパリ政治学院という場所を、在フランス米国大使館が、数ある候補地のなかから選んだことは、米国側の関係修復への熱意が感じられる。

スピーチの中で、ライスは、トマス・ジェファーソンなどを列挙しつつ、米国とフランスの両共和国は、全く同様の原理原則と価値観から創設されており、両国は、歴史的に普遍的な価値観を共有し続け、二国間関係は歴史的な太い紐に結ばれていることを強調した⁵²。「米国とフランスの関係は、理論上より、現実の方がより良好である。米国とフランスには、意見の不一致があった。しかし、それは友人としての、友人の間の意見の相違である。」とフランスを「罰する」ことなく、フランスの伝統や歴史を称賛し、レバノン、アフガニスタン、バルカン半島などにおけるフランスとの協力関係を引き合いに出し、良好な米仏関係の存在を強調した⁵³。

そして、ライスは、「過去の米国との意見の不一致を乗り越える時が到来した。米欧関係、米欧同盟の新しい章（『New Chapter』）を開く時が来たのである。共通の目的の実現の為に、米国は欧州と協調する準備が出来ている。欧州も米国と協調して欲しい。世界における『承服できない現状（unacceptable status quo）⁵⁴』を変革するために、一緒に協調して行動して欲しい⁵⁵。」旨欧州に対して米欧関係の再構築の必要性を訴え、米国への協力を促した。

しかし、ブッシュ大統領とライス長官の新タンドムが、欧州において米国魅了キャンペーンを実施したからと言って、9.11によって変貌した米国が9.11以前に戻ったと考えるのは早計であろう。

3年前、ラムズフェルド国防長官やウォルホヴィッツ国防副長官らは「任務（mission）が連合（coalition）を規定するのであって、その逆ではない。」という発言を行った。ブッシュ大統領は、更に、それを発展させ、「米国の味方になるのか、敵になるのか」という二分法で、嘗てのパートナー諸国に選択を迫った。ラムズフェルド国防長官は、フランスやドイツを「古い欧州」と揶揄した。ライス長官は、「フランスを罰する」と言ったとされる。

二期目のブッシュ大統領は、二分法を迫ったことは忘れ、米欧関係の重要性と必要性を強調し、欧州との関係強化を促進する。ライス長官は、「米国とフランスとは歴史的な深い絆を有する」「米欧関係の新しい章を開く時」と熱く語る。ラムズフェルド国防長官は、「あれは、『古いラムズフェルド』と自虐的に述べた。確かに、2-3年前の緊張していた時期よりは、米国自身の政策も大きく変わっている。ライス長官のスピーチにおいても、先般のイラク戦争時にフランスが述べていた「自由や民主主義は押し付けるものではない」という主張が考慮され、表現を変えてスピーチの中に盛り込まれていた⁵⁶。第二次ブッシュ政権は、第一次ブッシュ政権時代のフランスや欧州からの批判によりややく耳を貸し始めたということである。

それは、米国が、欧州を必要としているということでもある。米国は多極的世界を認めないかもしれないが、一極支配も不可能だということに認めつつあるということである。しかしながら、それは、必ずしもマルチラテラリズムを標榜する米国になったことを意味しない。現在の世界的な問題に対処するためには、米欧関係を強化していくことの方が、米国にとって現実主義的に得策と考えているのである。世界観の差異は未だに存在するが、協調関係強化の必要性は互いに認識している。

米国も欧州も、冷戦後の米欧関係を改めて再定義していく努力をしていくべきなのである。欧州は、米国のリーダーシップを必要としており、米国とのパートナーシップの強化によって解決できることも多い。米国にとっても全く同様である。米国を孤立主義に回帰させない為にも、欧州は、米国に一定の理解を示さなければならない。また、米国も、一国で世界のあらゆる問題に対処することは不可能であると認識しなければならない。イラク戦争後、ドゥ・ヴィルパンが述べた「一国で戦争は出来るが、一国で平和を構築することは不可能である⁵⁷。」という発言は、蓋し名言である。

米国も自らの理想を実現し、米国的世界を作ろうとするのではなく、世界の国際的なコンセンサスに自らを適用させる努力をしているのであろう⁵⁸。また、米国は世界で流布される自国のイメージを再調整し、他国の意見に耳を傾けていく努力は払うべきであらう⁵⁹。それ故、今回の魅惑キャンペーンの様に、米国は欧州との関係を再構築しようとしているのである。第二次ブッシュ政権は今正に、こうした小さな諸策によって、傷ついた米欧関係を癒そうとしている。

おわりに

本稿で見てきたように、国際情勢に対する米国とフランスの価値観は異なっている。しかし、民主主義や人権、平和の構築といった守るべき価値は、同じではないのであろうか。ただ、脅威に対する認識や方法論が大きく異なっているのである。

フランスの一般国民は、ブッシュ政権を拒絶し、強烈な「NOX」を突きつけた。しかし、一般フランス国民は反米主義に陥ることはあっても、嫌米主義になることはない。一般国民による「反ブッシュ政権」「反イラク戦争」に関するデモも、戦争に参加した他の欧州諸国とは対照的に、フランス国内では殆ど大きな盛り上がりを見せなかった。2005年2月のブッシュ大統領とライス長官の魅惑キャンペーンは奏功し、一般国民に米国の良いイメージを再び与えることに繋がるであらう。一般国民の拒絶の対象がブッシュ政権そのもののか

ら、第一次ブッシュ政権に変わっていく可能性は高い。

問題は、米国とフランスのこの長い二国間関係において、今回のイラク問題が例外であるか否かということである。米国が、イラクに対してと同様に、シリアやイランなどにユニラテラルに武力を行使するというケースになれば、米仏関係、米欧関係は同様の危機を経験するであろう。

しかし、第二次ブッシュ政権の関係者の一連の発言を見る限りにおいて、イラクのような事態には、発展しないように思われる。2005年2月のライス長官とブッシュ大統領の欧州訪問を通じて、米国側もフランスを始めとした欧州諸国との関係修復に最大限の努力を払っていることが伺われる。フランス側も、9.11によって米国が如何に変容したかを改めて理解すべきである。他方で、フランスは、イラク復興に全身全霊を傾けている米国に対して、若干の理解を示し始めている。事実、フランスは、EUが行うイラクへの警察訓練支援、法治国家建設支援に対して最大の拠出国となることを表明した⁶⁰。

しかしながら、フランスは依然として、イラク復興支援に対して如何なるバイの協力も行っていないし、NATOを通じての軍事協力にも参加していない。イラク戦争時に、フランス政府を支持した一般世論に対する一定の配慮という側面もあるのもであろう。首尾一貫性を守らなければ、世論に対する裏切りとなってしまうからである。イラク問題に関しては、結果的に、現実には、全てがフランスの主張した通りになった。それ故に、「我々の言った通りだ」と言わない外交が逆説的に求められる。

米国とフランスは、歴史的な同盟国として互いに尊重しあい、協力の道筋を探していく方策を今後とも採っていくべきである。イラク戦争は長い歴史の中での例外と認識していく努力も必要である。第一次湾岸戦争、旧ユーゴスラヴィア、テロ対策、アフガニスタン、中東和平プロセス（パレスチナ・トラック）、シリア、レバノン、ハイチなど、米国とフランスは互いに協力することによってこそ、大きな威力を発揮することが出来るということが証明されているのであるから。

¹ *Le Monde*, 2004年10月16日。

² 「現状 (status quo)」という言葉は、ブッシュ政権の一部を形成する新保守主義者（ネオコン）が好んで使用する言葉の一つであり、ブッシュ政権の外交を読み解くキーワードの一つでもある。なぜなら、現状 (status quo) の打破を目的としているからである。本稿後半部で分析されるライス長官のスピーチにおいても「現状 (status quo)」という言葉が象徴的に使用されている。

³ Robert Kagan, "Power and Weakness", *Policy Review*, June/July 2002, pp.1-38. 或いは <http://www.ceip.org/files/print/2002-06-02-policyreview.htm>。ケーガン論拠の詳しい内容に関しては、片岡貞治「米国ユニラテラリズムと欧米関係」『9・11以後の欧米関係』（日本国際問題研究所、2003年3月）及び片岡貞治「米国ユニラテラリズムとフランスの矜持」『新しい欧米関係と日本』（日本国際問題研究所、2004年3月）。

⁴ ピエール・アスネール (Pierre HASSNER) は、ルーマニア系フランス人でレイモン・アロンの愛弟子の一人である。アスネールは、現在C E R I (Centre d' études et de recherches

internationales) の名誉研究部長。

⁵ « le Wilsonnien botté ». Pierre Hassner, « Etats-Unis : l'empire de la force ou la force de l'empire ? », *Cahiers de Chaillot*, Paris, ISS, N°54, septembre 2002, p.43. 或いは Pierre Hassner, *La Terre et l'Empire*, Paris, Editions du Seuil, septembre 2002, p.199.

⁶ Stanley Hoffmann, Dominique de Villepin, *Un Autre Monde*, Paris, L'Herne, 2003, Préface, p.17.

⁷ Axel Poniatowski, *Pourquoi les Français et les Américains ne se comprennent plus*, Paris, Perrin, 2004, p.75.

⁸ Stanley Hoffmann, *Ibid.*, p.18.

⁹ Dominique de Villepin のインタビュー (2003年1月16日付け Paris Macth 誌)。Dominique de Villepin, « Les trois tentations du monde », *Un Autre Monde*, Paris, L'Herne, 2003.

¹⁰ 2003年2月14日国連安保理におけるドゥ・ヴィルパン外相の演説。Dominique de Villepin, «La coopération active », *Un Autre Monde*, Paris, L'Herne, 2003, p.79. 2003年2月16日付け「Time」誌におけるシラク大統領のインタビュー。第22回アフリカ・フランス首脳会議における「イラクに関する声明」。

¹¹ 米国が最初から戦争を始めることを考えていたことに関する考察に関しては、片岡貞治「米国ユニラテラリズムとフランスの矜持」『新しい欧米関係と日本』(日本国際問題研究所、2004年3月)。

¹² Stanley Hoffmann, *Ibid.*, p.19.

¹³ 2003年1月20日国連安保理反テロリズム閣僚会合の際の、記者会見。Dominique de Villepin, «Eclaircir les choix», *Un Autre Monde*, Paris, L'Herne, 2003, p.60.

¹⁴ Stanley Hoffmann, *Ibid.*, p.19.

¹⁵ 2003年2月5日国連安保理におけるドゥ・ヴィルパン外相の演説。Dominique de Villepin, «Une chance pour la paix», *Un Autre Monde*, Paris, L'Herne, 2003, p.71.

¹⁶ 2003年1月20日国連安保理反テロリズム閣僚会合の際のドゥ・ヴィルパン外相の記者会見。Dominique de Villepin, «Eclaircir les choix», *Un Autre Monde*, Paris, L'Herne, 2003, p.57.

¹⁷ Dominique de Villepin, *Ibid.*, p.58.

¹⁸ 2003年2月14日国連安保理におけるドゥ・ヴィルパン外相の演説。Dominique de Villepin, «La coopération active», *Un Autre Monde*, Paris, L'Herne, 2003, p.77-79.

¹⁹ 2002年度フランス大使会議におけるシラク大統領のスピーチ、2002年8月29日。
<http://www.elysee.fr>

²⁰ Dominique de Villepin, «Eclaircir les choix», *Un Autre Monde*, Paris, L'Herne, 2003, p.60. 2003年2月16日付け「Time」誌におけるシラク大統領のインタビュー。第22回アフリカ・フランス首脳会議における「イラクに関する声明」。2003年3月3日のアルジェリア議会におけるシラク大統領のスピーチ。2003年3月6日アルジェにおけるシラク大統領の記者会見。
<http://www.elysee.fr>

²¹ 表題の « Le requin et la mouette » という René Char の詩より着想を得ている。

²² フランスのインテリが好んで使う表現で、直訳すれば「二つの秤、二つの巻尺」で、二重基準を意味する。

²³ Dominique de Villepin, *Le Requin et la Mouette*, Paris, Plon/Albin Michel, 2004, p.104-107.

²⁴ « Personne n'aime les missionnaires armés »

²⁵ Dominique de Villepin, *Ibid.*, p.125-127.

²⁶ Dominique de Villepin, «Retrouver l'unité», *Un Autre Monde*, Paris, L'Herne, 2003,

p.122-124. 2003年5月23日付け *Le Monde* 紙ドゥ・ヴィルパン外相のインタビュー。
27片岡貞治「米国ユニラテリズムとフランスの矜持」『新しい欧米関係と日本』(日本国際問題研究所、2004年3月)。「米国の軍事行動を可能ならしめる決議案が、提出されている時に、ドゥ・ヴィルパン外相が、3月にアフリカの国連安保理非常任理事国であるアンゴラ、ギニア、カメルーンに対してシャトル外交を行い、特にフランス語圏アフリカ諸国に対して、『今こそフランスに対する忠誠を試すとき』と語ったことに米国は激怒した。」

²⁸ 初出原稿「片岡貞治「米国の欧州観、欧州の米国観」『外交フォーラム』2004年2月号、都市出版」の一部を大幅に加筆修正したものである。

²⁹ 同報告書は、2003年10月8日から16日にかけて、15カ国のEU加盟各国から比例的に選んだ7500名の各国国民を対象に行われた世論調査の結果を取り纏めたものであった。したがって、一国につき15歳以上の500人の人々が対象となった。また、この世論調査は、各国の欧州ギャラップ社系列の調査研究機関によって、電話によるインタビューという形式で行われた。

³⁰

http://europa.eu.int/comm/external_relations/iraq/doc/fl151_iraq_full_report.pdf

³¹ 2003年10月23日付け *Libération* 紙。

³² 仏人18歳以上1000人を対象。2004年6月2-3日に実施。

³³ <http://www.ifop.com/europe/sondages/opinionf/60ansdday.asp>

³⁴ フランス：18歳以上942人を対象、2004年5月21-22日に実施。

米国：18歳以上1002人を対象、2004年5月21-23日に実施。

³⁵ *Le Monde* 紙は仏の世論会社 Sofres に委託。18歳以上1000人を対象、2004年9月28-29日に実施。

³⁶ *Le Monde*, le 16 octobre 2004.

³⁷ *Le Monde*, le 16 octobre 2004.

³⁸ Philippe ROGER, *L'ennemi américain Généalogie de l'antiaméricanisme français*, Paris, SEUIL, 2002, p. 579.

³⁹ Jean-Marie Colombani et Walter Wells, *France Amérique Déliaisons Dangereuses*, Paris, Editions Jacob-Duvernet, p39-42.

⁴⁰ Jean-Marie Colombani et Walter Wells, *Ibid.*, p. 39.

⁴¹ Allied Military Government of the Occupied Territories

⁴² Axel Poniatowski, *Ibid.*, p. 62.

⁴³ Philippe ROGER, *Ibid.*, p. 580

⁴⁴ Pierre Lellouche 議員 (パリ選出、UMP) は、保守派の議員でありながら、米国と真正面から対峙した、イラク戦争におけるフランスの対応を最も非難した一人である。ルルーシュは、「フランスは、米国に真っ向から立ち向かったにもかかわらず、結局戦争をとめることは出来なかったし、欧州の結束を乱した。米国との関係のみならず、欧州との関係も緊張化させた。」と批判していた。

⁴⁵ Thierry de Montbrial は外交・安全保障問題に関するフランス有数のシンクタンク Institut Français des Relations Internationales の所長であり、有力な論客の1人である。モンブリアルは、「米仏の正面衝突を避けるべきである」と主張した。

⁴⁶ Charles Zorgbibe は、国際関係論を専攻とするパリ第一大学 (パンテオン・ソルボンヌ) の教授で、「ナイーブなプラグマティズム外交によって『裏の同盟』を作ることの危険性」を指摘し、「コソヴォ紛争」の際の対応との整合性のなさを批判していた。

Charles ZORGBIBE, 《Mondialisation de la démocratie et sécurité collective》, *Politique Internationale*, Paris, Automne 2003. なお、イラク戦争後、ドゥ・ヴィルパン外相主催の朝食会に呼ばれ、フランスの対応への理解を求められた由である。

⁴⁷ François Heisbourg は、外務省出身で安全保障問題の専門家である。社会党寄りの学者である。IISS（国際戦略研究所）の所長を務め、国際的に高名なフランスの論客である。ケーガンらを徹底的に批判した。

⁴⁸ Nicole Gnesotto は、EU安全保障研究所の所長で、米欧関係、安全保障が専門であり、極度に軍事化した米国の外交政策を批判し続け、フランスの政策を擁護した。

⁴⁹ Pascal BONIFACE, *La France contre l' empire*, Paris, Robert Laffont, 2003

⁵⁰ 「世界において、我々が達成したいと思っていること全ては、米国と欧州が引き続き堅固なパートナーでいることを要求する。」（“All that we seek to achieve in the world requires that America and Europe remains close partners” .）

⁵¹ 二部構成や三部構成など、後のヘーゲルの弁証法に通ずる論理の組み立て方。

⁵² ライス長官のパリ政治学院におけるスピーチ。

<http://www.state.gov/secretary/rm/2005/41973.htm>

⁵³ Condoleezza Rice, *Ibid.*

⁵⁴ 注2を参照。

⁵⁵ Condoleezza Rice, *Ibid.*

⁵⁶ Condoleezza Rice, *Ibid.*

⁵⁷ ドゥ・ヴィルパン外相のインタビュー、*Le Monde*, le 13 mai, 2003.

<http://diplomatie.gouv.fr/actu/>。フランス外交公式声明 2003年5月28日号より。

⁵⁸ Joseph S. Nye, *The Paradox of American Power*, Oxford University Press, Oxford, 2002, p. 137-171.

⁵⁹ Stanley Hoffmann, « Mais pourquoi n' aime-t-on pas les Etats-Unis ? », *Commentaire*, n° 96, hiver 2001-2002.

⁶⁰ 2005年2月22日のブリッセルの米国・EU首脳会議におけるシラク大統領の記者会見。

<http://www.elysee.fr>

アネックス（参考資料）

1. Pew Research Center の調査

オルブライト前国務長官が理事長を務める Pew Research Center が、2004 年 4 月に行った最近の世論調査の結果を見ても、ブッシュ政権及びイラク戦争に対する欧州の一般世論の動向が分かる。

表 26 米国に対する印象

	非常に好意的	やや好意的	やや非好意的	全く非好意的
フランス	6	31	42	20
2003 年 5 月	9	34	38	19
2003 年 3 月	6	25	45	22
2002 年夏	9	54	26	8
イギリス	15	43	24	10
2003 年 5 月	18	52	14	12
2003 年 3 月	14	34	24	16
2002 年夏	27	48	12	4
ドイツ	3	35	49	10
2003 年 5 月	6	39	42	12
2003 年 3 月	4	21	41	30
2002 年夏	9	52	31	4

出典：Pew Research Center。記載のない数値は 2004 年 4 月のもの。

表 27 米国人に対する印象

	非常に好意的	やや好意的	やや非好意的	全く非好意的
フランス	5	48	30	13
2003 年 5 月	13	45	29	13
2003 年 3 月	10	61	21	5
イギリス	21	52	14	5
2003 年 5 月	27	53	10	5
2003 年 3 月	25	58	8	3
ドイツ	9	59	20	5
2003 年 5 月	15	52	22	7
2003 年 3 月	12	58	20	3

出典：Pew Research Center。記載のない数値は 2004 年 4 月のもの。

表 28 米国人の欧州に対する印象

	非常に好意的	やや好意的	やや非好意的	全く非好意的
フランス	8	25	25	24
2003年5月	8	21	24	36
2002年2月	23	56	13	3
イギリス	33	40	9	3
2003年5月	49	33	6	4
2002年2月	48	42	5	2
1998年8月	23	50	6	5
ドイツ	8	42	19	9
2003年5月	8	36	26	15
2002年2月	22	61	8	3
1998年8月	13	52	14	3

出典：Pew Research Center。記載のない数値は2004年4月のもの。

表 29 米欧関係

	堅固であるべき	より自立すべき	分からない
米国	55	36	9
2003年5月	53	39	8
2003年2月	62	29	9
イギリス	40	56	4
2003年5月	51	45	4
2003年3月	40	48	12
2002年4月	48	47	5
フランス	21	75	4
2003年5月	23	76	1
2003年3月	30	67	4
2002年4月	33	60	7
ドイツ	36	63	1
2003年5月	42	57	1
2003年3月	46	52	3
2002年4月	44	51	5
ロシア	24	56	20
2003年5月	17	60	23
2003年3月	17	72	11

出典：Pew Research Center。記載のない数値は2004年4月のもの。

表 30 シラク大統領に対する印象

	非常に好意的	やや好意的	やや非好意的	全く非好意的
米国	4	21	26	22
イギリス	4	33	29	16
フランス	9	51	27	13
ドイツ	9	61	22	2
ロシア	10	53	9	3

出典：Pew Research Center。

表 31 ブッシュ大統領への印象

	非常に好意的	やや好意的	やや非好意的	全く非好意的
米国	31	30	14	22
イギリス	10	29	25	32
フランス	3	12	33	52
ドイツ	1	13	46	39
ロシア	4	24	35	25

出典：Pew Research Center。

表 32 ブレア首相への印象

	非常に好意的	やや好意的	やや非好意的	全く非好意的
米国	37	38	7	4
イギリス	14	37	24	23
フランス	2	33	43	20
ドイツ	2	31	47	15
ロシア	4	32	25	12

出典：Pew Research Center。記載のない数値は2004年4月のもの。

表 33 イラクに対する武力攻撃（1）

	正しい決定	間違った決定	分からない
米国	60	32	8
2004年2月	56	39	5
2004年1月	65	30	5
2003年12月	67	26	7
2003年10月	60	33	7
2003年5月	74	20	6
2003年3月	72	22	6
1991年1月	77	15	8
イギリス	43	47	10
2003年5月	61	34	5

出典：Pew Research Center

表 34 イラクに対する武力攻撃（2）

	間違った決定	正しい決定	分からない
フランス	88	11	1
2003年5月	83	16	1
ドイツ	86	11	3
2003年5月	80	19	1
ロシア	83	10	6
2003年5月	89	7	4

出典：Pew Research Center

表 35 戦争の結果、米国への信頼は増したか、逆に失ったか。

	信頼感を増す	信頼をなくす	変わらない
米国	58	29	6
イギリス	24	58	12
フランス	14	78	6
ドイツ	10	82	5
ロシア	8	63	21
トルコ	8	74	11

出典：Pew Research Center

2. transatlantic trends

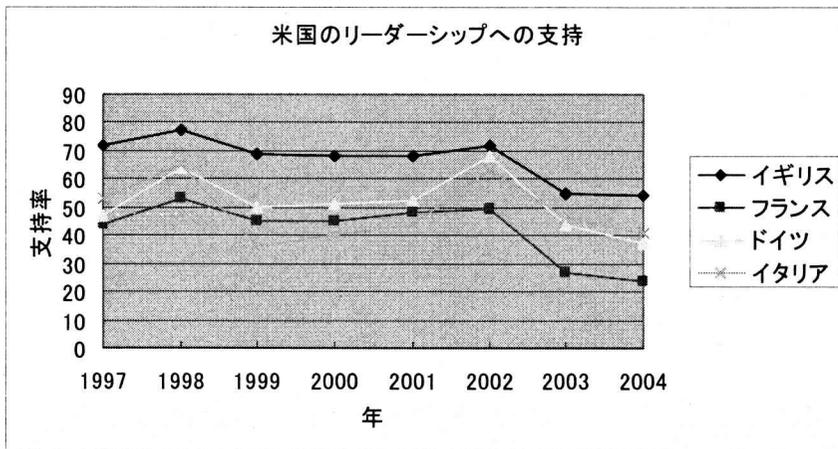
サダム・フセイン政権の瓦解から一年が経過し、イラク情勢は依然として混沌状況にある中で、米国の外交政策は、ヨーロッパの多くの一般世論より拒否されている。ジャーマン・マーシャル・ファンド¹が、2004年9月9日に公表した「Transatlantic Trends 2004」によれば、76%のEU諸国の一般市民がブッシュ政権の外交政策を拒絶している。

表 36 「米国のリーダーシップへの支持」

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
イギリス	72	77	69	68	68	72	55	54
フランス	44	53	45	45	48	49	27	24
ドイツ	47	64	50	51	52	68	44	37
イタリア	53	65	36	40	44	63	46	41

出典：Transatlantic Trends 2004

表 37 「米国のリーダーシップへの支持」 2



出典：Transatlantic Trends 2004

表 38 軍隊の派遣

	国連マンデート下での国軍派遣	国連マンデートで、米国指揮下での国軍派遣
フランス	63	45
ドイツ	57	43
スペイン	66	43

出典：Transatlantic Trends 2004

表 39 米国と欧州のパートナーシップ

	より堅固になるべき	より独立すべき
欧州 ²	46	50
米国	77	20
フラン ス	43	55
ドイツ	47	51
イギリ ス	52	44

出典：Transatlantic Trends 2004

表 40 国防費の増強の支持

	2002	2003	2004
欧州	22	23	22
フランス	28	22	19
ドイツ	14	15	21
イギリス	24	25	28
イタリア	12	23	13

出典：Transatlantic Trends 2004

表 41 米国とより有効に協力していくために EU はより強くなるべきである

	2002
欧州	63
米国	70
フランス	58
ドイツ	70
イギリス	52

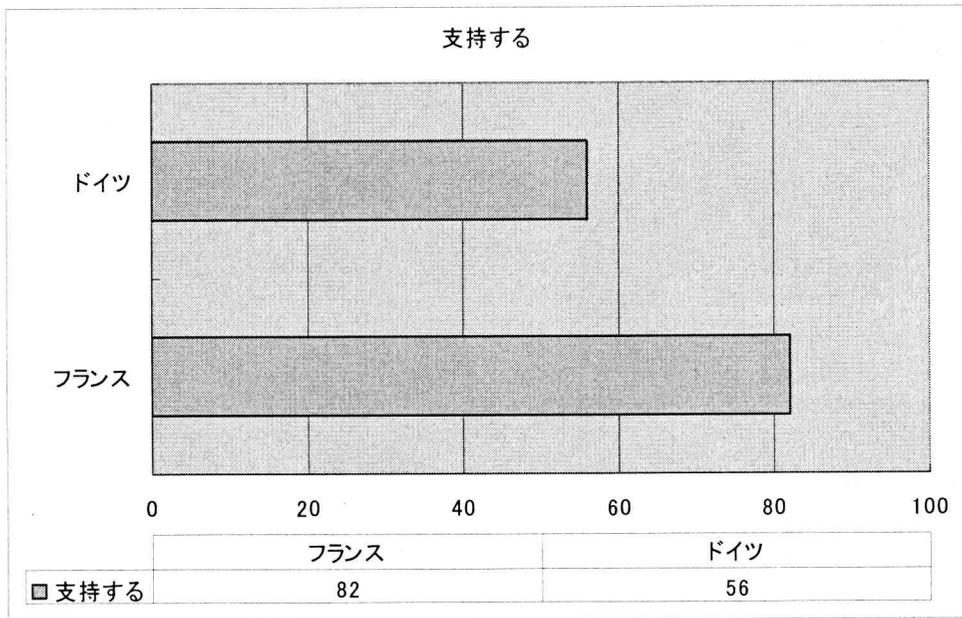
出典：Transatlantic Trends 2004

表 42 国益が絡む場合は、国連を無視することは正当化されうる

	2003	2004
欧州	40	44
米国	57	59
フランス	37	46
ドイツ	38	42
イギリス	52	51

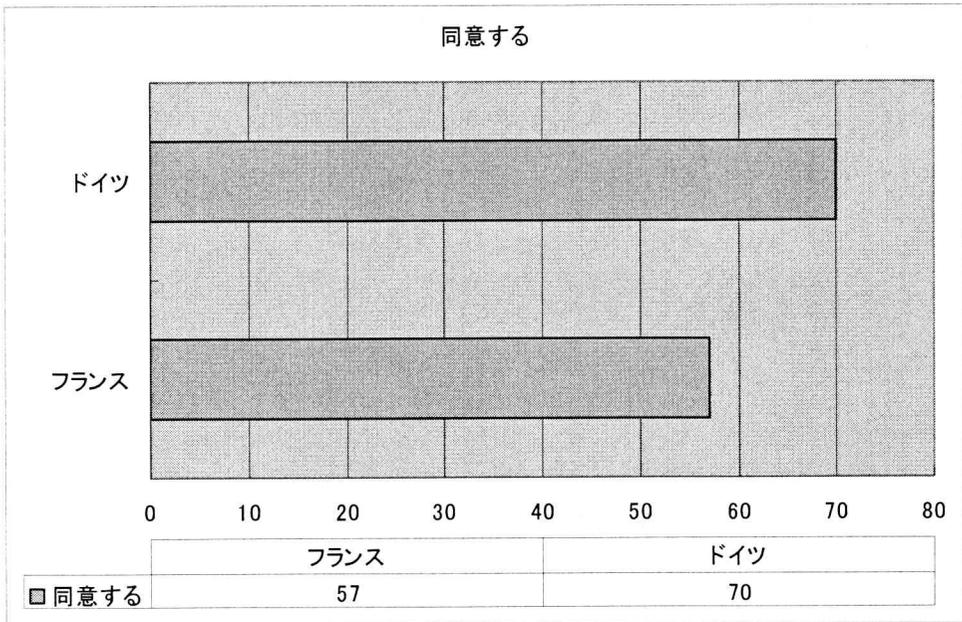
出典：Transatlantic Trends 2004

表 43 国連の同意を得て、テロ攻撃に対処するために、外国において軍隊を派遣するか。



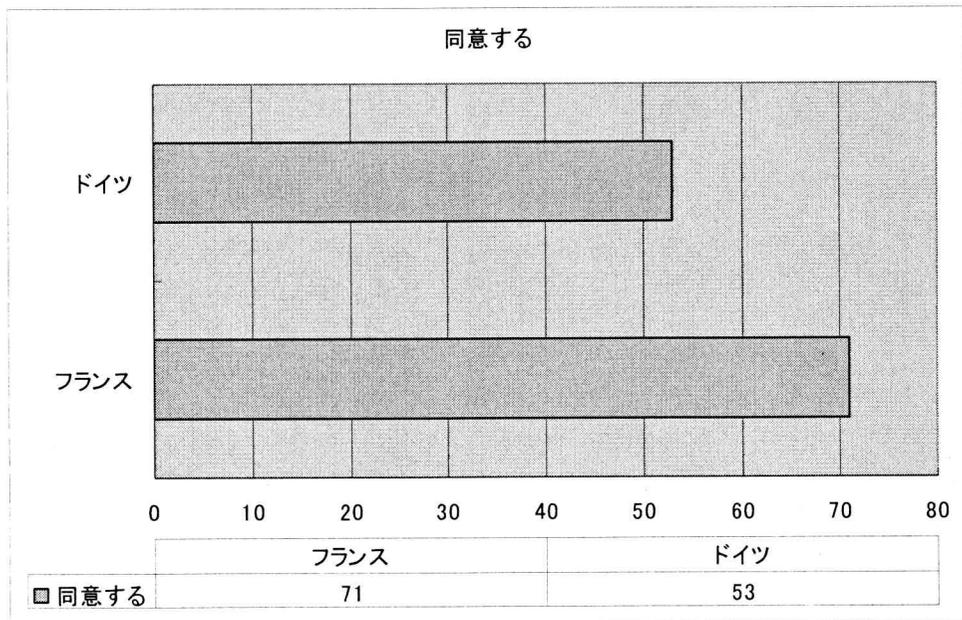
出典：Transatlantic Trends 2004

表 44 NATO は安全保障において必要不可欠か。



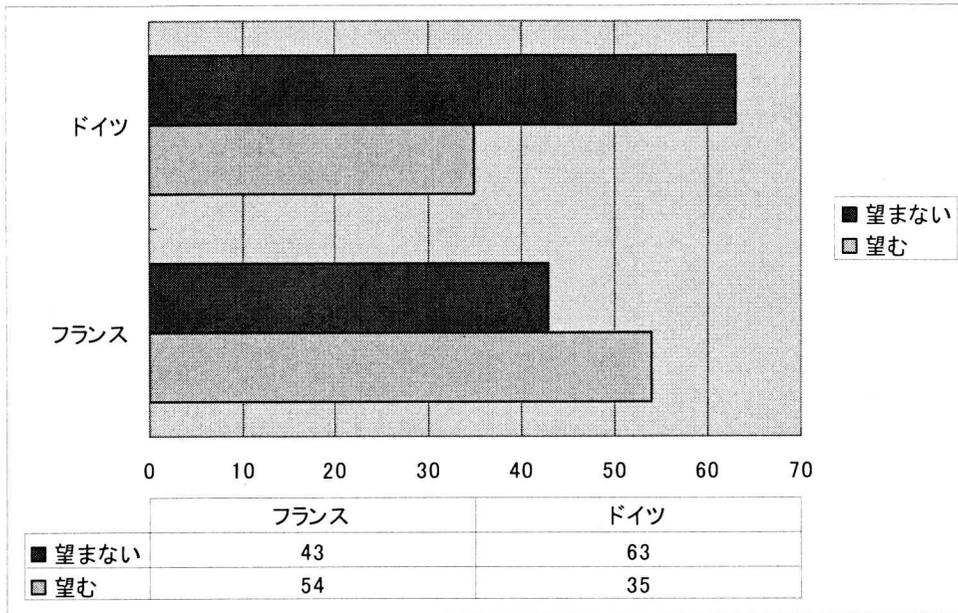
出典：Transatlantic Trends 2004

表 45 EU は米国から独立した利益を守るために軍事力を増強すべきだ。



出典：Transatlantic Trends 2004

表 46 EU は軍事大国になるべきか。たとえ軍事予算の増額に迫られても。



出典：Transatlantic Trends 2004

3. ipsos による調査³「フランスと米国：共通の価値観は依然として存在しているであろうか？」（他の質問）

表 47 堕胎

	フランス人の回答	米国人の回答
賛成	84	54
反対	14	43
分からない	2	3

出典：IPSOS

表 48 安楽死

	フランス人	米国人
賛成	71	38
反対	24	45
分からない	5	17

出典：IPSOS

表 49 宗教を示すものを学校に持っていくことの禁止 (laicity)

	フランス人	米国人
賛成	54	32
反対	42	66
分からない	4	2

出典：IPSOS

表 50 同性愛者同士の婚姻

	フランス人	米国人
賛成	44	40
反対	50	57
分からない	6	3

出典：IPSOS

表 51 政治亡命者のステータスを容易に与えること

	フランス人	米国人
賛成	42	34
反対	51	61
分からない	7	5

出典：IPSOS

表 52 死刑

	フランス人	米国人
賛成	37	64
反対	59	33
分からない	4	3

出典：IPSOS

¹ German Marshall Fund, Transatlantic Trends 2004

² 調査の対象となった欧州9カ国（フランス、ドイツ、イギリス、イタリア、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スロヴァキア）の平均。

³ フランス：18歳以上942人を対象、2004年5月21-22日に実施。

米国：18歳以上1002人を対象、2004年5月21-23日に実施。

第4章 ロシアにおける米国イメージ —ブーチンのブッシュ観—

拓殖大学海外事情研究所教授
木村 汎

1. パセプション—本論の狙いと限界

ロシアの対米政策は、数多くの要素によって決定される。その規定要因は、ほとんど無数とさえいってよい。それらを便宜的に客観的、主観的なファクターに二分しよう。軍事、経済、科学・技術などの分野における米ロ間の「力の相関関係」は、前者の典型である。ところが、外交政策を現実形成し実行に移すのは、人間である。人間は、思想や感情をもつ生身の存在。したがって、彼らは上にのべた外交の客観的要因を、己の主観的な思考様式や感情の影響を受けて解釈し、評価する。パセプション(認識)は、そのような主観的要因の一つである。政策決定者のパセプションが外交政策においてはたす役割は、けっして軽視してはならず、いくら強調しても強調しすぎることはない。

以上のような理由から、本稿は、現ブーチン・ロシア政権がアメリカ合衆国、とりわけ現ブッシュ政権をどのように見ているのか、すなわちブーチンのブッシュ政権認識をとりあつかう。英語でいえば、パセプション(perception)である。イメージ(image; 見方、観、像)と言い換えてもさしつかえない。

まず、パセプションはどのようにして形成されるのか？ パセプションの形成要素にかん^{ベース}しては、次の2つのカテゴリーを区別すべきかもしれない。1は、パセプション形成の基礎となる要因。パセプションは、たとえていうと、真っ白のキャンバスに絵を描くようなやり方で形成されるのではない。そのキャンバスは一定の枠をもち、すでに下地の色さえ塗られている¹。つまり、認識者は己の出身、思想、信仰、経歴などの刻印を捺されたレンズで物事を見る。ブーチン大統領についていえば、1952年にサンクトペテルブルグの貧しい家庭に生まれ、KGB(ソ連秘密警察)に16年間勤務し、東ドイツからの壁越しに約5年間西側世界を垣間見るチャンスを得た…。このような特殊な背景、そしてそのような経歴から形成された世界観が、同大統領のブッシュ政権認識に大きな影響をおよぼす²。

2は、パセプション形成の動態プロセス。政策決定者は、上にのべたような経歴やもの見方をベースとしつつも、それらを日々刻々入ってくる新しい情報や知識などつき合わせる作業を経て、自己のパセプションを形成する。新しくインプットされる情報や考え方のなかには、己の既成概念やそれまでの引照基準に(部分的あるいは全体的な)修正を迫る類のものさえあろう³。たとえそうでなくとも、政策決定者は、新しい情報を「入手し、分類し、評価し、吸収・統合(または拒否)する」作業を、意識的無意識的におこなう⁴。最終的なパセプション形成にいたるまでのこのようなダイナミックな過程は、パセプションを扱うさいに軽視してはならない重要な局面である。

ブーチン政権の対米パセプションは、次の三つの認識が密接に絡みあって形成される⁵。今日の国際世界情勢一般についての認識。そのような国際社会のなかでのロシアの存在についての自己認識(セルフ・イメージ)。そして、アメリカ観。この小論では、第1、第2に

については間接的に触れるだけとして、主としてタイトルにも掲げたプーチン政権の対米パセプションを扱う。

以上要するに、この小論の目的や対象は次のようにごく限定されたものである。(1)ロシアの対米政策のすべての規定要因を扱うのではない。ひじょうに重要なファクターとはいえ、対米「パセプション」という只一つの要因のみをとりあげる。(2)パセプションのなかでも、プーチン大統領「個人」の対米パセプションを中心とする。同大統領は現ロシア外交の最高政策決定者である。もちろん、彼がすべての政策決定をおこなうわけではない。だが、紙幅の関係もあり、この小論ではその他の人物やグループについてはほとんど言及しえない。(3)アメリカ合衆国全体ではなく、「ブッシュ政権」をどう見ているか、を論じる。(4)対象「期間」を限定する。ブッシュ大統領の再選キャンペーンが最高潮に達した 2004 年 6 月から、同大統領が政権第二期を開始した 05 年 2 月までの時期を取り扱う⁶。

2. 3つのブッシュ支持発言

2004 年秋の米大統領選挙で、いずれの大統領候補の当選を望むか？ 民主党のジョン・ケリーか、それとも共和党のジョージ・ブッシュなのか？——この間にたいして、前者でなく後者であることを、プーチン・ロシア大統領は一向に隠さなかった。隠さないどころではない。そのような自身の希望を、不必要ないしは不用意と思われるまでに明らかにした。第 3 国の指導者としての立場を忘れて、ほとんど内政干渉とうけとられるほどの入れ込み方であった。なぜ、それほどまでに、プーチン大統領は現職のブッシュ大統領のほうに肩入れしたのか？ その理由を検討するまえに、ロシア大統領によるブッシュ候補支持の事実そのものを、まず確認しておこう。それは、プーチン大統領が 2004 年 6-10 月におこなった以下の 3 つの発言から疑いの余地はない。

共和党はブッシュ批判の資格なし

第 1 は、6 月 11 日、米国ジョージア州はシーアイランドにて開催の G-8（先進主要 8 개국）サミット後の記者会見中の発言。プーチン大統領は、ブッシュ米大統領がはじめたイラク戦争を側面援護するにも等しい言葉を口にしたのである。その要旨を一言でのべると、民主党は、クリントン大統領時代にユーゴスラビア空爆というほとんど同様の行為をおこなった。それ故、民主党は、ブッシュ共和党候補によるイラク武力行使を批判する倫理上の資格はない。正確を期するために、プーチン大統領の言葉を引用しよう。

「(米大統領) 選挙が近づくにつれて、ブッシュ大統領の政治的ライバルたちは、しばしばイラク情勢のゆえに同大統領を批判する。だが、私は深く確信している。彼らは、この点でブッシュ大統領を批判するいかなる道徳上の権利をもたない、と。なぜならば、彼らもまったく同一の政策を実行したからである。ユーゴスラビアの事件を思い起こすだけでも充分であろう。彼らは(自ら) 同一のことをおこなったにもかかわらず、ブッシュが現在イラクでおこなっていることが気に入らないというのだ。諸君は、イラク問題についての我々の立場を御存知であろう。これは、(上にのべていることとは、) まったくの別問題である⁷。」

上の発言は、ロシア大統領であるプーチン氏が、ブッシュ再選をロシアの国益にとりプラスと考えればこそおこなった発言にちがいない⁸。『新イズベスチヤ』紙上で、エドアルド・

ロザンスキー（モスクワのアメリカ大学学長）は、そのように解釈する。同氏の解説を待つまでもなく、たしかにそうであろう。

フセインによるテロ攻撃を警告

プーチン大統領によるブッシュ米大統領支援発言の第2例は、04年6月18日、訪問中のカザフスタンの首都アスタナでの発言。プーチン大統領は記者会見のなかで、次のように語った。「9.11事件からイラク戦争がはじまるまでのあいだ、サダム・フセイン体制の公的機関が米国にたいするテロ行為を準備中との情報を、ロシア情報機関は数回にわたり入手した。われわれは、この情報を米国の同僚たちに伝達した。⁹⁾ 同大統領は続ける。「ブッシュ大統領は、この情報をひじょうに重要とみなし、ロシア情報機関の幹部にたいして個人的に謝辞を表明してくれた。¹⁰⁾

もっとも、このべたあとで、プーチン大統領は、次のような但し書きをつけることを忘れなかった。「(では)イラクにたいする軍事作戦についてのロシアの立場は変化したのかと聞かれると、答えはニエツトである。ロシアの立場は変わっていない。(たしかに)ロシアの情報機関が得た上記の情報は、アメリカのパートナーたちへと伝達された。だが、国際事件において力を行使するさいには或る種の手続きが必要である、と国際法は定めている。そして今回、これらの手続きは遵守されなかった。¹¹⁾

プーチン大統領は、《なぜこの時期に》このような発言をおこなったのか？ タイミングは、大統領にとりかならずしも良くなかった。6月18日は、6月16-17日にタシケントで「上海協力機構(SCO)」の会合がひらかれた直後の時期だったからである。SCOは、ロシア、中国、カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、タジキスタンの6か国のメンバーからなる地域組織。SCOは、元来これら6か国間の国境線画定、反テロ闘争、経済協力を、その主要な目的とする。と同時に、米国のユニラテラリズム(単独行動主義)にたいする牽制も、SCOに期待されるひとつの機能とみなされている¹²⁾。9.11以後の米国による中央アジア軍事基地の使用はいつまでつづくのか。この問題にかんして、SCO参加国はいずれも、——程度の差こそあれ——複雑、微妙な関心や感情を抱いている。まさにそのようなメンバーからなるSCOの安全保障についての会合がウズベキスタンの首都タシケントで開催された。そのような会議の終了後に、プーチン大統領はカザフスタンの首都アスタナへ移動した。主としてCIS構成国の口さがないジャーナリストたちを相手とする記者会見中で、同大統領はこともあろうにブッシュ米大統領がはじめたイラク戦争を援護射撃せんばかりの発言をおこなったのである。

しかし別の見方からすると、2004年6月は、次の意味でプーチン大統領がブッシュ大統領に恩をさせるベストのタイミングであった。米大統領は、内外からの批判を浴び、苦境にたたきされていたからである。イラクのサダム・フセイン政権と国際テロリストのウサマ・ビン・ラディンとの間に、直接的な結びつきがある。これは、ブッシュ政権がイラクにたいする武力行使をはじめたおりに用いた正当化事由の一つであった。ところが、04年7月米国の超党派メンバーからなる『9.11委員会最終報告書』は、これら二つの間にそのような結びつきはないとの結論を公表した¹³⁾。そのようなデリケートなタイミングを見透かすかのようにして、プーチン大統領は上に引用した6月18日発言をおこなった。同発言は、疑いもなく、ブッシュ大統領向けにロシア大統領が投げた救命具だったのである。

このプーチン発言を聞いたとき、ロシアの代表的な政治コメンテーター（たとえば、エドアルド・ロザンスキー、リリヤ・シェフツォーバ、アンドレイ・コレスニコフ、パーベル・フェルゲンハウエル、その他）たちは、異口同音にのべた¹⁴。プーチン大統領は、ブッシュ米大統領が苦境に立っているタイミングを見はからって、ブッシュ候補支持の立場を鮮明にしたのだ、と。そのようなロシアの専門家の見方のひとつを引用しよう。ビクトル・クレメニク（ロシア科学アカデミー附属アメリカ・カナダ研究所副所長）は、語った。「フセインとビン・ラディン／アルカイダの結びつきにかんして、ブッシュ政権が集中砲火を浴びているまさにその時を狙って、プーチン発言がおこなわれた。それは、ブッシュに救いの手を差し伸べようとする試みに映った¹⁵。」

ブッシュ政権側の当惑

では、このような狙いを秘めたプーチン大統領の6月18日発言を、米国側はどのように受けとめたのか？ 少なくとも表面的な反応にかんするかぎり、ブッシュ政権の高官たちは、「驚き(surprise)¹⁶」と「当惑(puzzlement)¹⁷」の思いで受けとめた。このプーチン発言を聞いたとき、ホワイトハウス、安全保障会議、国務省などのスタッフは、すっかり「頭をかかえ込んだ(чершут затылки)¹⁸」という。いったいプーチン大統領は何時どのような情報をブッシュ政権に提供したというのか。彼らにはまったく思い当たる節がなかったからである。

たしかに、機密情報の内容、とりわけそのソースを具体的に洩らすことは禁物であろう。しかしながら、対イラク武力行使が米国内外で猛反発を招いているおりに公表された、上記プーチン大統領発言は、ブッシュ政権にとり実に頼もしい《援軍来る》であることもたしか。したがって、そのような発言があったことそれ自体を何らかの形で——抽象的あるいは婉曲的な形であれ——匂わせることは、ブッシュ政権にとりプラスとなったにちがいない。そのように思われるにもかかわらず、ブッシュ政権の主要メンバーの当時の言動のどれを探してみても、このプーチン発言を肯定したり、ましてや感謝したりするものは一切なかった¹⁹。このことは、プーチン大統領の発言内容それ自体の信憑性に疑問を抱かせる。

プーチン大統領の発言内容は、注意して読むまでもなく杜撰としか評しえない類のものである。ロシアは、アメリカにたいして、「9.11事件からイラク戦争がはじまるまでのあいだに」「フセイン体制の機関が米国にたいするテロ行為を準備中」との「情報を伝達した」とのべる。そもそもそのような事実がありえたか？ 常識としておよそ考ええない。ブッシュ政権は、イラクにたいする武力行使の意図を一向に隠していなかった。他方フセイン側は、そのような攻撃をなんとか回避したいと欲していた筈。たしかに、大量破壊兵器(WMD)を所有していないことを自ら進んで立証するフセイン側の努力は、不十分だったかもしれない。だからといってフセインが米国本土へのテロ攻撃を準備していたとは、容易に信じがたい²⁰。もしそのようなことをフセインがすれば、それは米国をしてイラクを攻撃させたり、その攻撃時期を速めたりする口実を自らわざわざ提供するにも似た愚行である。

もっとも、プーチン発言を読み進めると、上記のような我々の疑問にたいしてはひとつの逃げ口上がなされていることはたしかである。「サダム・フセイン体制がテロ攻撃を準備中だったとの情報を、我々は(米国側に)伝達した。このことと、フセイン体制が現実にはテロ攻撃をおこなうこととは、まったく二つの別事である²¹」と。

また、プーチン発言は、アメリカのイラク攻撃の是非について歯切れの悪い曖昧さを残し

ている。つまり、一方においてはフセインが米国にテロ攻撃を加える準備をおこなっていると、ロシア側は米国に警告する。だが他方、そのようなフセイン体制だからといって、米国はイラクを武力攻撃してはならぬとの立場を、ロシアはとる。つまり、国連安保理の最終決議なしに対イラク武力行使に踏み切ったブッシュ政権から一定の距離をおく態度を、ロシアは堅持する。と同時に、米大統領選となると、単独主義的な行動を採った後は、ブッシュ大統領を支持する態度を明らかにする。ひょっとするとイラク介入を見直すかもしれないケリー候補を積極的に支援しようとはしない。このようなロシアの態度を明確にするのである。なぜか？ その理由を検討するまえに、プーチン大統領によるブッシュ候補支持の発言をもうひとつ紹介しよう。

テロリストを勢いづかせてはならぬ

プーチン大統領のブッシュ候補支持の証拠となる第3例は、2004年10月18日、訪問先のタジキスタンの首都ドゥシャンベで飛び出した。次期米大統領選でブッシュ氏が再選されないという事態が発生すると、それは国際的に暗躍をつづけているテロリストたちを勢いづかせる困った結果となる——このようにのべる形で、プーチン大統領は反テロ・キャンペーンに熱心なブッシュ候補を後押ししたのである。正確にいうと、プーチン大統領は次のようにのべた。

「私は、イラク問題にかんしてはブッシュ大統領と同一の立場をとらない。しかし同時に、(はっきりさせたいことは)、次のことである。今日、イラクにおける国際テロリズムの攻撃は、(なにも)ブッシュ大統領個人に向けられているのではない。国際テロリズムは、ブッシュ氏の米大統領への再選を可能ながざり阻止しようと試みている。もし彼らが己の狙いを達成させるならば、それは国際テロリズムを勢いづかせ、彼らに新しい活力をあたえ、世界各地における彼らの活動を増大させることに貢献するだろう²²。」

アメリカ大統領選挙の投票日は、11月2日。上の発言は、それから数えて2週間前にロシア大統領によってなされたものだった。また、フロリダ州などで不在者投票がはじまった当日の発言であった。当時、ブッシュ VS ケリーの闘いはほとんど互角で、まったく予断を許さないとの見方もなされていた。そのような選挙戦の最終盤期に、プーチン大統領はまたもやブッシュ支持の態度を明らかにしたのである。たしかに、世界の政治指導者たちのなかでブッシュ再選を内心望んでいた者は、少なくなかったかもしれない。しかしロシアの大統領ほど、誰の眼にも「間違いなく(unmistakenly)」、「明白に(unequivocally)」、「公然と(publicly)」、その希望を「公開した(open)」リーダーは、——トニー・ブレア英首相を除くと²³——「只一人(the only)」で、他にいなかった²⁴。

——プーチン大統領の以上3つの発言はすべて、ケリー氏よりはブッシュ氏の米大統領当選を望む——このことをこのうえなく明確にした、ロシア大統領のメッセージであり態度表明であった。いったん己が応援するとなると、第三者の眼には内政干渉と映らんばかりに肩入れする。プーチン氏には、どうやらそのような傾向がある。ポリシェビキ流の敵と味方を峻別するやり方である。また、「自己に味方しない者はすべて敵とみなす」とのべたブッシュ大統領とうまが合う所以であろう。ロシア国内においては、プーチン大統領は、チェチェン共和国大統領選でまづアフマト・カディオロフ前大統領、次いでアル・アルハノフ現大統領

25を、なりふり構わず熱心に応援した。国外においては、ウクライナ大統領選でビクトル・ヤヌコビッチ前首相を支援した。これらは、一例にすぎない。アメリカ大統領選でも、おそらく同様の傾向が現れたのだろう。

3. なぜ、プッシュの再選を望むのか？

では、なぜプーチン大統領は、プッシュ大統領の再選を望んだのだろうか？ その理由を考えてみよう。

(1)まず、プッシュ大統領との個人的関係。政治家同士の間築き上げられた個人的な信頼関係は、たしかに、国益が激突する国際政治の現実の前にはもろくも崩れ去る運命にある。その意味で、その過大評価は厳に禁物である。とはいえ、政治も外交も所詮は生身の人間がおこなう営為。あるていどまでは人間関係が影響する。とくにプッシュ氏は、プーチン大統領にとり気心が知れた既知の人物。プッシュ氏の言動やロシアにたいする出方は或るていどまで予測可能である。ところが、ケリー氏はプーチン大統領にとり馴染みのうすいまったくの新人。もし彼が大統領に選ばれるばあい、プーチン氏は彼との間で個人的関係を一から積み上げていかねばならぬ²⁶。

(2)次に、プッシュ氏は、9.11以来国際テロリズムとの闘いを己の政治綱領の第1位に掲げ、その目的遂行に余念のない人物。これは、プーチン大統領にとり数々の意味で、願ったり適ったりといえる。まず、このような主張は、ロシア国内におけるチェチェン武装勢力を国際テロリズムと連動していると説く、プーチン大統領の主張にとってまことに都合がよい。また、プッシュ大統領は、国際テロリズムとの闘いの遂行においてロシアとの協力を不可欠とみなす。要するに、国際テロリズムは、両大統領にとり共通の敵。この敵の存在そしてそれとの闘いのゆえに、米国とロシアは戦略的パートナーシップを結ぶ。とうせん、ロシアの国際的地位は上昇する。セルゲイ・オズノビチョフ（戦略評価研究所所長）ものべる。「ロシアは、地球規模ならびに地域的な問題についての政策決定において、再びグローバル・パワーとしての重要性を獲得するようになった。それは、部分的にはプッシュのお蔭である²⁷。」

(3)プッシュ氏は国際テロリズムに対する闘いに熱中するあまり、それ以外のことにたいする関心が少なくなる。第二義な注意やエネルギーしかはらわれない。このことも、プーチン政権にとり好都合である。同政権は、ロシア国内の民主化に逆行し、権威主義的趨勢を強化しつつあるとの批判を恐れているからである。他方ケリー氏は、プッシュ氏とは異なり、当選の暁には必ずしも反テロ闘争一本槍の大統領となるとは期待しがたい民主党の推薦候補である。

一般的にいつて、ロシアは米国の民主党が苦手。民主党は、その党名がしめしているように、民両大統領にとり、主主義の実現をその綱領に掲げ、他国にたいしてもこの価値基準を押しつける傾向が強い。たしかに現ロシアも、民主主義への移行を目標に掲げてはいる。だがプーチン大統領は、欧米流の民主主義ではなく、ロシア型民主主義の実現を目指す。さらにいうならば、現ロシアで先ず必要なのは秩序と安定の確保。報道の自由、人権の尊重、三権分立の確立…等々の民主主義的価値の達成は、当分お預けとなっている。

このようなロシアの事情を、プッシュ大統領は多少とも理解するようになった。とくに9.11以後は、国際テロリズムに対して共闘戦線を組んだことも手伝って、プッシュ政権は、

ロシアにおける民主主義的諸権利の抑圧をあまり手厳しく批判しない。ところが、もし民主党が政権をとったらどうだろう。報道や企業活動の自由、三権分立、地方自治などは万国普遍の民主主義の原則であると主張して、ケリー政権はプーチン・ロシアの現状に容赦なく批判を浴びせかけるかもしれない。だとすると、ロシアにとりブッシュ政権続行のほうが、まだしも「より小さな悪」ということとなろう。

(4)プーチン大統領が民主党よりも共和党の勝利を望む、もう一つの訳がある。米国の民主党には、イデオロギーや信条をより強く前面に出す理想主義者が多いことである。他方、共和党には、力の政治(real politics)を信奉する現実主義者が多い。

最近の大統領でいうと、カーター、クリントン(民主党)、ニクソン、レーガン(共和党)は、このような印象が正しいことを証明する好例だろう。大統領補佐官でいうと、ブジェジンスキー(民主党)、キッシンジャー(共和党)も、そのことを証明する。前者はごりごりの反ソ主義者で、ソ連がアフガニスタンに侵攻するや対ソ禁輸やオリンピック・ボイコットの制裁を加えた。後者はイデオロギーにとらわれることなく、米中接近などの現実外交を実施した。

プーチン大統領は、概していえばプラグマティックな人物である。類は友を呼ぶ。同大統領が、米国外大統領として己と類似した思考や行動様式の人物を希望するのは、自然かつ理解できることなのかもしれない。

(5)プーチン政権がブッシュ政権の継続を望むもうひとつの実利的な理由があるように思われる。ブッシュ下のアメリカがイラク戦争の泥沼に足をとられればとられるほど、ロシアにとっては好都合なことである。ひょっとすると、この理由がプーチン支持の最大の理由なのかもしれない。

もちろん表向きは、米英による対イラク攻撃にプーチン・ロシアは異議をとらえた。また、ロシアがかつてイラクにたいしてもっていた石油利権の維持や兵器売却費の取立てなどの点からいうと、ロシアはイラク戦争によって経済上のマイナスをこうむった。しかし他方、米英軍によるイラク攻撃によって、以下のような実際的なプラスを入手しつつあるからである。

まず、サダム・フセイン独裁体制の崩壊、イラクの核武装化の防止——これらは、ロシアにとり望ましい結果であった。次に、イラクにおける執拗な抵抗の継続、アメリカの権威の失墜、ひいては米国の単独主義的行動に対する批判の盛り上がり——これらは、ロシアが内心ほくそ笑む事態の展開ではなかったか。そして何よりも、石油価格の高騰。たしかに国際原油価格は、数々の理由で上下する。そのメカニズムは単純でない。とはいえ、イラク戦争の継続、中東情勢の混沌が、その上昇に作用する大きな一因であることは、間違いなからう。ともあれ 2004 年、ニューヨークで 1 バレル=50 ドルの高値さえ記録した。国際原油価格が 1 バレルあたり 1 ドル上昇するごとに、産油国であるロシアは約 20 億ドルの余剰収入を得る。

11 月 3 日、ブッシュ再選のニュースに接したとき、モスクワのあるタクシー運転手は思ハラショーわす喜びの声をあげたという。「これで、良し。アメリカが戦争にかかざらわってくればくれるほど、石油の値段が上るってわけさ²⁸。」セルゲイ・ストロカン(『コメルサント』紙政治オブザーバー)によれば、この運転手の反応は、多くのロシア人に共通する反応であ

るという。「西側世界に悪いことは、自動的にロシアにとって良いこととなる。石油価格（の上昇）は、その好例。また、ブッシュのイラク武力攻撃によってアメリカとヨーロッパが対立すると、これをロシア人は多極世界ゲームの再開のチャンス到来とみなすのである²⁹。」

4. 再選後—歓迎と懸念

再選歓迎

11月2日の米国大統領選は、ブッシュ候補がケリー候補に圧勝して幕を閉じた。最終結果を待つことなく、プーチン大統領は喜びのコメントを発表した。折から訪口中のシルビオ・ベルルスコーニ伊首相との共同記者会見中で、ロシア大統領はのべた。「もしブッシュ氏の勝利に終われば、私は嬉しく思うだろう。それは、アメリカ国民が国際テロリストたちの脅威に屈せず、理性的な決定をくださったことを意味するからである³⁰。」

プーチン大統領以外のロシア人の反応は、どうか？ このことにかんしては、ロシア国内の各層の反応を1つ1つ紹介する労をはぶくことができる。プーチン大統領の態度にほとんど右へ倣えのものだったといってよいからである。ロバート・コールソン（「自由ヨーロッパ放送」）は、この間の事情を端的に説明する。「大概のロシアの分析家たちは指導部の見方に同意する。現ロシアでは政治家、実業家、国家管理下にあるメディアの評論家たちは、プーチン大統領の言葉に従うからである³¹。」

じっさい、上下両院の議長、外交委員長、政権与党の党首、各シンクタンクの長たちはこぞって、ブッシュ再選を歓迎するコメントを続々と発表した³²。唯一の例外は、ロシア共産党、右派勢力同盟、ヤブロコなど野党のリーダー、米国系のカーネギー・モスクワ・センターに勤めるリベラルなロシア人研究員たちだけであった³³。彼らロシアの数少ないリベラルたちは、ブッシュ再選によって、ユーコス、チェチェン、メディアなどにたいするプーチン政権の抑圧政策に歯止めをかける国際的な圧力が弱くなることを、懸念した。単純な図式化をおこなうならば、アレクセイ・ボガトウロフ（国際関係学術・教育フォーラム理事長）がのべるように、2004年11月の米大統領選の結果はクレムリンの保守派を喜ばせる一方、ロシアのリベラル派を失望させたのである³⁴。

その理由

プーチン大統領やロシアの保守派エリートたちは、ブッシュ再選をなぜ歓迎したのか？ 本稿はすでに、この問に答えている。米大統領選の期間中に、プーチン大統領はなぜケリー民主党候補ではなく、ブッシュ共和党候補にエールを送ったのか——この問を検討したさいに、すでに回答済みのはずである。しかしその折に挙げた理由は、あくまで本稿筆者が推定する理由にすぎなかった。ここで紹介するのは、主としてブッシュ再選後の時期にロシアの評論家たちによって指摘された理由である。もし両者が重複するならば、筆者の推測が当たっていたことを証明してくれることにもなる。

第1の理由は、単純である。人間は誰も己が応援した候補者が勝利することを望む。プーチン大統領は、先に触れたように、米国大統領選挙の期間中ほとんどなりふり構わないまでにブッシュ候補に肩入れした。万一そのような候補が敗れるとなると、プーチン氏はいわ

ば負け犬に自己の札を賭けたことにも等しい。先見の明がない政治家だったとして、面目を失いかねない³⁵。じっさい選挙の蓋を開いてみるとそのようなケースとならなかったことを、プーチン大統領は率直に喜んだにちがいない。

第2の理由は、ブッシュ氏が二期目の米大統領として、ロシアにとり既知の存在であるからである。もしケリー氏が当選していたら、新人大統領とのあいだで信頼関係や協同作業を一から構築せねばならない。ところがブッシュ氏ならば、今までの積み重ねがある。気心が知れている。組み易しとさえいえる。プーチン大統領自身、11月3日の共同記者会見中でブッシュ氏のことを「予測可能な相手」³⁶と表現した。アレクサンドル・リフシツ（プーチン大統領の元経済顧問）は『モスコフスキー・コムソモーレツ』紙上でのべる。「これら二人（プーチンとブッシュ）の大統領がそれまで培ってきた個人的関係は、重要である³⁷。」まずこう記したあと、リフシツは実に分かりやすい言葉で解説する。「われわれ（ロシア側）は、彼（ブッシュ）を知っている。ブッシュ・チームのメンバーも知っている。われわれは、彼ら（のやり方）に慣れているし、彼らもわれわれ（のやり方）に慣れている³⁸。」

プーチン大統領や側近エリートがブッシュ再選を歓迎した第3の理由は、ブッシュの主要な政治的関心が国際テロリズムとの闘いであり、ロシア国内の民主主義の進展状況でないこと³⁹。リフシツはのべる。「ジョージ・ブッシュ政権は、われわれ（ロシア人）に向いどう生きるべきかという御説教を垂れようとはしない。われわれの国（ロシア）の内政にほとんど干渉しない⁴⁰。」『イズベスチヤ』紙も、同様に記す。「もし民主党（候補）が勝っていたら、ロシアが改革に逆行し、言論の自由、ホドルコフスキー、チェチェンなどを抑圧していることをより厳しく批判していたことだろう⁴¹。」

第4の理由は、マキャベリスティックな観点にたつての実利。すなわち、ブッシュ政権の中東にたいする強硬姿勢がつづくかぎり、石油大国のロシアには巨大な経済的利益がころがり込むとの算盤勘定である。『独立新聞』は記す。「（アメリカの）現職大統領の勝利は、イスラム世界のさらなる不安定化をほとんど自動的に招来する。そして、そのことによって石油価格が高騰する。ブッシュは『強いドル』政策を推進するだろう。ロシアにとって、このことも悪いことではない⁴²。」

プーチン大統領がブッシュ氏の再選を支持したのは、上に列挙したような複数の理由にもとづいていた。そのような理由のなかから敢えて最大のものを1つ選ぶとするならば、それは次のようなロシア側の認識といえよう。9.11以後のブッシュ氏は、国際テロリズムを主要敵とみなし、この敵との闘い遂行に協力する者は誰であれ己の味方とみなす。そのようにして自己のパートナーとなった国の内政（たとえば民主主義の進展具合）にかんしては、相対的に無頓着の態度をしめす。

二期目のブッシュ政権

ところがである。もし上にのべたような基本認識それ自体が間違っている。あるいは、少なくとも情勢の変化により修正せねばならぬ。そして、じじつ二期目のブッシュ政権において、もしそのような修正作業が進行するとしたら、どうであろう？ 従来のプーチン大統領のブッシュ政権観も亦再考を余儀なくされる理屈となろう。そのような理屈となることを、ロシア側が気づいていないはずがない。より直截に言えば、二期目のブッシュ政権が一期目と同様の対ロ政策を続行してくれるか、否か？ この間にかんして、クレムリンは神経を尖

らせている。

一期目のブッシュ政権のプーチン観や対ロ政策はそろそろ修正されるべきである。そのような声が、じっさい米国内で聞かれはじめた。たんに民主党系の議員からばかりでなく、ブッシュ大統領のお膝元の共和党の内部からも、このような意見がのべられている。彼らの主張を一言で要約すると、「ロシアの内政は問題である(Russia's Internal Politics Matters)」⁴³。より具体的にいうと、次のような主張である。「ブッシュ二期政権にたいしては、(たとえば)戦後イラクにたいする対外債務の帳消しのような問題でクレムリンと協力することと、プーチン氏の国内政治の記録にたいして強硬姿勢をとること——この二つの間でバランスをとるように要望する⁴⁴。」あるいは、「今や米ロ関係を再定義すべき時期にさしかかっている。(一方における)ロシア国内の非民主主義的趨勢の進行と、(他方における)反テロ・キャンペーンのパートナーとしてのロシアの効用とを天秤にかける必要である。⁴⁵」

ライス新国務長官

二期目のブッシュ政権は対ロ政策を大幅に変更するか、否か？ この間にたいする鍵のひとつは、コンドリーザ・ライスが握っている。ライス新国務長官(50歳)の特徴は、3つ。1は、ブッシュ大統領の信任がとりわけ厚いアドバイザーであること。外交の最終決定者は、もとより大統領である。だが、その大統領にたいして、ライス女史は大きな影響力をもつ。ブッシュ大統領自身、ライス氏が国際問題にかんして己の家庭教師であるかのような感想すらもらした。2は、前任者のコーリン・パウエル氏(67歳)が「ハト派」とみられるのにたいし、ライス女史は「タカ派」と目されること。ライス氏はキッシンジャー流のリアリストであると同時に、ブージェジンスキー並みの反共モラリストでもある。共和党の閣僚でありながら、民主主義的価値の普遍性を信じている点において民主党の立場に近い⁴⁶。3は、同女史がロシア・東欧の専門家であること。

以上のような背景をもつ国務長官の登場は、ブッシュ第二期政権の対ロ政策に変化をもたらすだろうか？ クレムリン当局者でなくとも好奇心をそそられる問である。デリケートな問題であるだけに、プーチン大統領自身は、この点について自らのコメントを公表していない。ラブロフ外相の次のライス評は、あまりにも外交官的であり、ほとんど何も言っていないに等しい。「ライス氏は、これまでも大統領補佐官(国家安全保障問題担当)として米国の外交政策のすべての問題に関わってきた経験をもつ政治家である。われわれは、彼女と協力することを楽しみにしている⁴⁷。」

プーチン大統領やラブロフ外相の2人からは率直なライス観が得にくいとなると、次善の策として、ロシアのその他の政治指導者、スポークスマン、国際関係専門家、評論家たちによるライス評の紹介にとどめざるをえない⁴⁸。パウエル氏からライス氏への交代が、ブッシュ政権のロシア政策にあたる影響如何？ この間にたいして、ロシア人のアメリカ・ウォッチャーの多くは次のようにのべる。米ロ関係は、国務長官の交代によって直ちに変更をこうむるような類のものではない。両国が直面している共通の課題や国益の合致不一致など、より大きな枠組によって規定される。とはいえ、ライス氏の国務長官就任によって、ブッシュ外交がこれまで以上にロシアに宥和的となったり、米ロ関係がより一層改善されるとは予想しがたい。つまり、せいぜい良くてブッシュ政権の対ロ政策はこれまで通り、米ロ関係も現状維持の状態で推移しよう。この多数説にたいして、少数ながら次のような悲観的見方も

ある。ブッシュ第二期政権の対ロ政策はより強硬なものとなり、米ロ関係が悪化する可能性を否定しえない。

ライス新国務長官がロシア専門家であることはどう作用するか？ 理論上は、2つの方向に働く。ロシアを重視し、アメリカ外交の優先順位表でロシアを上位におく方向へ働くかもしれない。他方、ロシアの国内動向（例えば、チェチェン、ユーコス、メディアの抑圧など）に無関心でいられず、ロシアに対して内政干渉に近いお節介を焼くこととなるかもしれない。ライス氏は、はたしてどちらの方向への動きをしめしているのか。まず氏自身は、上院の指名公聴会の席上で述べた。「私のロシア専門家としての背景のゆえに、ロシアの欠陥に目を閉ざすことはない⁴⁹。」また、長官就任後初の外国訪問先として選んだ10か国のなかに、ライス氏はロシアを含めなかった⁵⁰。結果として、ラブロフ外相のほうがアンカラへ足を運ばねばならなかった。さらに、同氏は現ロシアでは民主主義が未成熟であるとのコメントも抑制していない。このようなライス氏の言動を目の当たりにして、ロシア人は戦々恐々としはじめている⁵¹と評して、差し支えないであろう。

将来展望

上にのべたように、二期目のブッシュ政権の開始時と相前後して、ワシントンでは米ロ関係を再定義すべしとの声が大きくなった。おそらくそのこととけっして無関係ではあるまい、モスクワでも米ロ関係見直し論が浮上している。1例として、リリヤ・シェフツォーバの見解を紹介しよう。女史は、その現在の地位（カーネギー・モスクワ・センター主任研究員）からいっても、けっしてクレムリン寄りの政治評論家ではない。だが、ロシア人としてロシア側の主張も痛いほど分かる人物である。要するに、米ロ双方の側から事態をみて比較的フェアな判断を下せる貴重な専門家といえよう。『独立新聞』紙上の長大論文のなかで、女史は以下のようにのべる。

「たしかに、プーチン、ブッシュ両大統領のあいだには、個人的なケミストリーの合致がある。とはいえ、両指導者のあいだでは誤解があることもまた、たしか。

プーチン大統領は考える。己の政権第1期、とくに9.11以後、ロシアはそれまでの立場から後退し、アメリカにたいして数々の譲歩をおこなった。それは、まるでアメリカの弟分としての地位や役割に徹するかのような低姿勢での協力ぶりであった。ブッシュ大統領再選キャンペーン中にも、ケリーでなくブッシュ候補を支援する姿勢をとった。これは、ブッシュ氏がプーチン大統領に同様の好意で自己に報いてくれるにちがいない、と期待すればこそ（ロシア側からの）支援や譲歩であった。ところがである。ブッシュ大統領は、プーチン大統領が自らの協力に見合うと考える譲歩をしめしてくれなかった。NATO（北大西洋条約機構）を東方拡大し、ウクライナ大統領選では反モスクワの候補を支援した。

おそらく米ロ双方に言い分はあろう。しかし今や誰の眼にも歴然としているのは、米ロ間には次の3点において大きな懸隔が存在することである。第1に能力、第2に価値観、第3に経済協力の必要性にかんして。このギャップのために、米ロ間の戦略的パートナーシップは限定された分野での選択的パートナーシップとなってゆくだらう⁵²。」

もし本稿筆者の見方を記すことが許されるならば、それは上に引用したシェフツォーバ女史の最終部分と一致する。すなわち、米ロ両国の協力は、はじめから限定された分野（国際テロリズムとの闘い、大量破壊兵器の拡散防止、エネルギー協力）での協力関係でしかない。

したがって、その他の分野（民主主義的諸価値の追求など）をめぐって、米ロ間に対立や葛藤が生じるのは、当然のことなのである。米ロ間のパートナーシップは、元来このように限定的な目標を遂行する協力関係にすぎないのだ（「戦略的パートナーシップ」と呼ばれる）。けっして価値を共有する「同盟(alliance)」なのではない。

別の言葉でいえば、米ロ関係は、この小論の筆者が一貫してのべているように⁵³、他のどの二国間と同様に、2つのCからなりたつ混合物である。1は「協力(Cooperation)」のC、2は「競争(Competition)」、あるいは「対立(Confrontation)」、あるいは「葛藤(Conflict)」のC。時と状況次第で、これら2つのCの混ざり具合は変遷をとげる。一期目のブッシュ、ブーチン政権下では前者のCが濃くなった。二期目の両政権下では逆に後者のCが濃くなる可能性が予想される。

-
- 1 木村汎「ブーチン政権：一期の評価と二期の予測」、『海外事情』、第52巻第2号（2004年2月）、5ページ。
 - 2 木村汎「9.11以後の米ロ関係」、『海外事情』、第50巻第12号(2002年12月)、6ページ。
 - 3 Robert Jervis, *Perception and Misperception in International Politics* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1976), pp. 143-145, 187-195, 216-282.
 - 4 Stephen P. Gibert, *Soviet Images of America* (New York: Crane, Russak & Company, Inc., 1977), p.2.
 - 5 Gibert, *op. cit.*, p.5.
 - 6 対象期間にかんしていえば、本稿は米ロ関係について論じた筆者の次の3論文の続編であるともいえる。①前掲、「9.11以後の米ロ関係」、2-23ページ、②「ブーチンの対米外交——“Bandwagon”と“Balance”の間の漂流」、『新しい米欧関係と日本』(東京:日本国際問題研究所,2004), 53-63ページ。③「ブーチン外交——その特質と適用——」、『国際問題』、No.531(2004年6月)、31-46ページ。
 - 7 “Ответы на вопросы журналистов по окончании встречи глав государств правительств «Группы восьми»,” (11 июня 2004 года, о. Си-Айленд, штат Джорджия, США), *Официальное интернет-представительство Президента России* <http://www.kremlin.ru/text/appears/2004/06/72438.shtml>
 - 8 *Новые Известия*, 2004.6.15; Eduard Lozansky, “Putin’s Success at the Club,” *CDI Russia Weekly*, #311 (2004.6.18)の英訳から再引用。
 - 9 “Ответ на вопрос на пресс-конференции по итогам Межгосударственного совета ЕвразЭС и Совета коллективной безопасности ОДКБ (18 июня 2004 года, Астана), *Официальное интернет-представительство Президента России*, <http://www.kremlin.ru/text/appears/2004/06/73021.shtml>
 - 10 *Ibid.*
 - 11 *Ibid.*
 - 12 木村汎／石井明編『中央アジアの行方——米ロ中の綱引き』(東京:勉誠出版、2003)、22-30ページ。
 - 13 正式名称は「アメリカへのテロ攻撃にかんする国家委員会」（委員長はトーマス・キーン元ジョージア州知事）。2004年7月22日に報告書(567ページ)を公表。*The 9/11 Commission Report: Final Report of the National Commission on Terrorist Attacks Upon the United States* (Authorized Edition) (New York: W. W. Norton & Company, 2004), pp.334-38.
 - 14 *CDI Russian Weekly*, #311 (2004.6.18); *Los Angeles Times*, 2004. 6. 19; *Коммерсантъ*, 2004.6.21; *The Jamestown Foundation Eurasia Daily Monitor*, 2004. 6.21; *Moscow*

-
- Times*, 2004.6.22; *Radio Free Europe/Radio Liberty*, 2004.6.22.
- ¹⁵ Alex Rodriguez, "Putin: We told U.S. of Hussein terror plot," *Chicago Tribune*, 2004. 6. 19 から再引用。
- ¹⁶ "Putin says he warned U.S. that Hussein plotted attack: US Officials voice surprise at words of Russian leader," *The Boston Globe*, 2004. 6. 19.
- ¹⁷ Charles Gurin, "Putins's Comments on Iraqi terrorism seen as endorsement of Bush," *The Jamestown Foundation Eurasia Daily Monitor* (www.jamestown.org) (2004.6.21); *Johnson's Russia List* (No. 8263), 2004. 6. 22, #3.
- ¹⁸ *Независимая Газета* 2004. 6. 21; Gary Leupp, "Everybody's Scratching Their Head: Putin's Helpful Remarks," *Counter-punch* (www.counterpunch.org), *Johnson's Russia List* (No.8263), 2004. 6.22, #5.
- ¹⁹ Leupp, *op.cit.*
- ²⁰ Leupp, *op.cit.*
- ²¹ "Ответ на вопрос на пресс-конференции по итогам Межгосударственного совета ЕврАзЭС" クレムリンのスポークスマンの一人として知られるドミトリー・パシコフのものべる。「情報機関の報告だけでもとづいて戦争開始の是非が決定されるはずがない。もしそうならば、世も末だろう。」Steven Lee Myers, "Putin Says U.S. was Alerted to Possible Attacks by Iraq," *The New York Times*, 2004. 6. 19.
- ²² "Ответы глав государств – членов Организации «Центрально-Азиатское сотрудничество» на вопросы журналистов," (18 октября 2004 года, Душанбе), *Официальное интернет-представительство Президента России*, <http://www.kremlin.ru/text/appears/2004/10/78197.shtml>
- ²³ *Независимая Газета* 2004. 6. 21
- ²⁴ Peter Lavelle, "Analysis: Is Putin a Republican?," *Johnson's Russia List* No.8417, 2004. 10. 20, #12; *The Times* (U.K.), 2004. 10. 19; Dmitrii Suslov, "Unsuccessful Hegemony," *Nezavisimaya Gazeta* (2004. 11.15), translated in English in *Johnson's Russia List*, No.8452 (2004.11.15), #5.
- ²⁵ 木村汎「悲劇の連鎖——チェチェン問題の実相——泥沼にのめり込むプーチン大統領」、『時事トップ・コンフィデンシャル』(第11167号)(2004年9月10日)、2-6ページ。
- ²⁶ ある調査によれば、ほとんどのロシア人がブッシュの名前を知っている一方、ジョン・ケリーについて聞いたことのあるロシア人はわずか3分の1にすぎなかった。*RIA Novosti*, 2004. 11. 4.
- ²⁷ Sergei Borisov, "Endorsing Bush," *Transitions Online*, 2004. 11. 8, www.tol.cz
- ²⁸ Dmitry Babich, "Russia and the U.S. Election: Was a New Friend possible?" *Russia Profile*, 2004. 11. 4, www.russiaprofile.org
- ²⁹ *Ibid.*
- ³⁰ *Reuters, Associated Press*, 2004. 11. 3.
- ³¹ Robert Coalson, "Good for Russia, or Good for Putin?" *RFE/RL Russian Political Weekly*, Vol.4, No. 44(2004. 11.11); *Известия*, 2004. 10.25.
- ³² 私はここで、たとえば次のような人物の発言を念頭においている。セルゲイ・ミローノフ(上院議長)、ボリス・グリュズロフ(「統一ロシア」党首兼下院議長)、ミハイル・マルゲロフ(上院外交委員長)、コンスタンチン・コサチョフ(下院外交委員長)、ビャチェスラフ・ニコノフ(「政治財団」所長)、ウラジーミル・ジリノフスキー(ロシア自由民主党党首)など。
- ³³ 私はここで、たとえば次のような人物の発言を念頭においている。ゲンナジー・ジュガーノフ、ボリス・ネムツォフ、イリーナ・ハカマダ、グリゴリー・ヤブリンスキー、ガリ・カスパロフ(元チェス世界チャンピオン、現在「2008年委員会」会長)、ドミトリー・トレーニン(「カーネギー・モスクワ・センター」副所長)、リリヤ・チェフツォーバ(同主

- 任研究員) など。
- ³⁴ Алексей Багатуров, “Антилиберальная победа в глобальном масштабе,” *Независимая Газета*, 2004. 11. 4.
- ³⁵ Suslov, *op. cit.*
- ³⁶ *Associated Press*, 2004. 11. 3; *BBC Monitoring*, 2004. 11.3; *Moscow Times*, 2004. 11.4.
- ³⁷ *Moscow Times*, 2004. 11.4 から再引用。
- ³⁸ *Ibid.*
- ³⁹ Soslov, *op. cit.*
- ⁴⁰ *Moscow Times*, 2004. 11.4 から再引用。『赤い星』も、同様にアメリカの共和党が「同盟国やパートナーの内政問題にかかざらわれない政治スタイルをもっていることを歓迎した。」 *Красная Звезда*, 2004. 11. 3.
- ⁴¹ *Известия*, 2004. 11.4.
- ⁴² Soslov, *op. cit.*
- ⁴³ Sarah E. Mendelson, “Time to Get Off the Putin Path,” *PONARS Policy Memo 326*, CSIS: *Johnson’s Russia List*, No.9036, 2005.1.26, #4 から再引用。
- ⁴⁴ Neil King, Jr., *et al.*, “Bush Reviews Ties to Russia Amid Rising Tensions: Putin’s Curbs on Democracy Challenge White House Aim of Backing Liberty Overseas,” *Wall Street Journal*, 2005. 1. 26.
- ⁴⁵ Erin Mark, “How will Bush’s New Foreign Policy Team Handle Chechnya?” (2005. 1. 26); <http://www.cacianlyst.org>
- ⁴⁶ Paul Starobin, “On Her Own,” *National Journal*, 2005. 1.29, pp.269-271.
- ⁴⁷ Anatoly Medetsky, “Tougher Approach But No Surprise With Rice,” *Moscow Times*, 2004. 11. 18 から再引用。
- ⁴⁸ 筆者が参考にしたのは、以下のロシア人の見方である。ドミトリー・ロゴジン (「祖国ブロック」党首)、コンスタンチン・コサチョフ (ロシア下院外交委員長)、ミハイル・マルゲロフ (ロシア上院外交委員長)、ウラジーミル・ルーキン (元駐米大使、現オンブズマン委員長)、アレクセイ・アルバートフ (元下院議員、現カーネギー・モスクワ・センター主任研究員)、セルゲイ・カラガーノフ (外交・防衛学会会長)、ビクトル・クレメニユク (米加研究所副所長)、セルゲイ・オズノビシチョフ (戦略的評価研究所長)、ビャチェスラフ・ニコノフ (「政治基金」財団所長)、セルゲイ・ストロカン (『コメルサント』紙国際時評委員)。
- ⁴⁹ *RIA Novosti*, 2005. 1. 27 から再引用。
- ⁵⁰ *Russkii Kur’er*, 2005. 2.7.
- ⁵¹ ビタリー・トレチャコフ (元『独立新聞』編集長、現政治評論家) は、のべる。「ライスが、ソ連専門家であることは、ロシアにとって好ましいことではない。もし彼女がラテン・アメリカあるいはアフリカの専門家であってくれたら良かったであろうに。」 “Politologist Assesses Significance of Rice Appointment for Russia, CIS,” *RIA Novosti*, 2005. 1. 22 から再引用。
- ⁵² *Независимая Газета*, No.10, 2004. 11. 15
- ⁵³ 木村、前掲、「9.11 以後の米ロ関係」、20 ページ。

第5章 日本の対米観と日米同盟の拡大

拓殖大学海外事情研究所教授
鈴木 祐二

はじめに

米英豪軍を主体としたイラク戦争(主要な戦闘期間は、2003年3月19日～5月1日)が開始され、その可否すなわちソ連邦なき後の「冷戦後」の国際秩序の在り方をめぐって、米国と欧州側の一部の同盟国との間で不響和音が顕在化した。

2003年3月の時点でイラク戦争に踏み切った米国側の論理は、以下のとおりである。大量破壊兵器(WMD)の開発と拡散を阻止する必要がある。なぜなら、WMD開発を志向する専制国家は国際テロ組織との繋がりを疑われている。そうした国家からWMDがテロリストの手に渡ってしまえば、米国と同盟国に対するテロ攻撃の結果はいつそう深刻なものになる。国際社会の安全保障全体の脅威となりかねない。そうした事態を未然に防止するため、米国は国連憲章第51条によって認められた「自衛権」を「先制的」に発動する。もし国際社会全体の同意が得られなくても、米国がそうする以外にないと判断した場合には軍事力の行使もためらわない。このような「予防を目的とした自衛のための先制行動」の必要が差し迫った状況が、今、イラクにおいて存在する。

こうした観点から実行された米国・ブッシュ政権によるサダム・フセイン政権を転覆するための武力行使＝イラク戦争をめぐって、欧州地域では、同盟国である米国の行動を支持した多くの国家と仏独など一部の反対国の間に分かれ、亀裂が生じた。この亀裂は、21世紀の国際安全保障の在り方をめぐる欧州諸国の対米同盟観の違いを反映しているように思われる。そして、対テロ戦争から引き続きイラク戦争を支持した日本側の対米観と比較すれば、第2次世界大戦後の日米同盟と米欧同盟との相違点が見えてくるであろう

ところで、20世紀後半を特徴づけた国際政治史上の特異な現象であった「冷戦」時代が終焉を迎え、「冷戦後」といわれる時代が始まった。それから10年以上が経過し、21世紀に入ったばかりの2001年9月11日に、米国の東海岸で大規模な同時多発テロが発生した。この「9.11」を契機に、安全保障面では「ポスト冷戦後」という時代に入ってしまった観がある。

「冷戦」時代に、ソ連邦という共通の脅威に対抗する目的で結ばれた日米同盟は、欧州において同様の目的で結成された米欧同盟とともに、ソ連邦なき「冷戦後」に再定義され、その存在意義や役割を変えつつあった。そのなかで突然生じたのが「9.11」という事態であった。そして「ポスト冷戦後」の時代を迎えた2005年の今日においても、「冷戦」時代に米国を中核として結成された2つの同盟はなお存続している。そして、米国との間に結ばれた両同盟の内容は、今日、米国との関係において更なる「変革(Transformation)」を迫られている。

こうした観点から以下、本稿においては、冷戦後の日本の対米観の変遷とトレンドを見る。その中では、「冷戦後」から「ポスト冷戦後」へかけて一貫して進展している「日米同盟の拡大(とくに日本側の軍事的役割の拡大)」が、日米同盟への高い支持率を背景に着々

と進められている理由を分析する。

1. 日米の「同盟」関係

日本側の対米観やそれに基づく政府の対米姿勢を見るときに、日米関係を公式文書の中でどのように表現してきたかという点が、日本の場合にはとくに重要な意味をもつ。

今日でこそ、日米安全保障条約を基調とする日米間の関係を同盟関係と表現することに抵抗はなくなったが、1981年5月8日の鈴木・レーガン共同声明の中で「日米両国間の同盟関係」という文言を始めて書き込んだ際には大きな問題となった。講和条約と同時に日米安全保障条約を締結した時から30年もたったころの話である。「同盟」という言葉の使用は、軍事的協力関係の前進を意味するか否かが問題となり、鈴木総理と見解を異にした当時の外務大臣と外務事務次官の辞任へと発展した。

歴代総理の中では米国との間で安全保障協力関係を深めることに貢献した中曽根総理は、鈴木・レーガン共同声明から1年半たった1983年1月19日付のワシントン・ポスト紙とのインタビューで「日本列島全体を不沈空母のごとくすべきである」と述べたが、同盟関係という表現は用いていない。同盟関係という言葉は、当時の日本国内においては、「政治的に」重い意味をもっていたのである。もちろん、同盟という文言は中曽根・レーガン共同声明でも使われていない。

鈴木・レーガン共同声明から約10年をへて「冷戦後」の時代となった1992年1月9日の宮沢・ブッシュ共同声明(日米グローバル・パートナーシップ東京宣言)に至って、再び「日米同盟関係」という文言が使われたが、日本国内では、日米関係を指して「日米安全保障体制」と呼ぶのが一般的であった。

日米の同盟関係が普通に使われるようになるのは、1996年4月17日に発表された橋本・クリントン「日米安全保障共同宣言—21世紀に向けての同盟」以降である。ここでは、共同宣言の副題に「同盟」とあるうえに、本文中でも繰り返し日米の同盟関係という言葉が使われている。それ以後は、同盟関係という表現が普通に使われるようになったが、当日の共同記者会見で、橋本総理が「同盟」という言葉をいっさい使わず、何度も「日米安保体制」と表現していたのが印象的であった。

2. 近年の対米観の動向と特徴

このような経緯を辿った日米の同盟関係であるが、以下「冷戦後」以降を中心に、近年の対米世論の動向と特徴、言論界の対米論調、政府の対米姿勢、世論の動向と政府の対米姿勢の関係等について分析し、今後の政府の対米姿勢を予想する手がかりとしたい。

3. 日米同盟と米欧同盟：条約文言上の共通点と相違点

日本が米国との関係について表現するうえで慎重であった「同盟」とは、一般的には次

のように解釈されている。すなわち、特定の共通の脅威(仮想敵国)や事態(将来の戦争など)を想定し、他国とその力を結合させることによって、相互にその力を補い合って増大させることを意図したものである。同盟の形態は、その時代の国際関係や同盟国同どうし関係の違いによって多様性が著しいが、冷戦時代の同盟は、共通の脅威や事態に対する安全保障協力(共同防衛)を公式に約する目的で結成されるのが一般的であった。日米安全保障条約に基づく日米同盟も NATO 条約に基づく米欧同盟も、ソ連邦とその同盟国を共通の脅威とし、最悪の事態を想定して締結されたものである。

同じ時期にソ連の側も、1950年に東アジアで中国との間に「ソ中友好同盟相互援助条約」を結んで同盟関係に入った。また、ソ連は欧州で1955年に「ワルシャワ条約」を結んだ。ソ連が冷戦時代に締結した両盟条約は、いずれも、条約正文中に特定の共通の脅威を明記しているのが特徴である。

一方の米国が結んだ同盟条約はどうか。米国は東アジアで、1951年に日米安全保障条約を締結したが、第1条で「アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を……外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる」とし、仮想敵国を明記していない。1960年に改定された現行の日米安保条約でも、第5条で「各締約国は、日本国の施政の下にある領域のいずれか一方に対する武力攻撃」と表現して、ソ連を念頭に置きながらも、それを具体的な仮想敵として明示するのを控えている。欧州における NATO 条約でも、第5条で「締約国は、ヨーロッパ又は北アメリカにおける一又は二以上の締約国に対する武力攻撃を全締約国に対する攻撃とみなすことに同意する」として、ここでも特定の仮想敵を明示していない。

冷戦の最中に結成された日米同盟と米欧同盟が、冷戦後にその存在意義を再確認されて今日まで生き残っている理由を考えると、ソ連側の同盟条約とのこの違いは重要である。

そして、同様に重要なのは、1960年の日米安保条約の前文に見られる次の一節である。すなわち「日本国及びアメリカ合衆国は、両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを切望し」と述べ、条約正文中に日米両国の「価値観の共有」を謳っている。米欧同盟の場合もまた、条約前文で「締約国は、民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配の上に築かれたその国民の自由、共通の遺産及び文明を擁護する決意を有する」と述べ、米欧間の価値観の共有を強調している。

日米同盟と米欧同盟という太平洋と大西洋を挟んだ米国との間の2つの同盟は、ソ連邦なき冷戦後の時代を迎えて、本来の条約区域内外で起こるかもしれない不測の事態への対処を重視する方向で再定義された。冷戦時代の対ソ抑止・対抗型の同盟から不確実性対応型の同盟へと、その存在意義を変えたのである。既存の同盟の役割を再定義して存続させるにあたっては、条約正文中に仮想敵を具体的に明記せず、米国との間で基本的価値観を同じくし、国家体制の政治・経済的共通性を有する国家間の同盟である旨が明言された点が幸いしたのである(2)。ここまでの、日米同盟と米欧同盟の条約正文に表れた共通点である。

そこで、日米同盟と米欧同盟の現状を比較するために、同盟条約の表現をさらに注意深く読むと、文言上に微妙な表現の違いがある。この違いは一見、些細なことのように思われるかも知れないが、実は2つの同盟の在り方の根本的な違いを象徴しているのではなか

ろうか。そうした表現上の相違点生まれたのは、米国を相手とした2つの同盟の出発点に違いがあったためであるが、同時に、ポスト冷戦後の両同盟の在り方にも一定の影を落としており、近年の対米観の違いとなって表れていると考えられるのである。

さて両条約は、共通して「民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配」を共通の価値として強調しているが、米欧同盟では、それに付け加えて「共通の遺産及び文明の擁護」まで書き込んでいる。つまり、米欧間には共通の歴史に基づく遺産と文明の共有があり、それを擁護すべしと書いている。つまり、米国と欧州の同盟諸国間には共通の思考様式や世界観の共有があるとの前提を示しているのである。

ところが、日米間では「両国間に伝統的に存在する平和及び友好の関係」に言及しているにすぎない。日米両国間では、少なくとも同盟条約に署名した時点では「共通の遺産及び文明」に基づく思考様式や世界観の共有まで必要としない関係であった。もし今日でもなお、そうした関係であるならば、日本と米国との間には欧州における仏独の場合と比較して、米国との間で共有すべき思考様式や世界観、すなわちポスト冷戦後の国際秩序の在り方をめぐる深い議論が生まれにくいとしても不思議ではない。

1996年4月に発表された『日米安全保障共同宣言—21世紀へ向けての同盟』は、その結語の部分で「安全保障、政治及び経済という日米関係の三本の柱は全て両国の共有する価値観及び利益に基づいて」として、日米両国の安全保障や政治・経済という現実的な価値観や利益の共有をここでも確認している。しかし、米国と欧州の同盟諸国との間にある「共通の遺産や文明の擁護」といった文言は使われていない。日米同盟の場合には、そこまで深い共通の基盤は有していないということである。

日米間では、そのぶんだけ同盟の運営をめぐる根本的な問題についての相克が生じにくく、それが、ポスト冷戦後においても日本側の対米観に変化が生まれにくい理由のひとつとなっているのかも知れない。

4. 日米同盟の多機能性

米欧同盟は米国を中心とした多国間同盟であり、もともと西欧及び北米という地域的な安全保障をはかる目的で締結された。一方の日米同盟は、米国と日本の二国間同盟であるが、米欧同盟と同様に域外の不確実性・不安定性への対応を重視した同盟へと同盟の性格を変えた。この点については新・旧日米安保条約にある、いわゆる「極東条項」が重要な意味を持っている。

極東条項は、1951年の旧条約第1条で「日本国内及びその付近に配備」される合衆国軍隊は「極東における国際の平和と安全の維持に寄与する」と述べられている。その後1960年に改定された新条約では、条約区域としては第5条で「日本国の施政の下にある領域」としているが、第6条で「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することが許される」ことになっている。

こうした日本本上防衛目的以外での合衆国軍隊による在日米軍基地の使用については、両国政府間で「事前協議」の対象となるが、日米同盟が二国間同盟でありながら、実際にはそれにとどまらず、「冷戦」時代から「冷戦後」をへて「ポスト冷戦後」となった今日ま

で、極東あるいはアジア太平洋における地域的安全保障に寄与する同盟として重要な役割を果たしてきたのである (3)。

しかし、それは、日米両国政府が「物と人との協力」による「非対称的な相互協力」を工夫し(4)、それを実行してきた結果である。日本は、条約締結当時も今日も世界最強の米軍に基地(物)を提供し、在日米軍のプレゼンス(人)を得る結果として、自国の安全保障をはかる。日米同盟の場合には、さらに日本側が「極東における平和及び安全の維持に寄与する」目的のための在日米軍基地の使用を米国側に認めている。つまり日本は、日米安保条約の一方の当事国として、米国のこの地域における軍事的プレゼンスを担保する法的根拠を提供し、在日米軍基地の柔軟な使用を許し、かつ駐留経費の支出等を含めた後方支援を行なうことを通して、間接的ながらアジア太平洋地域全体の安全保障へ寄与している。

冷戦後になり、日米同盟における日本側の軍事的役割は徐々に拡大してきたとはいえ、こうした基本構造は今日においても変わっていない。換言すれば、イラク戦争に際して欧州の仏独などが問題にし非難した「米国による単独行動」が、重要な前提となって成立しているのが日米の同盟関係なのである。この点が、日米同盟と米欧同盟と比較した場合の最も大きな違いだといえる。したがって、日米同盟においては「米国による単独行動」を理由とした不響和音は、もともと生じにくい構造になっているのである。

日本側は「米国の同盟国として相互防衛を行なう集団的自衛権を行使しないぶん、それ以外の負担なら可能な限り引き受けます」という約束で対米同盟を成り立たせている側面がある。それが日米同盟の性格や運用を融通無碍なものとしており、日本の対米観が欧州諸国の一部とは異なる理由の一端ともなっているように思われる。

日米両政府間で冷戦後の同盟の在り方を再確認した公式文書が、1994年4月の「日米安全保障共同宣言—21世紀に向けての同盟」である。そのなかで両首脳は次のように述べている。すなわち「日本と米国の間の堅固な同盟関係は、冷戦の期間中、アジア太平洋地域の平和と安定の確保に役立った」とし、さらに「米国が引き続き軍事的プレゼンスを維持することは、アジア太平洋地域の平和と安定の維持のためにも不可欠であることで意見が一致した」。そして両首脳は「日米間の安全保障面の関係は、この地域における米国の肯定的関与を支える極めて重要な柱の一つとなっているとの認識を共有した」と述べている。つまり、上述したようなアジア太平洋地域全体の安全保障に寄与する日米同盟の性格を再確認しているのである。

ところで、日米同盟の多機能性としては、さらに1950年に米軍を中心に編成された朝鮮国連軍に対する支援任務が挙げられる。日米安保条約締結の大きな契機が朝鮮戦争の勃発にあったことを考えると、日米同盟にこうした側面があるという事実は、北朝鮮にWMDの開発と拡散を対米交渉カードにする金正日政権が存続する限り、今後とも、NATO同盟には見られない重要な意味を持つであろう。

日本は、1954年の「国連軍地位協定」と60年新条約の「吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文」に基づいて「これらの軍隊が日本国の領域から撤退するまでの間」国連憲章第2条が国連加盟国に求める国連の行動に対する援助義務を引き受けることになっている。朝鮮戦争は1953年7月以来、休戦状態のままであり、もし、朝鮮半島において休戦状態が破られ朝鮮戦争が再発し、在日米軍が急遽そこへ出動するという事態になった場合に、朝鮮国連軍としての在日米軍基地の使用もあり得る。こうした事態を考慮すると、

日本による米国を中心とした朝鮮国連軍支援問題というのは、日米同盟にとって切っても切り離せない重要な側面なのである。これから進められる在日米軍再編問題も、その点を十分考慮したものとなるであろう。

アジア太平洋地域に今日も存在する安全保障関連の条約や協定には、以下のようなものがある。米比相互防衛条約(1951)、ANZUS条約(1951)、米韓相互防衛条約(1953)、東南アジア集団防衛条約(1954)、日米安全保障条約(1960)、中朝相互援助友好協力条約(1961)、五カ国防衛取極(1971)、米タイ戦時備蓄に関する協定(1984)、米軍によるシンガポール軍事施設利用拡大に関する了解覚書(1990)、露朝友好善隣協力条約(2000)、露中善隣友好協力条約(2001)。

これらの何れをとっても、日米の同盟関係ほどの多機能性を備えた、融通無碍の関係は存在しない。極言すれば、日米同盟においては、日本政府が憲法で禁じられていると解釈している集団的自衛権を行使しない範囲内である限り、NATO同盟やその他の一般的な同盟関係では成し得ないことを、何でもできるのである。

5. 米国側の対日要請と日本の対応

リチャード・アーミテージ前国務副長官は、1996年4月の「日米安保共同宣言」前後の日米同盟の状況を、日本の外交専門誌への寄稿の中で、以下のように評している(5)。基本的に「政治同盟」であり「駐軍協定」であった日米同盟が、1996年に到って漸く「軍事同盟」として前進する位置に到達した、というのである。同国務副長官の経歴を知ったうえで、1951年以来の日米同盟の実態を考えると、極めて重要な指摘だと思われる。

「昨年サンフランシスコで発表した論文で、私は、日米両国の安全保障関係は基本的に政治同盟であり、駐軍協定だと論じた。(準備不足から)真の軍事同盟として戦わずにすんだのは幸運だったとも述べた。

今日、朝鮮半島および台湾海峡における偶発事の可能性を考慮に入れても、同様の議論を展開することは不可能ではない。しかし、先的首脳会談の成功といわゆる日米物品役務相互提供協定(ACSA)の締結とともに、少なくとも、両国は、今後前進する位置に到達したと言って良いだろう」。

クリントン政権下で、東アジア太平洋問題担当の国防次官補代理として「日米安保共同宣言」の策定作業に関わったカート・キャンベルは、後に『ワシントン・クォーターリー』誌2000年秋号に、次のように書いた(6)。「太平洋を跨ぐ米日同盟は、戦略的怠慢から、この10年間のうちの大半は、両国の官僚機構による一種の自動操縦状態に陥っていた」。米国側官僚機構の対日政策担当者の回想だけに、ソ連邦という共通の脅威を喪失した後の日米同盟の漂流ぶりを「官僚機構による一種の自動操縦(a kind of bureaucratic autopilot)」と形容した点は、1990年代、すなわち「冷戦後」の日米同盟のありようを考えうるうえで重視すべきである。

同様にクリントン政権下で国際安全保障担当国防次官補をつとめたジョセフ・ナイは、『ワシントン・クォーターリー』誌の同じ号で、「合衆国自身が、17世紀から18世紀にかけてのグローバリゼーションの産物である」ことを認めたとうえで、次のように書いている(7)。「日本は、19世紀のグローバリゼーションに自らを開放し、世界の他の地域から知識を吸

収することに成功したアジアで最初の社会」であり、「150年間にわたるグローバリゼーション過程をへても、なお独自の文化を保持しつつ、それに適応することは可能だという教訓を残した」。

これは、日米同盟という文脈では、安全保障政策上の日本独特の状況を打破してグローバリゼーションの波の乗ることが、結果的に日本の利益につながり、そうしても日本の独自性は今後とも失われない。米国がそうであるように——とも読める。

2000年の大統領選挙が終盤に入った10月に、米国の実務家・専門家が超党派でまもなく誕生する新政権に対する対日政策提言書として『米国と日本：成熟したパートナーシップへ向けて』を纏めた(8)。上述の三人は、そのときの主要メンバーで、この政策提言文書は一般に「アーミテージ(・ナイ)レポート」と称される。そして『ワシントン・クォーターリー』誌の政治的性格や影響力を勘案すると、同じ時期の同誌へ寄稿されキャンベルとナイの両論文が、この政策提言文書と無関係とは考えられない。96年に書かれたアーミテージ論文も含めて、今日のブッシュ政権の基本的な対日認識を反映していると見るべきであろう。

この報告書は「序論」にあたる部分で、米国にとってのアジア太平洋地域の重要性や可能性に言及し、そのうえで、朝鮮半島や台湾海峡さらにはインド亜大陸などが、欧州と比較すれば、米国を巻き込みんで核兵器の使用へとエスカレートさせるような安全保障上の危険性を孕んでいる地域と分析している。このような安全保障構造のもとで日米同盟が重要性を増している。その日本はかつての「明治維新」匹敵する変革期を迎えている。したがって「米国にとって、21世紀における日本との同盟関係を維持強化していくための鍵は、日本で現在起きている変化の意味を的確に見越したかたちで、二国間関係を再構築することにある」(9)というのが、この報告書の基本的主張である。

そして結論部分で、こう書いている。すなわち「約150年前に、ペリー提督率いる黒船艦隊が東京湾へ現れて以来、米日関係は善かれ悪しかれ日本とアジアの歴史を形成してきた」(10)。ナイ論文のいう「19世紀の日本が迎えたグローバリゼーション」とは、ペリー艦隊来航が日本の開国を促し明治維新へと導いたという認識で、この結論部分と結びついている。さらに報告書の序論部分にある「明治維新に匹敵する変革期を迎えている日本」という認識は、安全保障面でのさらなるグローバリゼーションへ乗り出すべきだというナイ論文の主張とも一致する。

つまり、米国側は150年に及ぶ日米関係という歴史的観点から日米同盟の再構築を目指しているのである。19世紀半ばのペリー艦隊によって日本の「第一の開国(グローバリゼーション)」が成されたとすれば、第二次世界大戦後の占領期をへて多数国講和条約と日米安保条約を締結し、米国の同盟国として独立する途を選択したことによって「第二の開国」を行なったというのであろう。その時から50年目という節目の年を前にした2000年秋に同盟国・米国から「第三の開国」すなわち安全保障政策面のグローバリゼーションを迫られたというのが、この報告書の読み方ではなかろうか。

さて、そこで米国が日本側に望む安全保障政策面のグローバリゼーションの内容が問題だが、報告書の「安全保障」と「情報」の項には「集団的自衛権の行使」という最大の難問以外に、それを前提としない次のような要請項目が具体的に書かれている(11)。

①危機管理法を含む新ガイドラインの鋭意実行、②米軍と日本側カウンターパートとの

協力強化、③平和維持および人道救援任務への全面的参加、④弾道ミサイル防衛協力の範囲拡大、⑤機密情報を保護する新たな法律へ向けて国民的・政治的支持の確保、⑥情報能力の向上に必要な政策決定プロセスの改善と日本政府内における情報共有体制の確立、⑦情報プロセスにおける国会の関与についての対話。

一方、上述のキャンベル論文では「米日同盟関係を強化し、新世紀へ向けて維持するためになすべきこと」が 10 項目わたって列挙されている(12)。これは日米双方の政策課題として挙げられたものである。すなわち①広範かつ持続的な戦略対話の開始、②米日韓三国間安保協力のための新しい枠組みの検討、③米日中による「ヴァーチャル三国主義」の追求、④安全保障上の新たな脅威に関する作業グループの設置、⑤軍の役割と任務の再検討、⑥軍事調達における協力の再検討、⑦ガイドライン関連法履行の継続、⑧作戦と施設に関する一層の協力、⑨日本における米軍の訓練と手順の見直し、⑩米軍の前方プレゼンスに関する一層の柔軟性の追求、である。これらは何れも、日本による集団的自衛権の行使をとまわなくても可能な範囲内での要請である。

6. 日米同盟の拡大

日米同盟の拡大とは、日本側の役割拡大であり、なかでも日本側の軍事的役割の拡大が重要な意味をもっている。以下「冷戦期」「冷戦後」「ポスト冷戦後」に分けて、安全保障の軍事的側面である日本の防衛政策の推移を見ると、以下のようになっている。

まず「冷戦期」には、日米安保条約(1951.9/60.1)、国防の基本方針(1957.5)、防衛力整備計画(1958.4～)、防衛計画の大綱(1976.10)、日米防衛協力の指針(1978.11)であった。いずれも、安保条約第5条の想定している日本有事への対処を考えたものであった。

「冷戦後」の時代となった 1990 年代には、湾岸戦争終結後の海自掃海艇ペルシャ湾派遣(1991.4)、国際平和協力法(1992.8)、新・大綱(1995.11)、日米安保共同宣言(1996.4)、物品役務相互援助協定(1996.4/98.4)、新・指針(1997.9)、周辺事態安全確保法(1999.8)となり、極東有事を想定したものへと拡大した。

そして「9.11」後の「ポスト冷戦後」となってからは、テロ対策特別措置法(2001.11)、海自補給艦のインド洋派遣(2001.11)、武力攻撃事態対処関連 3 法(2003.6)、イラク人道復興支援特別措置法(2003.7)、陸自(地上軍)のイラク派遣(2003.12)、有事対処法制関連 7 法 3 条約(2004.6)、多国籍軍への自衛隊参加(2004.10)、大綱の再改定(2004/12)へと進展し、部分的にはあるが、日米同盟を念頭においた地球的規模の協力が行なえるまでになった。

このように列挙してみると、「冷戦後」となった 1990 年代以降の日米同盟における日本側の役割拡大は、それ以前の「冷戦期」に比較すると、その変化の大きさや内容はまさに隔世の感がある。こうした日本側の軍事的役割の拡大と同盟相手国である米国の対外行動に対する日本の支持は、日本に対して米英関係に近づくような「成熟した同盟関係」求めた内容の米国のアーミテージ報告が目指す発展・拡大という方向に進んでいる方針に沿って進んでいることは間違いない。

7. 日米の戦略的対話

ところで、上記アーミテージ報告の作成に関与した複数の関係者が認めているとおり、この政策提言を行なうにあたって交わされた議論では「実際の主役は中国」であり、その「中国を効果的にけん制し、米国の国益に合う形で国際社会に組み入れていくため、アジア諸国に脅威を与えない範囲で、いかに日米同盟を強化していくか」が中心的な議題になったという(13)。つまり、米国にとって、ソ連崩壊後の21世紀に頭を擡げてくる恐れのある中国と、これから先どう向き合うのかは、日米の同盟関係を再構築するうえでの最重要課題なのである。

2001年3月19日、訪米中の銭副首相(当時)の前で、ブッシュ大統領と森喜郎首相の間で日米首脳会談が行なわれた。米中間では、この日をブッシュ・銭会談実施の方向で調整中であったが、結局、ブッシュ政権の判断で初の日米首脳会談が実現する運びとなったのである。これは、米国新政権のアジア太平洋政策を印象づけるうえで重要な決定であった。当時のブッシュ新政権にとっては、中国を差し置いてこの時期に日米首脳会談を実現させたという事実が、中国側に対するメッセージとして重要だったのであろう。

首脳会談後の日米共同声明では「両首脳は、日米同盟関係はアジア太平洋地域の平和と安定の礎であることに留意した。両首脳は、米国のプレゼンスが地域の安定にとって引き続き不可欠であることに意見の一致をみ、同盟関係に一層の強化に共に取り組むことを約束した」と述べ、アジア太平洋地域における不確実性ゆえに「緊密な二国間の協力が必要なこと」「日米同盟関係が安定を促進するために、また、生じることのある新たな諸課題に対応するために、何が最良の方法かを定義するうえで戦略的対話が重要な一步になることにつき意見の一致をみた」(14)として、滞米中の銭副首相の目の前で、日米同盟強化の方針や日米間の戦略的対話の重要性を強調したのである。

2005年1月19日の日米安全保障協議委員会(2+2)における「共通の戦略目標」文書発表に見られるとおり、ブッシュ政権においても、こうした基調に変化はない。これから作成される予定になっている新「日米安保共同宣言」では、日米同盟の枠組みでの対中国政策が重要な意味をもつであろう。

-
- (1) 山本吉宣「冷戦後の新しい安全保障」『新防衛論集』第23巻第4号(1996年3月)17頁。
 - (2) 佐瀬昌盛「NATOはなぜ発展・拡大するのか」(2002年8月)30-32頁。
 - (3) こうした観点から書かれた代表的論文としては、渡邊昭夫「日米同盟の五〇年の軌跡と二一世紀への展望」『国際問題』第490号(2001年1月)26-41頁がある。
 - (4) 坂元一哉『日米同盟の絆』(有斐閣、2000年)233-283頁。
 - (5) リチャード・アーミテージ「日米安保関係の近代化」『外交フォーラム臨時増刊 日本の安全保障』第94号(1996年6月)48頁。
 - (6) Kurt M. Campbell, "Emerging the U.S.-Japan Security Partnership," *Washington Quarterly*, Vol.23, No.4, Autumn 2000, p.125.
 - (7) Joseph S. Nye Jr., "Asia's First Globalizer," *Ibid.*, pp.121-122.
 - (8) Institute for National Strategic Studies, *The United States and Japan: Toward a*

Mature Partnership (Washington, D.C.: National Defense University, 2000). 日本語訳は『海外事情』第43巻2号(2001年2月)75-87頁に全文訳を掲載。

(9) *Ibid.*, p.1.

(10) *Ibid.*, p.7.

(11) *Ibid.*, pp.4-5.

(12) Cambell, *op.cit.*, pp.129-134.

(13) 『読売新聞』2000年12月16日(朝刊)7面。

(14) *Joint Statement by President George W. Bush and Prime Minister Yoshiro Mori*, March 19, 2001 (<http://www.whitehouse.gov/news/release/2001/03/20010319-6.html>)

第6章 政策提言 日米安保体制をどう強化するか

拓殖大学海外事情研究所教授

佐瀬 昌盛

はじめに

日米安保体制はしばしば、「史上最も成功した2国間同盟」と呼ばれている。米国が西欧諸国との間に築いた北大西洋同盟——NATO——は、「史上最も成功した同盟」と呼ばれる。ともに理由のないことではない。元来が冷戦対処用として構築されたこの2つの同盟は、事実上の仮想敵であったソ連⁽¹⁾に対してまったく武力行使に出ることなくして、冷戦に勝利したからである。しかも、冷戦終結後には両同盟のいずれの加盟国政府も同盟の解消を言い出さなかった。1989/90年の冷戦終結後も両同盟が存続することは、加盟国間でほとんど自明視されているし、また、今日の周辺世界には両同盟をそれぞれ「国際公共財」と見なす声が少なくない。

本研究が日米同盟の強化を望ましいとする基本的立場から、NATOとの比較に重きを置くのは、2つの理由からである。第1には、「成功例」を1つではなく、2つ観察することによって、成功の秘訣がよりよく理解できるということがある。ただし、冷戦時代の両同盟の比較は、学術研究的には興味あるテーマであるものの、今日の政策提言の見地からはやや切実性に欠ける。しかもNATOは今日なお健在ではあるとはいえ、安全保障環境の変化によって大きな脱皮の時期を迎えている。そこで比較の重点は、「今日のNATO」、つまりは「今日の米欧関係」を——ロシアをも含めて——欧州主要国がどう見ているかと、それに「今日の日米関係」はどうであるかとの対置に求められている。

第2には、日米、米欧の両同盟はともに「成功例」ではあるにしても、両同盟には当初からの構造上の重要な差異があったし、また、時代の変遷からくる安保環境の異質性の昂進という事情もあった。だが、この「違い」の側面は従来、わが国においてあまり議論されることがなく、ひとり日米安保体制のみが観察対象であり、論議の対象であった。この方法では、日米安保体制の特性を把握するには十分でない。同盟として同じく「成功例」ではあるが、構造および試練を異にするNATOという比較例を並べてみることによって、日米安保体制の特性の把握はより深まるであろう。

以下、そのような方法論および問題意識に立って、12項目の政策提言を行なう。

1. 今日の日米安保体制の役割を明確に認識せよ

1960年に締結された日米安保条約は事実上ソ連を仮想敵とした同盟条約であった。ソ連は中国との間に1950年締結の「ソ中友好同盟相互援助条約」をもち、また、北朝鮮との間に1961年締結の「ソ朝同盟条約」をもっていたので、中朝両国は日米安保体制にとり副次的な関心対象ではあった。これには、1961年に「中朝同盟条約」が結ばれたことも影響していた。ただ、1960年代前半にはソ中蜜月関係が失われていることが判明し、60年代末のソ中国境紛争を経て中ソ対立が激化すると、事情は複雑化した。北京がソ連を厳しく論難するあまり、日米安保体制を是認する場面が少なくなかった。しかし、対日侵攻能

方の見地からすると、それを保有していると判断されたのはソ連のみであったので、冷戦が終わるまではソ連が日米安保体制の事実上の仮想敵であるという事情は、大きくは変わらなかった。

日米安保体制の趣旨は、これを日本側から見る場合、第一義的には日本の領域を日米共同で防衛することにあつた。ただ、米国の立場からすると当初から、「極東における国際的平和及び安全の維持」は日本領域の防衛に劣らぬ、日米安保体制の果たすべきもう一つの役割であつた。それは、条約第 6 条（いわゆる極東条項）に明かである。日本政府は、極東条項をめぐる国内での論争にもかかわらず、この米国の関心に同意を示してきた。ただし、専守防衛論を掲げるようになった日本としては、「日本領域外」での安保行動をとるは、いわゆる「シーレーン防衛」論を別としては、論外であつた。

冷戦終結およびソ連の消滅で、日米安保体制は、仮想敵ソ連の対日侵攻に対して日米共同で日本を防御するという役割から開放された。やがて、冷戦期には日米安保体制の副次的な関心対象であつた北朝鮮および中国が、いわば本格的な関心対象へと変容してゆく。だが、この問題は後述するところに譲る。いずれにせよ、冷戦が終わつたとは言つても、日米共同による日本領域の防御という日米安保体制の抽象的役割は、その重要性をいささかも減じていない。この点は、NATO の場合とは著しく異なる。

冷戦期の NATO の場合には、冷戦期の日米安保体制にとっての中国、北朝鮮といったような副次的な関心対象が存在しなかつた。ソ連およびソ連を盟主とするワルシャワ条約機構が、NATO 領域防御の唯一の関心対象であつた。したがって、ソ連もワルシャワ条約機構も消滅し、それのみか、旧ワルシャワ条約諸国の多くが NATO 加盟国となつた今日では、かつての NATO の役割、すなわち東方からの脅威に対して欧州同盟国の領域を米欧で共同防衛するという昔日の役割は、ほとんど有名無実化した。ただ、NATO に新加盟したバルト諸国などがロシアを脅威視する性癖をもち続けていることに加え、NATO 全体としても将来にどのような安保環境の変化があるかを確定的には断定できないという事情があるため、NATO は北大西洋条約第 5 条に規定されている同盟領域の共同防衛という方針を抽象的には取り下げていない。だが、今日、同盟領域の共同防衛という問題の切実さは大幅に後退した。

では、今日の NATO は何をみずからの役割としているか。一言に約せば、「同盟領域外」任務、NATO 用語で言う、「out of area」任務、あるいは「非 5 条任務」がそれである。すなわち、仮想敵の消滅により同盟領域は安全になつたが、「領域外」には依然として危険が充満している。それが危機化する際に NATO はその「領域外危機」に対処し、その管理に当たる。これが「同盟領域外」任務である。この新しい任務は、北大西洋条約中にはなんら規定されていない。反面、「領域外任務」を禁じる規定もない。ために NATO は冷戦終結直後の 1991 年 11 月にローマ・サミットで採択した「新しい戦略概念」文書でこの「領域外任務」重視の方針を打ち出し、さらに 1999 年 4 月のワシントン・サミットで改めて「戦略概念」文書を採択、「領域外任務」が新しい NATO の事実上の主任務である旨を明らかにした⁽²⁾。1990 年中期のボスニア・ヘルツェゴヴィナ紛争での危機対処、1999 年のバルカン・コソヴォ危機でのベオグラード空爆作戦、2001 年 9.11 以後の対国際テロ軍事作戦参加、イラク戦争後のイラク国軍、治安部隊の養成・訓練の引き受け、さらには 2005 年 6 月になって開始されたアフリカ・ダルフル危機での後方任務の担当などは、いずれ

も「領域外活動」である。しかも、その活動の展開場所は、初期の「NATO 領域外欧州」から「欧州外の領域外地域」へと拡大してきた。

この面では、日米安保体制の現状はどうであるか。NATO の「新戦略概念」に比較すると時期はかなりずれたが、それでも 1996 年 4 月、日米両国首脳は「日米安全保障共同宣言——21 世紀に向けての同盟——」を発表した。日米安保条約と北大西洋条約には次項で眺めるような構造上の違いがあるため、NATO 場合のような「領域外任務」の重視といった新しい傾向がそのまま日米同盟体制にも妥当するわけではない。にもかかわらず、同「共同宣言」には NATO の場合と同方向への関心が働いていることが明瞭であった。と言うのも、同「共同宣言」は「日米安全保障条約」の意義を強調する一方で、重要な安保条約用語であったはずの「極東」という表現を一度も用いず、代わって「アジア太平洋地域」という表現を頻用したからである。

「アジア太平洋地域」が「極東」よりは広い地域概念であることは誰の目にも明白である。ゆえに、今日の日米安保体制の意義を記述するに当って用語がこのようにより広域の地域名称に切り換えられたことは、文言に関して見るだけでも両国の安保関心が「アジア太平洋地域の平和と安全の確保」にまで拡大されたことを示していたと言える。これは、NATO の関心が「同盟領域」から「同盟領域外」へと広がったのと同方向の現象だと見ることができる。

これをもって日米安保の役割は、従来はそれが日本の防衛に加えて「極東における国際の平和及び安全の維持」（日米安保条約第 6 条）にあったところから、「日米安保共同宣言」以後は、「日本の防衛及びアジア太平洋地域の平和と安定」へと拡大されたと見るべきであろう。少なくとも「共同宣言」中に引用されているクリントン米大統領の文言からは、そう解釈するのが正しい。なぜならば、「米大統領は、日本の防衛及びアジア太平洋地域の平和と安定に対する米国のコミットメントを強調した」と記述されているからである。日米安保条約第 6 条で、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」、日本による米国への基地許与が謳われたのと比較すれば、すでに 1990 年代中期において米国が日米安保体制にどのような新しい役割を期待するようになっていたかは、一目瞭然であろう。

米国のそのような新しい関心を承知のうえで、わが国の指導者は「日米安全保障共同宣言」に同意したのである。問題は、このような今日の日米安保体制の役割が、わが国において明確に認識されているか否かである。

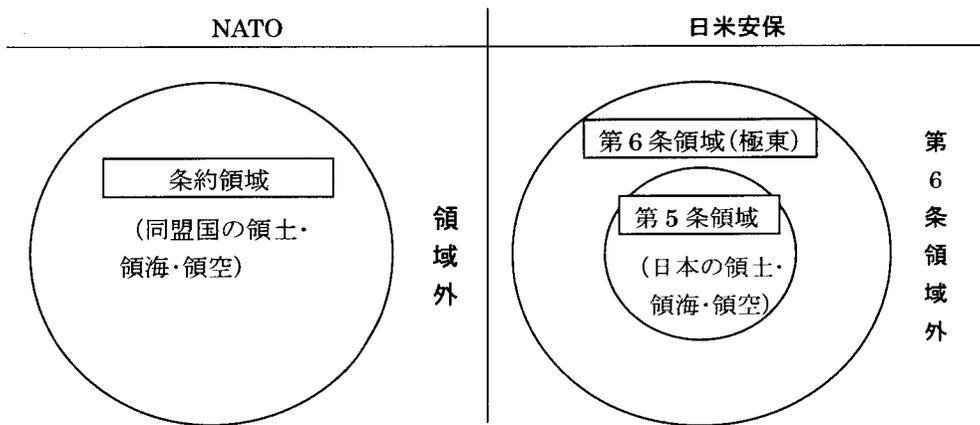
2. 日米安保条約の独特の「領域」構造を再認識せよ

周知のように、日米安保条約には「日本」（正確には、第 5 条にいう「日本国の施政の下にある領域」と「極東」（前文第 5 段、第 4 条、第 6 条、ただし、最重要なのは「極東条項」と呼ばれる第 6 条）という 2 種の領域ないし地域名称が出てくる。わが国では日米安保条約にしか目が向かないため、このことが特別に注目されることはまずない。しかし、これは、NATO 条約のみならず、先に言及した共産諸国間の同盟条約を含め冷戦期に締結された同盟条約数と比較して、注目すべき特殊例なのである。その特殊さを改めて認識することは、日米関係強化を目指すうえできわめて重要な意味をもつ。ここでは、NATO 条

約との比較のみを示す。

NATO 条約では、第 5 条で条約締結国の共同防衛が謳われ、第 6 条でこの共同防衛規定の対象領域が示されている。NATO の場合、加盟国が大西洋両岸にわたるため、条約対象領域についての第 6 条の規定はかなり煩わしいものとなっているが、簡略化して言えばすべての加盟国の領土、領海、領空が同盟の共同防衛対象領域（同盟領域）をなすということである。これ以外の領域概念は、NATO 条約には登場しない。換言すると、「同盟領域」以外はすべて「領域外」なのである。これは、「日本」を日米共同の「防衛対象領域」とし、「極東」を両国の安保政策上の「共通の関心」領域とする日米安保条約の複雑な構造とは違う。これを概念図で示すと、つぎのとおり。

NATO 条約と日米安保条約の「領域」概念比較



NATO においては「条約領域」と「領域外」の単純 2 分法が可能であるが、日米安保条約においてはこのような 2 重の同心円構造があるため、「同盟領域」と「領域外」という 2 分法思考がほとんど働かなかつた。さらに言えば、第 5 条領域は日本にとって自衛権領域であり、「専守防衛」領域であるが、第 6 条領域である「極東」はすでに「自衛権領域外」、かつ「専守防衛」領域外であった。ただし、繰り返すが極東は、日米両国が「共通の関心を有する」領域であるから、日本にとっても決して「無関心領域」ではなかつた。だから、日米安保条約について異論なく「領域外」と呼べるのは上記概念図中の「第 6 条領域外」、つまり「極東」より外側の地域であるが、この「第 6 条領域外」は長年、わが国の防衛・安全保障論議の視界内に入つてこなかつた。

しかし、1999 年の「周辺事態安全確保法」によって事情はやや変化した。同法は前掲の「日米安保共同宣言」に基づいて 99 年 9 月に日米間で合意をみた「日米防衛協力のための指針」を踏まえて制定されたものであるが、ここで「周辺」ないしは「日本周辺地域」という表現が登場したからである。ただ、「周辺」が具体的にどのような地理的範囲を指すのかは明らかではない。筆者の判断では、それは意図的にそうされたのであろう。上記の 99 年指針では、「周辺事態」の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したもの

と説明されたし、制定された「周辺事態法」では、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」というふうに、抽象的説明に終始しているからである。ただし1点、明確なのは、それが「日本領域外」であることである。

とすれば、それは、日米安保条約にいう「極東」（「フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であって、韓国及び台湾地域もこれに含まれる」と）とどういう関係に立つか。

(イ)「極東」より広域にわたるのか、(ロ)「極東」の範囲と一致するのか、(ハ)「極東」の範囲よりも狭いのか。様々な議論があったが、結論はいまひとつはっきりしない。ただ、本稿筆者の見解では、(ロ)だと、「極東」でなく「周辺」と別表現をとる意味がない。(ハ)だと、日本安保体制を従来以上に複雑な3重の同心円構造にしてしまう。なぜなら、「極東」>「周辺」>「日本」となるからである。その地理的範囲の明確化は敢えて避けてあるものの、実際に想定されているのは、(イ)と(ロ)の双方にまたがる範囲だと見るべきであろう。(ロ)、(ハ)では「周辺」という新しい表現を導入する意味がほとんど認められない以上、それが(イ)をも含むと見るのが最も妥当であろう。

この想定に立てば、日米安保体制に「周辺事態」概念が導入され、わが国で「周辺事態法」が制定されたこと自体は、ポスト冷戦期のNATOが「同盟領域防衛」から「領域外」の不安定や危機の重視へと傾斜していったのと、一脉相通するものがある。少なくともわが国の安保関心がより外向きになったからである。違いはと言えば、「周辺事態法」が「周辺事態対処」を「国防」の見地（「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれ」）からして必要だと見ているのに対し、NATOの場合は「同盟領域防衛」との関連性を必ずしも強調していない点にある。

いずれにせよわが国では、日米安保条約にはNATO条約とは違う独特の、かつより複雑な「領域」構造があることが従来以上に明確に認識されるべきであり、同時に、にも拘らず今日の両同盟には「同盟領域外」活動の重視に向かう同種のベクトルが、一定のタイム・ラグを伴いながらも働いているという事実が明確に理解されるべきである。

3. わが国にとっての「新しい脅威」の2義を識別せよ

冷戦期の日本にとり重圧となっていた「ソ連の脅威」はほぼ消滅した。ロシアの軍事力がわが国の防衛安保政策にとり全く観察対象外となったわけではないが、今日ではむしろ日露防衛交流の緊密化に注目が集まる時代となっている。他方、「ソ連の脅威」に代わって、「新しい脅威」がわが国の安全保障にとっての重大関心事となっている。また、「新しい脅威」論はわが国だけではなく、米国、欧州(EU)でも花盛りの観を呈している。では、「新しい脅威」とは何か。

実はこの問題でもわが国は、他の先進主要国とはかなり違う独特の答を出さなければならぬ。なぜなら、先述したように、冷戦期の「ソ連の脅威」は消滅したものの、わが国の安全政策にとっては冷戦期を通じて副次的関心事であった朝鮮半島および台湾海峡での緊張構造が今日なお存続しているうえ、そこに発する脅威が新しい関心の的となっているからである。欧州ではそうではない。欧州には東西両軍事同盟の対峙という以外の軍事的緊張構造がなかった。ゆえに、それが消滅した今日、そこに発していた伝統的脅威も姿を

消したからである。その結果、欧州（EU）の「新しい脅威」論は、もっぱらポスト冷戦期に、いやより近年に脚光を浴びるようになった「新顔」の脅威を対象としている。この「新顔」の脅威の説明は、すぐ後に続く。

わが国にとっての「新しい脅威」には、つぎの2義がある。すなわち、1) その緊張構造の起源は冷戦初期にまで遡るが、そこに発する脅威が今日では「更新」されているもの。これを「更新された脅威」(renewed threat) と呼ぶことにする。具体的に言えば、(イ) わが国に到達するミサイル能力をもち、かつ核の保有に到達したか、核保有直前の段階にあると見られる北朝鮮に発する軍事的脅威、および(ロ) 核ミサイル戦力と海軍力の増強が顕著で、かつ台湾独立阻止のための武力行使の可能性を否定せず、同時に軍事力を背景として海洋資源獲得、海洋権益確保に乗り出してきた中国の動向、がその一つである。これらの脅威の主体、すなわち脅威源は北朝鮮および中国である。ゆえにそれは国家主体を脅威源とする。国家主体が脅威源となっているというのは、国連の集団安全保障システムや国連憲章第 51 条の自衛権の枠組みにおいて想定されてきたところに合致するのであって、その限りで新しいとは言えない。だが、今日そこに発している上記 2 種の脅威の性格についてみると、15 年前には考察の対象とはなっていなかった。

わが国にとっての「新しい脅威」の第 2 分類としては、2) 「新顔」(new face) の脅威と呼ばれるべきタイプの脅威が挙げられる。これは、従来はその脅威性が認識されていなかったか、あるいはその認識が弱かったが、近年——冷戦終結以後——になってその脅威性が強く認識されるに至った、いわば新参の脅威である。どのようなものをこの「新顔の脅威」に含めるかについては、論者によって差がある。また、「新しい脅威」論が盛行している日本、米国、欧州の間でも必ずしも一致があるわけではない。

だが、それらを概観すると、「新顔」の脅威としての 2 種を指摘することができる。すなわち、(イ) 多くの論者が異論なく挙げているものとして、国際テロリズム、大量破壊兵器(WMD)の拡散、なかでも特に核の「闇」拡散、小型兵器(小火器)野放しの広域化、失敗国家の増加とその惨状化の進行、組織犯罪の国際的広域化・深刻化、など。他方、別の識論として、(ロ) 地球温暖化、先進・準先進世界それぞれの人口問題(前者では高齢化、少子化による人口逆ピラミッド・後者では飢餓との相関)、AIDS、SARS 等の新型疫病蔓延、などの脅威性を説く見解がある。この(ロ)は、近年台頭の著しい「人間の安全保障」論者によって強調される「新しい脅威」である。

しかし、本稿ではこの(ロ)を論究対象としない。その種の問題の脅威性が軽視されてよいわけではないが、その脅威の発現形態は、本稿で扱う他の「更新」「新顔」の脅威のそれが激発的であるのとは異なり、長期疾患的であるからである。また、既述の各種「新しい脅威」の発現は直接的に「紛争」(多くの場合、「武力紛争」)に繋がるが、(ロ)の「人間の安全保障」論的な脅威は、直接的に「紛争」形態をとらない。ゆえに、この差異を無視して十把一からげに議論すると、焦点がぼけることになりかねない。

欧州でも盛んな「新しい脅威」論は、もっぱら「新顔」の脅威を対象としている⁽³⁾。これは、今日の欧州に朝鮮半島問題や中台緊張関係といったタイプの、冷戦に起因する緊張源が消滅していて、「更新」された脅威を論じる必要が存在しない以上、当然の成り行きである。だが、事情の違うわが国の防衛政策の見地からは、「新しい脅威」の中でも「更新された脅威」の重要性が特に強調されなければならない。と言うのに、わが国では対処・対策

の実務面ではともかく、認識面では「有識者」の間でも不徹底に終始しているとのうらみが残る。一例を挙げると、小泉総理への諮問のために設置された『安全保障と防衛力に関する懇談会』の『報告書——未来への安全保障・防衛力ビジョン』（2004年10月、以下『防衛懇』報告と略称）がそれである。

無論、同報告書は「新たな脅威」にも、北朝鮮の核問題、台湾海峡を挟んでの軍事衝突の可能性にも言及している。しかし、散在するいくつもの記述から国際テロリズム、大量破壊兵器拡散などが「新たな脅威」と見なされていることは読み取れるものの、「新たな脅威」なる概念の明確な説明はない。北朝鮮の核開発、ミサイル保有や中国の核・海洋戦力の増強、つまり本稿で言う「更新された脅威」が「新たな脅威」として捉えられていないことは、ほぼ確かである。なぜなら、そこにみられる記述、すなわち日本防衛の見地からは「伝統的脅威の復活の可能性」にも備える必要があるとか（『防衛懇』報告書、12ページ、下線は引用者）、日本周辺地域では「国家間紛争に起因する伝統的な脅威は消滅していない」（同上、23ページ、下線は引用者）とかの記述が見られるからである。用語のうえで強調されているのは、むしろ「伝統」性の方なのである。

思うに、『防衛懇』報告書が北朝鮮や中国からの「更新された脅威」を「伝統的な脅威」と見る習性を残しているのは、その脅威主体が「国家」であるとの認識にこだわっているからであろう。他面、同報告書は国際テロ等の「新たな脅威」の主体がおおむね「非国家主体」であり、「非国家主体」に発する脅威が「非対称脅威」であることに言及している。この面の指摘は正しい。しかし、その影響であろうが、「国家主体」に発する脅威を「伝統的脅威」と呼んでしまうのは、「新たな安全保障戦略」を提言する文書としては、適切だとは言えない。

「非国家主体」に発する「新たな脅威」の議論は国際的に盛んであるが、同時にその際に看過されてはならないのは、つぎのポイントである。すなわち、国際テロ組織のような「非国家主体」が特に危険視されるのは、それが核をはじめとする大量破壊兵器を保有した場合、抑止が効かない存在だと判断されているからである。では、「国家主体」であっても、それがいわゆる「無法国家」もしくは「ならず者国家」(rogue state) の場合はどうか。「無法国家」が大量破壊兵器を保有するに至った場合、抑止が効くと見るのは無邪気すぎよう。だからこそ、ブッシュ米政権は2002年9月の「国家安全保障戦略」で、「無法国家やテロリスト」をくどいほど一括扱いし、両者をともに抑止の効かない「敵」、したがって米国による「先制的行動」の対象として扱ったのであった(4)。

EUの「欧州安全保障戦略」(2003年12月)でも事情は似ている。このEU文書も、その最終版に至るまでの起草過程で、「国際社会の枠の外にその身を置いてきた」一連の国家、すなわち「ならず者国家」に言及し、その種の国家主体が核保有する事態を言外に想定して、抑止不能な相手に対する「先制的関与」の必要を認めようとした。ただし、同文書は多数国間の妥協を必要としたため、最終版ではこの点に関して歯切れの悪い結論に落ち着いた(5)。しかし、欧州側文書においても、国家主体といえども「ならず者国家」に対しては、抑止不能な、危険な「非国家主体」に対するのと類似の対応の要があるとの議論が有力であったことは、看過されてはならない。つまり、敢えて極言すれば、国家主体とは言っても、「ならず者国家」ないしは「無法国家」の場合、その行動様式は「伝統的」というより「非対称的」な方向へと傾斜している、と判断されているのである。

米欧でのこのような議論は、「国家主体」「非国家主体」の別のみを根拠として、前者に発する脅威を——「更新」の有無とは無関係に——「伝統的」と概括し、後者に発する脅威のみを「新たな脅威」と捉えた『防衛懇』報告とは、大いに趣きを異にしている。『防衛懇』報告は「有識者」の見解の集約だとはいわれているものの、さまざまな情報を合わせ勘案すると、政府の望んだ方向を「有識者」がオーソライズしたものだとは判断される。わが国の分析が米欧のそれと一致する必要はないが、上述のような欠陥ぶくみの認識は是正されるのが望ましい。そのあかつきには、対処、対応の面はさて措くとして、「新しい脅威」の分析、認識の面ではおのずから米欧のそれに接近することになろう。

4. 自衛隊任務の「複線化」に適切対処せよ

「更新」「新顔」の2義をもつ「新しい脅威」の時代のわが国の安全保障とは、そのための重要手段である自衛隊を2様に活用する必要が生まれていることを意味する。冷戦初期からの緊張構造に発する「更新された脅威」に対しては、自衛隊は直接に「国防」の任務に当たる。他方、「新顔」の脅威は世界中を動き回る国際テロ組織や海外の「失敗国家」に発するから、この面での自衛隊の安全保障活動は主として「海外」を舞台とする。これを「海外任務」と呼ぼう。

周知のように自衛隊は長年、「専守防衛」と特徴づけられた「国防」任務に専念してきた。しかし、ポスト冷戦期の到来と時期を同じくして発生した1990年8月の湾岸危機、やがて湾岸戦争を転換点として、否応なしに「海外任務」にも従事せざるを得なくなった。91年春の海上自衛隊掃海部隊のペルシャ湾派遣がその始まりであった。このときの派遣の法的根拠は自衛隊法第100条中の「雑則」任務中に求められ、文字どおりの応急対応であったが、やがて「国際平和協力法」（1992年）、「国際緊急援助隊法」（1992年）、「テロ対策特措法」（2001年10月）、「イラク人道復興支援特措法」（2003年7月）等の立法措置がとられ、それらに基づく自衛隊の海外派遣は切れ目なく行なわれる時代を迎えた。

かつての「国防」専念時代の「単線型」とは違って、いまや自衛隊は「国防」と「海外任務」の「複線」任務に就くことになった。しかし、自衛隊法第100条の枠組みの下では、「海外任務」は法的には「自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度」において実施される業務にすぎなかった。「テロ対策」「イラク」の両特措法による自衛隊の「海外任務」も、いわば「特措法」任務にすぎず、自衛隊の「主たる任務」（自衛隊法第3条）、あるいは「本来任務」ではなかった。しかし、「海外任務」が頻繁化し、かつ、わが国の安全保障政策上の重要任務であることが痛感されるようになると、それを「本来任務化」すべきであるとの声が政府与党関係者間で高まったのは、自然の理である。残念ながら、本稿執筆の段階ではそれを「本来任務」とする法律改正はまだ実現していない。早期にその実現を図るべきである。そのことが、先述した「Ⅱ. 日米安保条約の独特の『領域』構造を再認識せよ」とも関連して、今日のわが国の防衛安全保障政策がかつての「専守防衛」専念の内向き状態から脱却しつつある事実を、米国に納得させる重要な契機となるであろう。

自衛隊の活動が「国防」専念の「単線型」から「国防」と「海外任務」という「複線化」へと広がりつつある事実との関連で、なお2点、指摘しなければならない問題がある。その第1は、「海外任務」が「国防」任務と並んで「本来任務」として位置づけられること

自体は望ましいが、にも拘らず両任務にはおのずから優先・劣後の関係があるという点である。わが国の近くに冷戦の初期に由来する2つの緊張構造（朝鮮半島、台湾海峡）が存続するかぎり、「国防」は自衛隊が片時も忘れることのできない任務である。「国防」は選択の余地のない任務である。「国防」任務が全うされなくしては、「海外任務」に従事することは不可能である。また、「海外任務」はすべて引き受けるのがよいというものではなく、国益の観点からの選択が重要である。この点は、今日のわが国では指摘されることが少ないので、特に釘を差しておく必要がある。

指摘すべき第2の点は、自衛隊の任務が従来の「単線型」から「複線化」しつつあるとは言っても、自衛権についての今日の政府解釈、すなわち、憲法上、わが国が行使できるのは「個別的自衛権のみ」で、「集団的自衛権の行使は不可」との解釈が継続される限りは、その「複線」は「単線」時代と同様、個別的自衛権の行使のみが可という「モノレール方式」であるという事情である。「単線」でさえモノレールではなく「2本レール」方式をとるのが国際的常識であるのに、「複線」をそれぞれモノレール運転するというのは、世界に類例がない。この特殊性を「日本国憲法」によって説明することは、米国はもとより、「海外任務」で日本の自衛隊と肩を並べて活動する他国軍隊の目には、日本の独善と映りやすく、いずれは摩擦を生じる原因となりかねない。その萌芽は、イラク・サマワで自衛隊を守る責任を引き受ける一方で、自衛隊からは同等の見返りを期待できないことを知ったオランダ軍、英国軍、オーストラリア軍の間にすでに兆している。

ただし、集団的自衛権問題は、他のいかなる国との関係の場合よりも米国との関係において最も重要な意味を帯びる。ゆえに、後にそれを論じるための1項を別に設ける。

5. 日米同盟協力の強化を目指し、認識ギャップの回避に努めよ

「新しい脅威」の2相、すなわち「更新」された脅威、「新顔」の脅威の双方について、わが国の「複線型」対応能力が増幅されなければならない。歴史的理由からしても、また合理性の見地からしてもその最も妥当な道は、長い試練に耐えた日米同盟協力の強化である。その際、わが国の立場から具体的に求められるのは、「更新」された脅威との関係では米国による核の傘と攻撃力の保証、また、「新顔」の脅威との関係では米軍の戦略情報能力や戦略輸送（とくに空輸）能力による支援であり、これらの分野では自衛隊が米軍の運用面にまで踏み込めるような日米協力を進めるのが適切である。

ただし、日米の安保関心領域と安保関心対象に大きな差があり得ることには、常時留意する必要がある。たとえば、わが国にとっては特大に映る北朝鮮の核の脅威が、他地域の情勢との関連で米国にとっては数ある「新しい脅威」の一つとしか見なされない可能性もある。また、対中国についても、米国にとっては中国の大陸間核能力の推移は日本の場合よりも敏感な反応を生む問題であるが、極東水域での海軍力を背景とする中国の海底資源確保行動については日本の方がより重大視するなど、日米間で脅威認識に若干の差が生まれる可能性がある。

両国間のこの種の脅威認識のギャップが同盟協力を齟齬をきたすことのないよう、平素から日米間で不断に戦略協議に努め、互いの脅威認識をすり合わせに励む必要がある。認識ギャップが埋まらない場合、必要な手立ては日本自身が講じなければならない。この見地からあらかじめ念頭に置かなければならないポイントの一つは、米国側には「新顔」の

脅威に対処するためには、日米安保体制を条約領域である「極東」はもとより、96年の「日米安保共同宣言」で強調された「アジア太平洋」地域を越えてでも活用したいとの衝動が強く働くのに対して、日本側では、できれば日米安保協力の及ぶ地理的範囲の拡大を避けたいとする性向が常に潜在していることである。実例として、米軍再編をめぐって日本が米軍の「広域司令部」を受け入れるべきか否かが日本側で喧しく議論された2004年秋の事例を挙げるができる。

当時の報道を総合すると、当初、わが国の外務当局は、当該「広域司令部」の指揮活動が政府の従来からの制限的「極東条項」解釈に抵触するとして、その受け入れに難色を示した。しかし、11月中旬に至ってかなり唐突に「極東条項」解釈が柔軟された。すなわち、わが国の外務省は、「極東」域外に及び得る米軍の指揮命令について従来、「域外を対象とする指揮命令活動は認められない、との説明は行ったことはない」として、米軍の行動が「日本及び極東の安全に資するという実態」があればそれは認められると読める新見解をまとめた⁽⁶⁾。これによって米軍再編をめぐる日米協議はデッドロックに乗り上げる事態を免れた。この事例は、冷戦時代の安保環境と国内政治状況——「反安保、反自衛隊」の日本社会党の国会第2党時代——とを前提として構築された条約解釈にわが国が執着しつづける場合、今後の日米協力にどのようなマイナス影響が出るかを示唆する好例だと言えよう。

現在進行しつつある米軍再編については、日米間の認識ギャップをできるだけ埋めていくとの視点から対応しなければならない。「新顔」の脅威に対する米軍、自衛隊の安保行動、および「更新」された脅威に対する両者の防衛行動の双方のより効果の大きい基地ネットワークを考え、その運用面にまで踏み込む新たな同盟体制の構築が図られるべきである。その見地よりして、今後の検討に値する問題の一つが、基地の日米共同使用である。それは文字どおり、日米軍事協力の一層の具体化を示すものであり、わが国の側からすれば、とくに「更新」された脅威への対処能力の向上に繋がるであろう。さらに結果として、沖繩をはじめとする地域の基地負担の軽減に結びつく可能性をも拓くであろう。

6. 北朝鮮からの「更新」された脅威への対処を真剣に考えよ

「更新」された脅威の象徴と言うべきものは、日本を射程内に置く相当基数のミサイルと大量破壊兵器——とくに核——とを保有し、放置するとやがては両者を結合（核戦略化）するにいたると見られる北朝鮮の軍事力である。これはまた、北朝鮮政権の性格よりして大量破壊兵器の国際的拡散源ともなり得る。そのため、北朝鮮問題は単にわが国周辺地域にとつての懸念材料であるだけでなく、グローバルな安全保障上の難題となりつつある。ゆえに、6カ国協議を通じて、あるいは日米共同の外交圧力の下、北朝鮮に核の完全放棄と将来にわたる開発断念を強いることは、グローバルな安全保障環境を安定させる上でも重要である。ただし、その努力の成功が約束されているわけではない。それが奏功しない場合に備えて、わが国としても防衛手段を整備する必要がある。北朝鮮から直接に飛来するミサイル兵器に対して、わが国の既存能力や既存措置の改善・強化をもって臨むことは意味をなさない。日本はこの種の脅威に対処するため、自衛能力を適恰的に「更新」する道を選ばなければならない。その一つの方策は、弾道ミサイル防御能力の具備である。

日本が他国のミサイルの脅威の下に置かれたのは、何もこれが初めてのことでない。

冷戦時代の後半期を通じて、日本はソ連の核ミサイルの射程内にあった。しかし当時、弾道ミサイル防御を具備することの是非は、議論されなかった。それには、つぎのような理由があった。①そもそも弾道ミサイル防御技術の研究そのものが、ようやく緒につこうとしていた段階であった。防御手段としての議論ができる段階でなかった。②当時のソ連は米国との間で相互確認破壊の核抑止体制を受け入れ、戦略核を米国の同盟国に対して使用する考えをほぼもっていなかった。他方、ソ連の中距離核は米国の同盟国たる欧州諸国と日本にとり深刻な脅威を意味したが、米ソ間の中距離核 (INF) 交渉が 1987 年に実って、それは全廃された。したがって、同盟国に対する核ミサイル防御の供与は構想としても出番がなかった。

今日の北朝鮮の場合は、つぎのように事情が異なる。①弾道ミサイル防御技術自体は実現不可能のものではなくなった。②核保有の北朝鮮には、旧ソ連のような自製の効いた核使用ドクトリンを期待できない。北朝鮮の核は武力紛争時に使用される「最後の手段」とは判断されない。むしろ、北朝鮮は核兵器をもってする威嚇、または「最初からの核使用」を武力行使の最初の手順とするかもしれない。要するに、北朝鮮は、核抑止が効く相手だと認定することが困難な国家主体なのである。このため、北朝鮮が核放棄に応じない場合を想定して、わが国が弾道ミサイル防御能力の保有を選択するのは、「専守防衛」の見地よりしても理に適った防衛政策である。

2003 年 12 月、政府は現有のイージス艦と地対空誘導弾ペトリオットの活用による BMD (弾道ミサイル防御) システムが「弾道ミサイル攻撃に対して我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、唯一の手段」であるとの理由で、同システムの整備を決定した。正しい方向への一歩である。だが、これをもって事足れりとは言えない。わが国を射程内に収める北朝鮮の「ノドン」基数はすでに 100 基を大幅に上回ると見積もられているから、初期型 BMD システムの効果は完璧なものではあり得ない。それでも、現在推定されている北朝鮮の弾道ミサイルの脅威をある程度まで無力化するためにも、これまで後巡してきた BMD の日米共同開発に踏み切り、同時に上記システムより高性能な迎撃作の開発に向けた努力を今後とも強化すべきである。

しかし、そもそも弾道ミサイル防衛は、その能力が向上しても 100 パーセントの確率をもち得ない。だとすると、北朝鮮がミサイル発射への着手を決定した事態に直面して、「座して死を待つ」ほかないというのが日本国憲法の命じるところではないと指摘されている以上、わが国が対日ミサイル攻撃策源地を叩くこと自体は、理論上は今日でも合憲である。問題は、北のミサイル攻撃着手が確実となった段階で、それを阻止する意思と、阻止を可能とする攻撃力がわが国に備わっているかどうかである。意思の有無は、政治の指導力と国民世論説得の成否いかんによって左右される。この面で重要なのは、政府自身が定義曖昧ないわゆる「専守防衛」論の断念、あるいは新たな、合理的な「専守防衛」論の再定義を決意することである。この意思の問題さえ整えば、策源地攻撃に適した技術的能力として何を選択すべきか——弾道ミサイルか、海上発射あるいは空中発射の巡航ミサイルか——の議論を防衛合理性の見地から進めるのに、さほどの障害があるとは思えない。

ただ、この場合でも、わが国が具備する能力で万全と判断するのは危険である。湾岸戦争でも判明したように、弾道ミサイルの移動式発射台を破壊することは、米軍の圧倒的な攻撃力をもってしてさえ困難をきわめるのが現実だからである。中距離弾道ミサイルの多

くが移動式で発射される——北朝鮮のノドン・ミサイルもまたそうである——ことを考えると、わが国がかりに「専守防衛」を見直して策源地攻撃能力を得たとしても、わが国のもち得る攻撃力の主体的な効果は低い。従って、「専守防衛」の見直し効果を誇大視することなく、攻撃力の必要な局面では米軍に依存する現在の防衛政策の維持強化を忘れないことが賢明である。と同時に、従来の定義曖昧な「専守防衛」論をそのままに放置し、米軍依存だけに頼ることは、下策である。程度の差こそあれ、自助努力を放棄した日本が米国のよき同盟国たり得るはずはないからである。

7. 中国への対応では「日米デカプリング」回避に努めよ

中国の国勢は、自国民を飢餓線上に曝しながら軍事偏重路線を突っ走る北朝鮮とは著しい対照を示している。基本的には経済の急拡大が国家予算の拡大および軍事費の著増を可能にし、それが中国空海軍の顕著な増強を支えてきたと見るべきである。しかし、伸び率の見地からすると、中国軍事支出の成長は経済成長を上回っているのが事実であろう。それを裏付けるかのように、ごく最初（2005年7月中旬）発表の米国防総省年次報告では、中国の実際の軍事費は公表数値の2倍から3倍に達するとの分析が示された(?)。いずれにせよ、中国の軍事支出の著増、それに支えられた海空の軍事力の増強といった事実は、それ自体としてわが国が注意ぶかくフォローしていく必要がある。

と同時に、増強された軍事力を中国がどのような目的のために活用しようとしているかの問題にも、注意が払われなくてはならない。この見地から言えば、さし当りつぎの3点を指摘しておくべきであろう。第1は、経済の拡大が海洋資源確保面での中国の国家関心を刺激し、とくに東シナ海、南シナ海で他国との摩擦を読み込んででも海洋権益確保を図るため、海軍力を後楯として活用するという側面である。このことは、わが国の排他的経済水域ぎりぎりの海域で中国が海底ガス田開発を強行する際、中国海軍の影が見え隠れしているという事実によって、わが国では納得されやすいところである。同様のことは、南シナ海での他の地域諸国との関係についても妥当するのである。

第2は、台湾の独立を阻止するための、一般的に言えば、軍事力を政治的な牽制手段の後盾として活用するという側面である。この軍事的後楯が強大であればあるほど、政治的牽制力の効果は大きくなる。このことだけからも中国軍事力の増大にはそれなりの理由があるとと言えるが、政治的牽制のみをもってしては台湾独立の阻止がおぼつかないと判断される段階で、最終的には軍事力そのものが政治目的貫徹のために投入されるという事態も排除できない。このことは、過般に成立した「反国家分裂法」で、台湾独立阻止のため「非平和的手段」をも排除しない旨が謳われたことによって、万人の目に明らかとなった。中台間の台湾海峡危機が発生する場合には、わが国にその軍事的、非軍事的影響が及ぶのは避けられない。米軍が座視しないこともほぼ確実である。ゆえに台湾有事の際の中国の予想される武力行使がどの程度で、どのような性格のものであるか、米国の軍事的関与がどうであるかについて、平時からわが国は積極的に米国との間に意見の交換を重ねておく必要がある。

以上は、中国が軍事力を経済的な国家関心および政治的な国家の至上命題の後楯として活用するという場合であるが、第3に指摘しなければならない側面は、軍事力の強大化そ

のもののもつ軍事的意義である。換言すると、中国においては軍事力増大それ自体が自己目的化する可能はないかと問うてみることである。その答えがどうであろうと、この文脈からは、中国軍拡の政治的意図は？とか、経済的動機は？と問うばかりでなしに、中国の軍拡そのものにわが国が、また日米安保体制がどのように対処すべきかを論じてみる必要があるとなる。中国の軍事力の推移そのものがわが国の安全保障環境を大きく左右するからである。

である以上に、中台間軍事危機の影響を予測することは別に、実在の中国軍事力そのものを対象とするわが国の安全保障上政策の評価を繰り返し行なっておくべきである。中国は台湾との軍事力比較では優位を占めつつあると見られるものの、日米安保体制との比較で言えば、現状では核戦力、通常戦力のいずれでも日米同盟側がはるかに対中優勢にある。中国はその格差を縮めようとはしているものの、この対中優勢はなお当分、続く。それゆえ、現状において日本が中国の「更新」された軍事的脅威を過度に怖れることは、賢明でない。問題は、中国が将来、戦略核戦力面での対米劣勢をかなり挽回することに成功する場合である。その場合、かつて1970年代末に米・西欧間で深刻な議論を呼んだ「デカプリング」事態に似た日米「デカプリング」の危険が生じかねない。

1970年代末には、一方で米国に対しては戦略核パリティを達成したソ連が、他方で中距離核の近代化とその増強に励んだので、西欧は——ソ連とは核戦争を戦えなくなった——米国の拡大抑止（西欧に提供される「核の傘」）の信頼性が低下すると判断し、深刻な不安に襲われた。米国の安全保障と西欧の安全保障が「切断」されると怖れたのである。中国の戦略核がある程度の対米対等性に近づく場合、往時の米欧間に類似の「デカプリング」現象が日米間に生じるおそれは排除できない。この「デカプリング」回避のためには、「拡大抑止」の有効性を日米協議を通じて繰り返し確認することを含めて、緊密な日米関係の維持が第一義的に必要であることは論を俟たない。

と同時に、わが国自身としても、中国戦略核増強と米国戦略核削減の相関関係の変化や米国の本土防衛ミサイル・システム能力の推移を注視しつつ、「デカプリング」回避に向けての防衛力整備（MDSの日米共同研究開発など）を進める必要がある。なお、そのあかつきには、対北朝鮮では一時的に騒がれたが短時間で沈静化した「日本核武装」論が、日本の内外で再台頭する可能性もある。その場合にわが国がどう対応すべきかも、静かに思量しておく必要がある。

わが国の核武装の是非について本稿執筆者の見解は、概略次のとおりである。日米同盟が良好に機能し、わが国に対する米国の「拡大核抑止」の信頼性が確保されている限りは、わが国は核武装の選択を考えるべきではない。核武装論を唱えるにはコストはかからないが、その実行には、内政外交上の莫大な政治的コストおよび経済的コストが伴う。米国の意向とは無関係にこれを実行する場合には、日米関係がきしむ。また、近隣諸国にも対日警戒論が強まることは避けられない。また、国内的に政治的納得——世論レベルでのそれをも含めて——を伴わない核保有は、十分な抑止機能をもち得ない。経済・財政的には、核武装選択が、わが国が現在保有する種類の他の防衛力の削減を伴うとは判断されない以上、おおそ核武装分だけ防衛費増が必要となる。

要は米国の「核の傘」の保証をどう確保しつつけるかであるが、そのためには、わが国が核武装以上の必要防衛力の充実に努めつつ、繰り返し米国に「核の傘」の保証の確認を

求めるしかない。その際、「核の傘」保証の確認を求めるのとの論理的な整合性が疑われるような付帯条件をわが国が強調することは賢明でない。悪しき先例は、一方で「核の傘」に依存しながら他方で「非核3原則」の第3原則（「持ち込ませず」）を拡大解釈して、米国海洋核のわが国領海の通過や、一時寄港も認めない旨を公言しどおした1970、80年代のわが国の独善ぶりである。米国が「核の傘」の対日供与を快く受け入れるような雰囲気こそが重要なのである。

要するに、米国の心変わりや日米安保体制の存続が疑わしくならない限り、わが国独自の核武装を考えることは得策ではない。やや厄介なのは、日米安保体制が存続しながら、日米両国で米国による「拡大核抑止」の信頼性低下が認識されるにいたる状況である。この場合、日米双方の納得に基づく日本核武装というシナリオがあるかもしれない。しかし、繰り返すが、日米同盟が確固としている今日、そういう状況下でのそういうシナリオを論じることは有意義だとは言えない。

8. 「新顔」の脅威への対処で、新発想の安全保障戦略を構築せよ

本項で「新顔」の脅威と呼ぶ国際テロリズム、大量破壊兵器の拡散、失敗国家、さらにはサイバー・テロ等の共通の特徴は何か。先述したように、そのいずれにも「非国家主体」の影が濃厚に差している。大量破壊兵器の拡散が「国家主体」単位で観察される現象であることは確かであるが、冷戦期に一応は充足した核不拡散体制に逆って進行したイスラエル、イラク、インド、パキスタンへの核拡散はすでにかかなりの歳月を重ねた現象であって、今日、それらを「新しい脅威」と見る論者はほとんどいない。北朝鮮の核保有は確かに「新しい脅威」であるが、「新顔」ではなく「更新」された脅威なのである。「国家主体」への大量破壊兵器の拡散は、今後もお考えられ得る。しかし、今日最も警戒されているのは、国際テロ組織のような「非国家主体」への大量破壊兵器の拡散、および拡散後に「非国家主体」により使用される可能性なのである。つぎに、失敗国家はそれ自体は国家ではあるはずのものが、国家として機能しなくなっているところに問題がある。国家として機能しなくなった失敗国家は、9.11以前のアフガニスタンがその代表例であったように、国際テロ集団の養成・出撃基地となる。このように見ると、伝統的な「国家主体」照準の安全保障戦略と並んで、「非国家主体」を脅威の中核として位置づける新しいタイプの安全保障戦略の必要性が理解されるであろう。

「新顔」の脅威を対象とする新しいタイプの安全保障戦略は、国家対国家の場で相対的に合理的な対応が可能だとの前提の下で組み上げられてきた伝統的な安全保障戦略とは、かなり趣きを異にする。第1には、国際テロリストやサイバー・テロリストに合理的な行動を期待できないからである。第2に、この種の無軌道な「非国家主体」は特定の国家、地域、空間の枠に捕われず、国家、地域を瞬時に超えて移動し、自ら選択した空間、自ら選択する手段で攻撃行動に出るからである。それゆえ、この新しいタイプの安全保障戦略を構築する作業は、国家に対して敵対的な種類の「非国家主体」、なかんずく国際テロリズムに関する研究・分析を深めることから始められなければならない。

この面でのわが国の取り組みは、依然として不十分である。専門的研究者の数は眇たるものであるし、テロリズムに対する為政者の側の危機意識が稀薄であったし、国際的比較

で言えばなおそうである。オウム真理教が東京地下鉄でサリン攻撃に出たとき、他の先進諸国はこれをテロリズムと見做したのに、肝心のわが国政府がこの組織をテロ集団と認定することにも、安保政策的に対応することにも消極的だった事例は、そのなによりの証拠である⁽⁸⁾。わが国政府はこの面での消極性を払拭し、官民の機関を通じてテロリズム研究体制を整え、専門家、研究者の育成を図らなければならない。さらに、国際テロ集団の活動が超国籍的であることに照らしても、わが国のテロリズム研究・分析は国際性をもたなければならない。わが国のテロ研究者が米欧等のテロリズム研究先進国に留学して研鑽を積むことは奨励されるべきであるが、海外の優秀な研究者を「平成のお雇い外国人」として日本で活躍させる方法も真剣な検討に値する。

冷戦終結により東西両陣営の軍事的対峙構造が消え、NATOの東方拡大とEUの統合・拡大が進展したヨーロッパでは、国家間武力紛争の発生をほとんど懸念する必要のない時代を迎えている。ゆえに、この意味での伝統的な安全保障政策論の重要性は大きく後退した。では、安全保障研究は不要の時代に近づきつつあるのか。そうではない。先述の2003年12月の「ヨーロッパ安全保障戦略」採択が物語るように、抑制の効かない凶暴な「非国家主体」や、それらとの区分線が明確でない「失敗国家」を脅威の中核に据えた新しいタイプの安全保障論が興りつつある。自国を遠く離れたアフガニスタンでの治安確立活動を「新しい国防」の枠組みで説明しようとする試みまでもが見られる⁽⁹⁾。米国のブッシュ政権が2002年9月の「国家安全保障戦略」で「新顔」の脅威をまるで自明のごとく「安全保障戦略」の対象としていることは、すでに触れたとおりである。

こういう米欧の例に較べると、わが国の政府が「新顔」の脅威への対応を安全保障政策の文脈で国民に説明しようとする姿勢は見劣りがする。なるほど、先掲の「防衛懇」報告書では、国際テロリズムを筆頭とする「新たな脅威」が安全保障政策の対象とされている。これは正しい。また、自衛隊に対テロ活動能力を付与する試みも進んでいる。これも評価できる。しかし、自衛隊の「海外任務」が国会で審議されるたびごとに、自衛隊の活動場所が「危険のある地域」であるのか否かの問答が繰り返され、「危険のない地域」への派遣だという説明で幕が引かれる。このような政府答弁が繰り返されるのは、武力行使を目的の一部とする自衛隊派遣は憲法上あり得ないし、集団的自衛権の行使も禁じられているとの因襲的解釈との整合性を考えてのことであるが、忌憚なく言えば、それは偽善に近い。

なによりも問題なのは、危険やリスクを伴わない安全保障はないという真実を国民が直視せず、ひいては、わが国自身にとっての新しいタイプの安全保障の措置が依然として「国際貢献」の活動だと勘違いされかねないことである。そういう望ましくない事態を回避するためにも政府は、「新顔」の脅威への対処は「国際貢献」というレベルの問題ではなく、今日のわが国の安全保障政策の不可欠の一部である旨を明確に国民に説くべきであり、「海外任務」に派遣された自衛隊が派遣先で果たしているのはわが国の安全保障の任務にほかならないのだと国民に理解させるべきである。それでこそ、自衛隊の「海外任務」を「本来任務」として位置づけるべきだとの、昨今の永田町、霞ヶ関、市ヶ谷からの声の意味をもって来る。

9. 国際的視野に立つ「対国際テロ国家戦略」を策定せよ

国際テロリズムはもはや、一過性の現象ではない。また、それは先進世界、途上地域、停滞地域、失敗国家群のいずれをも、なんらかのかたちで巻き込むグローバルな現象である。ゆえに、この「新顔」の脅威に対する対策は、長期的視野、国際的連携、それに対応する緻密な国内体制のいずれを欠いてもならない。このうち長期的視野の見地からは、基礎からの国際テロリズム研究の充実が不可欠であり、そのためこの分野で先進的な外国の研究成果の摂取、専門研究者の養成、国際的交流の拡大と推進が必要である旨は、上述した。

対国際テロの実際的対策の面では、(イ) 国際体制への参画、(ロ) 国内体制の整備、の両面からの取り組みが必要である。この両面は無論、相互に結びつく。しかも、国内体制が不備のままに国際体制への参画を語ることは意味がない。わが国が国際体制の中で「脆弱な一環」とならないことが、有効・強靱な対テロ国際体制成立の基本条件だからである。ゆえに、論理的出発点は、国際体制をにらみながらでの国内体制の整備である。

この見地からすると、他の先進主要国と比較して現実のわが国の対国際テロ国内体制には、いくつもの不備が目立つ。その第1は、政府全体としてテロ対策の原則および戦略が欠けていることである。すなわち、取り締りの対象であると言うのに、テロリズム、テロリスト(組織・集団)についての国内法制上の定義すら不在であり、その結果、主要国には存在するいわゆる「反テロ法」も未制定である。現実のテロ対策は既存の諸法制のつぎはぎで講じられていると言ってよい。第2に、基本的な「反テロ法」がないため、テロ対策にはわが国の中央省庁のほとんどがそれぞれの部分的権限をもって部分的に関与しており、テロ対策がテロの形態別に分割実施されているという欠陥がある。国際テロ対策でも関係省庁間での「縦割り」行政の弊が色濃い。加えて、中央と地方の連携が十全だとは言えない。テロ対策では、いわば縦軸、横軸の双方に沿ってのテロ情報の伝達・交換・共有がきわめて重要であるとされるが、わが国の現状はその状態に到達するまでにかかなりの距離がある。総じて、わが国の対テロ国内体制には、先進主要国と比較して戦略的統合性がいまだ不十分である。

テロ対策は施策としては、「未然防止」、「被害管理(テロ災害への対処)」、「事後の対テロリスト対応」の諸段階があるとされるが、わが国の国内体制は、政府が2004年12月に『テロの未然防止に関する行動計画』を策定したことで、「未然防止」に関しては見るべき前進があった。が、後者の2段階についてはなお特段の強化努力が必要である。また、「未然防止」面での一定の前進とは言うものの、上掲『行動計画』にしてからが、肝心のテロ組織の指定に関しては「今後検討を継続すべき対策」の1項として挙げるに止まっている有様である。

さまざまな利害が錯綜する国際社会では、「国際テロリズム」の一義的に明確な定義で合意を生み出すことは、なお困難である。しかし、国内体制としては話は別であって、諸般の複雑な事情はあろうとも、テロ組織明定の問題は急がなければならない。対象を明定できないで取り締り対策を進めることは、効果的でないからである。ゆえに一義的に重要なものは、他の主要国なみに「反テロリズム法」を制定し、わが国として「国際テロリズム」を定義して、つぎのような諸項を謳うことである。①日本の権益を脅かす「海外テロ組織」に関するわが国独自の指定。②該当組織所属者の入国禁止。③既入国者の強制退去。④該当組織への資金供与も含めた「支援行為」の違法化。なお、その前提となるのは、国内関

係機関内での関連情報データベースの共有化、関連国際機関および他国との情報交換の拡大、国際レベルでのデータベースの充実、などである。

以上のような国内体制の整備を進めつつ、国際テロを封じ込めるための国際協力体制の強化のため、わが国はさまざまな国際的枠組み、すなわち国連、G8、APEC、ASEAN 等での国際テロ対策協議の場で積極的に施策提言を行なっていく必要がある。

なかで、アジアの一員であり、唯一の先進国でもある日本に期待されるのは、東南アジア諸国に対して、反テロ能力の向上に資する「キャパシティ・ビルディング」型の支援を主導することである。周知のように、東南アジアは日本の権益の観点よりして極めて重要な存在であるのに、国際テロリストが容易に移動、潜伏、活動できる地域となっているからである。その際に必要なのは、相手国からの支援要請を待って、それに応じるという受身の姿勢ではなく、これら諸国が既存の国際テロ関連諸条約に参加するよう促すとともに、具体的には捜査・鑑識用の機材、出入国管理に関係する機器材、CBRC（化学、生物、放射能、核）テロ対応機器材の供与およびその運用指導などに積極的に乗り出すことである。テロ資金規制面での助言も、ソフトな対策として重要である。東南アジア諸国がテロ対策面で足腰を強めることが、この地域でのわが国の権益擁護に役立つことは明白である。だが、今日では認識をさらに一步進めて、テロ対策面でこれら地域諸国を積極支援することは、日本の新しい安全保障政策の一部であると理解されなければならない。

日本がそのような役割を引き受けることは、一種の国際分業として、とりもなおさず日米同盟体制の強化に裨益する。他方、米国との間で対テロ2国間協力を一層進めていくことも重要である。両国間にはすでに捜査共助条約と犯罪人引き渡し条約が締結されていて、法執行分野では機動性が発揮できる条件は整っている。今後はさらに、テロリスト追跡、武器・資金・関連物資などの移動を阻止するための相互支援に関して、両国間協力関係を推進すべきである。最後に、日米安保体制そのものの見地からは、米国がテロ組織の根拠地を叩く際に日本が後方支援に回るというかたちの、両国間の恒常的な体制の構築を目指すのが望ましい。

最後の点につき付言すると、2001年の「9.11」テロのあと日本が「テロ対策特措法」を制定して、インド洋を中心に米英など合計11カ国海軍に対する海上自衛隊による洋上給油後方支援活動に乗り出したのは、この方向での刮目すべき初手であった。だが、その際、日本にはこれを同盟国間協力体制の恒常化の第1歩と見る姿勢が欠けていた。これは、同じ同盟国間関係でもNATOの枠組みでの米欧関係とはかなり差異の目立つ点であった。

NATOの欧州諸国は、ことが「テロリスト攻撃 (terrorist attack)」であるにも拘らず、これを「自衛権」マターとした国連安保理決議1368に対応して、NATO条約第5条（国連憲章第51条の個別的・集団的自衛権規定を根拠とする共同防衛条項）の発動に踏み切ったのであった⁽¹⁰⁾。NATO条約が加盟国の1国に対する「武力攻撃」を同盟全体に対する攻撃であると見做し、これに共同対処する旨を謳っているからである。国際テロリズムに対する米欧のこの共同対処は、今日でも継続している。わが国では、2003年春の対イラク開戦の是非をめぐる米欧間、欧欧間に亀裂が生じたことの影響であろうが、米欧関係には不協和音が連続していると誤解されがちである。が、その印象は間違っている。対イラクではともかく、対国際テロでは米欧間結束は恒常化していると理解すべきである。

国際テロ対策での長期的協力体制構築で米欧間と日米間では差があるのは、一つには両

同盟条約の共同防衛条項の構造的差異からきている。NATO 条約での共同防衛は法理上すべての加盟国に同等に妥当するが、日米安保条約では、それが「日本に対する武力攻撃の際の日米共同防衛」でしかないからである。加えて、わが国独自の「集団的自衛権行使不可」論が日米協力体制の強化を制約してきた。しかし、その制約が依然として持続しているとは言うものの、「テロ対策特措法」の成立は日米同盟関係にとっての重要な転機である。なぜなら、わが国の政府は、同法を安保理決議 1368 で根拠付け、日米安保体制では説明しなかったものの、明らかに「周辺事態」の範囲を超えていると判断される遠隔の海域まで自衛隊を派遣し、そこで米国以下諸国に対する「後方支援」に当る道を選択したからである。

そうである以上、わが国政府は安全保障政策の見地からの「対テロリズムの国家戦略」文書を策定し、これを内外に向けて発表しなければならない。そこには、国際テロリズムについての政府の見解、テロ対処の長期的・中短期的目標、基本の方針および手続き等が総合的、体系的に記述される必要がある。日本が対テロで国内的にどのような個別の措置を講じているかは調べればわかるし、その個々についての国際的評価はけっして低くない。問題は、対国際テロリズムでの日本の国家戦略全体像が示されてこなかったことにある。日本が対テロで「木を見て森を見ず」に終始しているわけではないことが、この「国家戦略」文書をもって立証されなければならない。政府の対国際テロリズムの思想が明確に開陳される場合にはじめて、国内的には地方自治体や民間の「協力するにやぶさかではないが、政府の求めているものがはっきりしない」という戸惑いが消え、国際的にはわが国を反テロ連環中の信頼性あり不可欠の一環と評価する空気が強まろう。とき、ところ、手段を選ばず暴走する国際テロリズムの脅威に対する安全保障政策の見地からは、国内、国外からそのような納得ないし同意の存否が決定的に重要なのである。

10. 集団的自衛権に関する従来の憲法解釈を是正せよ

わが国が「更新」と「新顔」の「新しい脅威」に有効、適切に対処するためには、長い歳月をかけて築かれてきた日米安保体制の維持、強化、発展を図るのが最適の道である。日米同盟を解消してわが国独自の力で日本の安全の確保を図るには、軍事的には、おそらくは独自の核武装をはじめとする防衛政策上の抜本的な新措置を講じる必要があり、そこからくる経済的重圧は国民生活を前例のないかたちで圧迫するであろう。

しかも、対外関係の見地よりすれば、日米同盟関係が解消される場合、まずは日米関係の悪化とまでは言わずともかなりの疎遠化は免がれず、米国の反応次第でそれは急速に冷却化しよう。その代りに、たとえば中国との関係が親密化、緊密化し、日本の安全を高める効果をもち得るであろうか。おそらくはそうはなるまい。なぜなら、日米関係と日中関係では、わが国としてそこに同盟関係の設定を考える場合、相手国との基本的価値観の一致、不一致をはじめとして、あまりにも大きな差異性の存在が見逃せないからである。

第2次大戦後の日米同盟では、総合的国力の点で米国が圧倒的な対日優位を一貫して保ち、日本が「先進国」の仲間入りを果たしてのちにおいても、米国がシニア、日本がジュニアのパートナー関係であることは明白であった。しかも、このシニア・パートナーはジュニア・パートナーのキャッチ・アップ（追いつき）をおおむね許容してきた。かりに日中同

盟があり得るとして、このような関係は成り立つまい。中国が日本に対してジュニア・パートナーの地位を受け入れることはあり得ない。イコール・パートナー関係でさえ論外であろう。しかし、シニア・パートナーたろうとするであろう中国は、その国力の発展が分野によりあまりにもいびつであり、政治、経済、科学技術、社会制度などの面でむしろ対日キャッチアップを必要とする。つまり、日米関係とは逆のベクトルが働いているのであり、そのような同盟は波乱ぶくみとなる可能性が排除できない。参考までに付言すると、冷戦期のソ連・東欧間のワルシャワ条約体制は、近代社会としては「後れた」ソ連が「相対的に進んでいた」東欧諸国を力づくで従属させた同盟であり、したがってハンガリー事件（1956）、チェコ事件（1968）、ポーランドの「連帯」労組事件（1980以降）など、波乱が絶えなかった。この先例は、日中同盟を考える際の重要ヒントとなろう。

では、日米同盟を解消して日露提携を考え得るか。その選択は、日中同盟の選択よりも下策となろう。なぜなら、ロシアの民主主義、法の支配はなお当分未成熟であろうし、極東あるいはアジア太平洋領域の安全保障主体としては、ロシアはなお長期にわたり弱体であり続けると判断せざるを得ないからである。また、モスクワの見地よりしても、極東部および沿海州で対中劣勢にあるロシアが、中国の将来の脅威を念頭に日米同盟を離れた日本と組むことは、ロシアの安全保障に役立たない。ロシアの立場からして日露提携があり得るのはむしろ、日米同盟が健在である場合に限られると見るべきであろう。

では、日米同盟を解消して「東アジア共同体」を選択することが、日本の安全保障にとり有効な代替案たり得るか。答はやはり「ノー」であろう。なぜなら、「共同体」というレッテルにも拘らず、今日のASEAN諸国を中心としてそれが国家主権を制限して共同体主権に向けての統合を目指すものであるかは依然として不明であり、ましてやそれが「安全保障共同体」となり得るかどうかは、いっそう不明瞭であるからである。今日のEUをモデルとして「東アジア共同体」が語られることが多いが、この議論にも多くの疑問が残る。第1に、東アジア地域諸国にはEU諸国に見られるような求心性が認められない。第2に、EUにおける英仏独のように主導性を発揮する大国の存在が——日本を除けば——見当たらない。主導国家なしでの「共同体」は、良くて「寄り合い所帯」でしかない。最後に、EUといえども、米国との「大西洋関係」の解消を考えていない。とすれば、わが国の立場よりして「東アジア共同体」が意味をもち得るのは、それが日米同盟と両立する場合なのであって、日米同盟キャンセルのあかつきの選択肢としてではない。

こう考えると、日米同盟を解消してこれに代る別の同盟を選択する道は、日本にない。日米同盟の解消は、日本にとっては確実に孤立化に帰着するはずであり、それは自ずから求めて劣悪な安全保障環境の下に入ることを意味する。だとすると結局、日米安保体制の解消はわが国の選択とはなり得ないのである。日米同盟の維持は日米双方にとり必要である。とは言え、日米のいずれにとりその必要度は高いかと問えば、答えは明白である。日本にとり、その必要度はより高い。なぜなら、日本は「更新」された脅威の発源地である朝鮮半島、台湾海峡に直接しているのに対して、米国は太平洋によって隔てられているからである。米国の安全保障政策は、ことと次第で脱極東化をも選択できる。日本の場合は、その選択肢がない。とすれば、日米安保体制の実効性維持のため、日本が米国より以上に腐心する必要があるのは、これまた理の当然であろう。

日米安保体制強化の見地からは、日米両国の努力が必要なことは言うまでもない。だが、

ここでは、わが国がなすべき事柄についてのみに論究を限る。また、米軍再編問題が日米間で協議されつつある今日、在日米軍基地の今後の姿をめぐっていくつもの個別的事案の処理が不可避であるが、本稿では防衛行政実務的な性格の強いこれらの事案について立入ることも断念する。これは、より基幹的な性格の問題があると強調せんがためである。

最も気がかりなのは、わが国の集団的自衛権の行使の可否をめぐり近年、日米間ですきま風が吹いておかしくないような雰囲気漂っていることである。すきま風が吹くとすれば、その原因はもっぱら日本側にある。なぜなら、わが国は日米安保条約の前文において国連憲章第 51 条に規定されている個別的、集団的自衛権を保有している旨をみずから確認しているながら、1982 年にいたって定式化された政府解釈で、「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」との立場を打ち出し、今日なおこの説明を公式に変えようとしていないからである。本稿筆者の見解では、この政府解釈（内閣法制局の見解）にはいくつもの欠陥がある⁽¹¹⁾。しかし、冷戦期はもとより、ポスト冷戦期を迎えても米国側はこの問題を不問に付する姿勢を取ってきた。とくに米国政府は、1997 年の日米「ガイドライン」合意の際に、つぎの文言に合意することで、表向きは一応、日本政府の憲法解釈を尊重する旨を明らかにした。すなわち、「日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核 3 原則等の日本の基本的な方針に従って行なわれる」。

とは言え、北朝鮮の「ノドン」ミサイルと能力と核開発意思とが看過できなくなった世紀の変わり目あたりから、日米関係に敏感な米国の有識者、専門家の間から気掛かりなシグナルが発せられるようになった。その代表例が、2000 年 10 月に超党派の対日関心層の連名で発表された俗称「アーミテージ・レポート」（「日米——成熟したパートナーシップに向けて」）である⁽¹²⁾。同報告は日本政府の集団的自衛権解釈について、その「行使違憲説は同盟の協力にとり制約であるので、この解釈からの脱却が望ましい」が、それは「日本国民だけが下すことのできる決定」だ、と論じた。米国は日本自身の決定を「尊重してきたし、今後もそうしつづけるべきだ」と言うのである。その言い回しは腕曲ではあるものの、本音レベルでは署名者たちが日本政府の解釈を不満としていることは明白であった。

特に重要なのは、同レポートの中心的起草者と見られるリチャード・アーミテージが 1 期目のブッシュ政権の国務副長官に就任したことであった。なぜなら、アーミテージ・レポート中に滲み出ている対日注文の姿勢がブッシュ政権にも浸透していると判断せざるを得ないからである。2 期目のブッシュ政権を去ってより自由な発言を行なえる立場を得たアーミテージは、訪日のたびごとに上記の腕曲な表現を繰り返すことによって対日注文の姿勢が不変であり、また、同じ注文が繰り返されることの意味を日本が真剣に問うべきであると示唆するようになっている。アーミテージの過去 6 年間の以上のような言動は、米政権の表には出せない本音を個人の資格で代弁していると見て、ほぼ間違いがない。

さらに最近では、保守系の——それゆえブッシュ政権への影響力が軽視できない——シンクタンクであるヘリテージ財団から発表された研究報告「日本の新しい安全保障展望——米国にとっての示唆」が、5 年前の「アーミテージ・レポート」以後の日本国内の安保論議をも俎上に載せたうえで、日本の集団的自衛権解釈につき、同「レポート」とほぼ同趣旨の見解を開陳した⁽¹³⁾。このことは、日本が自主的判断で集団的自衛権に関する新しい憲法解釈を採用する場合、これを米国は歓迎するというのがいまや一種の宿願化していることを物語っている。因みに、このヘリテージ財団の研究報告は、先述のわが国の「安保

防衛懇」報告に言及しつつ、そこに「専守防衛」の曖昧さが継承されている旨までも指摘している。

先述のように、1997年の日米「ガイドライン」で米国は集団的自衛権解釈に関して暗に日本の立場を尊重するかのような文言に同意した。とはいえ、米国がわが国政府の解釈を満足すべきものと評価していないことは、非政府レベルで頻出するようになったこれらの論評に照らして、疑いがない。本稿筆者はかねてから、集団的自衛権問題では米国の苛立ちが募る可能性があるから、わが国としては先手を打って「自主的」に、現行の欠陥ある政府解釈を「是正」するよう提言してきた。米国のたび重なる催促を受けて解釈の「変更」を行なう場合には、わが国の国民の目にはそれは米国の「圧力」に屈した挙句の措置と映り、反発を誘発するおそれがあり、そのこと自体が日米安保体制の健全化に背くと判断されたからである。

本稿執筆者がそのような問題提起を行なった6年前と異なって、今日では衆参両院の国会議員の3分の2近くが現行の政府解釈とは逆の「集団的自衛権行使」必要論ないし容認論に立っていることが判明している。それを「改憲」を通じて実行するか、それとも「解釈変更」を通じて行なうかの違いはあるにせよ、国会議員の過半数が現行解釈のままの安保・防衛政策では困ると考えるようになった。機は熟した。しかも米国の苛立ちには加速度がつくおそれなしとしない。わが国政府は速やかに、欠陥ある現行解釈の「是正」——世間ではそれが「変更」と呼ばれるかもしれないが——を決断すべきである。

以上は、(イ) わが国政府の集団的自衛権解釈に論理的欠陥があるからその「是正」が必要である、(ロ) 米国からの腕曲な要望が苛立ちに変わるのに先手を打って、日本の自主的な判断で集団的自衛権行使可能論に転換することが、日米同盟関係強化という外交的見地からして必要である、との主張である。しかし、このような法理的見地および外交的見地に優るとも劣らない重要性をもつのが、(ハ) わが国の安保・防衛政策の見地よりする議論である。安保・防衛政策の見地よりして集団的自衛権行使可能論への転換が必要なのは、主としてつぎの2つの理由からである。第1は、いわゆる「周辺事態」との関連であり、第2は、国際平和維持活動等、自衛隊のいわゆる「海外任務」との関連である。

まず第1に、「周辺事態」とは、「そのまま放置すると、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」なのであるから、わが国としては「放置」できない事態である（他方、米国の立場からすると、少なくとも理論上は「放置」可能である）。ゆえにわが国は、在日基地から作戦行動をとるであろう米軍に対して「後方地域支援」を行なう。これは、国際的常識に照らせば非武力行使型の集団的自衛権の行使に当るが、わが国政府の主張では、それは集団的自衛権の行使ではない。すると、「周辺事態」はわが国に対する「武力攻撃事態」ではないから、個別的、集団的のいかんを問わず、法理上は自衛権とは何のかかわりもない事態だということになる。しかし、実際上はそうではない。「周辺事態」を米国が「放置」せず、対応してくれることは、わが国にとり死活の重要事であるから、「武力攻撃事態」に準ずるほどの日米一体化の行動があつて然るべきなのである。換言すると、その場合の日本の行動は、外部からの武力攻撃を受ける米軍を集団的自衛権の行使をもって支援する行動と理解されるべきなのである。

実際には、この支援行動がいかなる範囲、いかなる分野にまで及ぶかは、日本側の能力と相関する。がしかし、いずれにせよ現行の「周辺事態法」下での制約、つまり、米軍へ

の提供物品中から「武器・弾薬を除く」とか、「戦闘作戦行動のための発進準備中」の米軍機に対する「給油及び整備」は行なわないとか、わが自衛隊は「後方地域」支援に当るが、この「後方地域」が「戦闘地域」化する場合には支援活動を中断するとかいった種類の制約を解消することは、最低限度、必要である。

要するに、それがわが国の平和と安全に重要な影響を及ぼす事態である以上、少なくとも周辺事態の範囲までは集団的自衛権の行使が可能との見解が確立されるべきである。その場合、現行の周辺事態法の改正が必要となる。他方、日米「ガイドライン」の方は、日本側の上述の諸制約が強まるならばともかく、それが緩和されるのであるから、必ずしも改訂が必要とはならない。無論、改訂される方が、周辺事態との整合性の見地からは、より望ましいが。

つぎに第2として、自衛隊の「海外任務」との関連で集団的自衛権行使可能論への転換がなぜ必要か。集団的自衛権問題での国会の議論が活発化ようになったのは、1999年春の日米「(新)ガイドライン」をめぐる国会審議以降のことである。この時期以降、政府は年来の硬直した説明、すなわち、集団的自衛権の行使は「一切」許されないとの立場を微妙に離れ、政府の言う「行使不可」論とは、いわばより狭義の「実力の行使は不可」論のことだと説明するようになった⁽¹⁴⁾。つまり、「武力行使」型態の集団的自衛権の行使だけは憲法解釈上できない(裏返すと、「実力の行使」型態をとらない種類の集団的自衛権の行使の可否は別問題)、との含みである。これは、従来の「一切不可」論からの微妙な離脱の兆しではある。ただし、その影響で、「テロ対策特措法」、「イラク人道復興支援措置法」のような自衛隊「海外任務」に関する立法過程では、皮肉なことに政府答弁が、派遣先での自衛隊の「実力の行使(≒武力の行使)」は絶対不可なのだとの方向へと、一層傾斜するようになった。

他方、現実の自衛隊派遣先の形勢は、イラクへの派遣がそうであるように、1992年のカンボジアへの派遣以来のいずれの先例よりも、はるかに険しくなっている。他国の類似の派遣例を見れば明瞭だが、程度の差こそあれ派遣先での「武力の行使」は残念ながら不可避との理解が国際的には常識化しつつある。わが国だけが「実力の行使はしない」の立場に固執しているので、派遣された自衛隊の安全が他国の派遣部隊に依存する度合は、イラク・サマワへの派遣が如実に物語るように、今日ではかえって高まってしまった。これでは、他国からすれば、日本は「自分だけは手を汚さない身勝手な国」ということになりかねない。

このような状態を継続していけると考えるのは、賢明でない。「海外任務」につく自衛隊は派遣先において、他国からの派遣部隊と原則的に相身互いでなければならない。何らかの武力攻撃に対して他国部隊に守ってもらうのならば、原則的に必要とあれば他国部隊を守る用意を表明するのでもなければならない。それを集団的自衛権の行使というカテゴリーで論じるのであるならば、「海外任務」については集団的自衛権行使可能論が採用されなければならない。

ただ、その種の「武力の行使」を集団的自衛権のカテゴリーで理解すべきか否かは、一考を要する問題である。なぜなら、自衛隊の「海外任務」は国連の平和維持活動(いわゆる憲章「6章半」活動)であるか、そうでなければなんらかの国連安保理決議を根拠とし、国内的枠組としては特措法に依拠する活動であるはずであり、それならば国連憲章第7章

第 51 条(個別的・集団的自衛権)規定の文脈で議論する必要はないとも言えるからである。そうだとすると問題は、わが国の政府が 1992 年の「国際平和協力法」以来、自衛隊の「海外任務」の際の「武力不行使」を集団的自衛権行使不可論の延長線上で説明してきたことである。今後もこの論法が継続される場合には、先述した「周辺事態」任務の場合と同様に、「海外任務」についても集団的自衛権行使可能論に転換する必要がある。しかし他方、自衛隊の「海外任務」は憲章第 51 条と関連づける必要のない活動という解釈が今後採用されるのであれば、派遣先での自衛隊には、「憲章 6 章半任務」の枠組で、あるいは、それ以外の枠組の個別の安保決議に基づいて活動する他国軍隊が採用する「武力の行使に関する国際基準」に準ずる行動が認められるべきである。

11. 定義の曖昧な「専守防衛」論からの脱却を目指せ

わが国の防衛・安全保障政策には、「集団的自衛権不可」論と並んで、文言上は「専守防衛」という制約が課せられてきた。「専守防衛」という考え方がわが国政府によって採用された時代——ほぼ 1970 年——の日本の安全保障環境や国内政治状況は、今日のそれとは大きく異なっていた。朝鮮半島の南北間や台湾海峡兩岸の軍事的対峙状況はそれはそれで深刻な緊張因であったが、こと対日侵攻能力の見地よりすれば、それを保有するのはソ連のみであった。しかもソ連は米ソ冷戦、米ソ核対峙の大文脈で極東情勢を眺めていて、この大文脈と切り離して日本のみを対象とする軍事行動をとる可能性は低かった。ゆえにわが国の側についても、「専守防衛」とは言うものの、それは具体性のある防衛政策ではなかった。だから、その定義すら、今日に至るも確定されていない⁽¹⁵⁾。

国内政治を眺めると、「日米安保反対(解消)、自衛隊違憲、非武装中立」を唱える日本社会党がつねに野党第 1 党の座を占め、政府・与党(自民党)としては国会での社会党の抵抗をなるべく和らげるため、とりわけ防衛政策面では合理性に目を閉ざしてでも低姿勢に傾きがちであった。そこで唱えられたのが「専守防衛」であり、それは日本国憲法の平和主義とも調和する考え方であると見做されたのであった。つまりは一種の姿勢論、ないしは心構え論の域にとどまるものであり、防衛政策に必要な軍事的合理性の見地からの適否はほとんど検討されることがなかった。

だが、時代は変わった。第 1 に仮想敵国だったソ連は消滅し、ロシアは極東において弱体化し、わが国にとっての敵性国家ではなくなった。代って、北朝鮮、中国がわが国に対する直接攻撃能力をもつ国家として立ち現れている。本稿で言う「更新」された脅威であるこの両国がわが国を眺める目は、米ソ対峙の大文脈下で日本に対するソ連のそれとは明らかに異なっており、日本そのものを軍事的行動の直接対象と見做す局面があっても不思議ではない。他方、国内政治では日本社会党の凋落が決定的となり、わが国の防衛政策を軍事的合理性の見地をも加味して論じようとする傾向が野党の間でさえ見られるようになった。とすれば、もともと明確な定義を欠き、軍事的合理性の見地からの適否判断もなされてこなかった「専守防衛」論が、「更新」された脅威を前にして見直しを迫られるようになったのは、自然の理である。

くわえて「新顔」の脅威がある。とくに国際テロリズムは、9.11(2001)の対米同時多発テロ攻撃以降の世界各地での攻撃事例がますます、その行為主体の所在も攻撃準備の過程もこれを事前に探知し察知することが極めて困難である。ゆえに先述したように、国

際テロリズムをはじめとする「新顔」の脅威に対しては、その事前探知・察知の能力の抜本的向上に努める必要があることは、国際社会において、とりわけ先進諸国間で共通の認識となった。加えて、国際テロ組織のような非国家主体がその種のテロ攻撃を準備中であることが察知された場合には、これに対しては少なくとも「先制的」に自衛措置を講じるほかないことも、次第に国際的な共通理解となりつつある。さらに、「抑止」概念が通用せず、テロ攻撃の場所、日時、方法を隠密裏に選ぶ非国家主体を相手とする以上、「先制」よりも時間的に先行する「予防的」防衛行動さえ許容されるべきではないかとの主張も、国際的には台頭している。その結果、単なる心構え論的なわが国の「専守防衛」論と、相手（行為主体）および状況によっては「先制的」防衛行動は許容されるべきだとの国際的論調との間には、大きな距離のあることが隠せなくなった。

わが国の「専守防衛」論は、もっぱら他の国家主体からの軍事的脅威への対処が議論された時代の産物であった。国際テロリズムのような非国家主体による非伝統的行動様式への対処が安全保障政策として必要となることなどは、そこではまるで想定されていなかった。ゆえに、「攻撃を受けてはじめて防衛行動を、しかも防衛行動のみをとる」とする「専守防衛」論をもっては、異世代とも呼ぶべきこの種の「新顔」の脅威にそもそも対処できない。わが国政府がこの種の脅威への対処をも防衛・安全保障政策中に包含する姿勢を示すに至った以上⁽¹⁶⁾、旧来の「専守防衛」方針からの脱却が必須であることは論を俟たない。やや残念なことに、北朝鮮のミサイルといった「更新」された脅威との関連では「専守防衛」から脱却すべしとの声は国内的には珍しくはなくなったものの、非国家主体からの非伝統的脅威を念頭においての「専守防衛」脱却論はいまだ低調である。

わが国にとり、日米安保体制の強化は、「更新」「新顔」のいずれの脅威への対処をも効果的たらしめるために、必要である。この見地からは、「専守防衛」からの脱却が必要である。そこからの脱却後の防衛政策の基本姿勢をどう表現すべきかは、なお議論を要するであろう。一例として、「専守」を削除し単に「防衛」とするのがよいとの見解もあるが、最低限度必要なのは、本稿筆者らが別の機会に提言したように⁽¹⁷⁾、「国の防衛に関する基本方針や防衛計画の大綱等において、『専守防衛』という用語の使用を取りやめること」である。かりにそれが実現すると、それは国内的措置ですむが、他方、日米関係で言えば、1997年の新「ガイドライン」で、「専守防衛」が「日本の基本的な方針」と明記されているのをどうするかという問題がある。これは、「集団的自衛権行使不可」が事柄としてはともかく、文言上は「等」に1字の背後に置かれて明記されていないのとは対照的な点である。国内的に「専守防衛」論が退役する場合には、それに見合っただけでなくとも現行「ガイドライン」から「専守防衛」の文言を削除する旨での日米の合意が必要であろう。

12. 防衛・安全保障面での情報能力（収集・分析・評価）を強化し、かつ「秘密保護法」を制定せよ

わが国の防衛・安全保障政策が、たとえ本提言の線に沿って今後は「専守防衛」なる用語を使用しないこととなろうとも、将来にわたって守勢的、かつ極めて抑制的な性格をもちつつけることは、ほとんど疑う余地がない。今日ではかなりの盛り上がりを見せるようになった憲法改正の動きが加速され、数年のうちにそれが実現し、新憲法下で自衛隊が自衛軍に、すなわち正規の軍隊に脱皮するとしても、わが国の軍事ドクトリンは先進主要国中

でも最も低姿勢のものであり続けるであろう。だとすると、その下でわが国の平和と安全を確保していくには、この軍事的抑制を埋め合わせるため、情報面で他国に優越するとも劣らぬ能力をもつことが不可欠となる。

ところが、第2次大戦後のわが国には、国家の常識とも言うべき本格的な情報機関がそもそも存在しない。これは、日本弱体化を旨とした初期の対日占領政策の惰性が国内的にも働きつづけたことの結果であるが、いつの間にかわが国では、情報機関なき国家こそが道徳性の高い国家であるかのような国民思考が定着してしまった。無論、米国のCIAや冷戦期のソ連のKGBのような情報機関の活動に、国民監視の行き過ぎ、情報操作による世論操縦、任務規定に反する対外活動などの問題があったことは事実であり、このネガティブな側面をいかに抑制するかは、いずれの国家にとっても難問であった。また、現になおそうである。しかし、このネガティブな側面を考慮に入れても、他国の場合は政府の側で情報機関の具備が不可欠視されているし、一定の批判は伴いつつも民意もこの考えを受け入れている。情報機関廃止論や不要論が世論の大勢となるような事態は起きなかったし、将来にも起きないであろう。

とくに先進主要国において情報機関不要論が台頭しないのは、情報機関を保有する場合と非保有の場合とでは、なかんずく安全保障の面において後者の場合の方がマイナスが大きいとの感覚が国民レベルにおいて本能的に、また経験的に育っているからにほかならない。

これは、わが国の朝野が心して学ぶべき点である。ただ、長年の慣性で一般国民の側にその感覚が育っていない以上、音頭をとる役割は政治が、またその感覚を備えるオピニオンリーダ層が、果たさなければならない。政治およびオピニオンリーダ層は、将来にわたっても抑制的で守勢的な軍事的ドクトリンを持ちつづけるであろうわが国の安全保障にとり、情報機関の非保有がいかに不利に満ちたものであるかを、具体的事例を示しつつ根気よく国民に説くべきである。いずれにせよ、国家的情報機関を備えることは、わが国の政治の重要課題である。

今日のわが国は、防衛・安全保障の面での情報活動で無為に終始しているわけでは無論ない。ただ、この分野での情報は多機関の間で分散的に収集、分析されてきて、部門別には優れた情報収集であり分析であっても、特別な垣根があるわけではないが、その成果を一元的に評価・活用する仕組みが欠けている。また、ある種の専門性の高い情報に関して政治が迂闊である場合、官僚機構が省庁間の垣根を超えて注意喚起に動くような仕組み、および風土にも欠けていた。過去におけるその最も苦い経験を挙げるならば、つぎの実例がある。すなわち、1970年代末期、ソ連が当時は米ソ核軍備管理交渉の対象外にあった中距離核(SS-20)を一方的に増強し、西欧主要国首脳が米欧の——また日米の——安全保障デカプリングを真剣に憂慮していた時期に、日本の防衛当局は防衛白書においてこの問題に明確に言及していた⁽¹⁸⁾。ところが、わが国の当時の歴代指導者はそのことを理解していなかった。2代にわたるわが国首脳との会談で直接にそのことを知ったある西欧首脳は、その無理解ぶりに驚いたと伝えられる。付言すると、ソ連中距離核問題での西側の対応こそは冷戦の帰趨を決定する重要性をもつものであった。

「情報なくして戦略なし」とはわが国でもしばしば語られる言葉であるが、上述の実例が示すように、情報そのものは省庁レベルで毎年分析されていても、その成果が一元的に

評価され、国家の指導部による戦略構築のため活用される仕組みが欠けているのでは、情報は持ち腐れであり、戦略は生まれえない。このことに鑑みて、安全保障との関係では政治の中核において情報政策の根本的改革が必要である。現行の内閣情報調査室は権限、規模の両面であまりにも非力であり(19)、改組または新設により前述のような本格的な情報機関を保有することが、わが国として必須である。と同時に、評価された重要情報を政府首脳の間の中に確実にインプットする仕組み(会議体)が必要である。現在では内閣情報官による随時の報告があるが、これだけではあまりに便宜的に過ぎる。他方、現行の安全保障会議は国防に関する重要事項および重大緊急事態への対処に関する審議機関であって、それに先立つべき情報ブレーン・ストーミングの場たり得ない。要は、行政的決定を下すに先立って、政府首脳の情報ブレーン・ストーミングに役立つ場を設置することである。

情報政策の基礎が「収集」にあることは言うまでもない。わが国の情報収集に関して指摘されるべきは、わけても「人的情報(human intelligence)」機能の弱さである。その原因は、第2次大戦敗戦後に培われた「スパイは悪」とのあまりにも素朴すぎる思い込みが今日なお生きていることにある。しかし、情報政策の要諦は、「文書」、「電子」、「人的」情報のバランスを保つことにあるから、わが国の「人的情報」機能の弱さは改善されなければならない。とりわけ、国際テロリズムのような「新顔」の脅威が今後なお深刻化すると判断される時代にあつては、「人的情報」機能の重要性は従来以上に高まるのであるから、この欠陥の是正は急務であると言える。

情報機能の強化は、同時に秘密保護の強化によって補完されるのでなければならない。わが国では長年、情報機関の活動を国家の悪徳視する風潮が見られたのと相俟って、秘密保護の重要性が軽視されがちであった。とくに機密情報の保全面では問題があった。国家の安全保障に関わる重大な機密漏洩行為についても、それは法律上は一般的な犯罪として処理され、結果として国際常識に照らすと軽微な刑罰しか課せられなかった。その原因は、戦後のわが国に秘密保護法が欠如していたことにある。しかし、この態勢が持続すると、わが国にとり諸外国との情報共有はきわめて困難になるであろう。なぜなら、ある国が機密情報を対日提供する場合には、それが他国の場合よりも容易に日本から漏洩することを覚悟しなければならないからである。当然、諸外国は機密情報の対日提供に二の足を踏むことになる。結果、他国は機密情報の交換・共有の場から日本を閉め出すことになる。

秘密保護法が欠如していることは、2 国間同盟である日米安保体制下でも米国が問題視してきたところであった。日本に提供した機密情報が比較的容易に外部に流出した事実もあり、また、漏洩の可能性が排除できなかったからである。このことは日本の利益にならなかった。が、時代は一層複雑化してきた。「新しい脅威」の時代を迎えて、とくに国際テロリズムのような「新顔」の脅威への対処の場合、多国間の機密情報の交換・共有の成否は、従来以上に重要な意味を帯びる。その中であつて、わが国が国際的連環中の「脆弱な一環」と見なされるようなことは下策である。そのためにも、「秘密保護法」の制定はわが国にとり避けては通れない課題である。

付記

本研究プロジェクトの進行とほぼ平行して、本稿筆者は「日本国際フォーラム」の政策提言「新しい脅威と日本の安全保障」のタスクフォース主査をも務めた。その際に三好範

英（読売新聞）、宮坂直史（防衛大学校）、高橋杉雄（防衛研究所）の3名のタスクフォース・メンバーから多くの貴重な助言を得た。そこからの収穫が、本稿には少なからず活かされている。記して3氏に謝意を表したい。

- (1) 日米安保体制および NATO にとり、冷戦期にはソ連が「事実上の仮想敵」であったと記述する理由は、つぎの通り。日米安保条約、北大西洋条約のいずれにも、特定の国家（群）を仮想敵と見做していると窺わせる文言は一切見当たらない。これは、冷戦期にソ連が東欧諸国や中国との間に結んだ相互援助の条約で、特定国家（群）を名指しで非難の対象としていた（＝仮想敵視していた）のとは 対照をなしていた。他方、日米同盟、NATO 同盟がその実際の運用面でソ連を仮想敵視していたことは、両同盟関連の公式諸文書に照らして明白であった。なお、かりに日米安保条約と北大西洋条約に「仮想敵はソ連」と窺わせるような文言が盛られていたならば、冷戦終結およびソ連消滅後には、少なくともその点に関して関連文言の削除ないし修正が議論されざるを得なかった可能性は、小さくない。
- (2) 拙稿『「ニューNATO」の動向』（『新防衛論集』、第27巻第1号所収）、35ページ。
および拙著『NATO——21世紀からの世界戦略』（文春新書、1999年）、214ページ以下。
- (3) その代表的な文書は、EUが2003年12月に採択した「よりよい世界における安全な欧州——欧州安全保障戦略」である。その英文は、“A secure Europe in a better World”
<<http://ue.eu.int/pressdata/EN/reports/78367.pdf>>。その論旨については、拙稿「欧州独自の安全保障？（中）」、『海外事情』、2004年9月号所収）を参照のこと。
- (4) ブッシュ米政権が2002年9月に発表した「米国の国家安全保障戦略 “The National Security Strategy of the United States of America”」<<http://www.whitehouse.gov/nse/nss.html>>、その和文（仮訳）は、<<http://Tokyo.usembassy.gov/j/p/tpj-j2003051d1.html>>。なかで、「無法国家やテロリスト」を一括扱いしている代表例は、「V. 大量破壊兵器を持つ敵による米国や同盟国・友好国への脅威の阻止」の章である。
- (5) 前出の注(3)に示した拙稿の、とくに70ページ以下を参照のこと。
- (6) 朝日新聞の2004年11月12日の記事「米軍再編を巡る外務省見解（全文）」、および「極東条項の制約緩和——外務省が新見解」。なお、本稿筆者は、外務省新見解が新聞報道される直前、外務省のそれまでの「極東条項」解釈に異議を唱えた。拙稿、「政府の『極東条項』解釈に異議あり」（産経新聞、2004年10月29日付）を参照のこと。外務省の新見解は、本稿筆者が唱えた解釈にきわめて近いものとなった。
- (7) “Annual Report to Congress — The Military Power of the People’s Republic of China 2005”, Office of the Secretary of Defense.
<<http://www.defenselink.mil/news/ju2005/d20050719china.pdf>>。とくに、その「第4章・軍近代化のための資源」の「防衛予算の傾向」の項を見よ。
- (8) 1995年3月に発生した地下鉄サリン事件で、陸上自衛隊化学防護部隊が「災害派遣」されたが、それが、テロ集団への大量破壊兵器の拡散という「新たな脅威」に対する防衛・安全保障政策上の対応として防衛白書に記述されるようになったのは、ようやく平成14（2002）年版においてである。
- (9) 自国領域の直接的な防衛の切実さが大きく後退したドイツでは、国防相が2004年、「ヒンズークシでの国防」という新しい国防の考え方を唱えるにいたった。拙稿、「ドイツ連邦軍改革」『拓殖大学海外事情研究所報告』第38号、2004年3月、92ページ。
- (10) この問の事情については、拙稿「9/11・NATO・自衛権」『拓殖大学海外事情研究所

報告』、第36号、2002年3月、pp.103-116をみよ。

- (11) 集団的自衛権に関する政府解釈（内閣法制局解釈）の論理的欠陥の主要点は、つぎのとおりである。①政府解釈（1981年5月の「答弁書」）は集団的自衛権を「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」と説明した。「自国と密接な関係にある外国」とは、自国と同盟条約関係にある国、つまり日本の場合は米国を指すと考えられている。上記説明が正しいなら、他国との間に同盟条約関係をもたない国——たとえば中国とかスイス——は、集団的自衛権を保有しないことになる。だが、国連憲章下では、「すべての国家」（当初は「国際連合加盟国」）が個別的・集団的自衛権をもつ。なぜなら、それは国家に「固有の」権利であるからだ。ゆえに、上記の政府解釈は誤りである。他国と同盟条約関係を保有しない国も、個別的・集団的自衛権の「固有の権利」を保有する。②政府解釈は、わが国は集団的自衛権を「国際法上保有するが、憲法上行使不可」と説明するが、「憲法上行使不可」の結論に先行すべき「憲法上保有か、非保有か」の吟味を避けている。これは論証手順上の重大な欠陥である。かりに「憲法上保有せず」ならば、保有しない権利の行使可否は問う必要がない。かりに「憲法上保有する」ならば、「憲法上保有する権利を憲法上行使できない」という珍説が論証されなければならない。無論、その論証はなされていない。かりに「憲法上保有、非保有は不明」と言うのなら、第1にそれは憲法解釈と呼ぶに値しないし、第2に「保有、非保有が不明」なのになぜ「行使不可」が明言できるのかの疑問に答えなければならない。この作業もまた、なされていない。③政府見解は、平易に言うところ、「日本国憲法は“自国と密接な関係にある”同盟国の防衛を認めていない」（他衛不可）というに尽きるが、これをわざわざ「わが国を防衛させるため必要最小限度の範囲」を超えるから不可という、不必要、かつ的はずれの修辞をもって説明した。論理構成が混濁している。④政府解釈では「個別的」と「集団的」の自衛権は峻別されているが、国際社会は両者を峻別していない。「9.11」後に米国のNATO同盟国が憲章第51条規定に従って安保理に「自衛権行使の措置」を報告した書簡を見れば、それは一目瞭然である。わが国の政府解釈は、今日の国際社会の解釈から大きくずれている。

以上の記述につき、より詳しくはつぎの文献を参照のこと。

佐瀬昌盛『集団的自衛権——論争のために——』、PHP新書、2001年、

佐瀬昌盛『『集団的自衛権』小賢しき“解釈護憲”』、「諸君!」、2004年5月号。

- (12) アーミテージ・リポートの英語全文は、
“The United States and Japan : Advancing Towards a Mature Partnership.
<<http://atimes.com/japan-ecou/BJ19Dh01.html>>
(13) Bulbina Y. Hwang : Japan’s New Security Outlook : Implications for the United States. July 7, 2005. <
<http://www.heritage.org/Research/AsiaandthePacific/bg1865.cfm>>

同論文は、分析に当てられた本文中で日本の集団的自衛権解釈の問題に言及したうえで、「米国は何をなすべきか」の6項目提言の1項としてこの問題につき、つぎのように述べている。「集団的自衛権許容のため日本国憲法第9条を再検討しようとする日本のイニシアティブを支持すると表明せよ。同盟国に対する日本の直接の出援を許すよう憲法解釈を改めることは、米国および国際の安全保障に貢献するであろう。しかし、米国は、いかなる憲法再解釈も日本の国内問題であり、日本主導で提議、指導、かつ達成されるべきである旨をも明言すべきである。また、日本のリーダーシップに対しては、公然の論議を通じてこのプロセスが透明性をもって進められ、日本の動機に対する地域（諸国）の誤解を静めるよう、求めるべきである」。

- (14) 詳しくは前掲拙著、『集団的自衛権』、154ページ以下を参照のこと。
(15) 「専守防衛」に関する政府説明の変遷および問題については、本稿筆者が主査として関与した「専守防衛に関する提言」（日本戦略研究フォーラム、2005年1月、JFSS

政策提言 9) に収録の、つぎの論考および資料をみよ。中静敬一郎「専守防衛の誕生と発展」。巻末資料・「専守防衛に関する政府見解（総括表）」、および、「専守防衛の構造（政府見解から見た具体的内容）」。

(16) 国際テロリズムをわが国の安全保障との関連で捉える姿勢は、2003年の「防衛白書」以後しだいに明確化し、2004年12月閣議決定の「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」では、大量破壊兵器の拡散等と並べて国際テロリズムを、「わが国の平和と安全の確保に密接にかかわる問題」との記述を生みだすまでになった。

(17) 前出の注(14)に示した「専守防衛に関する提言」。

(18) 「日本の防衛」（防衛白書）昭和53年版、19ページ。

(19) 内閣情報調査室は、内閣官房の説明するところ、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する「事務を担当」する機関である。

<<http://www.cas.go.jp/gaiyou/jimu/jyouhoutyouusa.html>>

東京財団研究報告書 2005-4
日欧における対米観の変質と安全保障政策に関する研究
2005年 10月

編著者：
佐瀬 昌盛

発行者：
東京財団 研究推進部
〒107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル3階
TEL: 03-6229-5502 FAX: 03-6229-5506
URL: <http://www.tkfd.or.jp>

無断転載、複製および転訳載を禁止します。引用の際は、本報告書が出典であることを必ず明示して下さい。
報告書の内容や意見は、すべて執筆者個人に属し、東京財団の公式見解を示すものではありません。

東京財団は日本財団等競艇の収益金から出捐を得て活動を行っている財団法人です。

TKFD
THE TOKYO FOUNDATION
東京財団